

令和元年 12 月

定 例 会 会 議 録

亀 山 市 議 会

## 質 疑 内 容 （通告要旨）

【11月29日】

1 岡本公秀（新和会） 14～17ページ

### 議案第119号 亀山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

- 1 「成年被後見人」を「意思能力を有しない者」に改めるが、その違いについて
- 2 「意思能力を有しない者」との判断は、誰がどのように行うのか。また、その際に、成年後見人は同席し、意見を述べることができるのか
- 3 「意思能力を有しない者」と判断することは困難ではないのか
- 4 印鑑の登録や証明は、全ての経済活動の基礎となる手続であるが、成年被後見人の権利の制限は今後も緩和されるのか

2 福沢美由紀（日本共産党） 17～20ページ

### 議案第119号 亀山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

- 1 条例改正に至った背景について
- 2 条例改正の内容と運用について
- 3 亀山市における成年後見人制度の活用について

## 質 疑 内 容 （通告要旨）

【12月9日】

1 鈴木達夫（大樹） 35～45ページ

### 議案第92号 令和元年度亀山市一般会計補正予算（第4号）について

- 1 第6款 農林水産業費、第1項 農林水産業費、第5目 農地費、ため池ハザードマップ作成事業の増額補正について及び第2表 繰越明許費補正 追加 第6款 農林水産業費、第1項 農林水産業費、ため池ハザードマップ作成事業について
  - (1) 事業の趣旨と背景について
  - (2) 事業内容と財源について
  - (3) 今後の対応と整備計画について

2 森 英之（結） 45～53ページ

### 議案第89号 亀山市職員給与条例の一部改正について

- 1 人事院勧告の内容について
- 2 住居手当の改定について

### 議案第91号 亀山市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

- 1 病床数削減の目的について
- 2 今後の病院事業への影響について

### 議案第92号 令和元年度亀山市一般会計補正予算（第4号）について

- 1 第8款 土木費、第5項 住宅費、第1目 住宅管理費、市営住宅管理費の減額補正について
- 2 第9款 消防費、第1項 消防費、第1目 常備消防費、庁舎管理費の増額補正について

### 議案第116号 指定管理者の指定について

- 1 指定管理者選定の理由について

### 議案第117号 工事請負契約の変更について

- 1 契約金額の変更理由について
- 2 工期への影響について

3 櫻井清蔵（勇政） 53～61ページ

### 議案第92号 令和元年度亀山市一般会計補正予算（第4号）について

- 1 第3款 民生費、第2項 児童福祉費、第1目 児童福祉総務費、放課後児童クラブ運営費の増額補正について
- 2 第8款 土木費、第5項 住宅費、第1目 住宅管理費、市営住宅管理費の減額補正について

**議案第117号 工事請負契約の変更について**

- 1 西野公園野球場整備改修工事の変更内容について

4 中島雅代（スクラム） 61～70ページ

**議案第91号 亀山市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について**

- 1 病床等の変更による市民への影響について
- 2 経営への影響について

**議案第92号 令和元年度亀山市一般会計補正予算（第4号）について**

- 1 第3款 民生費、第2項 児童福祉費、第1目 児童福祉総務費、放課後児童クラブ運営費の増額補正について
- 2 第6款 農林水産業費、第1項 農林水産業費、第4目 畜産業費、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業の減額補正について

**議案第96号から第115号まで 指定管理者の指定について**

- 1 指定管理者の評価について

5 服部孝規（日本共産党） 70～80ページ

**議案第88号 亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について**

- 1 一般職の任期付職員について

**議案第89号 亀山市職員給与条例の一部改正について**

- 1 人事院勧告制度について
- 2 今回の勧告の内容について

**議案第96号から議案第116号まで 指定管理者の指定について**

- 1 昨年9月議会の答弁について
- 2 2017年の議会総務委員会の提言について

6 草川卓也（結） 80～90ページ

**議案第91号 亀山市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について**

- 1 地域包括ケア病床について
  - (1) 実施内容と実績について
  - (2) 病床変更数の根拠について
  - (3) どのような効果を期待するのか
  - (4) 他の医療業務に与える影響について
  - (5) 地域包括ケア病床を更に充実させるためには何が必要か

**議案第92号 令和元年度亀山市一般会計補正予算（第4号）について**

- 1 第3款 民生費、第2項 児童福祉費、第1目 児童福祉総務費、放課後児童クラブ運営費の増額補正について

- 2 第6款 農林水産業費、第1項 農林水産業費、第3目 農業振興費、有害鳥獣対策事業の増額補正について
- 3 第6款 農林水産業費、第1項 農林水産業費、第5目 農地費、ため池ハザードマップ作成事業の増額補正について

7 福沢美由紀（日本共産党） 90～101ページ

**議案第90号 亀山市国民健康保険税条例の一部改正について**

- 1 改正の内容と影響について
- 2 該当する世帯の所得や滞納状況について

**議案第91号 亀山市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について**

- 1 改正の内容について
- 2 職員体制等への影響について
- 3 地域医療構想との整合性と今後について

**議案第92号 令和元年度亀山市一般会計補正予算（第4号）について**

- 1 第6款 農林水産業費、第1項 農林水産業費、第3目 農業振興費、有害鳥獣対策事業の増額補正について

## 質 問 内 容 （通告要旨）

【12月10日】

1 鈴木達夫（大樹） 104～116ページ

### 亀山駅周辺整備事業について

- 1 戦略プロジェクトの1つである「JR亀山駅周辺拠点力向上プロジェクト」の進捗について
- 2 都市マスタープランの「複合都市機能集積地の形成」について
- 3 亀山市立図書館整備事業との関連について

### 第3次亀山市行財政改革大綱について

- 1 第2次亀山市行財政改革大綱の検証について
- 2 第3次亀山市行財政改革大綱中間案に対する議会からの意見の反映について
- 3 このたびの改定で新たな視点を加えて、今後6年間どのように行政運営に取り組もうとしているのか

2 森 英之（結） 117～128ページ

### 令和2年度 行政経営の重点方針について

- 1 組織・機構の活性化と働き方改革の実現について
  - (1) 亀山市職員の組織・機構が部・室制から部・課・グループ制に移行したことによる効果と課題について
  - (2) 定員適正化計画について
    - ア 育児休業中の職員の定員除外について
    - イ 60歳以上の再任用職員の配置について
    - ウ 今年度の募集人員について

### 亀山市の持続可能性について

- 1 地域カフロー指標と地域カストック指標にみる亀山市の持続可能性について

### 教職員の働き方改革について

- 1 教職員の勤務時間上限の設定について
- 2 変形労働時間制の導入について

3 尾崎邦洋（勇政） 128～140ページ

### 災害への備えについて

- 1 災害備蓄品の備蓄状況について
- 2 避難所の設備について
  - (1) 空調について

- (2) 非常電源について
- 3 要支援者について
  - (1) 定義について
  - (2) 人数について
  - (3) 名簿の作成について
  - (4) 個別計画について
- 4 罹災証明書の発行について
- 5 新規採用職員の防災研修について

#### 行政組織について

- 1 平成30年4月から、企画部門、財政部門及び人事部門を「総合政策部」に統合したことの評価について

#### 4 中島雅代（スクラム） 140～155ページ

##### 災害時における避難所について

- 1 避難所の開設について
- 2 避難所の運営について
- 3 避難所開設時の教職員の職務について
- 4 災害時の市職員の職務について

##### 多胎児支援について

- 1 多胎児支援の現状について
- 2 今後の支援策について

#### 5 中崎孝彦（新和会） 155～163ページ

##### 防災について

- 1 要支援者の避難について
  - (1) 市内の要支援者の人数について
  - (2) 名簿の更新について
  - (3) 個別計画の策定について
- 2 避難所の環境整備について
  - (1) 指定避難所の空調設備の整備計画について
  - (2) 災害時の非常電源について
  - (3) 防災計画や避難所運営に関する指針・マニュアル策定への女性職員の参画について
  - (4) 乳幼児や女性等に配慮した対応について
- 3 福祉施設の避難計画について
  - (1) 市内の土砂災害警戒区域や河川の浸水想定区域に高齢者施設は存在するのか。また、存在する場合、施設の避難計画は策定されているのか
- 4 避難情報について

(1) 避難勧告や避難指示が「避難行動」につながっていないことについて

6 服部孝規（日本共産党） 163～177ページ

#### 亀山駅周辺整備事業について

- 1 再開発事業の施工予定者選定公募型プロポーザルの結果について
- 2 現在の進捗状況について
- 3 今後の事業の見通しについて

#### 市の水道施設の浸水対策について

- 1 10月の台風19号による各地の被害状況から浮かび上がった亀山市が講ずべき対策は何かについて
- 2 洪水ハザードマップで浸水想定区域内にある水道施設の浸水対策について
- 3 浸水により水道施設が機能しなくなった場合の対策について
- 4 亀山市新水道ビジョンで対策は十分なのかについて

7 森 美和子（公明党） 177～188ページ

#### 安全・安心なまちづくりの推進について

- 1 犯罪被害者等基本法に規定されている犯罪被害者等への支援に関する市の責務について
  - (1) 相談及び情報提供について
  - (2) 経済的な支援について
  - (3) 保健・医療・福祉サービスの提供について
  - (4) SNSを通じた犯罪から子どもを守るための対策について
  - (5) 条例制定の考え方について
- 2 高齢ドライバーによる事故防止のための安全装置等の設置補助について
  - (1) 近年の免許返納者の動向について
  - (2) 高齢者の移動手段の確保と認知症予防の観点から、安全装置等の補助制度の導入について

## 質 問 内 容 （通告要旨）

【12月11日】

1 草川卓也（結） 190～203ページ

### 令和2年度行政経営の重点方針に掲げられた「亀山版SDGs」について

- 1 「亀山版SDGs」に対する市長の想いについて
- 2 「亀山版SDGs」の確立について
  - (1) 2030年ビジョンの策定について
  - (2) 総合計画はじめ各種計画への反映について
  - (3) 推進体制の構築について
  - (4) 目標と指標の設定について

### 多様な地域交通を1つの移動サービスに統合する「亀山版Ma a S」の必要性について

- 1 誰もが行きたいところへ手軽に移動できる地域交通の形成について
  - (1) 乗合タクシー「のりかめさん」の実績について
  - (2) 「定額タクシー」「移送支援サービス」など多様な地域交通の検討について
  - (3) AIを活用した配車・予約システムを備える「亀山版Ma a S」の検討について

### 激甚化・頻発化する豪雨災害への対策について

- 1 防災マップ・洪水ハザードマップについて
  - (1) 各地域における避難所について
  - (2) 「内水ハザードマップ」について
- 2 鈴鹿川水系の洪水浸水想定区域に位置する地域の災害対策と国・県との連携について

2 櫻井清蔵（勇政） 203～213ページ

### 令和2年度の予算編成について

- 1 櫻井市長は、平成21年の市長選挙のマニフェストにおいて、市長任期は最長3期12年に制限するとして市長に当選され、本年10月の議会全員協議会において令和2年度の予算編成方針及び行政経営の重点方針が示された。公約の任期最終年度である令和2年度の予算編成に対する市長の思いを知りたい

### 亀山市自治会連合会について

- 1 亀山市自治会連合会の現状と今後について
  - (1) 市内の自治会数について
  - (2) 自治会連合会への加入状況について
  - (3) 自治会連合会を脱会する自治会があると聞き及んでいるが、脱会した自治会の数とその要因を知りたい
  - (4) 脱会した自治会に対して、市長としてどのように対応していくのか

### 市道市場阪東線について

- 1 去る9月定例会でも質問したが、市道市場阪東線の改良に向けた進捗状況について
- 2 令和2年度の予算計上について

#### 乗合タクシー制度とタクシー券交付事業について

- 1 タクシー券の交付は、議会の決議により、今年度は継続されたが、現行の乗合タクシー制度は、運行内容や利用状況、市民の事業に対する理解度はまだまだ不十分である。タクシー券の交付については、乗合タクシー制度が利便性の高い制度として定着するまで、来年度も引き続き継続すべきであると思うが市長の考えを知りたい

#### 亀山駅周辺整備事業について

- 1 11月27日に開催された亀山駅周辺整備事業特別委員会の内容を検証する

3 今岡翔平（スクラム） 214～225ページ

#### 不妊治療への助成について

- 1 亀山市は人口の自然増と社会増のどちらにも力を入れていくという前提について
- 2 不妊治療の助成が人口増につながる有効な施策であることについて
- 3 県内他市町の制度との違いについて
- 4 助成を申請する際のフローについて
- 5 対応する職員体制について

#### 防犯カメラの設置について

- 1 市内の防犯カメラの設置数と設置目的について
- 2 市が主体となって防犯カメラを設置する責任や必要性について

4 福沢美由紀（日本共産党） 226～237ページ

#### 幼児教育・保育の無償化について

- 1 給食費（副食費）の実費徴収をしない選択について
- 2 教育・保育現場での影響について

#### 加齢性難聴にかかる補聴器購入に対する公的助成について

- 1 障害者総合支援法に基づく補助制度について
- 2 加齢性難聴について
- 3 補聴器購入に対し、公的助成をすることの効果・影響について

#### 学校給食で提供されているパンの安全性について

- 1 流通ルート及び国産小麦と輸入小麦の比率について
- 2 輸入小麦から検出される農薬グリホサートについて
- 3 農薬検出検査の必要性について
- 4 国産小麦100%のパンの提供について

5 前田 稔（スクラム） 238～248ページ

### 亀山駅周辺整備事業について

- 1 計画通りに進んでいるのか。当初の計画から変更になった部分は
- 2 当初の約5.4億円から約7.1億円にまで予算が増えたのはなぜか
- 3 権利変換等事業の進捗状況について

### 亀山市鈴鹿川等源流域の自然環境と歴史的資源を守り継ぐ条例制定後の状況について

- 1 具体的な事業内容について
- 2 事業の地元への説明について

### 医療センターについて

- 1 病院事業に地方公営企業法を全部適用してどのように変わったのか
- 2 全部適用による効果について

6 豊田恵理	248～262ページ
--------	------------

### 児童虐待について

- 1 亀山市の現状について
  - (1) 窓口について
  - (2) 傾向について
- 2 虐待を発見した場合の対応について
- 3 各種機関との連携体制について

### 亀山市の災害対策本部と災害時体制について

- 1 災害対策本部の役割について
- 2 市役所が被災した場合について
- 3 被害が長期化した場合について
  - (1) 市職員の災害時体制について
  - (2) 想定できる災害対応について

### 亀山市のコンパクトシティの考え方について

- 1 居住誘導区域について
  - (1) 現在の誘導区域の選定理由について
  - (2) 防災面での考えについて
- 2 都市機能誘導区域について
  - (1) 新庁舎を含む今後の公共施設について
  - (2) コンパクトシティの考え方について

令和元年 11月29日

亀山市議会定例会会議録（第1号）

●議事日程（第1号）

令和元年11月29日（金）午前10時 開会及び開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 現況報告
- 第 5 議案第119号 亀山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 第 6 議案第 87号 亀山市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
- 第 7 議案第 88号 亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
- 第 8 議案第 89号 亀山市職員給与条例の一部改正について
- 第 9 議案第 90号 亀山市国民健康保険税条例の一部改正について
- 第 10 議案第 91号 亀山市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 第 11 議案第 92号 令和元年度亀山市一般会計補正予算（第4号）について
- 第 12 議案第 93号 令和元年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第 13 議案第 94号 令和元年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第 14 議案第 95号 令和元年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第 15 議案第 96号 指定管理者の指定について
- 第 16 議案第 97号 指定管理者の指定について
- 第 17 議案第 98号 指定管理者の指定について
- 第 18 議案第 99号 指定管理者の指定について
- 第 19 議案第100号 指定管理者の指定について
- 第 20 議案第101号 指定管理者の指定について
- 第 21 議案第102号 指定管理者の指定について
- 第 22 議案第103号 指定管理者の指定について
- 第 23 議案第104号 指定管理者の指定について
- 第 24 議案第105号 指定管理者の指定について
- 第 25 議案第106号 指定管理者の指定について
- 第 26 議案第107号 指定管理者の指定について
- 第 27 議案第108号 指定管理者の指定について
- 第 28 議案第109号 指定管理者の指定について
- 第 29 議案第110号 指定管理者の指定について
- 第 30 議案第111号 指定管理者の指定について
- 第 31 議案第112号 指定管理者の指定について
- 第 32 議案第113号 指定管理者の指定について
- 第 33 議案第114号 指定管理者の指定について

- 第 34 議案第115号 指定管理者の指定について  
 第 35 議案第116号 指定管理者の指定について  
 第 36 議案第117号 工事請負契約の変更について  
 第 37 議案第118号 市道路線の認定について

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1番	草川卓也君	2番	中島雅代君
3番	森英之君	4番	今岡翔平君
5番	新秀隆君	6番	尾崎邦洋君
7番	中崎孝彦君	8番	豊田恵理君
9番	福沢美由紀君	10番	森美和子君
11番	鈴木達夫君	12番	岡本公秀君
13番	伊藤彦太郎君	14番	前田耕一君
15番	前田稔君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	西口昌利君
総合政策部長	山本伸治君	生活文化部長	佐久間利夫君
健康福祉部長	井分信次君	産業建設部長	大澤哲也君
上下水道部長	宮崎哲二君	危機管理監	服部政徳君
総合政策部次長	落合浩君	生活文化部次長兼 関支所長	青木正彦君
健康福祉部次長	伊藤早苗君	産業建設部次長	亀渕輝男君
生活文化部参事	深水隆司君	生活文化部参事	谷口広幸君
健康福祉部参事	豊田達也君	産業建設部参事	久野友彦君
産業建設部参事	草川保重君	会計管理者	渡邊知子君
消防長	平松敏幸君	消防部長	豊田邦敏君
消防署長	原博幸君	地域医療統括官	伊藤誠一君
地域医療部長	古田秀樹君	教育長	服部裕君
教育部長	草川吉次君	教育委員会事務局参事	亀山隆君
監査委員	渡部満君	監査委員事務局長	木崎保光君

選挙管理委員会  
事務局 長

松 村 大 君

---

●事務局職員

事務局 長 草 川 博 昭 書 記 水 越 いづみ  
書 記 村 主 健太郎

---

●会議の次第

(午前10時00分 開会)

○議長（小坂直親君）

おはようございます。

ただいまから令和元年12月亀山市議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付してあります議事日程第1号により取り進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第84条の規定により、議長において、

6 番 尾 崎 邦 洋 議員

1 4 番 前 田 耕 一 議員

のご兩名を指名します。

次に日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から12月20日までの22日間としたいと思います。これにご異議  
ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

会期は、本日から12月20日までの22日間と決定しました。

次に日程第3、諸報告をします。

今期定例会の議事説明のため、地方自治法第121条の規定に基づき、あらかじめ関係当局の出席を求めておきましたところ、お手元の配付文書のとおり、それぞれ出席を得ておりますので、ご了承願います。

次に、監査委員から、例月出納検査結果報告書2件が提出されておりますので、ごらんおきください。

次に日程第4、現況報告を行います。

初めに、市長に市政の現況について報告を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

令和元年12月亀山市議会定例会の開会に当たり、市政の現況と今後の見通しについてご報告し、

議員並びに市民の皆様のさらなるご理解とご協力をお願い申し上げます。

初めに、先月、東日本を中心に甚大な被害が発生した台風19号等の災害によりお亡くなりになられました方々に哀悼の意を表しますとともに、被災されました皆様方に衷心よりお見舞い申し上げます。あわせまして、被災地の一日も早い復旧・復興を祈念いたしております。

くしくも、本年は伊勢湾台風の襲来から60年の節目であります。こうしたスーパー台風による自然災害は、近年の気候変動の影響により今後も発生が危惧されますことから、本市といたしましても、さらなる防災力・減災力の向上へ決意を新たにしたところであります。とりわけ、あすは東野公園において令和時代初めてとなる亀山市総合防災訓練を実施し、地域の総合的な防災力の向上につなげてまいります。

さて、我が国の経済につきましては、通商問題をめぐる緊張、中国経済の先行き、消費税率引き上げ後の消費者マインドの動向や、相次ぐ自然災害の経済に与える影響等に留意する必要もあり、景気回復への確実性を見通しづらい状況にあります。

こうした中、本市におきましては、先月、令和2年度行政経営の重点方針を定めました。その中で、令和2年度を「知新の年」と位置づけ、「環境・文化施策の推進と亀山版SDGsの確立」、「第3次行財政改革大綱前期実施計画の着実な推進」、「組織・機構の活性化と働き方改革の実現」の3つを行政経営の重点方針として掲げました。これに基づき、国や県の各分野における具体的な政策動向等も注視しつつ、新年度に向けた予算編成等の取り組みを順次進めてまいります。

ところで、今月19日には総合保健福祉センターにおきまして、三重県知事との1対1対談が行われ、地域医療や廃棄物処理政策など4つのテーマについて率直な意見交換を行いました。中でも、亀山市立医療センターが急性期機能と回復期機能のバランスを考慮し、引き続き地域医療の担い手として役割を果たす必要性を初め、リニア中央新幹線の早期開業と県内駅設置を見据えた県との連携などについて情報共有と相互理解を深められたことは大変意義深く、今後もさまざまな分野で県と連携・協働を図りながら施策推進につなげてまいります。

それでは、市政の各部門にわたり、第2次亀山市総合計画の施策の体系に沿ってご説明申し上げます。

まず、「快適さを支える生活基盤の向上について」でございますが、都市づくりの推進のうち、都市づくり戦略推進事業による都市計画道路の見直しにつきましては、今月20日に亀山市都市計画審議会から亀山都市計画道路（国道1号線及び関連路線）変更案について答申を受けましたので、本年度中の都市計画の変更に向け、関係手続を進めてまいります。

一方、地籍調査事業につきましては、先月、関町北裏①地区の現地確認調査を実施したところですが、本年度計画しておりました本町③地区の現地確認調査につきましては、県補助金の活用ができないことから、翌年度の実施に計画を変更すべく本議会に関係経費の予算補正を提案いたしております。

また、亀山駅周辺整備事業につきましては、亀山駅周辺2ブロック地区市街地再開発組合において、第一種市街地再開発事業の推進のため、権利変換計画作成に向けた権利者協議が進められるとともに、先月、施工予定者と設計・施工に関する基本協定が締結されたことから、現在、設計等への技術協力を得ながら工事請負契約の締結に向けた協議が進められているところであります。こうした中、先般、市も当組合の参加組合員として再開発事業に参画し、先月30日付で当組合の理事

に副市長が就任いたしましたので、本事業における市の立場が変わる大きな転換点を迎えたこととなります。そのため、一層庁内の連携を強化するなど、引き続き前期基本計画の戦略プロジェクト、JR亀山駅周辺拠点力向上プロジェクトの積極的な推進を図ってまいります。

次に、上下水道の充実のうち、公共下水道事業につきましては、来年度の生活排水処理アクションプログラムの見直しに伴い、公共下水道の整備着手が令和8年度以降になる地域の一部を対象に住民の方へ意向調査を実施しているところであります。

次いで、公共交通網の充実のうち、昨年10月に運行を開始いたしました乗合タクシー、のりかめさんにつきましては、既に3,000人を超える方が利用者登録をされ、一部制度の見直しを行った本年度は、先月末現在で延べ1,167人の方にご利用いただいております。

また、大規模小売店舗のご協力により、今月から新たに特定目的地停留所を1カ所追加いたしました。今後も停留所の新設による利便性の向上や市広報等での周知を図りながら、乗合タクシー制度のさらなる定着に努めてまいります。

次に、安全・安心なまちづくりの推進のうち、農業用ため池のハザードマップにつきましては、本年度三重県により、市内のため池のうち、既にため池ハザードマップを作成している13カ所を除く119カ所のため池について浸水想定区域などの調査が実施され、その結果、新たに31カ所の防災重点ため池が確認されました。これらの防災重点ため池については、早期にハザードマップを作成する必要があると、このたび県の補助事業としても採択されましたので、本議会に係経費の予算補正を提案いたしております。

一方、消防力の充実強化につきましては、先月15日に市内の事業所において、災害対応力の強化を目的に実災害を想定した大規模合同訓練を実施いたしました。当該事業所の自衛消防隊を初め従業員約1,000人が参加し、通報・避難訓練に加え情報伝達訓練や消火・救助訓練を行い、亀山消防署と事業所との連携強化を図ったところであります。

また、鈴鹿市と検討を進めてまいりましたはしご自動車の共同整備につきましては、先月17日付で連携協約を締結したところであり、引き続き来年度の整備に向け諸準備を進めてまいります。

ところで、旧市営若草住宅において、去る7月20日に続き先月も連続して火災が発生したことから、その対応といたしまして、建物解体作業が始まるまでの間、亀山警察署とパトロールを実施するなど警戒を行ったところであります。

なお、先月発生した2件の火災につきましては、亀山警察署と協力しながら出火原因を調査中であり、あります。

次いで、自然との共生につきましては、本年度、国において森林環境譲与税が創設されましたが、引き続き既存の林野公共予算を確保するよう、先月開催されました近畿中国森林管理局管内国有林野等所在市町村長連絡協議会において、国に対し要望いたしましたところであります。今後も機会を捉え、国及び県に対し森林・林業関係予算の確保を要望するとともに、間伐により森林の持つ公益的機能の向上及び森林資源の循環利用を推進してまいります。

次に、歴史文化の継承・活用のうち、鈴鹿関跡学術調査事業につきましては、発掘調査において鈴鹿関の築地塀の存在を示す古代の瓦だまりが確認され、現在、調査成果等を取りまとめているところであります。今後は、国史跡の指定へ向け、年内に三重県教育委員会を通じて文化庁へ具申書を提出する予定であります。これとあわせて発掘調査現場での説明会を行い、広く市民の方々に調

査成果をお知らせしてまいりたいと考えております。

一方、歴史博物館につきましては、来月1日まで開催の第33回企画展「えっ、今日から武士じゃない!？」において、江戸時代の亀山の武士が明治という新しい時代に試行錯誤しながら自活・自立していく様子を展示し、多くの皆様に時代の大きな変化の中での亀山の歴史を知ってもらう機会を設けております。

続きまして、「健康で生きがいを持てる暮らしの充実」について、ご説明申し上げます。

まず、地域福祉力の向上のうち、地域福祉力強化推進事業につきましては、今月15日にボランティア養成講座を開催し、地域におけるボランティア活動に対する市民意識の醸成を図りました。この講座の開催を契機として、引き続き地域課題の解決に向け、地域における助け合い・支え合い活動の促進に取り組んでまいります。

また、今月1日には、中央コミュニティセンターにおいて、第15回亀山市社会福祉大会を開催し、社会福祉関係団体等の功労者表彰を行うとともに、日本ユニバーサルマナー協会から講師をお招きし、「ユニバーサルマナーから伝わる ふだんの 暮らしの しあわせ」と題したご講演をいただき、障がいのある方への心遣いなどについて再認識する機会となりました。

一方、地域福祉の推進役として活躍いただいております民生委員・児童委員及び主任児童委員につきましては、厚生労働大臣からの委嘱状の伝達式を来月3日に開催いたします。このたびの一斉改選におきまして、前回改選時の約半数の委員が交代されることとなり、定数も4名増加の102名となりました。退任される委員の皆様には、長年にわたる社会福祉へのご尽力に改めて感謝申し上げますとともに、新たに委嘱されました委員の皆様には、地域住民の相談・支援活動にご協力いただき、地域での助け合い・支え合いの担い手として期待をいたすところであります。

次に、健康づくり・地域医療の充実のうち、先月1日から開始いたしましたかめやま健康マイレージ事業につきましては、チラシの全戸配布やケーブルテレビ等での告知、地域まちづくり協議会等での啓発活動などにより、広く本事業の周知を行いました。今後も市民の健康づくりのきっかけづくりと、その取り組みの継続を支える環境づくりを図るため、関係部署間で連携を図りながら事業の促進につなげてまいります。

一方、医療センターにつきましては、地域包括ケアシステムを支える病床の充実を図るため、平成29年4月に導入した地域包括ケア病床は、昨年4月に4床増床し、現在19床となっております。病院全体の病床機能を見直す中で、病床利用率が高く市民のニーズに合致した地域包括ケア病床をさらに増床してまいりたく、本議会に関係条例の改正を提案いたしております。

次いで、高齢者の地域生活支援の充実につきましては、健康都市として健康寿命を延ばすため、新たにフレイル対策の推進が求められております。一般的に多くの高齢者の方がフレイル状態を経て要介護状態に進むと考えられておりますので、ふれあいいきいきサロンや老人クラブ活動、食生活改善推進協議会の取り組みや健康づくり事業などと介護予防事業を一体的に展開していけるよう、検討しているところでございます。

次に、障がい者の自立支援と社会参加の促進につきましては、先月6日、総合保健福祉センターにおいて、本市を含む県内5市の医師や看護師、福祉・教育に携わる者の参画を得つつ、三重大学医学部附属病院及び三重病院が中心となり、にじいろネット研究会が開催され、課題の検討や情報共有を行いました。今後も、医療的ケアを要する重症児・者とその家族が地域で安心して暮らして

いけるよう、こうした多機関の連携を生かしてまいりたいと考えております。

また、来月3日から9日までの障害者週間に合わせて、市広報及びケーブルテレビを活用し、障がいや障がいのある人への関心や理解が深まるよう啓発を行ってまいります。

また、来月13日及び14日に亀山市文化会館において開催される三重県障がい者芸術文化祭において、主催する三重県と連携・協力の上、芸術・文化活動を通じた障がい者の地域社会への参画を促進してまいります。

次いで、スポーツの推進のうち、西野公園運動施設改修事業につきましては、去る8月の工事着手以降、野球場の既設天然芝等の撤去や防球ネットの設置等を進めており、計画どおり順調に進捗いたしております。今後は、外野人工芝の敷設やファウルポールの設置等を進め、本年度内の完成を目指してまいります。

なお、土砂運搬距離の変更等に伴う工事請負契約の変更について、本議会に関係議案を提出いたしております。

続きまして、交通拠点性を生かした都市活力の向上について、ご説明申し上げます。

まず、企業活動の促進・働く場の充実につきましては、現在、民間産業団地、亀山・関テクノヒルズの新区画10区画のうち8区画へ5社が進出を決定し、そのうち1社が既に着工され、年内にはさらに1社が着工予定と伺っております。今後も、高速道路が結節する交通アクセス性やスマートインターチェンジに直結する産業団地などの本市の優位性を生かし、開発事業者等と連携を図りながら、亀山・関テクノヒルズの残区画への企業誘致を積極的に行ってまいります。

次に、地域に根差した商工業の活性化のうち、亀山市プレミアム付商品券の交付につきましては、先月1日から商品券の販売及び使用を開始いたしておりますが、本市の低所得者における購入引きかえ券の交付申請割合は、全国平均並みの35%となっております。そのため、当該申請期限を来年1月17日まで延長し、一人でも多くの対象者の方に申請いただけるよう対応を図ったところであります。

また、空き店舗等の解消による地域のにぎわいの創出を図る空き店舗等活用支援事業につきましては、井田川地区及び関地区における2件の出店に対し補助金の交付決定を行いました。今後も、亀山商工会議所や金融機関等との連携による創業支援ネットワーク、カメラヤマ創業アシストにより必要な支援を継続的に行うことで、市内での創業を促進してまいります。

次いで、農林業の振興のうち、CSF「クラシカル・スワイン・フィーバー」（豚コレラ）対策につきましては、農林水産省がCSFワクチンの接種方針を決め、予防接種推奨地域として三重県を含む10県を選定したことにより、市内2カ所の養豚場におきましても、先月25日・26日の2日間で予防接種が完了いたしました。

しかしながら、県内においても依然として野生イノシシからCSFの陽性反応が出ておりますので、今後も三重県と連携しながら情報共有を図るとともに、予防対策を徹底してまいります。

なお、四日市ポーククラスター協議会の中心的な経営体が実施する離乳舎建設に対し補助金を交付する畜産競争力強化対策整備事業につきましては、当該経営体がCSFの発生リスクを考慮し建設時期を来年度に見送ることとしたため、本議会に関係経費の予算補正を提案いたしております。

また、獣害対策につきましては、今月13日に関南部地区まちづくり協議会が三重県主催の獣害につよい集落等優良活動表彰において、耕作放棄地の草刈り、道路沿いの雑木の伐採、有害鳥獣の

捕獲等の取り組みが優良と認められ、知事表彰を受けられました。今後もこうした取り組みを市のモデルケースとして、市内の他地域にも広げてまいります。

次に、まちづくり観光の推進のうち、亀山7座トレイル整備・活用推進事業につきましては、亀山7座の山々の自然に触れ合いながら、安全な登山の知識や技術を習得していただくため、本日、主に初心者を対象に登山講習会を開催し、来月7日には講習会参加者に亀山7座の一つである白杵ヶ岳に登山していただく予定であります。今後も継続的に登山講習会を開催し、亀山7座の魅力を体験いただけるよう取り組んでまいります。

また、今月23日・24日の両日、ご当地グルメの発信により、市のまちおこしに取り組む市民団体が兵庫県明石市で開催されました第11回B-1グランプリ全国大会へ出場いたしました。全国55団体のうち本県からは5団体が出場する中、本市は新たな取り組みとして学校法人享栄学園及び鈴鹿大学学生ベンチャー企業と連携し、学生による応援隊を結成し出場団体を支援することで、本市の食の観光資源の発信と知名度向上を図ったところであります。

次いで、広域的な交通拠点性の強化につきましては、来月21日に中日本高速道路株式会社において建設が進められております新名神高速道路亀山西ジャンクションの名古屋・伊勢ランプウエーが完成し、同日午前7時から利用が可能となります。本市といたしましては、新名神高速道路と東名阪自動車道のダブルネットワーク機能がさらに発揮されますので、それらを生かした企業誘致や交流促進につなげてまいります。

また、鈴鹿亀山道路の整備につきましては、三重県により先月23日から今月21日まで都市計画の案及び環境影響評価準備書の縦覧が行われ、また今月15日には総合保健福祉センターにおいて当該準備書の説明会が開催されました。当該道路は、高速道路網の利便性向上を初め地域の活性化、災害時における道路機能の強化の観点から重要な路線でありますことから、引き続き三重県等と連携し、都市計画決定に向けた取り組みを進めてまいります。

続きまして、子育てと子どもの成長を支える環境の充実について、ご説明申し上げます。

まず、安心して産み育てられる環境づくりの推進のうち、亀山市子育て世代包括支援センターにおきましては、授乳相談を初めとして、産前・産後・育児の悩みなどについて助産師による相談事業を行っております。今後も市民の方々が気軽に相談できるよう取り組んでまいります。

また、本年10月にスタートした幼児教育・保育の無償化につきましては、施設の確認や対象児の認定等の手続も順調に進み、保育所、幼稚園及び認定こども園などの特定教育・保育施設で968人、子ども・子育て支援新制度へ未移行の幼稚園や認可外保育施設などの特定子ども・子育て支援施設等で321人の合わせて1,289人の児童が対象となったところであり、引き続き適切な対応に努めてまいります。

一方、放課後児童クラブ事業につきましては、川崎小学校区において民間事業者により、来年度の放課後児童クラブ開設に向けた準備が進められております。利用者ニーズが高い学校区での開設でありますことから、当該事業者に対し開設に向けた支援を行うべく、本議会に関係経費の予算補正を提案いたしております。

ところで、令和2年度から5年間を計画期間とする第2期亀山市子ども・子育て支援事業計画の策定につきましては、亀山市子ども・子育て会議において協議を行いながら計画立案を進めており、このほど中間案を取りまとめたところであります。引き続き、具体的な施策を含め計画案を取りま

とめ、パブリックコメント等を経て本年度内の策定を目指してまいります。

続きまして、市民力・地域力の活性化について、ご説明申し上げます。

まず、自立した地域まちづくり活動の促進のうち、地域まちづくり協議会支援事業につきましては、先月25日に野村地区コミュニティセンターで平成30年度の地域活性化支援事業の報告会が開催され、地域まちづくり協議会相互間の情報共有が図られました。

さらに、来年2月15日には、関文化交流センターにおきまして、地域まちづくり交流会の開催を予定し、現在準備を進めているところであり、こうした取り組みを通じ、地域まちづくり協議会活動に対する理解を一層深めていただける機会にまいります。

次に、市民参画・協働の推進と多様な交流活動の促進のうち、市民活動支援事業につきましては、先月、市民協働センターにおきまして、市民参画協働事業推進補助金と協働事業提案制度の選定委員会を公開プレゼンテーションで開催し、来年度の事業計画に対して評価を行い、いずれも採択されたところであります。引き続き、協働についての周知と推進を図ってまいります。

一方、市制施行15周年記念事業につきましては、来年1月11日の市制記念日において、市民の皆様とともに市制施行15周年をお祝いできるよう、市勢要覧の編集や市の歩みの動画の作成など、記念式典の挙行に向け鋭意準備を進めているところであります。

次いで、共生社会の推進のうち、人権の尊重につきましては、来月4日から10日までの人権週間に合わせて、来月7日には亀山東小学校体育館においてヒューマンフェスタ in 亀山を開催いたします。講演会や中学生による人権作文の発表、高校生等による人権スピーチなどを予定しており、市民の方々が人権への意識を深めていただく機会にまいります。

続きまして、行政経営について、ご説明申し上げます。

まず、財産・情報の適正な管理・活用のうち、証明書等コンビニ交付事業につきましては、令和2年2月からの証明書等のコンビニ交付の開始に向け諸準備を進めるとともに、あわせてマイナンバーカードの取得促進にも努めているところであります。

また、本事業の実施に伴い、より便利に証明書等の交付が受けられる環境となりますことから、令和2年4月の第2日曜日から日曜窓口の受け付け時間を午前8時30分から正午までに見直すことといたしており、円滑に移行できるよう周知に努めてまいります。

また、新庁舎建設の推進につきましては、現在進めております亀山市新庁舎整備基本計画の策定に向け、先月から市民ワークショップを3回開催し、市民の方々から新庁舎についてさまざまなご意見等をお聞かせいただいたところであります。これらのご意見も参考としながら、引き続き当該計画の策定に取り組んでまいります。

一方、地区コミュニティセンター、亀山南小学校放課後児童クラブ等につきましては、令和2年度から指定管理者制度を適用するに当たり、このほど指定管理者選定委員会の意見を踏まえ候補者を選定いたしましたので、本議会に指定管理者の指定について提案いたしております。

ところで、行財政改革につきましては、第3次亀山市行財政改革大綱について計画案の取りまとめができましたので、先般、亀山市行政改革推進委員会へ諮問し、現在審議が進められております。今後、当委員会からの答申やパブリックコメント等を経て、本年度内の策定を目指してまいります。

なお、学校教育、生涯学習等、教育分野の詳細につきましては、後ほど教育委員会当局からご説明申し上げます。

最後に、本年8月11日から11月10日までの一般会計及び各特別会計に係る3,000万円以上1億5,000万円未満の工事請負契約は別紙のとおりでございますので、ご高覧賜りたいと存じます。

以上、簡単ではございますが、市政の現況についてのご報告及びご説明を申し上げます。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議長（小坂直親君）

市長の現況報告は終わりました。

続いて、教育長に教育行政の現況について報告を求めます。

服部教育長。

#### ○教育長（服部 裕君登壇）

令和元年12月亀山市議会定例会の開会に当たり、教育行政の現況と今後の見通しについてご報告し、議員並びに市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

まず、教育に関する国の情勢であります。文部科学省は本年8月末に来年度予算の概算要求を発表いたしました。この概算要求には、新学習指導要領の円滑な実施と学校の働き方改革のための指導・運営体制を構築し、チームとしての学校を実現することを初めとし、新時代の学びを支えるICT環境整備や先端技術の活用促進、虐待やいじめ・不登校対応における教育相談体制や外国人児童生徒等への教育の充実、地域ぐるみの学校安全体制の整備や強化等が盛り込まれています。

さらに、先月、教職員給与特別措置法の一部を改正する法律案が閣議決定されました。これは、学校における働き方改革の総合的な取り組みの一環として、公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインを法的根拠のある指針へ格上げするとともに、休日のまとめ取り推進のため1年単位の变形労働時間制を自治体が条例に基づき導入できるようにすることを内容としており、今国会での成立を目指しています。

次に、県の情勢であります。三重の教育の目指すべき姿とその実現に向けた施策の方向性を示す三重県教育ビジョンの計画期間が本年度で終了することから、これまでの三重の教育を継続して一層推進するとともに、新たな教育課題に対応するための指針として次期「三重県教育ビジョン（仮称）」の中間案が先月に示されました。

また、三重県いじめ防止条例の基本理念を踏まえ、社会全体でいじめの問題を克服していくため、今月、いじめ防止強化月間と合わせてピンクシャツ運動を展開するとともに、県内の小学生から大人までさまざまな世代が一堂に集まり、今日的ないじめの現状や課題について話し合う三重県いじめ防止サミットが開催されました。

さらに、あすから全国人権・同和教育研究大会三重大会が津市で開催され、全国各地で取り組まれている人権教育の実践交流が行われます。

それでは、最初に学校教育関係について、ご説明申し上げます。

まず、教職員の働き方改革につきましては、国の公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインの策定を受け、本市におきましても勤務時間の上限方針の策定作業に入っております。来年度からの運用に向け、今後も各校の時間外労働削減に向けた取り組みの進捗状況を把握するとともに、組織風土の改善と教職員の意識改革を促してまいります。

また、来る1月には、地域とともにある学校づくりの充実に向け、第2回学校運営協議会委員等

研修会を開催いたします。研修会では、実践発表や情報交換を行い、コミュニティ・スクールにおける取り組みのさらなる充実につなげてまいります。

次に、学力向上につきましては、改訂から3年目を迎えた亀山市学力向上推進計画の改訂作業を行っております。校長会や教員代表とともにこれまでの学力向上の取り組みを検証し、児童生徒一人一人の確かな学力の向上を目指して、課題解決の方策や重点取り組みの設定に向けて議論しております。

次いで、教員の研究活動につきましては、先月9日、関小学校と神辺小学校において亀山市教育委員会指定校研究発表会が開催され、他県・他市からの参加者を含め約400名の教員が授業づくりや指導方法の工夫などについて学び合いました。参観した教員は自校での実践に生かすべく、さらに研修を積み重ねているところでございます。

次に、子供たちの読書に対する関心を高め、多くの本に親しめるよう、かめやま読書チャレンジの取り組みを市内保育園・幼稚園・認定こども園・小学校にて今月からスタートしております。これは子供たちへの推薦本を年代別に各30冊選び、リーフレットとシールを用いて読書記録とするものです。

なお、かめやま読書チャレンジの実施に当たり、ライオンズクラブ様から図書の寄贈をいただいております。

次いで、土曜授業につきましては、本年9月、10月に、PTA連合会や校長会、教職員の代表を交え、土曜授業検討に係る関係者会議を開催しました。これまでの3年間の土曜授業の実施状況や教職員の働き方改革の視点を鑑み、来年度以降、土曜日等の休日に教育活動を行う場合は、振りかえ休日を伴うものいたしました。

次に、人権教育につきましては、小・中学生が身の回りの人権課題や差別に気づき、仲間とともに解決しようとする実践力の育成を図るため、3中学校区ごとに小中学校人権フォーラムを開催し、活発な意見交流を行っております。

次いで、生徒指導につきましては、去る9月にもいじめに関する調査を実施し、新たに認知された事案や未解消事案についての現状を確認したところでございます。これらについては、学校と教育委員会並びに関係機関が連携を図り、事案解決に向け継続的な取り組みを進めています。現在、見直しを行っている亀山市いじめ防止基本方針につきましては、今年度内の改訂を目指して作業を行っているところであります。今後も、いじめの実態を確実に把握するとともに、未然防止と早期発見に努め、各校でいじめを許さない仲間づくりを進めてまいります。

また、不登校児童生徒の対応につきましては、9月末時点の不登校の児童生徒数が昨年度の同時期と比べて増加傾向にあることから、各校が作成する児童生徒理解教育支援シートを活用し、個々の状況に応じた適切な支援に努めているところでございます。

さらに、国の事業を活用した不登校の未然防止に向けた取り組みを小・中学校間の連携を一層緊密なものとして進めています。ここでは学校が日々の授業や生活指導のあり方についてのPDCAシートを作成し、子供たちが学校へ来ることが楽しいと感じられるような魅力ある学校づくりを行っていきます。

そのほか、不登校児童生徒の対応については、教職員を対象とした事例検討会を実施するほか、鈴鹿大学・鈴鹿大学短期大学部との連携事業であるつなぐ育ち研修会を開催し、教職員と保護者が

不登校を含めた子育てについて考える機会を持っています。

次に、児童生徒の体育文化活動につきまして、先月開催されました鈴亀地区新人体育大会におきまして、団体競技、個人競技ともに好成績をおさめる中学生の姿が見られました。部活動ガイドラインに沿った活動の中で、今後も多くの生徒が十分に力を発揮できるよう環境の整備等に努めてまいります。

また、今月7日には、市内全ての小中学校が参加する亀山市小中音楽会を開催いたしました。合唱や楽器演奏で日ごろの練習成果を互いに披露するとともに、プロの演奏家による美しい音色を楽しむ機会となりました。

なお、9月のNHK全国学校音楽コンクール東海北陸大会に出場した川崎小学校においては、代表校8校の中で見事銅賞を獲得いたしました。

さらに、本年度フラワー・ブラボー・コンクール花壇中央審査におきましては、亀山南小学校が文部科学大臣賞を受賞するなど、市内4校が入賞いたしました。

次に、学校給食においては、先月、亀山西小学校が食育を啓発しながら地産地消の奨励を目的とする全国学校給食甲子園において、三重県代表に選ばれ表彰を受けました。

さらに、今月15日には鈴鹿農業協同組合及び亀の市様から、学校給食用食材として市内産の米と野菜を寄贈いただきました。当日は児童と生産者の方々がかめやまっ子給食と一緒に喫食し、児童には市内産食材への関心と生産者の方々への感謝の気持ちを高める機会となりました。

また、学校保健においては、今月27日に亀山市茶業組合様から小学校等にインフルエンザの予防用としてうがい用粉末茶を寄贈いただきました。児童にうがいをする習慣が身につく、健康維持が図れるよう活用してまいります。

続きまして、学校施設の整備関係について、ご説明申し上げます。

井田川小学校校舎増築・給食室改修事業につきましては、現在、設計業務を進めているところがあります。このうち給食室につきましては、本年度と来年度の2回に分け工事を実施いたしますが、本年度実施いたします食器食缶洗浄機置き場拡張工事の設計が完了いたしましたことから、工事契約締結に係る事務を進め、今月、工事契約を締結いたしました。

この工事は、既設の給食室を使用しながら実施いたしますことから、給食調理はもちろん児童の安全に十分配慮を行いつつ、来年3月の完成に向け取り組んでまいります。

続きまして、生涯学習関係について、ご説明申し上げます。

まず、地域人材キラリ育成事業につきましては、本年6月より開講いたしました「かめやま人キャンパス」の4講座について本年度予定分がおおむね終了いたしましたことから、有識者の意見や受講生などの意向も踏まえながら、次年度のカリキュラム編成の検討を進めているところでございます。

次に、図書館整備事業につきましては、図書館建築の設計案や管理運営の基本的な方向性、蔵書計画案を図書館整備推進委員会など、市民の皆様のご意見を踏まえて最終的な調整を図っているところでございます。あわせて、これからの図書館のあり方を視野に入れて、図書館を核としたまちづくりや、市民みんなで楽しむ読書活動などをテーマとした図書館市民ワークショップを開催してまいります。

次いで、現在の図書館につきましては、先月26日に図書館ボランティア団体の方々のご協力を

いただき、第2回図書館まつりを開催いたしました。当日は、「みつけて！あなたの好きな本」をテーマとして、読み聞かせや人形劇など多様な催しを行い、多くのご来館をいただいたところでございます。これからもボランティア団体と連携を重ね、市民の読書活動を支える環境づくりを行ってまいります。

また、先月1日には図書館の新情報システムが稼働いたしました。この新システムは、新図書館への移行に際しての機能付加を念頭に置くとともに、MY本棚や読書マラソンなどの新しいサービス提供を開始したところでございます。これら新機能について利用者の方々へ周知を進め、これらの機能を生かして引き続き市民の読書活動推進に努めてまいります。

最後に、教育功労者の表彰につきましては、先月6日、関小学校におきまして、学校運営協議会・教育協議会関係、社会教育団体関係分野等でご尽力をいただきました方々、個人51名と9団体を対象に表彰式を開催いたしました。受賞されました方々のこれまでの活動に対し感謝と敬意を表するとともに、本市の教育に対しまして、引き続きご支援を賜りたいとお願い申し上げたところでございます。

以上、教育行政の現況についてのご報告及びご説明を申し上げます。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（小坂直親君）**

教育長の現況報告は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午前10時53分 休憩）

---

（午前11時03分 再開）

**○議長（小坂直親君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に日程第5、議案第119号を議題とします。

市長に提案理由の説明を求めます。

櫻井市長。

**○市長（櫻井義之君登壇）**

それでは、ただいま上程いただきました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

議案第119号亀山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてでございますが、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が令和元年12月14日から施行されることに伴い、印鑑登録証明事務処理要領が改正されたことから、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、まず1つ目といたしまして、印鑑の登録を受けることができない者のうち「成年被後見人」を「意思能力を有しない者」に改めます。

2つ目といたしまして、その他要領の改正に伴う規定の整理を行います。

なお、施行日は令和元年12月14日といたします。

以上、簡単ではございますが、議会にご提案申し上げております議案の説明といたします。何と

ぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂直親君）

市長の提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第119号につきましては、本日提案されます議案と切り離して先議することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

議案第119号については、先議することに決定しました。

これより議案第119号に対する質疑を行います。

初めに申し上げます。

質疑は議題となっております事件について、その内容を明確にするため説明を求めるものです。したがって、自己の意志を述べるのではなく、また議題の範囲を超えたり、一般質問にならないようご注意くださいととも、発言は簡潔をお願いいたします。

次に、通告に従い順次発言を許します。

12番 岡本公秀議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

おはようございます。

新和会の岡本です。

それでは、ただいまより議案第119号亀山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてに関して質疑を行います。

本議案に係る成年後見制度というのは、病気、その他の理由によって判断力が十分でない人のかわりに本人の権利、また利益を守る制度であります。この制度を利用しておられる被後見人という方は、昔は一律に被後見人というだけで権利の制限があり、いろいろ制限があるんですけども、例えば、企業の役員にはなれないとか、ずうっと昔は選挙権もなかったり、またいろいろ資格の要る職業はたくさんありますね、それにもつけない。また、養子縁組もできないとか、生命保険の契約ができないとか社会活動がかなり制限されていると、そういう状況でいろんなことにおいて門前払いされていたという状況でありました。

しかし、最近国においても権利の制限を緩和しようという動きがあり、この前の9月の亀山市議会におきましても、市の職員とか消防団員、もう以前は一律にだめという話だったんですが、そういった方面に進む道も開かれるというようなことが議案で上がってきておりました。

そうして、今回は印鑑登録及び証明を受けることが、以前のように門前払いじゃなくて可能となる条例改正案が本条例案であります。

そこで、このことに関して質疑を行います。

まず、今回の条例改正案に書かれております「成年被後見人」という言葉を改め、「意思能力を有しない者」というふうに規定をされておるわけですが、この両者の違いについてご説明をお願いいたします。

○議長（小坂直親君）

1 2 番 岡本公秀議員の質疑に対する答弁を求めます。

佐久間生活文化部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

条例では印鑑の登録に関しまして、成年被後見人については、先ほど議員がおっしゃいましたとおり、これまで被後見人であることのみをもって一律に排除される規定となっておりますが、改正後は個別に審査を行い、必要な能力の有無を判断するように改めるものでございます。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○1 2 番（岡本公秀君登壇）

この「成年被後見人」と「意思能力を有しない者」との言葉の違いと申しますか、意味合いの違いというのは、やはりこうやって条例に規定してある以上はもうちょっとわかりやすく説明というのはできませんか。

○議長（小坂直親君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

条例に基づきまして、本人に申請の意思があるかどうかとかを総合的に判断をさせていただくということでございます。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○1 2 番（岡本公秀君登壇）

なかなかわかったようなわからんような答弁でございますけれども、全体像を見て判断をしたいというのがこの言葉のニュアンスの違いということですかね。

次に、成年被後見人という人には、家庭裁判所によって任命をされました後見人という方がついておられて、それには登記もしてあるわけですね。だから非常にわかりやすいわけですが、今回の「意思能力を有しない者」という、こんな言葉がある以上はそれを判定せなあきませんわね。書かれている以上は、この判定に関してお伺いしたいんですが、一体これは誰がそういう判定行為を行うのか。また、それは1人でやるのか、複数人が合議するのかとか、判定するほうに、例えば何らかの専門職的な資格が要るとか、そこら辺の規定はどうなっているのか。実際の運用なんかもわからんもんで、ご説明をお願いいたします。

○議長（小坂直親君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

印鑑の登録を申請しようとする方自身に意思能力があるかどうかを判断するに当たりまして、資格云々の必要はございませんが、職員が状況に応じまして対応し、確認させていただくこととなります。その際、成年被後見人の場合、成年後見人が同席して意見を述べるのが可能であると認識しております。

なお、印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に合わせまして総務省から通知が出ており、意思能

力を有しない者は印鑑の登録を受けられないが、成年被後見人から印鑑の登録の申請を受けた場合において、法定代理人が同行しており、かつ当該成年被後見人本人による申請があるときは、当該成年被後見人は意思能力を有する者として印鑑の登録の申請を受け付けることとして差し支えないとされており、そのような場合には意思能力を有する者として判断し、印鑑の登録の申請を受け付けるように考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

本条例案には余り細かい運用のことは書いていないんですけども、一応市の職員が対応すると。

ただ、裁判所によって任命された後見人という方がおられますので、その後見人が同道して同席してこられたら印鑑登録というのは拒否することはないと。

ただ、問題は1人で来られたときはどうするかというのがちょっと判断に困るんですけど、やっぱり1人で来られたら、それはすぐに認めることはできないと考えてもいいわけですか。

○議長（小坂直親君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

条例に基づきまして審査を行います。先ほど申しましたとおり、申請が本人の意思に基づくものか確認するなど必要な審査を行いまして、あと国からの通知も勘案しまして個々に判断させていただくことになろうかと思えます。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

そうすると、この条例案には「意思能力を有しない者」というふうに書いてあって、それを判定するということは私は普通の人間にはなかなかできない、困難なことではあると思うんですけども、先ほどの説明を聞いていますと、後見人が同道とかそういうことを鑑みて対処するというところで、そういう困難なことを担当者が全て自分の責任においてやるという形では実際の運用はないと思うんですけども、それでいいわけですか。

○議長（小坂直親君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

先ほど申しました国からの通知とか、あと判断に迷うようなことがございましたら、国・県などに助言を求めるなどして適切に対応してまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

今回の条例にせよ、9月議会での条例案の改正にせよ、私はぼんとレットルを張って判こを押して一律にだめよとかそういうふうなことじゃなくて、こういうふうにやはり状況を総合的に判断するのが大事だと思うんですね。

それで、今回の議題に上がっております印鑑登録とか印鑑証明というのは、多くの市民が当然やっている、ほとんどやっておると思うんですけども、あらゆる経済活動のもとと申しますか、何かあると印鑑証明をつけよとか、自動車を買うにも印鑑証明とかいろんな話になるわけですけども、そういうふうな重要な経済活動に関する手続なんですけど、今後これからもこういう被後見人の権利の制限というものがどんどん緩和されていくんじゃないかと私は思うんですけども、その緩和というのがこれからも継続的に続いていくと考えられますか。ちょっと先のことでですけど、教えていただきたい。

○議長（小坂直親君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

成年後見制度は成年後見人が本人の利益を考えながら、本人を代理して契約などの法律行為を行ったり、本人が行った不利益な法律行為を後から取り消したりすることによって、認知症、知的障がい、その他の精神上の障がいがあることにより判断能力が十分でない方々を保護して支援する制度でございます。

今回、成年被後見人の人権尊重の観点から、国において180余りの法律について整備が行われまして、成年被後見人を一律に排除する規定から、それぞれの制度ごとに必要な能力の有無を判断する規定へと適正化が図られたところで、今後も判断能力が十分でない方々を支える重要な手段として成年後見制度の利用がされやすい方向へと進んでいくものと認識しております。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

そういった方々がこれからも自分たちの有利なように申しますか、権利がきちっと守られるように社会体制が進むということを私も希望いたしまして質疑を終了いたします。どうもありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

12番 岡本公秀議員の質疑が終わりました。

次に、9番 福沢美由紀議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

日本共産党の福沢美由紀です。

議案第119号について、私も1点質疑させていただきます。

この条例改正、先ほどもご説明がありましたように、この成年後見人を利用しているだけで一律にその資格を排除するという規定を190近く、百八十幾つだったかの法律から一括して排除されたということで、今までにもいろんな条例改正であるとか、規定の改正であるとか、本当に庁内でされてきて、今後もあるのかもしれないですし、こういう機会でありますので1点確認しておきたいと思うんですけども、改めまして今回の条例改正に至りました背景についてお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

9番 福沢美由紀議員の質疑に対する答弁を求めます。

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

成年後見制度は認知症、知的障がい、その他精神上の障がいがあることにより、財産の管理、または日常生活等に支障がある方を支える重要な手段であるにもかかわらず、必ずしもこれまで十分な利用がされてきませんでした。そのため、平成28年4月に成立しました成年後見制度の利用の促進に関する法律を受けまして、国において法制上の措置等についての検討が行われ、本年6月、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されたところでございます。

この法律により成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう成年被後見人等を資格、職種、業務等から一律に排除する規定等を設けている各制度につきまして所要の手續規定が整備されたことに伴いまして、国の印鑑登録証明事務処理要領も改正されましたことから、今回、市の条例につきましても所要の改正を行うものでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

背景をお伺いしました。

そして、今回この印鑑登録ということ、大きい資産、動産・不動産、かなり重要なところで使う登録ですけれども、これについての改正なわけですけれども、この条例改正の具体的な内容と運用の仕方が今までとどのように変わってくるのかというのをわかりやすくご説明ください。

○議長（小坂直親君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

条例改正の内容でございますが、印鑑の登録を受けることができない者のうち、「成年被後見人」を「意思能力を有しない者」に改めまして、成年被後見人を一律に排除する規定から、必要な能力の有無を判断する規定へと改正するものでございます。

運用につきましましては、個別に審査を行いまして、必要な能力を有するか判断することにはなりますが、例えば先ほど申しましたとおり、印鑑登録証明事務処理要領の一部改正とあわせて出されております総務省の通知におきまして、意思能力を有しない者は印鑑の登録を受けられないが、成年被後見人から印鑑登録の申請を受けた場合において、法定代理人が同行しており、かつ当該成年被後見人による申請があるときには、当該成年被後見人は意思能力を有する者として印鑑の登録の申請を受け付けることとして差し支えないとされておりますことから、そのような場合には意思能力を有する者として判断し、印鑑の登録の申請を受け付けるように考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

成年後見人がついていらした場合は、割と問題なく登録がされるというような言い方だったと思います、今の後半。

問題は、成年被後見人の方が単独で来られた場合、今、審査をされるとおっしゃったんですけれ

ども、例えば普通に来られた方が入り口で用紙を書かれて窓口に行くという流れとは違う、例えば別室に行くとか、そういう違う流れが考えられるということなんでしょうか。

○議長（小坂直親君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

通常の場合は今と同じような形で対応すると思いますが、場合によっては、状況によって別室に入るということもあるかも知れません。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

手続をしている中で、疑問や課題があるのかなということを感じられたときということであれば、今までほかの方に対応していたのと余り変わらないのかなと。丁寧に真摯に対応していただく中でしていってもらえるのかなというふうに受けとめました。

それで、この亀山市における成年後見人をお使いの方の人数をまずお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

市内に住所を有します成年被後見人につきましては、現在33人となっております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

精神の手帳であるとか、認知症がどんどんふえている中で、33人というのは本当に少ない数だと思います。先ほどご答弁の中でもおっしゃったように、この成年後見制度というのが十分に活用されていない中での条例改正であると認識します。

だから、今後いろんな市内全体で、先ほどおっしゃったように成年後見制度がより活用できるような方向を本当に全自治体が見ていかななくてはいけないのかなということを感じましたが、これからも印鑑登録というのは割と大きな登録でありますので、この条例改正を通しまして、この後見制度の活用ということについて、方向性、見込み、また対応についてご見解がありましたら最後にお伺いしておきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

亀山市では、成年被後見人等に係る権利の制限に関しまして、これまでも9月議会でとか、亀山市職員給与条例とか亀山市消防団条例など、さまざまな分野にわたります必要な例規の改正を行ってまいりました。

また、一方で市民と地域の持つ力を生かした地域福祉のネットワークを強化するとともに、ともに支え合う共助の機能を高めつつ、多様な人々が心身ともに健やかな日々を過ごせる共生の地域社会の構築を目指して取り組んでいるところでございます。

国におきましても、成年後見制度を利用する必要がある方がより適切に制度を利用できるよう国の成年後見制度利用促進専門家会議等でも活発に議論されておりますことから、今後も成年被後見人に対する施策が進められ、誰もが相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向けて進んでいくものと認識しておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

ありがとうございました。

おっしゃっていただきましたように、障がいがある方の本人の残存能力の活用や自己決定の尊重などの理念のもと、本人の財産と権利を守るためと始まったこの成年後見制度の利用が促進されますようにということを私も望みまして、それになぜ利用ができないかというところはきっといろいろな理由があると思いますので、庁内で善処しながら活用を推進していただきたいということを最後に申し上げまして私の質疑とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

9番 福沢美由紀議員の質疑は終わりました。

以上で予定しておりました通告による質疑を終結します。

続いて、ただいま議題となっております議案第119号については、お手元に配付してあります付託議案の一覧表のとおり教育民生委員会にその審査を付託します。

付 託 議 案 一 覧 表

教育民生委員会

議案第119号 亀山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

○議長（小坂直親君）

委員会開催のため、暫時休憩いたします。

（午前11時31分 休憩）

---

（午後 1時00分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、先ほど教育民生委員会にその審査を付託しました議案第119号を議題とします。教育民生委員会委員長から委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

教育民生委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第119号 亀山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

原案可決

令和元年11月29日

教育民生委員会委員長 今岡翔平

亀山市議会議長 小坂直親様

○議長（小坂直親君）

今岡翔平教育民生委員会委員長。

○4番（今岡翔平君登壇）

ただいまから、教育民生委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

先ほどの本会議で付託のありました議案の審査に当たるため当委員会を開催いたしました。

まず、担当部長から説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

議案第119号亀山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正については、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が令和元年12月14日から施行されることに伴い、印鑑登録証明事務処理要領が改正されたことから所要の改正を行うものです。

審査の過程では、条例改正の背景となっている成年後見制度の活用が進まない理由について質疑があり、これについてはこれまで法律等で一律に資格が取れない等の状況であったこと、制度の広報が足りなかったこと、また費用がかかることが理由であるとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

以上、教育民生委員会の審査報告といたします。

○議長（小坂直親君）

教育民生委員会委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小坂直親君）

ないようですので、委員長報告に対する質疑を終結します。

次に、議案第119号について討論を行います。通告はありませんので討論を終結し、議案第

119号について起立により採決を行います。

採決に先立って、この際お諮りします。

起立採決の際、着席している場合は、その議案に対して反対とみなすこととしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○議長（小坂直親君）**

ご異議なしと認めます。

起立採決により、着席している場合は反対とみなすことにします。

それでは、議案第119号亀山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について、起立により採決を行います。

本案についての委員長報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長（小坂直親君）**

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、議案第119号亀山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第6、議案第87号から日程第37、議案第118号までの32件を一括議題とします。

市長に上程各案に対する提案理由の説明を求めます。

櫻井市長。

**○市長（櫻井義之君登壇）**

それでは、ただいま上程いただきました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

まず、議案第87号亀山市固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてでございますが、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律により行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律が改正され、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、本条例で引用する行政手続オンライン化法の題名が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に改められ、行政手続オンライン化法第3条第1項において規定されていた書面等により行うこととしている申請等を電子情報処理組織を使用する方法により行うことができるとする規定が、デジタル行政推進法第6条第1項において改めて規定されたことから、関係する条項の整理を行うことといたします。

なお、施行日は、デジタル手続法の施行の日といたします。

次に、議案第88号亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてでござ

いますが、令和元年8月7日の人事院勧告に鑑みた国の一般職の任期付職員の給与改定の取り扱いに準じ、市の一般職の任期付職員の給与を改定するため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、まず1つ目といたしまして、特定任期付職員について、1号給の給料月額を1,000円引き上げます。

2つ目といたしまして、特定任期付職員の令和元年度の期末手当について、12月期の支給月数を0.05月引き上げます。

3つ目といたしまして、特定任期付職員の令和2年度以降の期末手当について、6月期の支給月数を0.025月引き上げ、12月期の支給月数を0.025月引き下げます。

なお、施行日は公布の日とし、給料月額の引き上げについては平成31年4月1日から、期末手当の引き上げについては令和元年12月1日から適用することといたします。

ただし、第2条関係の施行日につきましては、令和2年4月1日といたします。

次に、議案第89号亀山市職員給与条例の一部改正についてでございますが、令和元年8月7日の人事院勧告に鑑みた国の一般職に属する職員の給与改定の取り扱いに準じ、市の一般職に属する職員の給与を改定するため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、まず1つ目といたしまして、一般職の職員の令和元年度の勤勉手当について、12月期の支給月数を0.05月引き上げます。

2つ目といたしまして、給料月額を一定水準、平均で0.1%であります。引き上げます。

3つ目といたしまして、住居手当の支給対象となる家賃の額の下限を1万2,000円から1万6,000円に引き上げ、住居手当の額の上限を2万7,000円から2万8,000円に引き上げることなどにより、低い家賃を負担する職員の住居手当の額を引き下げ、高い家賃を負担する職員の住居手当の額を引き上げます。

4つ目といたしまして、一般職の職員の令和2年度以降の勤勉手当について、6月期の支給月数を0.025月引き上げ、12月期の支給月数を0.025月引き下げます。

なお、施行日は公布の日とし、給料表の改定については平成31年4月1日から、勤勉手当の支給割合の改定については令和元年12月1日から適用することといたします。

ただし、住居手当の改定及び勤勉手当の支給割合の改定の施行日は、令和2年4月1日といたします。

また、住居手当の額が月額2,000円を超える減額となる職員について、令和3年3月31日までの間、減額する額が月額2,000円を超えないようにする経過措置を設けることといたします。

次に、議案第90号亀山市国民健康保険税条例の一部改正についてでございますが、地方税法施行令等の一部を改正する政令により地方税法施行令が改正され、平成31年4月1日から国民健康保険税の基礎課税額の課税限度額が引き上げられたため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、国民健康保険税の基礎課税額（医療分）の課税限度額を「58万円」から「61万円」に改めます。

なお、施行日は令和2年4月1日とし、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用することといたします。

次に、議案第91号亀山市病院事業の設置等に関する条例の一部改正についてでございますが、

地域包括ケアシステムを支える病床の充実を図るため、平成29年4月に開設した地域包括ケア病床、現在19床であります。これにつきましては平成30年度の稼働率が92.2%と高く、今後ますます同病床の需要は増加していくことが見込まれます。

このことから、令和2年4月から地域包括ケア病床を新たに8床増床し、計27床とするため、現在の一般病床の6人部屋2室（12床）を厚生労働大臣が定める設置基準に適合させるために、4人部屋2室（8床）に改修します。

また、これにあわせて現在の化学療法室を一般病床の2人部屋1室（2床）に改修いたします。これらに伴い、合計病床数に変更が生じるため所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、病床数を「92床」から2床減らし、「90床」といたします。

なお、施行日は令和2年4月1日といたします。

続きまして、議案第92号令和元年度亀山市一般会計補正予算（第4号）についてでございますが、補正額は歳入歳出それぞれ2億3,949万5,000円を追加し、補正後の予算総額を206億2,969万2,000円といたしております。

最初に、繰越明許費補正につきましては、ため池ハザードマップ作成事業及び消防費の庁舎管理費について、事業の進捗状況等から判断し、年度内の完成が見込めないことから繰越明許費の追加をいたしております。

次に、債務負担行為補正につきましては、令和2年度からの契約事業者の選定を行うため、各種検診業務委託料など計5事業を追加するほか、事業費の増額により南鹿島線整備事業における限度額の変更をいたしております。

続いて、歳出の主な補正内容をご説明申し上げます。

歳出全般にわたりまして、人事院勧告に基づく給与改定等に伴う人件費について補正を行っております。

総務費につきましては、法人市民税などの過年度還付金を増額するほか、個人番号カードの交付に係る体制を整えるための経費を計上いたしております。

民生費につきましては、介護給付費等の増加に伴い、障がい者及び心身障がい児の自立支援事業を増額するとともに、民設民営の新たに支援対象となる放課後児童クラブの設置に係る補助金を計上いたしております。

衛生費につきましては、子育て世代包括支援事業の制度改正に伴い、システム改修に係る経費を計上するほか、溶融処理施設の管理費における消耗品費などの経費を増額いたしております。

農林水産業費につきましては、CSF、旧の名称を豚コレラであります。この問題の発生により豚舎整備事業が来年度に延期となったことから施設整備に係る補助金を減額するほか、防災重点ため池31カ所のハザードマップ作成に係る経費を計上いたしております。

土木費につきましては、地籍調査事業における国の事業費配分の決定により事業費を減額するほか、用途廃止した市営住宅の解体工事費について、対象戸数の減及び入札差金を減額いたしております。

消防費につきましては、消防庁舎の屋上防水工事費を計上し、教育費につきましては、小学校・中学校への空調機設置に伴う光熱水費を増額いたしております。

一方、歳入でございますが、国庫支出金につきましては、障がい者自立支援給付費負担金を増額

するほか、生活保護のシステム改修に係る経費の財源として生活保護適正実施推進事業費補助金を計上いたしております。

県支出金につきましては、障がい者自立支援給付費負担金を増額するほか、ため池ハザードマップ作成に係る財源として団体営かんがい排水事業費補助金を計上し、また豚舎整備事業の延期により畜産施設等整備事業費補助金を減額いたしております。

繰入金につきましては、財政調整基金からの繰り入れを減額し、繰越金につきましては前年度繰越金を全額計上いたしております。

次に、議案第93号令和元年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、補正額は歳入歳出それぞれ1億4,434万5,000円を追加し、補正後の予算総額を45億9,295万3,000円といたしております。

主な補正内容は、制度改正によるシステム改修に係る経費を追加し、執行見込みにより保険給付費を増減いたしております。

また、債務負担行為として、健康づくりのてびき発行事業を追加いたしております。

次に、議案第94号令和元年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、補正額は歳入歳出それぞれ5,401万5,000円を追加し、補正後の予算総額を10億881万5,000円といたしております。

主な補正内容は、後期高齢者医療広域連合納付金を増額するほか、平成30年度決算の精算に伴う一般会計繰出金を計上いたしております。

次に、議案第95号令和元年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、補正額は歳入歳出それぞれ50万円を減額し、補正後の予算総額を4億9,280万円といたしております。

主な補正内容は、前年度繰越金を計上するほか、消費税を減額いたしております。

以上が今回提案いたしました一般会計補正予算及び特別会計補正予算の主な内容でございます。

なお、詳細につきましては、副市長から説明いたしますのでよろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、議案第96号から議案第116号までの指定管理者の指定についてでございますが、指定管理者に公の施設の管理を行わせるため、その指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の指定管理者となる団体でございますが、議案第96号から議案第115号までの地区コミュニティセンター19施設、鈴鹿馬子倶楽部及び亀山市関町北部ふれあい交流センターにつきましては各地区の地域まちづくり協議会を、議案第116号の亀山南小学校区放課後児童クラブにつきましては、亀山南小学校区学童保育所スマイル運営委員会をそれぞれ指定管理者といたします。

なお、地区コミュニティセンター、鈴鹿馬子倶楽部及び亀山市関町北部ふれあい交流センターの指定管理者を指定する期間は、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間でございます。

また、亀山南小学校区放課後児童クラブの指定管理者を指定する期間は、令和2年4月1日から令和6年3月31日までの4年間でございます。

続きまして、議案第117号工事請負契約の変更についてでございますが、西野公園野球場整備

改修工事につきまして、令和元年11月13日付で契約の変更について仮契約いたしましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び亀山市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

元契約でございますが、契約の方法は条件つき一般競争入札、事後審査型で、契約の金額は1億6,885万円、契約の相手方は亀山市田村町1995番地31、白川建設株式会社代表取締役服部 清でございます。変更の内容は契約金額の変更で、変更後は1億7,050万2,200円とするものでございます。

契約金額の変更は、土砂運搬の処分地決定により運搬距離が変更になったこと等による増額でございます。

続きまして、議案第118号市道路線の認定についてでございますが、開発行為により設置された新規路線である川合43号線の路線の認定について、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上、議会にご提案申し上げております議案の説明といたします。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議長（小坂直親君）

市長の提案理由の説明は終わりました。

次に、副市長に令和元年度各会計補正予算についての補足説明を求めます。

西口副市長。

#### ○副市長（西口昌利君登壇）

それでは、まず議案第92号令和元年度亀山市一般会計補正予算（第4号）について、補足説明をさせていただきます。

補正予算書の4ページをごらんください。

第2表 繰越明許費補正でございますが、ため池ハザードマップ作成事業及び消防費、庁舎管理費について、事業費の計上に伴いそれぞれ年度内に完成が見込めないことから追加をいたすものでございます。

次の第3表 債務負担行為補正でございますが、令和2年度からの契約事業者の選定を行うため、各種検診業務委託料など5事業について追加をいたし、南鹿島線整備事業について事業費の増額を行うことから変更いたすものでございます。

次に、予算に関する説明書をごらんいただきながら、順次説明をさせていただきます。

まず、今回の補正予算におきましては、人件費の補正を歳出の各費目で行っておりますが、個々の説明は省略させていただき、給与費明細書においてご説明をいたします。

44ページをごらんください。

上段の2. 一般職の（1）総括の比較欄でございますが、給料で308万5,000円の減額、職員手当で7,508万円の増額、共済費で440万2,000円の増額により、合計では7,639万7,000円の増額といたしております。

中段の（2）給料及び職員手当の増減額の明細でございますが、給料につきましては、人事院勧告に伴う給与改定により233万5,000円の増額、また職員の異動による減及び育児休業者の増等により542万円の減額となり、合計308万5,000円の減額をいたしております。

次に、職員手当につきましては、人事院勧告等に伴う期末勤勉手当の増額813万9,000円及び勸奨退職者等の増による退職手当の増額6,101万9,000円などにより、合計7,508万円の増額をいたしております。

次に歳出でございますが、15ページをごらんください。

中段の第2款総務費の一般職員人件費、退職手当4,004万1,000円につきましては、勸奨及び自己都合による退職者の退職手当を計上いたしております。

次に、17ページをごらんください。

上段の市税還付金等、過年度税過納還付金800万円につきましては、法人市民税の決算などに伴い、既に納付された予定納税等の還付金の増により予算に不足が生じたことから増額をいたしております。

次に、21ページをごらんください。

上段の第3款民生費、障がい者支援事業の自立支援事業5,530万円につきましては、利用者の増加等により補装具給付費や介護給付費などを増額いたしております。

次の地域生活支援事業555万円につきましては、利用者の増加による移動支援事業委託料、日常生活用具給付費などを増額いたしております。

次に、23ページをごらんください。

上段の児童福祉一般事業、一般事業の過年度国庫支出金返還金221万3,000円につきましては、平成30年度子ども・子育て支援交付金などに係る返還金を、次の過年度県支出金返還金199万1,000円につきましては、平成30年度地域子ども・子育て支援事業費補助金などに係る返還金を計上いたしております。

1つ飛びまして、放課後児童クラブ運営費620万円につきましては、新年度から井田川小学校区と川崎小学校区において、新たに支援対象となる民設民営の放課後児童クラブ2施設に対しまして、施設の改修に要する費用及び備品購入に係る費用に対する補助金を計上いたしております。

次に、中段の保育所費の一般管理費1,896万円につきましては、保育士の配置において、正規職員の育児休業等による欠員対応として非常勤職員を追加で任用したことなどにより、臨時雇賃金を増額いたしております。

次に、下段の心身障がい児支援事業の自立支援事業2,460万円につきましては、利用者の増加等により介護給付費などを増額いたしております。

次の25ページ上段の地域生活支援事業260万円につきましては、利用者の増加による地域活動支援事業委託料を増額いたしております。

下段の生活保護事業の一般管理費、システム修正委託料522万円につきましては、制度改正による進学準備給付金創設に係るシステム修正費を計上し、過年度国庫支出金返還金6,447万9,000円につきましては、平成30年度生活保護費国庫負担金の精算による返還金を計上いたしております。

次に、27ページをごらんください。

上段の第4款衛生費の子育て世代包括支援事業132万円につきましては、制度改正による母子保健情報の電子化を行うためのシステム改修費を計上いたしております。

中段の斎場管理費の施設管理費、光熱水費160万円につきましては、電気料金の燃料費調達単

価の変動等によって、次の修繕料100万円につきましては、当初見込んでいなかった浄化槽の修繕など緊急修繕が増加したことによってそれぞれ増額し、次の施設管理等委託料704万7,000円の減額につきましては、入札差金の減額をいたしております。

次に、下段の溶融処理施設管理費の施設管理費、消耗品費740万円につきましては、ユーグスの単価の高騰によって、次の光熱水費410万円につきましては電気料金の燃料費調達単価の変動によってそれぞれ増額いたしております。

次に、29ページをごらんください。

上段の第6款農林水産業費、農業集落排水事業、繰出金623万8,000円の減額につきましては、農業集落排水事業特別会計における補正予算において、前年度繰越金の計上等によって一般会計からの繰出金の減額をいたしております。

中段の有害鳥獣対策事業、報償費100万円につきましては、CSF（豚コレラ）対策により、下半期における有害鳥獣特別捕獲業務を実施する経費として、次の鳥獣被害防止対策推進協議会補助金158万5,000円につきましては、同協議会が実施する侵入防止策設置に対する補助金としてそれぞれ増額いたしております。

次の畜産対策事業、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業6,323万円の減額につきましては、CSF問題により豚舎整備事業が来年度に延期になったことから減額をいたしております。

下段の農村地域防災減災事業、ため池ハザードマップ作成事業1,270万円につきましては、市内に登録されている農業用ため池232カ所のうち、新たな基準で指定された防災重点ため池31カ所について、県の補助事業として採択されたことからハザードマップ作成に係る経費を計上いたしております。

次に、33ページをごらんください。

中段の第8款土木費、地籍調査事業928万2,000円の減額につきましては、国の事業費配分の減により委託料等の事業費を減額いたしております。

次に、35ページをごらんください。

下段の市営住宅管理費の施設管理費2,000万円の減額につきましては、市営住宅の取り壊しにおいて、当初予定していた戸数が減少したこと及び入札差金によって減額をいたしております。

次に、37ページをごらんください。

上段の第9款消防費、庁舎管理費2,390万円につきましては、消防庁舎屋上防水改修工事及び消防団幹部室の内裝修繕に係る経費を計上いたしております。

次に、39ページをごらんください。

上段の第10款教育費、小学校の施設管理費、光熱水費700万円につきましては、今年度7月に設置した普通教室等への空調機により電気代が増加したこと、修繕料300万円につきましては、当初見込んでいなかった既設の空調機等の緊急修繕が増加したことから、それぞれ増額いたしております。

中段の中学校の施設管理費260万円につきましても、空調機に係る電気代を増加いたしております。

次に、41ページをごらんください。

下段の共生社会推進事業、国際化推進事業116万2,000円につきましては、外国人の受け

入れ環境の整備に係る事業として、在留外国人の一元的相談窓口を設置するものであり、タブレット端末の購入及び映像通訳、電話通訳システムの導入を図るための経費を計上いたしております。

次に、43ページをごらんください。

上段の青少年健全育成費5万円につきましては、亀山げんき会からの寄附金を財源にイベント等に使用する簡易テントを購入する経費を計上いたしております。

続きまして、歳入の主なものについてご説明申し上げます。

戻っていただきまして、9ページをごらんください。

上段の第15款国庫支出金、障がい者自立支援給付費負担金3,795万円及び障がい者医療費負担金200万円につきましては、支援事業費の増加により増額をいたしております。

次の過年度国庫負担金精算金218万1,000円につきましては、平成30年度障がい児通所給付費等国庫負担金などの精算金を計上いたしております。

中段の障がい者地域生活支援事業費等補助金407万5,000円につきましては、生活支援事業の増加により、1つ飛びまして生活保護適正事業推進事業費補助金319万6,000円につきましては、制度改正によるシステム修正に係る財源として計上いたしております。

下段の第16款県支出金、障がい者自立支援給付費負担金1,997万5,000円につきましては、支援事業費の増加により国に準じて計上いたしております。

次に、11ページをごらんください。

上段の地域生活支援事業費補助金203万7,000円につきましては、障がい者の生活支援事業費の増加に伴い、国に準じて計上いたしております。

1つ飛びまして、団体営かんがい排水事業費補助金1,270万円につきましては、ため池ハザードマップ作成に係る財源として補助率10分の10の補助金を計上し、畜産施設等整備事業費補助金6,323万円の減額につきましては、CSF問題により豚舎整備事業を延期したことによる減額でございます。

次の地籍調査補助金926万4,000円の減額につきましては、国の事業費配分の決定により減額いたしております。

下段の第19款繰入金、財政調整基金繰入金でございますが、今回の補正による前年度繰入金の計上などから財源調整を行い、2億183万円を減額いたしました。

次に、13ページをごらんください。

上段の後期高齢者医療事業特別会計繰入金2,615万7,000円につきましては、同特別会計から平成30年度決算による繰越金の全額を一般会計に繰り入れるため計上いたしております。

中段の第20款繰越金、前年度繰越金につきましては3億9,935万9,000円を計上いたしており、これにより前年度繰越金5億822万8,000円の全額を計上いたしたところでございます。

続きまして、議案第93号令和元年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

48ページをごらんください。

下段の第2表 債務負担行為補正でございますが、令和2年度からの契約事業者の選定を行うため、健康づくりのてびき発行事業について追加をいたしております。

次に、55ページをごらんください。

歳出でございますが、上段の第1款総務費、一般管理費117万5,000円につきましては、制度改正による国保情報集約システムとの資格情報連携等への対応として、システム改修に要する経費を計上いたしております。

中段の第2款保険給付費、一般被保険者療養給付費1億4,026万5,000円の増額から、次の57ページ下段の退職被保険者等高額療養費201万2,000円の減額につきましては、それぞれ執行見込みにより計上いたしております。

次に、歳入でございますが、53ページに戻っていただきまして、上段の第3款県支出金、普通交付金1億4,317万円につきましては、歳出で計上いたしました保険給付費の財源として計上いたしております。

中段の第7款国庫支出金、国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金117万5,000円につきましては、制度改正によるシステム改修に要する経費の財源として計上いたしております。

続きまして、議案第94号令和元年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

67ページをごらんください。

歳出でございますが、上段の第2款後期高齢者医療広域連合納付金、保険料等負担金2,785万8,000円につきましては、歳入で補正をいたしております保険料の増額分について、広域連合への納付金を計上いたしております。

下段の第3款諸支出金、一般会計繰出金2,615万7,000円につきましては、前年度繰越金を財源として前年度決算の精算に伴う一般会計への繰出金を計上いたしております。

次に、歳入でございますが、65ページに戻っていただきまして、上段の第1款後期高齢者医療保険料、特別徴収保険料現年分2,102万1,000円、次の普通徴収保険料現年分683万7,000円につきましては、被保険者の増加により増額計上いたしております。

下段の第5款繰越金でございますが、前年度繰越金の全額である2,615万7,000円を計上いたしました。

最後になりますが、続きまして議案第95号令和元年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

77ページをごらんください。

歳出でございますが、第1款事業費、一般管理費50万円の減額につきましては、消費税の納付額が確定したことから減額いたしております。

次に歳入でございますが、75ページに戻っていただきまして、上段の第2款使用料及び手数料、農業集落排水施設使用料150万円の減額につきましては、接続件数が見込みより少なかったことなどから減額いたしております。

次の第5款繰入金、一般会計繰入金623万8,000円の減額につきましては、前年度繰越金の計上などにより、一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

下段の第7款繰越金でございますが、前年度繰越金の全額である723万8,000円を計上いたしております。

以上で補正予算の補足説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

ます。

○議長（小坂直親君）

副市長の補足説明は終わりました。

以上で上程各案に対する提案説明は終わりました。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

そのように決定しました。

続いてお諮りします。

あす30日から12月8日までの9日間は、議案精査のため休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

あす30日から12月8日までの9日間は、休会することに決定しました。

次の会議は12月9日午前10時から開き、上程各案に対する質疑を行います。

本日はこれにて散会します。

（午後 1時42分 散会）



令和元年12月9日

亀山市議会定例会会議録（第2号）

●議事日程（第2号）

令和元年12月9日（月）午前10時 開議

第 1 上程各案に対する質疑

- 議案第 87号 亀山市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
- 議案第 88号 亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
- 議案第 89号 亀山市職員給与条例の一部改正について
- 議案第 90号 亀山市国民健康保険税条例の一部改正について
- 議案第 91号 亀山市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 議案第 92号 令和元年度亀山市一般会計補正予算（第4号）について
- 議案第 93号 令和元年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第 94号 令和元年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第 95号 令和元年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第 96号 指定管理者の指定について
- 議案第 97号 指定管理者の指定について
- 議案第 98号 指定管理者の指定について
- 議案第 99号 指定管理者の指定について
- 議案第 100号 指定管理者の指定について
- 議案第 101号 指定管理者の指定について
- 議案第 102号 指定管理者の指定について
- 議案第 103号 指定管理者の指定について
- 議案第 104号 指定管理者の指定について
- 議案第 105号 指定管理者の指定について
- 議案第 106号 指定管理者の指定について
- 議案第 107号 指定管理者の指定について
- 議案第 108号 指定管理者の指定について
- 議案第 109号 指定管理者の指定について
- 議案第 110号 指定管理者の指定について
- 議案第 111号 指定管理者の指定について
- 議案第 112号 指定管理者の指定について
- 議案第 113号 指定管理者の指定について
- 議案第 114号 指定管理者の指定について
- 議案第 115号 指定管理者の指定について
- 議案第 116号 指定管理者の指定について
- 議案第 117号 工事請負契約の変更について
- 議案第 118号 市道路線の認定について

---

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

●出席議員（18名）

1番	草川卓也君	2番	中島雅代君
3番	森英之君	4番	今岡翔平君
5番	新秀隆君	6番	尾崎邦洋君
7番	中崎孝彦君	8番	豊田恵理君
9番	福沢美由紀君	10番	森美和子君
11番	鈴木達夫君	12番	岡本公秀君
13番	伊藤彦太郎君	14番	前田耕一君
15番	前田稔君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

---

●欠席議員（なし）

---

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	西口昌利君
総合政策部長	山本伸治君	生活文化部長	佐久間利夫君
健康福祉部長	井分信次君	産業建設部長	大澤哲也君
上下水道部長	宮崎哲二君	危機管理監	服部政徳君
総合政策部次長	落合浩君	生活文化部次長兼 関支所長	青木正彦君
健康福祉部次長	伊藤早苗君	産業建設部次長	亀淵輝男君
生活文化部参事	深水隆司君	生活文化部参事	谷口広幸君
健康福祉部参事	豊田達也君	産業建設部参事	久野友彦君
産業建設部参事	草川保重君	会計管理者	渡邊知子君
消防長	平松敏幸君	消防部長	豊田邦敏君
消防署長	原博幸君	地域医療統括官	伊藤誠一君
地域医療部長	古田秀樹君	教育長	服部裕君
教育部長	草川吉次君	監査委員	渡部満君
監査委員事務局長	木崎保光君	選挙管理委員会 事務局長	松村大君
教育委員会事務局参事	亀山隆君		

---

●事務局職員

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（小坂直親君）

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第2号により取り進めます。

日程第1、上程各案に対する質疑を行います。

初めに申し上げておきます。

質疑は、議題となっております事件について、その内容を明確にするため説明を求めるものです。したがって、自己の意見を述べることなく、また議題の範囲を超えたり、一般質問にならないようご注意くださいとともに、発言は簡潔にお願いいたします。

通告に従い、順次発言を許します。

11番 鈴木達夫議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

おはようございます。

大樹の鈴木でございます。

議案質疑の1番目ではありますが、大きな議案でもなく、予算補正の一部を捉えてやらせていただきます。

しかし、近年高まってまいりました災害対応に対する必要性、この亀山の本気度というか、あるいは、これからさらに本気、本腰を入れていく覚悟があるかという確認をしたく質疑をさせていただきます。

それでは、議案第92号令和元年度亀山市一般会計補正予算（第4号）についてのうち、農林水産業費のうち農村地域防災減災事業として、ため池ハザードマップ作成事業1,270万がうたつてあります。これについて質疑をします。

まず1番目、事業の趣旨と背景についてという項でございますが、今回の市長による現況報告の中では、本年度、三重県より市内のため池のうち、既にため池ハザードマップを作成している13カ所を除く119カ所のため池について浸水想定区域などの調査が実施され、その結果、新たに31カ所の防災重点ため池が確認されたと。これらのため池については早期にハザードマップを作成する必要があるから、このたび県の補助金をいただいて、採択されて予算補正をするというものでございますが、まず2つ質疑をします。

既に指定されている13カ所に加え、新たに119カ所のため池を調査したとのことでございます。それでは、亀山市には農業用ため池が一体幾つぐらいあるのかということと、もう一つは30年6月から7月にかけて広島豪雨、あるいは岡山豪雨の後、この防災重点ため池の基準が変わったと思うんです。どう変わったかも含めて、この事業の内容と背景を簡単に説明をお願いします。

○議長（小坂直親君）

11番 鈴木達夫議員の質疑に対する答弁を求めます。

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

おはようございます。

まず、市内の農業用ため池の数でございますけれども、平成25年度、26年度に実施しておりますため池一斉点検調査によりまして、現在232カ所の池を確認しております。

次に、平成30年7月豪雨の後で、防災重点ため池の基準が変更になっておりますけれども、まずは変更前ではありますが、下流に住宅や公共施設などが存在し、施設が決壊した場合に影響を与えるおそれがあること、2つ目に堤高が10メートル以上であること、3つ目に貯水量が10万立米以上であること、以上3つのいずれかに該当するかということが選定基準とされておったところでございます。

平成30年の変更でありますけれども、雨量による基準ではございませんでして、新たに決壊した場合の浸水想定区域に家屋や公共施設が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池としておりまして、具体的な基準といたしましては4点ございまして、まずため池から100メートル未満の浸水区域内に家屋、公共施設があるもの。2点目としまして、ため池から100メートルから500メートルの浸水区域内に家屋、公共施設があり、かつ貯水量が1,000立米以上のもの。3つ目に、ため池から500メートル以上の浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量が5,000立米以上のもの。4つ目に、地形条件、家屋等の位置関係、維持管理の状況から都道府県及び市町村が必要と認めるものの4点に変更されたところでございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

232カ所の農業用ため池が亀山には存在するということは確認できました。

ちょっとびっくりしたのが雨量が多い少ないではなく、堤体の高さとか貯水量とか、あるいは距離により民家や公共施設があるかと、人的被害がある、そういう視点であるということなんですけれども、29年に3件マップをつくりました三寺の京丸池、下庄の北山池、川合の長妻池、そして新基準の30年11月13日以降、改めて10カ所についてマップを追加したわけなんですけれども、なぜ10カ所を選定されたとき、今回追加された31カ所の防災重点ため池は想定というか、発見されていなかったんですか。何か基準が変わったんですか。11月13日以降、基準が改めて変わったんですか。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

先ほどご答弁申し上げました基準につきましては、変更はございません。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

基準が変わっていないくて、なぜ今度31カ所追加されたか。

その時点で、先ほど言われた堤体の高さとか貯水量とか距離なんかを十分そのときに、今回指定された31カ所は基準が変わっていないとしたら、その時点で十分わかっていたことじゃないかということなんです。

それとも、ハザードマップを作成する予算が、あと10カ所ぐらいしか残っていないからということとそんなくしたというか、総合的な判断をしたのか、お願いします。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

まず、見直し前の基準で防災重点ため池としております14池につきましては、平成29年度に、先ほどご紹介いただきましたとおり、3つの池についてハザードマップを作成しております。

そして、平成30年度に残りの池についてハザードマップ作成の予定をしておりましたけれども、防災重点ため池の基準が見直されましたことで、再度、三重県及び三重県土地改良連合会と協議をいたしまして、特に危険度の高いと思われまして10の池について、防災重点ため池としてハザードマップを作成しております。

今回、新たに防災重点ため池の確認がされました31の池につきましては、今年度、三重県の調査の結果、確認されたものでございますので、平成30年度当時には想定をしてございませんでした。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

そうしますと、今回新たに選定された31カ所については、おおむね以前選定された13カ所より浸水等の被害は少ないという判断をしてもよろしいのでしょうか。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

先ほどもご答弁させていただきましたけれども、防災重点ため池の基準が見直されました際に、危険度の高いため池を新たに選定しておりますので、今回の31の池につきましては、先に選定をいたしました13の池よりは浸水被害は少ないと考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

31については、前回選定された13よりも被害が少ない。これは公式発言として議事録に残るんですが、いいんですね。これは、県も国も確認をした中での答弁として判断してよろしいですか。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

国・県には確認をしておりませんが、本年度、調査をした結果、最終的には確定をするものでございますけれども、考え方といたしましては、13の池を先に危険度の高いものから選定し

たということで、今回選定した31については浸水被害は少ないものと考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

それでは、事業内容と財源についてという項に入ります。

冒頭、紹介した現況報告のとおり、119カ所のため池について浸水想定区域など調査が実施され、そのうち31カ所の防災重点ため池が確認されたということなんですけれども、もう調査は実施され、完了したと。言ってみれば、この事業はハザードマップ作成のみの事業という認識でよろしいでしょうか。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

本年度、三重県が三重県土地改良事業団体連合会に依頼した調査におきましては、市が提供いたしましたため池一斉点検の調査資料や、必要な箇所の現地調査に基づいて、決壊した場合に下流への影響があり、危険なため池であると判断をされます31の池について、防災重点ため池の確認をしたところでございます。したがって、ハザードマップ作成事業でありますけれども、今回の県の調査では作成をしておりません。浸水想定区域図の作成、さらに詳細な現地調査も行いまして、ハザードマップを作成するというものでございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

マップをつくるだけでなく、詳細な調査が必要であると。この詳細な現地調査というのは何なのかなと。先ほど、100メートル以内に民家や公共施設があるか、あるいは1,000立米の貯水量の池はその範囲が500メートル、5,000立米はその範囲が500メートルと、それが新たな基準、それだけなんですね。既存のため池の台帳の資料、あるいは現地確認だけで済むんじゃないですか。例えば、保水力があるか、そんな地質調査までやるのでしょうか、詳細な現地調査というのは。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

地質調査につきましては、また後で実施をしていくというようなものでございまして、25年、26年度のため池一斉点検ですね。これに基づいて台帳等をつくっておりますけれども、その貯水量につきましては、やはり再度、現地調査も含め確認をするということが今回も必要であると、そのように考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

貯水量については、今回ハザードマップの31カ所を指定するときに、既に確認はされていないのですか、119カ所について。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

119カ所につきましては、全て現地で貯水量を確認したというわけではございません。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

詳細な現地調査も含めて1,270万かかるといいながら、その一番は貯水量であると先ほどお答えになって、この119カ所を選定したときにはもう貯水量は確認できているという、ちょっと食い違いがありませんか。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

あくまで今回の調査につきましては、まずは浸水想定区域図の作成をするというのが事業の主なものでございまして、必要であれば、さらに現地調査も行うというものでございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

29年、30年のハザードマップ事業、これらの事業費は全額委託なんですけれども、幾ら要して、あるいは委託先ですね。先ほど何とかとおっしゃいましたけど、確認をしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

まず、ため池ハザードマップの作成事業でありますけれども、国の補助10分の10で実施をいたしますので市の負担というところではございませんで、29年度の事業費でございますけれども、ハザードマップ3池に作成をしております、これが149万400円でございます、1つの池当たりになりますと49万6,800円ということになってまいります。

平成30年度に作成をしております10の池につきましては、471万960円で作成をしております、1つの池当たりになりますと47万1,096円ということになっております。

また、委託先につきましては、いずれも三重県土地改良事業団体連合会でございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

マップをつくるだけで1,200万。だけといたらあれですけど、部長は詳細な調査といいますが、1,270万は高いなということと、もう一つは答弁の中で市の負担はないというんですけど、我々は一定の収入から控除を引いた1割を県市民税で徴収されているんですね。言って

みれば、市民税が6割、県税が4割だと思うんですけど、何か国の負担だ、県の負担だというと、ちょっとそのチェック体制が優しくなってしまうような気がします。この水土里ネットみえ、三重県土地改良事業団体連合会、この組織についてもまたチェックもしたいと思うんですけども、それでは本題に移ります。

マップをつくるだけでは、実質的な防災・減災にはならない、これを言いたいと思います。

私はこの機会に、広島を中心とした30年7月の山津波、あるいはため池の崩壊の映像を何度も見ました。東日本大震災の藤沼池ですか。ここでは、これが決壊をして多くの方が亡くなっていますし、昨年の7月の広島、岡山でも死者が出ております。本当にけたたましい土砂が流れて民家を襲い、人命を奪った、非常に悲惨な地獄のような風景でした。29年より始めたこのため池に対する防災事業、13カ所を指定したんですね。今のところ、その13カ所のうち堤体の耐震とか、あるいは整備が完了した事業があるんですか。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

既にため池ハザードマップの作成をいたしました防災重点ため池13池のうち、これまで耐震診断を実施いたしまして、現在耐震工事の実施をしておりますのは、川合町の長妻池のみでございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

川合町の長妻池を、完了したわけじゃないですね、まだ途中ですね。長妻池のみについて確認しますが、これは耐震診断、あるいはその後の整備に幾らかかかって、市の負担はどのぐらいかお答えください。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

長妻池に要した費用でありますけれども、まず平成28年度に耐震調査を、これは地質調査、堤等の液状化の検討、安定計算による解析等でございますけれども、平成28年度に行っておりまして、事業費は496万8,000円、国の10分の10の補助で実施をしております。

次に、平成29年度に、その耐震調査の結果、計画安全率を下回るということから、県営事業による耐震工事の実施に向けて耐震事業実施計画書の作成を行っておりまして、この事業費が907万2,000円で、こちらも10分の10の補助で実施をしております。

平成30年度でございますけれども、県営のため池整備事業といたしまして詳細設計を行っておりまして、その際、事業費1,500万円で、市負担は事業費の10分の1ということで150万円を負担しております。

今年度、工事の着手をしていただいております。堤体の本体工事は本年度で完了予定ということでございまして、事業費につきましては前年度からの繰り越しを含めまして9,700万円、市の負担は10分1で970万円の予定をしております。

なお、令和2年度、来年度につきましては、堤体の工事のために撤去をいたしております外周フェンス等の設置工事が残るだけというふうに伺っておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

長妻池で整備9,700万、1割の市の負担でできると。その前のもろもろのこれはいわば1億以上かけて、ほとんど10分の9以上のものが事業費補助されるという確認をしたんですけれども、それでは13カ所のうち長妻池の整備が完了され、12カ所についてもほぼ市の1割の負担で耐震診断、耐震事業ができるのか。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

耐震診断につきましては、10分の10の補助ということでございまして市の負担はございませんけれども、耐震工事並びに詳細設計につきましては、長妻池と同じように県営事業でございましたら、市負担については1割ということになってまいります。

しかしながら、本事業の補助対象となります地域、こちらは原則といたしまして農振農用地区域内の区域とされておりますので、地域外のため池につきましては補助の対象外となるところでございます。したがって、市単独事業ということになってくるかと思っております。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

市の負担が1割弱でできる整備事業は農振農用地に限ってということなんですけれども、今、残りの12のうち農振農用地以外のため池は幾つぐらいあるのでしょうか。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

12のうち6つでございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

そこで、農振農用地以外で、極めて危険で喫緊に対応しなければいけない一つの例として、関の新池について例を出して確認をしたいと思いますが、画像を出していただけますか。

小さくてわかりにくいんですけども、画面の左の上のほうに新池というものがあります。関中学校、あるいは関文化交流センターの北西に約600メートルから800メートルに位置する10ヘクタールくらいのため池かなと思います。堤高の高さは13.7メートルありますが、崩壊した場合に3分後には関文化交流センターの西の数十メートル、2階の軒下までつかる5メートルの浸水地域でございます。避難所は黄色いので示されていますが、避難所の関小学校、老人福祉センター、アスレにしても、このように浸水の予想がされている地域なんです。

それで、このため池ハザードマップの冒頭では、地域の方にこんな呼びかけをしているんですね。このため池ハザードマップを目につく場所に置いて、日ごろから防災に関心を持ちましょう。避難所への経路を確認し、いざというときは落ちついて行動しましょうというものなんですね。

何の耐震整備もしていないこの新池、崩壊して大人の腰までつかるところに住まれている方に、3分で1階の軒下2メートルまでつかるとある関文化交流センターに避難しろというマップを、日ごろ目につく冷蔵庫の横でも張っておけみたいなことが書いてあるんですけど、私はこんなの張りませんよ、こんなマップは。より危険な避難所があるマップを張れと言っても、私は張りません、もう病気になるいそうですからね、これは。本当にこれは市民に投げかける言葉じゃないんです。行政がやはり関心、市長が関心を持ってマップをつくらなきゃいかんですよ。

それで、ほかにも私がマップを見る限り、この関地区なら城山池、ここもひどいですよ。それから、亀山地区なら長田池とか和田池、これらも全て農振農用地以外なんです。いわゆる10分の9が国・県が持つ仕事じゃなくて、いわゆる自分の亀山市の市単でやらなければいけないことなんですね。これをこれからどう対応、整備していくかということの質問が一番最後なんですけれども、まず、この総括をしてもらいたいです。喫緊な対応が迫られている13カ所のため池について、29年から始めて3年目を迎えようとしている。それで、長妻池すら完了していない。この現状をどう考えているか。おくらしているという認識はないのか。少なくとも29年、30年度に認定した13カ所の耐震診断や整備については、既に三、四カ所ぐらいは予算どりをして進める、本年度進めなければいけなかった。これは非常に後手に回っている、そういうような反省はないのか総括をしていただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

防災重点ため池のこれに関する国の方針でありますけれども、まずはハザードマップを作成するという事になっておりまして、今回のため池ハザードマップの作成につきましても、県に補助の要望を上げておりましたところ、本年度の予算で採択をいただいて、1年前倒しで実施をさせていただくことができるようになったところでございます。

しかしながら、既にマップを作成済みの13の池のうち、長妻池を除きます残り12のため池につきましても早急な対応が必要ということは認識しております。そのうち補助対象となります農振農用地区域内の6つのため池につきましても、国の補助金を活用して来年度に耐震調査を実施すべく県に要望しておるところでございまして、予算確保に努めてまいりたいと考えておるところであります。

一方、さきに申し上げました農振農用地区域外のため池につきましても、まずは危険度を下げるときの対応ということで、ため池の管理者の方に水の管理を行っていただいて、平常時の貯水量を減らしていく、あるいは池全体の貯水量を減らす工事とか、危険度を下げる対応について検討を進めてまいりたいと考えておるところでございまして。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

質疑、質問をよく聞いていただきたい。今後どうするかということについてはこの次の項で言うけれども、ここ1年半、この対応がおくれていたという認識はありませんかという、それを聞きたかった。おけている認識はないのか。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

平成30年度の基準の見直しにおきまして、防災重点ため池の数が大きく増加するというごさいます、国の基本的な考え方といたしましては、そのため池が決壊した場合の影響度に応じまして優先順位をつけて、段階的な対策を実施していくというごさいます、それがハザードマップの作成、耐震診断、それから耐震調査、耐震工事と段階的に進めていくというごさいます、おかれていると言われましたけれども、そのような認識、国の方針に基づいて進めさせていただいておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

まず、国の要綱には、マップはつくらなければならないと書いていないんですよ。いわゆる好ましい程度です。

答えを聞いておりますと、マップ、マップと、マップをつくれれば対策になるかといったら、ならないんです。13あるものの危険度の高いため池に対してほとんど手がついていない中で、また新たに段階的にやっていかなければいけないというのはわかりますけれども、やはり私はここ1年の防災重点ため池については少し間があきすぎた、危機感がないというふうに思います。

それでは、先ほども今後のことを答弁いただいたんです。残り12のうち6つは、いわゆる国の補助の中で耐震、あるいは整備がしかけられるけれども、あとの6つの農振農用地以外については、ここが肝心で、もう一度確認したいんですけれども、私は最も危険度の高い6つの、いわゆる農振農用地以外のため池についてはどう手当てしていくのか、確認の意味でもう一度答弁をお願いします。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

現時点では、補助対象となります6つのため池について、優先的にといたしますか、先に進めていくというごさいます、農振農用地区域外のため池につきましては、先ほどもご答弁申し上げましたように、危険度を下げるとの対応について、まずは検討を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

対象外は何ですか、危険度を下げるとの検討と。これは具体的にはどういうことなんでしょうか。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

現在、それぞれのため池につきましては水利組合等の管理者の方がお見えになりますので、水の要らない時期につきましては、ため池の管理者の方に水の管理を行っていただいて、平常時の貯水量を減らす取り組み。これについては既に台風前とか、やっけていただいておりますけれども、それをこれからもしっかりお願いをしていくということ。あるいは、ため池の耐震工事全体でいきますと事業費が非常に大きくかかりますので、それ以外の工事で、ため池自体の貯水量を減らす工事等も補助制度でございますので、そういう工事等も含めて危険度を下げていくというふうに考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

農振農用地以外のため池、補助対象にならないため池は、あくまでも管理者、常に水を減らす状態にするような、そのぐらいしか対応ができないということですね。そういうことですか。ほかにはないんですか。

あるいは、国の農業水路等長寿命化・防災減災事業の要綱によれば、ため池の廃止と。いわゆる、これがリスク除去の項にうたわれているんですけども、そんな研究をされているのでしょうか。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

先ほど少し触れさせていただきましたけれども、地域リスクの除去といたしまして、堤体の開削等によりましてため池の貯水機能を廃止するという事業がございまして、この事業要件といたしましては、まずは防災重点ため池でありますけれども、施設が決壊した場合の想定被害額が500万円以上であるということが要件になっております。そのような事業があるということは承知しておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

この案件についてはほかの議員も質疑をされるみたいですので、この程度にとどめたいと思いますが、先日も東野公園で市の主催による防災訓練も行われました。さまざまな場面場面で、どなたもおっしゃるんです。自助、共助、公助ということを口々にするんですね。それで各地域、市もそうなんですけれども、いろんな防災訓練をされてきて、必死になっているいろんなことをやってきて、中には少しマンネリ化しているなという意見もあります。逆に、マンネリこそ、これが訓練だという議論もあるでしょう。

そんな中で、地域の、特に自治会長を初めとする役員の方は本当にこれからどんな防災訓練をしたらいいか、もう暗中模索の状態になっていると思います。もちろん、この訓練をしながら、日々そういうことを意識しながら、マップを張りながら防災意識を高めるのはいいですよ。

だけど、自助、共助、公助といいますけど、我々が考えなければいけないのは、公として、公の立場としてどう対応しているか、公の責任をいま一度やはり考えなければいけない。私は、このハザードマップの事業をずうっと追いついていろいろと考えたんですけども、やはりいま一度、公としての責任みたいなものをみんなで共有をしていくと、その時期かなということを思いながら質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

11番 鈴木達夫議員の質疑は終わりました。

次に、3番 森 英之議員。

○3番（森 英之君登壇）

会派結の森 英之でございます。

私は11月に新しく会派結を草川卓也議員と結成させていただきました。

その目的としまして、大きく3つございまして、交通の結節点である亀山市の拠点性を生かした都市活力向上、それから社会、環境、経済を結び、持続可能な社会を実現する。それから、3点目としましては、市民、行政、民間企業等、あらゆるステークホルダーを結び協働すると。

この3点について、いわゆるSDGs、持続可能な社会実現ということを中心とした考え方として組ませていただいたというところでもあります。市長の行政経営方針にも亀山版SDGsの確立というのがございましたけれども、そのあたり、今後も議論されていくというふうに思っているところでもあります。

それでは、5つの議案に対して質疑させていただきたいと思っております。

まず、議案第89号亀山市職員給与条例の一部改正についてでございます。

こちら人事院勧告に鑑みてという内容に、目的になっていると思っておりますけれども、少しその人事院勧告の内容ということ、この給与条例改正についてというところの観点からお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

3番 森 英之議員の質疑に対する答弁を求めます。

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

今回の人事院勧告の内容につきましては主に3点ございますが、まず1点目として、民間給与との格差を埋めるため、初任給及び若年層の給料月額を平均で0.1%引き上げるものでございます。

2点目として、ボーナスを0.05月分引き上げ、民間の支給状況等を踏まえ、勤勉手当に配分するものでございます。

3点目として、住居手当の支給対象となる家賃月額の下限を4,000円引き上げ、その原資を用いて手当額の上限を1,000円引き上げるものでございます。

なお、本市におきましては、これまでからも民間の給与水準を上回る場合だけでなく、下回る場合も同様に人事院勧告を尊重した国家公務員の給与体系に準拠してきたところでございますので、今回も同様の考え方により市職員給与条例の改正を提案するものでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

職員の給与改善というところになってくると思うんですけども、もう一つ、住居手当の改定のところです。住居手当の改定の今回の内容と、この目的といいますか、今の情勢に合わせてということかと思いますが、そのあたりを聞かせていただけますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

特に住居手当について、少し詳細に改正内容をご答弁申し上げます。

住居手当は、職員みずからが居住するため住宅を借り受け、家賃を支払っている場合に支給するもので、現行では家賃額が月1万2,000円を超えると支給対象となりますが、今回の改正では、これを月1万6,000円に引き上げるものでございます。

また、現行では住居手当の支給月額の上限は現在2万7,000円でございますが、これを1,000円引き上げ2万8,000円といたすものでございます。

なお、この改正により住居手当が2,000円を超えて減額となる職員に対しましては、1年間の経過措置を設けることといたしております。

また、住居手当が改正をされた目的といたしましては、今回、下限となる額が1万2,000円ということを一万6,000円に引き上げるということで、まず下限の額が現行よりも少し低いのではないかという指摘でありますと同時に、上限で支給される額が2万7,000円から1,000円引き上げるということで、これを1,000円引き上げる原資を、この下限に使われるものの原資を用いて上限を1,000円引き上げて2万8,000円にいたすと、そのような改正内容でございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

この住居手当改定で2,000円以上の減額の対象になる方がどれほど見えるのか、把握されていると思いますのでお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

今回、この改正により対象となる職員数は91人ございます。この中で、住居手当が減額になる職員は58人、増額になる職員は32人、据え置かれる職員が1人ということで、減額の率が約65%、増額の率が約35%ということになっております。

また、この58人中で2,000円以上の金額になるというのは、今ちょっと2,000円以上になるかどうかという数字は持ち合わせておりませんが、この58人中で2,000円が対象になってくるものが存在するということで把握をしているところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

その給与の改善というところに関しましては、職員の全員の方が対象になってくるということかと思しますので、そのあたりの改善とそこの住居手当の内容を含めて、これは亀山市職員組合のほうとはきっちり協議は終えているのかということをお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

今回の人事院勧告に伴う改正につきましては、議員ご指摘のとおり給与月額とボーナスにつきましては増額の要素でありまして、住居手当のみ減額と増額が混在する改正でございます。

特に、この住居手当の改正につきましては、自治労三重県本部並びに市職員組合とまず協議をさせていただいたところでございます。その後、市職員給与条例の改正内容が確定した時点で、再度市職員組合と協議をさせていただき、改正内容について合意を得て本条例案を提出いたしましたところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

いわゆる民間でいいますと、労使交渉というような形で給与改善等が行われるというところで一つ折衝があったという理解はしておるんですが、その際に、やはりこの給与改定の内容、改善とともに、これからのいわゆる方針といえますか、これから市の職員の方に、やっぱり行政にとってはなくてはならない方々ですから、その行政方針等もきっちりその場で説明をさせていただいていると思いますが、さらにこういう場を生かして、さらに市の職員の方にこれからの取り組む内容を理解いただく、そういう場にさせていただきたいというふうに思いますので、その要望をさせていただきたいと思います。

続いての質問に移らせていただきます。

議案第91号亀山市病院事業の設置等に関する条例の一部改正についてということで、まず1点目として、この病床数削減の目的をお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

古田地域医療部長。

○地域医療部長（古田秀樹君登壇）

今回の病床数削減につきましては、地域包括ケア病床を増床する上で、厚生労働省が定める設置基準に適合させるため、現在の病院全体の病床数を調整した結果、1室6床の配置を1室4床の配置に2部屋変更することによるものでございます。

鈴亀区域地域医療構想において、医療センターは急性期機能を確保するほか、回復期機能の確保を検討することとされておりまして、今回の地域包括ケア病床への変更は急性期病床から、今後、病床数の不足が予想されている回復期病床への変更という点で、この地域医療構想にも合致しているものと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

地域包括医療の観点から、これからの病院事業を見ても、その目的に合致しているということかと思いますが、今後の病院事業への影響についてということについてはどのようにお考えか、お聞かせいただけますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

古田部長。

○地域医療部長（古田秀樹君登壇）

現在稼働中の地域包括ケア病床につきましては、昨年度、平成30年度の稼働率が92.2%と一般病床と比較して非常に高い稼働率でございます。今後、ますます需要が高まっていくものと考えております。

地域包括ケア病床への変更は、そういうことから市民ニーズに応えるものであり、同時に病床稼働率の高い病床を増床することで、急性期と回復期のバランスが向上し、また病院全体として病床利用も高まることから、経営にも寄与するものと考えております。

なお、今回の病床数削減による一般病床入院患者への影響についてでございますが、近年の病床利用率を見ましても、2床削減することによる入院への影響はないものと考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

病床は減るということではありますけれども、その地域包括ケア病床というのは慢性期医療という観点からも非常にニーズが高いということ。

それから、化学療法室を改修したということの中で、減少ということも食いとめているというような措置もされていることは理解をしているところであります。

9月定例会の最終日でしたか、いわゆる424の公立病院の改編というものが大きく出て、この亀山の医療センターも対象になるということで、非常に市民の方も不安に思っておられるということでもあります。私としましては、やはり地域医療としてこの医療センターは必要なものと思っておりますので、その観点からもこれからは市民の方にしっかり理解をいただくということと、私も前回の定例会で質問させていただきましたが、極力赤字を圧縮といいますか、負担の軽減に努めていただいて、今後もこの医療センターの役割をきっちり担っていただくように要望させていただきたいというふうに思います。

それでは、次の議案のほうに移らせていただきます。

議案第92号令和元年度亀山市一般会計補正予算（第4号）についてという中身で、2点聞かせていただきたいと思います。

第8款の土木費、第5項住宅費、第1目住宅管理費の施設管理費の減額補正についてでございます。これは2,000万円の減額補正ということになってございますが、そちらの金額、減額というのはなかなかないというふうに私も認識をしておりますが、今回の減額が必要になったというところの内容についてお聞かせください。

○議長（小坂直親君）

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

今回の市営住宅管理費の減額補正につきましては、本年3月及び6月議会におきまして用途廃止を行っております旧市営住宅の解体工事の完成及び契約が調いましたことにより精査をするというものでございまして、当初、亀田住宅4戸、野村住宅2戸、若草住宅9戸、新所住宅3戸、城山住宅12戸の5住宅で、計30戸の解体工事を予算4,200万円で予定をしておりましたけれども、城山住宅で今回入居者1名の方が住みかえが整いませんでしたことから、解体戸数が城山住宅では12戸から8戸になったこと。

また、亀田住宅では、当初見込んでおりましたアスベストが検出のほうをされなかったということ、さらには工事全体で入札差金が発生したということが今回の減額の主な理由でございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

大きな要因としましては、城山住宅のほうで、その退去の準備が整わなかったということをお聞かせいただきました。

その市営住宅もやはり古くなってきますと非常に問題になってきますし、その辺を含めてその準備はされていたと思いますが、1名の方がなかなか準備が整わないということでもございました。しっかりとこれからも粘り強く対応いただいて、速やかに解体が進むように働きかけのほうをよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それから、続いての第9款消防費、第1項消防費、第1目の常備消防費として、庁舎管理費の増額補正2,390万円ということでもございます。こちらの内容についてお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

豊田消防部長。

○消防部長（豊田邦敏君登壇）

平成9年4月に竣工しました消防庁舎の屋上のアスファルト防水につきましては、当該工法の耐用年数が15年から25年とされており、近年、劣化により建物内部への雨水の浸入があり、2階の一部雨漏りが発生している状態となっております。このことから、令和2年度当初予算に所要額を要求する予定でしたが、去る10月の豪雨において発生した雨漏りにより2階の天井が一部破損する事態が発生しました。そのため、12月補正で対応することとなったものでございます。

なお、補正予算の議決をいただいた後、速やかに事業が進められるよう諸準備を進めておりますが、年度内にできないことも想定し、繰越明許費補正として追加させていただいております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

その屋上の雨漏り対策といいますか、そういうことでということで聞かせていただきました。

現在12月というところのタイミングで2,390万の非常に大きい金額というところの中では、一般競争の工事入札をされるという理解でよろしかったですか。それもお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

豊田部長。

○消防部長（豊田邦敏君登壇）

議員のおっしゃられたとおりでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

金額も大きいものでございますので、一般競争入札工事をきっちり進めていただいて、もし今年度の中でということが難しいようであれば、繰越明許費に明記されているとおり繰り越しをするという理解をさせていただきました。ありがとうございました。

続きまして、議案第116号指定管理者の指定についてというところの内容について聞かせていただきたいと思います。

この指定管理者の選定の理由についてお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

伊藤健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

現在、亀山南小学校区では、平成26年6月の開所以来、亀山南小学校区学童保育所スマイル運営委員会により民設民営にて運営いただいておりますが、新年度からは公設として指定管理者制度を適用する予定としております。

この指定管理者の選定理由につきましては、これまでの運営者の実績や組織を構成する方々が自治会長や民生児童委員、保護者の代表等であることから、地域に根差した児童の健全育成を支えるためには、現在の運営者によるクラブ運営が最適であると考えてところでございます。

また、同様の団体は亀山南小学校区においてほかに存在しないことから、亀山市放課後児童クラブに係る指定管理者選定委員会の意見を踏まえ、亀山南小学校区学童保育所スマイル運営委員会を指定管理者候補者として選定するところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

こちらの南小学校の放課後児童クラブの指定管理者ということでは、今までもスマイル運営委員会にさせていただいていたということで、引き続きやってもらうのが最適であるということであろうかと思えます。

その中で、この今回の指定管理者の始まりと終わりというタイミングといいますか、ほかの学童保育、放課後児童クラブの指定管理者の期間と、その整合性といいますか、それはどうなっているかということを確認させていただけますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

期間でございますが、南小学校区のスマイルにつきましては、ほかの公設のほうが今年度から5

年間ということで期間を設けておりますが、そのほかの施設と終わりをそろえるために令和2年度から、終わりが令和5年度末ということで、4年間の期間としております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

先回の議案質疑のほうでも述べさせていただいたんですが、4月1日の開設ということで、これから準備に入っていく形になると思いますが、その過去の川崎小学校、あるいは昼生小学校の放課後児童クラブでの開設にいろんな課題があったというふうに聞いておりますので、その開設が速やかに行われるように、行政側としてきっちり対応していただきたいと、要望させていただきたいと思っております。そちらを要望させていただいて、この質疑を終わらせていただきます。

続きまして、議案第117号工事請負契約の変更についてということで聞かせていただきたいと思っております。

まず、この契約金額の変更理由についてということでお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

青木生活文化部次長。

○生活文化部次長兼関支所長（青木正彦君登壇）

契約金額の変更についてご答弁申し上げます。

西野公園野球場整備改修工事に係る変更内容につきましては、主なものとしまして、工事に伴って発生した土砂を処分する場所までの運搬距離が当初設計の8キロメートルより5.2キロメートル長くなったことにより運搬費用が増加したこと、また契約後の協議により、当初予定していた薬剤の散布を削除したことによる工事費の減額のほか、工事を施工していく中で発生する数量の変更により165万2,200円の増額となったものでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

増額が必要になったというところの理由についてお聞かせいただきました。

こちらのまず工事請負契約の締結についての議決というところの中では、6月の議会でも出されたということでありまして。その後、工事が着工されたという認識なんですけど、タイミングとしまして、ここの補正、土砂の捨て場が変更になったというタイミングが9月の定例会に間に合わなかったというところはどうだったのかというところをお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○生活文化部次長兼関支所長（青木正彦君登壇）

当該契約につきましては、6月議会において本工事の契約議決をいただいた後、施設利用の関係で工事着手が可能となる8月下旬までの間、準備を進めたところでございます。

そのような中、残土を処理する場所につきましても、少しでも運搬距離が短くなるような場所を探した上、8月下旬に場所を決定したところでございます。

さらに、その後に生じた他の変更内容をあわせまして、工事請負契約条項に従い、施行後、業者

との協議を調べ、11月13日に仮契約に至りましたことから12月議会へ提出させていただいたものとなったものでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

そうですね、そういうことであるということは理解させていただきました。

やっぱり工事の変更があった場合、金額の大小にかかわらず、大きな変更等、あるいは工事工期への影響があった場合には、速やかに議会への上程が必要かと思っておりますので、そのあたりをきっちりやっていただきたいというふうに思っています。今のご説明でいきますと、今回につきましてはきっちり対応されていたということを理解させていただきました。

ちょっと質問としては少し前後したところがありますが、工事工期への影響について、もう一度、改めて影響はないのかどうか確認させていただきます。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○生活文化部次長兼関支所長（青木正彦君登壇）

契約金額を変更することによります工期への影響につきましては、現在、当初予定どおり外野舗装工を進めており、進捗率は11月末時点で59.2%となっております。今後は内野舗装工を進め、当初予定どおり来年3月10日の完成に向けて工事を進めており、工期への影響はないものでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

工事工期への影響はないということでございました。

きょうも西野公園横を、私、通ってまいりましたが、工事が進んでいる状況を少し見させていただきました。これから人工芝の敷設に入っていくと思いますけれども、きっちり工事を進めていただきたいというふうに思っておりますので、私から要望させていただいて終わらせていただきたいと思っております。

以上、少し時間が余りましたが、議案質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

先ほどの大澤部長の答弁について、数字の訂正の申し出がありましたので発言を許します。

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

先ほど、市営住宅管理費の減額補正の理由についてご答弁を申し上げました中で、城山住宅の解体戸数につきまして、12戸から8戸になったとご答弁申し上げましたけれども、正しくは12戸から4戸でございますので訂正をお願いいたします。申しわけございませんでした。

○議長（小坂直親君）

よろしいですか。

○3番（森 英之君登壇）

はい、結構です。

○議長（小坂直親君）

3番 森 英之議員の質疑は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午前11時11分 休憩）

---

（午前11時20分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、18番 櫻井清蔵議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

勇政の櫻井でございます。

質疑をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

まず、最初に議案第92号令和元年度亀山市一般会計補正予算（第4号）についてのうちの第3款民生費、第2項児童福祉費、第1目児童福祉総務費の放課後児童クラブの運営費の増額補正についてですけれども、説明によりますと、川崎小学校に新たに1カ所増設されるという説明でしたけれども、これは民間業者を利用されるのか、それについてお聞きしたいと思ひます。

○議長（小坂直親君）

18番 櫻井清蔵議員の質疑に対する答弁を求めます。

伊藤健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

川崎小学校区で新たにふえる施設につきましては、議員ご指摘のとおり民間事業者のほうで用意をさせていただいているというところでございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

先般、教育民生委員会でもいただいた資料に基づきますと、平成30年度は川崎小学校区で116名の児童が対象児童になっておると。令和元年度は135名ということで、今、新たに設置される民間の事業所、そこは川崎小学校から距離はどのぐらいのもので設置されるのか、そこら辺をお願ひします。

○議長（小坂直親君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

正確な距離ということではないんですけれども、地区内で施設を探していたところ……。

住所でよろしかったら住所を。

（「メーターやないか」の声あり）

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

済みません、距離については、子供の足ですけれども、実際に計測したことはございませんが、

そんなに遠くはないところでございます。

(「歩いて10分とか」の声あり)

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

それぐらいだったと思います。それ以内だと思うんですけども、正確には把握していないところ  
です。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

聞き取りのとき私も言わなかったけれども、担当部局としては、川崎小学校から何メートルぐら  
いのところのどのような民間業者を使うというのを把握しておいてもらわんことには。

例えば、私が聞かせてもらって、川崎小学校からどれだけありますのやと、いやあ、子供が歩い  
て10分程度ぐらいかないというようなことこそ言えませんが、やっぱりこういう予算を組むと  
き、このような事業所を新たに設置するときはやっぱり場所、それからそこへ入所する子供の人数、  
平成30年は116名で、令和元年度は135名と、一学童40人単位だと思うんですわ。1カ所  
に移すというんだったら、そのぐらいの距離はある程度押さえておいてもらわんことには、議会に  
対する説明不足、市民に対する説明不足、説明等々が十分でないというように思いますがな。それ  
は、また教育民生委員会で十分報告できるように、立地場所等々の説明ができるようにしておい  
てください。既存の施設も、このような配置があつてこういうような状況ですということは、やは  
り把握できるものをつくっておいてもらわないかと私は思っています。

基本的に、今期の年度に昼生小学校の学童、公設でやってもらいました。それで、南小学校区も  
三千四、五百万の金を使って公設でももらいました。

だけど、あくまでもやっぱりこの子供の増加というのは大体予測できるものですから、何でこれ  
は民間の事業所を新たに620万の補助を出してやるのか。そこら辺のところを、私の持論かわか  
りませんが、やはり学童は亀山市が見ると、施設は、あくまでも民間に委託することは避け  
るべきだということはずうっと言い続けてきておるんですけども、今回また民間に補助金を出し  
て委託するという根拠は、どうして民間になったのか、教えてください。

○議長（小坂直親君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

ご指摘の川崎小学校区におきましては、現在、川崎小学校の校舎内に公設の放課後児童クラブ2  
支援単位と、敷地外の民設1支援単位で運営いただいております。

近年の利用ニーズの高まりと対象児童の増加から、令和2年度は待機児童の発生が見込まれる状  
況となってきております。待機児童を発生させないための速やかな対応が求められる中、既に平成  
27年度から同校区で運営実績のある民間事業者から開設についての意向があり、当該事業者が放  
課後児童クラブとして利用可能な施設についても、確保のめどが立てられたところです。

施設の設置につきましては、地域の事情や特性等を勘案し、公共施設の利用など公的関与を行う  
とともに、必要に応じて民間力を活用することという方針で進めてきておまして、今回も開設に  
向けた速やかな対応が可能であることや、初期費用が安価であるという経済性などから、今回、民

間事業者において開設、運営を進めていただき、支援していこうと考えております。

それから、先ほどご指摘いただきました施設までの距離なんですけれども、1キロ弱ということで確認させていただきました。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

そうですね、川崎小学校の改築の折に、校舎敷地内に学童を設置したと、これは公設ですよ。

だから極力、学童の立地する場所は校舎内が一番最適だと私は思っています。それを平成27年に民間がやっておったやつを結局。そうすると、川崎小学校内でその学童をやっておると。それによってあふれた施設なんですかな、これは27年に、どうなんですか。

○議長（小坂直親君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

校舎内で2支援を運営いただいているわけなんですけれども、それでは許容できなくて、既にもう民間事業者のほうで1施設運営していただいている。それも、飽和状況にあるというふうなところでございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

だから、やっぱり行政の中で、私は子供たちは私たちの宝だと思っています。やっぱりその子供たちを、民間活力を利用するのも結構なことだけれども、公がやっぱり見ていくと、市が見ていくと。市というのは、市民みんながその子供たちの放課後を見守っていくと、そういうような政治をやっぱりしていくべきと私は思います。

民間だったら簡単にできるというような安易な、それも一つの方法かわかりませんが、やっぱりこういうような620万で安くできるでいいんだというふうなことじゃなしに、やっぱりこういうような放課後児童クラブは市費を使って施設を建てて、そして運営していただくという方向にやっぱり持っていくべきだと私は思っています。

こればかりやとったら時間がありませんもんで次に行きますけれども、市長にしかとそのことを申し述べておきたい。やっぱり民間の力をかりるのも、それは必要かわかりませんが、やっぱり子供たちを見守るためには公設でやっていただきたいと思います。そういうことで、市長に言うておきましたので、今後頼みますわ。

次は、森君も質問されました土木費の市営住宅の管理費の減額補正。

答弁によりますと、当初30戸を予定しておったのが20戸だったと。アスベスト対応がなかったということで、当初予算では亀田4戸、野村2戸、それでアスベストを見込んでおったけれども、アスベストはなかったもんで、そして、亀田、野村については、野村の2戸は9月24日に契約を済まされておると。亀田については事情があったと思うんですけども、2戸しか引っ越しできなかったと。それで、468万の契約でやられたと。

敷地内の樹木の伐採等で130万、発注見込みというようなことが書いてあるんですけども、

これもアスベストがなかったもので1,000万ぐらいの減額になったと。当初予算でそのようなことも対応して見込んでおくのは問題ないと思うんですけども。

次に若草住宅、これが9戸で当初が700万。若草住宅を9戸解体して10月10日に契約しておるんですけども、627万で契約しておると。これは、いみじくも先般の7月20日の火災で3度の火災を起こしておると。

だから、その中でやっぱり予算執行上、その予算の執行速度が遅い。もし7月20日以前にこの解体をやっておれば3度の火災はなかったよと。周辺の住民に対して、かなり亀山市としてご迷惑をかけたと、それは真摯にやっぱり反省してもらいたい。

それから、次に新所住宅3戸、それから城山住宅12戸、当初ですな。契約済みが新所住宅3戸、城山住宅4戸。それで契約額が682万ですか、それで契約されておると。

この中で、城山住宅の4戸についてももう少しお聞きしたいんですけども、この城山住宅の市営住宅、関町の旧町営住宅ですけども、底地は民地だと思うんですけども、その民地の処理はどういうふうにされるのか。

また、現在、アスベストが抜けて900万ばかりの減額になると。いろいろな努力をされたと思うんですけども、やっぱり老朽化した家屋ですもんで、何で年度内にその部分の対応ができなかったのか。やはり私が一番怖いのは火災なんです。前回の若草住宅でも、人が住んでいないので市営住宅での人的被害はなかったんですけども、近隣の方々は延焼しなくてよかったんですけども、当然900万を早期に、12月に補正するんだったらもう少し努力してもうて、やっぱりとことん解体せないかん住宅をなぜ解体できなかったのか。この12月予算で落とすんだったら、アスベスト部分の1,032万円、この分だけだったと思うんですよ。残りの分は、やっぱりまだまだ執行残として残しておいて、その残りの分の執行を図るべきだったと。これを全額2,000万の減額をして後年度に送ると。そうすると、今後の後年度のあり方ですな。それをどういうふうにされるのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

**○議長（小坂直親君）**

大澤産業建設部長。

**○産業建設部長（大澤哲也君登壇）**

まず、城山住宅の民地というご指摘でございますけれども、まだ8戸残ってございますけれども、全て解体が終わった段階でお返しするようになりますと、そのように考えております。

また、将来に向けてといいますか、今回執行残で減額しておるけれども、後年度に回しておるのはというようなことでありますけれども、今回、1名の方が継続されて入居されておりますけれども、住みかえの移転のお願いにつきましては継続してお願いをしておるところでございます。お話をご理解いただけましたら、残りの8戸を用途廃止して解体工事となりますけれども、引き続き入居者の方に対しまして、老朽化も著しいということから、安全な居住の観点からも住みかえは必要でございますので、引き続きお話をさせていただいてお願いをしていきたいと考えております。

**○議長（小坂直親君）**

櫻井議員。

**○18番（櫻井清蔵君登壇）**

答弁の中で、なぜアスベストの1,032万の減額について私は、亀田と野村かな、亀田はまだ

2戸残っておるんですけれども、それはやむを得やんと思うんですけれども、減額の根拠は。残りの900万弱の残金をなぜ12月に落としてしまうんだと、努力をするのは当然ですよ。だけど、城山住宅だって、私も大体城山住宅の構造はわかっていますけれども、残った12戸のうち4戸は前の国道沿いですよ。その2列目に8戸は並んでおるんですよ。それで、解体の仕方によっては、東側の4戸は解体ができたはずなんです。

確かに1名の方、最初は快諾してもらっていたらしいですけれども、退去ができなかったということですが、やはりそのような努力をするんやったら、今年度中にこの予算を執行するための努力をするんだったら、残りの900万のお金は残しておくべきだと私は思うの。それがなぜできなかったかということを知っておるの。

亀田住宅でも、なぜ2戸残ったのか。そこら辺の予算を組んだ段階では、ある程度了解をしてもうた中で、この4,200万の予算を組んでおると思うんですけれども、やっぱりこの2戸についても年度末、恐らく出納閉鎖は5月31日ですけれども、それまで鋭意努力したものをやっぱり残予算として残しておくべきだと思いますわな、そのようなお考えは。言うてもしようがないで、もう早いこと落とせと。確かに議会からも不用額は早いところ落とせというようなことを言うていますよ。

だけど、これは必要なお金なんです、解体に。それをあえて12月に落とされたという根拠がわからなくて教えてくださいと言っておるの。努力してもあかんのやったら、この年度のここの解体は不可能なのかどうかという判断をされてこの減額をされたのか、そのどちらかですよ。それを聞かせてくださいと言っておるの、わかっていますか。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

今回、城山住宅手前の部分の4戸だけの解体を既にもう発注をさせていただいております。残りの部分につきましては、1名の方とお話ができ次第、再度、今回は減額させていただきましたけれども、再度予算計上をさせていただいて、その時点で解体をさせていただきたいと思っております。

亀田住宅につきましても、2戸残りしたのは、お住まいの方がまだ住みかえのほうにご了承いただけていないというようなことでありますので、そちらにつきましても住みかえが完了した後に再度予算計上をさせていただくと、そのような考え方で今回は減額をさせていただきました。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

亀田住宅と城山住宅の8戸のうち1戸は入居してみえと。亀田住宅は入居されてみえますので、火のもののほうは大丈夫だという認識を持っています、私は。

だけど、若草住宅、これは皆さんもご存じだと思うんですけれども、前も話題に出させてもうたけど、誰も住んでみえないからこのような火災が起こるわけですから、住んでいないから。今も、火災の原因すらもまだわかっておらん。恐らく、この場で言わせてもうていいかわかりませんが、特定はできやんけれども、悪さをするために火をつけられたのではないかというあれがあるんです。

だから、城山住宅は8戸のうち7戸は住んでみえないんです。私が怖いのは、今住んでみえる方が、退去には同意いただいていないかわからんけれども、あそこは国道沿いにありますもんで、魔が差して若草住宅と同じような状況になってもうては、入居してみえる方にもご迷惑をかけるし、やっぱり早急に壊すべきものは壊していただきたいと思います。そうせんことには、住んでみえるところはいいですわ、亀田についてはね。

もう一遍言いますよ。城山住宅は8戸のうち1戸が入居されておる。残り、その方の東側、両サイドに東側に5戸かな、西側2戸かな、それは誰も住んでみえないんですよ。そこに、またつけ火でもあったら入居されておる方も気の毒ですから、そこら辺はやっぱり十分考慮した中で、早急にやっていただきたいと。それはご理解していただきましたかな。

後年度というと、大体どれぐらいをめどに予算を組まれるのか、そこをちょっとお考えがあったら教えてください。

○議長（小坂直親君）

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

現時点でいつとは申し上げることはできませんけれども、早い段階で解体できるように、しっかりお話のほうをさせていただきたいと思っております。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

できましたら、城山住宅はもう両サイドで4戸、もう全て壊してください。それが一番いい、今後何かあったときに要らんことを思わんでもいいようにしておいてください。私も夜中に消防で出ていくのはかなわんですからな、ほんまに。

次に移らせてもらいます。

議案第117号工事請負契約の変更について、西野公園の整備改修工事について。

今回は計画変更の議案が出ております。説明によりますと、森君も聞かれたんですけれども、土砂の運搬のところが8キロから13.2キロ、5.2キロふえたと、だからこれが増額の主な理由だという副市長の提案理由の説明もありましたけれども、このいただいた資料の中で、そのほかに内野の舗装工、外野の舗装工、ワーニングの舗装、排水施設工、それからスクラップの処理、それから給水設備工、構造物撤去工というんかな。かなりの項目について工事変更がされておるんですけれども、各項目についてどんな金額になったのか。それで、累積したお金が百六十何万になっておるんですけれども、その点をどういうふうに変更があったのか、ちょっとお教え願えませんでしょうか。

○議長（小坂直親君）

青木生活文化部次長。

○生活文化部次長兼関支所長（青木正彦君登壇）

今回の西野公園野球場整備改修工事の変更の内容でございますが、主な内訳といたしまして、設計委託ベースで工種別に1,000円単位でご答弁申し上げます。

増額変更の主な内容につきましては、土砂を処分する場所までの運搬距離が8キロから13.2

キロ、5.2キロ長くなったことを含む土工で172万5,000円の増額、薬剤の散布を削除したことを含みます舗装工で127万8,000円の減額、暗渠排水管の敷設延長によります排水施設工で14万6,000円の増額、バックネット延長を確保するため防球ネットの追加によります附帯施設工で25万8,000円の増額、掘削した際、既設水道管の著しい老朽化が見られたことによります給水設備の追加によります施設整備工で15万2,000円の増額、ほか構造物撤去工で5万7,000円の増額となり、直接工事費といたしまして106万円の増額となったところでございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

ありがとうございます。

各項目について、ちょっと聞かせていただいたんですけども、土砂運搬の距離がふえたということで172万5,000円がふえた。けど、薬剤散布等で127万の減額とか、ほかに排水工14万と。

そのような中で、この契約の中の変更内容の概要という資料があります。そこで、ナンバー1. 土砂運搬距離の変更に伴う増171万1,000円、ナンバー2. 設計照査等による変更に伴う減70万8,000円、減額ですな。3. 上記変更に伴う諸経費の増49万9,000円と、こういうふうに書いて小計で150万2,000円、消費税相当額で15万200円、総額165万2,200円の増というふうになってあります。

それで、ちょっと教えてほしいんですけども、今回の増額は消費税抜きで150万の増額で、上記変更に伴う諸経費の増49万9,000円。経費がべらぼうに積んであると思うんですけども、この49万9,000円の経費ですな。その根拠、事業全体の増に見合う増なのか、変更に伴う経費の増だと思っておるんですけども、変更が100万で経費が50万というのはちょっと私は、この表に基づくんでしょう。ちょっと理解ができやんのですよ。ほかの方はどうか知りませんが、各項目によっていろいろ増とか減とか説明をいただきました。だけれども、土砂の搬入は3,090立米。内野の舗装工とか外野の舗装工とか、減額もあれば増額も、数量もふえていますけれども、この経費の積算の仕方。距離が長くなったで、運搬距離が長くなったと。基本的にこの中で、先ほどの答弁にもあったけれども、工事請負契約条項に基づいて変更をやってきておると。その都度にね。8キロメートルが13.2キロメートルになったと。これによって変更が出たけれども、この諸経費の増49万9,000円、これはどういうふうに私は理解させてもうていいかちょっと教えてください。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○生活文化部次長兼関支所長（青木正彦君登壇）

今回の増額となりました契約の諸経費につきましては、共通仮設費、現場管理費などでそれぞれ構成する経費費目などを積み上げ、工事目的物の施工に間接的に係る費用として計上するものでございます。

先ほど工事変更内容の概要で議員申されましたように、上記変更に伴う諸経費の増が49万9,

000円となっております。

設計ベースで申し上げますと、この直接工事費が先ほど申しましたように106万円の増額となっております。諸経費が設計ベースで申し上げますと52万7,000円となります。率にいたしますと49.7%となります。これが今回増額させていただいた設計ベースでの諸経費の金額でございます。

そして、これを例えば当初の設計額で申し上げますと、当初の直接工事費が1億148万1,000円でございます。それに対しまして諸経費、間接工事費とも申しますが、6,065万4,000円となっております、59.7%でございます。このように、いわゆる諸経費、間接経費とも申しますが、これにつきましては、先ほども申しましたように現場管理費、一般管理費及び定率の共通仮設費等を合わせまして直接工事費の当初の設計で約60%、今回の増額につきましては約50%という割合の諸経費となっているところでございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

もう一遍確認しますけれども、亀山市は1億の仕事を出すのに6,000万の諸経費を出しておるといふことですか。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○生活文化部次長兼関支所長（青木正彦君登壇）

積算の段階、設計の段階でございますけれども、当初設計の段階で1億1,000万余りに対しまして諸経費は約6,000万。いわゆるその諸経費、間接工事費とも申しますが、先ほども申しましたように、この諸経費、間接工事費につきましては、現場管理費、一般管理費及び定率の共通仮設費というものがございまして、これらのそれぞれ構成する経費費目などを積み上げ、工事目的物の施工に間接的に係る経費として計上をさせていただいているものというふうに認識しておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

私も長いことやっていますけれども、大体事業費の中で、私もちょっとそこまで調べていなかったもので、これ以上質問も前へ進むことはできませんけれども、1億の事業に6,000万の諸経費というのは余りにもという思いを持っております。私もいろいろな事業を手がけてはいますが、大体事務事業経費というんですか、どれだけ高くても十七、八%でいくようにしています、私の事業はね、市の事業じゃなしに。その五十何%を見ていくような事業が行われているとしたら、ちょっともう一遍このことを掘り下げて、別の機会にやっていきたいと思っています。もう少し勉強せんことには、これ以上私も質問を続けられませんが、一遍それなりにほかの民間、私の知り合いのコンサルもおりますからちょっと一遍聞いて、その辺を勉強して再度この場に立てたら立って質問させてもらいたいと思います。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

18番 櫻井清蔵議員の質疑は終わりました。

会議の途中ですが、午後1時まで休憩いたします。

(午前11時58分 休憩)

---

(午後 1時00分 再開)

**○議長（小坂直親君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、亀山 隆教育委員会事務局参事は、都合により午後から欠席する旨の通知に接しておりますので、ご了承願います。

次に、2番 中島雅代議員。

**○2番（中島雅代君登壇）**

スクラムの中島雅代でございます。

通告に従いまして、議案質疑をさせていただきます。

今回は、議案第91号亀山市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について、議案第92号令和元年度亀山市一般会計補正予算（第4号）について、議案第96号から第115号までの指定管理者の指定についてでございます。

まずは病院事業、病床等の変更による市民への影響についてでございます。

こちらは地域包括ケアシステムについて、いつまでも住みなれた地域や自宅で日常生活ができるように、医療や介護、生活支援などの分野で効率よく一体的にサポートをする仕組みのことだと認識をしておりますが、今回はこの地域包括ケアシステムの充実を図るために、医療センターで入院している患者さんが退院後にスムーズにご自宅での生活に復帰できるよう、リハビリなどに対応する地域包括ケア病床を現在の19床から8床ふやして27床にすること、そして厚生労働大臣が定める設置基準に合わせるために、一般病床の6人部屋2室12床を4人部屋2室8床に改修、さらにこれにあわせて現在ある化学療法室を一般病床の2人部屋1室2床にして、病床数を現在の92床から90床にするという議案です。

簡単にまとめると、地域包括ケア病床をふやして化学療法室をなくし、一般病床を減らすということだと理解をいたしました。

まずは、今回なくなるこの化学療法室というのはどのような役割を持つ部屋なのか、お伺いをいたします。

**○議長（小坂直親君）**

2番 中島雅代議員の質疑に対する答弁を求めます。

古田地域医療部長。

**○地域医療部長（古田秀樹君登壇）**

今回、東病棟でございます化学療法室を2床の一般病床に変更させていただき提案を出させていただいたところです。

化学療法室とは、外来の患者に対して抗がん剤等の薬剤を投与するための今は部屋となっております。抗がん剤の投与は、一般的に5時間程度と長時間を要するものでございますので、そうした患者の療養環境を整えるための部屋でございます。利用頻度といたしましては、平成30年度1年

間の実績で延べ49人の方に利用をしていただいております。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

1年間で49人の利用があったということなんですけれども、この部屋は今後なくなっても問題はないのでしょうか。

○議長（小坂直親君）

古田部長。

○地域医療部長（古田秀樹君登壇）

化学療法室を今回2床の一般病床として登録することにより、現在のような抗がん剤の投与も含めてですので、化学療法室ではなくなりますけれども、そのまま化学療法をする部屋としても利用をしていく予定でございます。

また、今の化学療法室につきましては、東病棟のナースステーションと直結しておりますので、東病棟におけるICUとしての役割も果たすことができ、多機能で使っていける病室になるというふうに考えております。

また、その病室が埋まったことによりまして、化学療法がその病室でできなくなった場合には、移動が可能な化学療法用のベッドでございますので、他の病室でありましたり、外来の診察室でありましたりを利用して、化学療法を行ってまいるところでございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

それでは、この地域包括ケア病床というのは、稼働率が92.2%ということなんですけれども、一般病床の稼働率のほうをお伺いしてもよろしいでしょうか。

○議長（小坂直親君）

古田部長。

○地域医療部長（古田秀樹君登壇）

一般病床につきましては、現在73床ございます。まず、平均在院日数で申し上げますと、平成30年度の実績で、平均で17.8日、一般病床はご利用いただいております。それに対しまして、地域包括ケア病床は25.6日利用をしていただいております。

稼働率でございますけれども、先ほど議員申されましたように、地域包括ケア病床は92%程度稼働しております。一般病床につきましては、おおむね70%から75%程度の稼働率というふうになっております。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

一般病床で17.8日の利用ということなんですけれども、では平均の入院日数ということではよろしいですか。

○議長（小坂直親君）

古田部長。

○地域医療部長（古田秀樹君登壇）

先ほどお答えさせていただいたのが、一般病床と地域包括ケア病床に分けての平均の入院日数でございますので、お一人の方が平均して大体この一般病床ですと16日から17日、地域包括ケア病床ですと25日から26日入院されているということでございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

そうですね。地域包括ケア病床、リハビリなどに使われる病床だと認識しているんですけども、リハビリには時間がかかると思いますので、一般病床のほうが入院期間は短くて、一般的に考えて次々と新しい患者さんを入れていったほうが経営的にはよいのではないかと思いますけれども、一般病床を数を減らすということですけども、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（小坂直親君）

古田部長。

○地域医療部長（古田秀樹君登壇）

先ほど議員申されましたように、医療センターにおける一般病床の入院料は、一般的に出来高算定としております。ですので、薬をどれだけ使った、検査をどれだけしたということによって金額は変わってまいります。それに対しまして地域包括ケア病床は包括ですので、どんな検査をしても、どんな薬を使っても、1日当たりの入院料は変わらないという形になっております。

一般病床の入院料は、まず14日以内の入院、30日以内の入院、それ以上の入院ということで入院の基本料金が変わってまいります。15日目からの入院につきましては、最初の初日からの入院料と比較して約20%減額されます。また、30日以降の入院につきましては、さらに10%が減額されるような、これは診療報酬というものですけれども、減額されることとなります。ですので、地域包括ケア病床、それに比較して、先ほど申し上げましたように包括ですので、医療費は変わらない状態が最大で60日間ということの定額になっております。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

ただいまの説明で、一般病床では段階的に、病院側でいえば収入が変わってくる。地域包括ケア病床では一定であるということだったんですけども、一般病床の収入とケア病床の収入、比べてどのような、どのあたりになるのかなということなんですけれども、よろしいでしょうか。

○議長（小坂直親君）

古田部長。

○地域医療部長（古田秀樹君登壇）

比べてみますと、先ほど申し上げたように一般病床のほうは出来高ですので、どんな検査をするか、どんな薬を使うかによって医療費は全く変わってまいります。ただ、一般的に入院の基本料金だけを比較しますと、一番最初に、先ほど申し上げましたように、15日目から医療費は下がるんですけども、1日目から14日目までの金額と比較すると、地域包括ケア病床はそれよりは少し

お安い金額になってこようかと思えます。ただ、15日目以降と比較すると、地域包括ケア病床のほうが少しお高くなってくるものと考えています。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

ありがとうございます。

市民にとっては地域包括ケア病床がふえることで、しっかり在宅復帰に向けて治療ですとかリハビリができる環境がふえますし、病院にとっても稼働率が高くて、固定した収入が入って収入が安定する、いいことばかりのような気がしますけれども、何かデメリットというか、ほかの面というものはございますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

古田部長。

○地域医療部長（古田秀樹君登壇）

先ほど議員言われましたように、病院にとっては地域包括ケア病床は、経営面から見ても非常に有効な手段だというふうに考えております。ただ、市民の目から見ると、やっぱり医療費の面から見ると、先ほど申し上げましたように60日間ずっと変わらない医療費をご負担いただく必要がございます。最大60日の入院ですので。そういう面で見ると、一般病床に入院していると、入院料金は15日目、あるいは31日目と下がっていくものが、地域包括ケア病床は下がらないという面が、市民の皆様からすると少しデメリットかなというふうに考えています。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

ありがとうございます。

市民によりよい病院になるための変更だとは思いますが、市民が安心して利用できるような運営をお願いしたいと思います。

続きまして、補正予算の中から、放課後児童クラブの運営費についてでございますけれども、提案理由の中では、民設民営の新たに支援対象となる放課後児童クラブの設置に係る補助金ということでした。川崎小学校の放課後児童クラブの背景につきましては、午前中に櫻井議員の質疑の中でお伺いいたしましたけれども、ほかの部分で今の段階でわかる詳細のほうをお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

伊藤健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

放課後児童クラブ運営費の放課後児童健全育成事業費補助金の620万円の増額につきましては、まず川崎小学校区において民間事業者により来年度のクラブ開設に向けた準備が進められており、利用者ニーズの高い学校区の開設でありますことから、当該事業者に対し、開設に向けた支援として施設改修費500万円と備品購入費60万円について補正予算を計上したものでございます。

また、井田川小学校区において、今年度から民間事業者により放課後児童クラブの運営をしてい

ただいておりますが、来年度からその補助基準を満たし、支援の対象と見込めることから備品購入費60万円の補正予算を計上したものでございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

こちら、民設民営ということでございますけれども、市内の学校に通う子供たちがかかわることでございますので、地域の皆様方のご協力やご理解は必要不可欠かと思っております。施設そのものの安全性はもちろんですが、周辺の安全性ですとか環境、それから交通の状況なども、地域の方のほうがよく知っていらっしゃいますし、地域の方が納得できるように、運営者とともに子供たちが安心・安全に通えるように配慮していただきたいと思うんですけれども、市のほうでそういった配慮をしていただくということは可能かどうかをお伺いいたします。

○議長（小坂直親君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

施設の整備にかかわりまして、民間事業者とともに地域の方のご理解やご協力もいろいろ伺いながら、関与できる範囲で十分支援をしていきたい、子供たちの安心・安全にとりましてしっかりと協議していきたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

どうぞよろしくお願いいたします。

次に、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業についてでございます。

こちら、CSF、旧名称豚コレラ問題の発生により来年度に延期となったとのことでございますけれども、事業内容についてお伺いします。

○議長（小坂直親君）

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業の事業内容でございますが、亀山市、鈴鹿市、四日市市等の北勢地域に住所を有します養豚生産者を中心に設立された四日市ポーククラスター協議会に対しまして、その協議会が策定をいたしました畜産クラスター計画に基づきまして実施をされます畜舎建設事業に対する補助金を交付するという事業でございます。

具体的には、協議会の中心的な経営体であります市内の養豚生産者が、規模拡大と衛生管理の整った養豚経営を実践していくというために、離乳豚舎の新設を行うものでございまして、国からの補助金を県・市を通じまして協議会に交付をして、さらに協議会を通じて養豚生産者に交付をされるという事業でございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

済みません。畜産クラスター計画についてももう少しわかりやすく説明をしていただくことはできませんでしょうか。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

畜産クラスター計画でありますけれども、先ほども少し触れさせていただきましたけれども、畜産農家と、またその飼料、餌の会社、さらに三重県の四日市畜産公社等で構成する四日市ポーククラスター協議会でありますけれども、そこが立てる計画でございまして、まず飼養規模の拡大等ということで、特に輸入豚肉との競合を避けていくということで、高品質のブランド豚肉の生産、また経営規模の拡大や飼養、衛生管理の改善によりまして、低コスト化などによります生産基盤の強化をいたしまして、経営を存続していくというようなことが重要になってきておる中で、三重クリーンポークとかさくらポークのブランド力、生産力向上を図りまして、安全・安心でおいしい豚肉供給を継続、発展的に努めていくという目的でございまして、それぞれその中で取り組みの主体ということで豚舎等の整備を図っていくと、そのような計画がクラスター計画でございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

ありがとうございます。

それでは、その事業が延期になった背景というのを伺いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

事業が延期になった背景、今回、減額補正となった背景でありますけれども、CSF、クラシカルスワインフィーバー、この略でありますけれども、豚コレラであります、これが県内に7月に発生をいたしまして、それを受けまして来年度に事業の実施を延期するということになりましたことから、本年度の予算につきましてはその全額を減額するというものでございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

では、その原因になりました豚コレラ問題というのは、今はどのような現状になっているのでしょうか。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

現状でありますけれども、先ほども少し触れましたけれども、今年の7月に県内ではいなべ市で、養豚農場ではいなべ市で発生をいたしましたけれども、それ以降これまで養豚農場での発生はございません。そのような中で、本年9月に農林水産省で地域限定での豚への直接のワクチンの接種を決定されまして、11月初旬には、市内2つの養豚場がございまして、この2つの養豚場を

含む県内の全74の施設におきまして、初回のワクチン接種が完了いたしております。

県において、新たに生まれた豚とか県外から持ち込まれた豚、これを対象にワクチン接種を継続して実施をしておるところでございます、また半年後に改めて母豚にワクチン接種が実施されるということになっております。

一方で野生イノシシのCSF感染予防対策でございますけれども、経口ワクチン散布を実施しておりますものの、県の北勢部では依然としてCSFの陽性反応のイノシシが確認をされておるといようなところで、この12月2日現在の数字でありますけれども、累計では30頭がこれまで確認をされております。

県において、年が明けて1月に2期目の経口ワクチン散布を予定しておりまして、本市におきましても実施されると、そのような予定と伺っておるところでございます。

こうした現状の中で、本市ではCSFの連絡会議を適時開催いたしまして、CSFの現状、また経口ワクチン散布のスケジュール等、庁内での情報共有を図るとともに、発生時の庁内体制の整備等を協議するなど、有事に備えておるといようなところでございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

養豚場のほうではワクチンのほうの接種がされたと、野生のイノシシのほうではまだちょっと問題が残ったままのような気がしますけれども、これはもうこのまま来年度には確実に実施をされるということは決まっているのでしょうか。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

この事業の実施でありますけれども、来年度でやるということでありまして、事業の実施主体におきましては、豚へのワクチン接種は決定となって実施されておるといことで、それが決まるまでは実施時期は不確定な状況でございましたけれども、ワクチン接種がされたことから、来年度実施を決定されておるところでございます、現状の状況が今後大きく変化しない限りは、来年度実施されるというものに見込んでおるところでございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

では、また情報収集のほう、情報提供のほうもよろしくお願ひしたいと思います。

最後になりますけれども、指定管理者の指定についてでございます。

こちら、20地区のまちづくり協議会が指定管理者となる各コミュニティセンターなどの指定管理者の指定についての議案でございますが、まず、まちづくり協議会、現在全部で22地区ございますが、今回20地区のみの議案である理由のほうをお伺ひしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

佐久間生活文化部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

今回、指定管理者の指定の議案として提出しておりますのは、それぞれ地域まちづくり協議会の活動拠点として地区コミュニティセンターと鈴鹿馬子唄会館、関町北部ふれあい交流センターでございます。20の地域まちづくり協議会を指定管理者として提案しております。

まちづくり協議会の拠点施設のうち、指定管理を行っていない2カ所につきましては、一つは関文化交流センターでございます。関宿まちづくり協議会の活動拠点でございますが、1階には多目的ホール、2階にロビー、料理教室、和室、3階には研修室、会議室、図書室などがある複合的な施設でございますので、直営で管理・運営を行っているものでございます。

もう一つは林業総合センターでございます。加太地区まちづくり協議会の拠点施設でございますが、ここは産業振興課所管の施設でありまして、行政機関の加太出張所や鈴鹿森林組合の事務所を含む施設でございます。現時点では指定管理者の制度の導入は難しいと考えているものでございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

それでは、今回指定する期間が3年間ということなんですけれども、3年間とする理由をお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

指定管理の期間を3年間といたしましたのは、コミュニティセンター等の指定管理料自体がほぼ実際に施設を運営する上で必要になる光熱水費や人件費などの維持管理経費のみでございますので、例えば電気料金の変動とか賃金の上昇など、期間中の経済情勢の変化にも対応できるように、ほかの施設よりも短目に期間を設定しているものでございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

では、各コミュニティセンターの指定管理を始めてから、それぞれの指定管理、同じ指定管理者でしょうか。同じであれば、何回目の更新になりますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（小坂直親君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

市では、多様化する市民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理運営に民間の能力を活用しまして、市民サービスの向上や経費の削減を図ることを目的に、平成18年度から地区コミュニティセンターを含めまして指定管理者制度を導入しております。

地区コミュニティセンター等につきましては、地域まちづくり協議会の活動拠点でございますので、当初からその地区の地域まちづくり協議会に管理・運営を行っていただいているところでございます。

何回目かということでございますが、当初から指定管理者制度、当初と申しますのは18年です

けど、18年から指定管理者制度を導入している地区コミュニティセンターにつきましては、今回は4回目の更新であります。21年度から指定管理をしております鈴鹿馬子倶楽部は3回目の更新、29年度から指定管理を行っております関南部地区コミュニティセンターと関町北部ふれあい交流センターにつきましては初めての更新でございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

ありがとうございます。

更新するに当たりまして、当然一定の基準に基づいて評価をして、それをクリアした後に更新ということになると思いますけれども、具体的な評価項目はございますでしょうか。あるようでしたら評価内容のほうをお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

指定管理の評価を行うために施設のほうに職員が出向きまして、モニタリング、実地調査でございますが、それを年1回実施しておりますところでございます。内容といたしましては、職員配置など、実施体制の状況とか施設の維持管理状況、サービス向上への取り組み状況、防犯・防災対策への取り組み状況、個人情報等措置状況、経理の執行管理状況、市への報告体制状況、環境対策への取り組み状況の8項目につきましてモニタリングを行って評価に反映しているところでございます。

一部のコミュニティセンターで若干節電の周知がされていないとか、そういうことがございましたんですが、どれも高い評価で、ほとんど差がつかないような状況でございました。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

その評価というものは、一般に公表はしていらっしゃいますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

指定管理者から受けるその年度の事業内容の報告と、先ほど申し上げましたモニタリングの結果を踏まえまして、事業内容を評価しまして、市のホームページで公表しておりますところでございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

先ほどの評価項目の中に、サービス向上への取り組み、そういう項目もあったということなんですけれども、そういう取り組みですとか、また評価ですとか、各コミュニティそれぞれ取り組んでいるものが違うと思うんですけど、そういうものを共有したりとか、そういうことはございますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

地域まちづくり協議会の代表者さんと施設の職員さんを対象にしまして、年1回の会計事務とか労務管理等につきまして指定管理者研修を行っておるところでございますが、そのことによりまして、各まちづくり協議会の職員さん同士で交流が図られまして、日々の業務運営の方法などにつきまして平素から頻繁に情報交換が行われておると伺っておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

地域としっかり情報共有、それから情報交換、連携をとっていただきまして、さらに地域同士の横のつながりも強化していただければ亀山市全体の利益ともなると思いますので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で、私からの質疑を終わります。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

先ほどの古田地域医療部長の答弁について訂正の申し出がありましたので、発言を許可します。

古田部長。

○地域医療部長（古田秀樹君登壇）

先ほど私、地域包括ケア病床以外に一般病床の稼働率をおおむね70%から75%というふうにご答弁させていただきましたが、済みません、それは西病棟のみの数字でございました。東病棟の一般病床を加えた一般病床の稼働率は、最新の数字で64.6%でございます。申しわけありませんでした。

○議長（小坂直親君）

2番 中島雅代議員の質疑は終わりました。

次に、16番 服部孝規議員。

○16番（服部孝規君登壇）

通告に従ひ質疑をします。

まず、議案第88号亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてです。

この改正は、人事院勧告に準じた一般職の任期付職員の給与の改定ということであります。

まず、一般職の任期付職員とはどういう職員なのかをお聞きしたいと思ひます。

○議長（小坂直親君）

16番 服部孝規議員の質疑に対する答弁を求めます。

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

任期付職員とは、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき、市の条例で定めることにより、高度の専門的な知識、経験、またはすぐれた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合や、公務の能率的な運営を確保するために必要である場合に、任期を定めて任用する職員のことでございます。

任期付職員には、高度の専門的な知識、経験、またはすぐれた識見を有する者を一定の期間任用

する特定任期付職員と、一定の期間内に終了することが見込まれる業務、または一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務に任用する特定業務等従事任期付職員、この2つがありまして、この特定業務等従事任期付職員につきましては、短時間勤務で採用することも可能としておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

2種類あるということと、それから高度な専門的な知識、経験、またはすぐれた識見を有する者を一定期間任期を決めて採用するというような答弁でした。

それで、この一般職の任期付職員が現在亀山市で採用されているのかどうか、それから採用されているとすれば、どんな部署で仕事をしてみえるのか、さらに給与はどれぐらいで勤務時間はどうなっているのかについてお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

令和元年12月1日現在で任用しております任期付職員は1名でございます。これは、特定業務等従事任期付職員としまして、週1日の短時間勤務として採用しておるところでございます。

任期付職員を任用した目的は、国民健康保険事業を安定的に運営できるよう、国民健康保険税の収納率の向上を図るため、弁護士資格を有する者を採用し、国民健康保険税の徴収体制の充実を図るものでございます。

現在、生活文化部市民課国民健康保険グループに在籍をしております、主に国民健康保険税の徴収及び滞納整理業務、並びに市の債権管理、債権回収に係る指導・助言などの業務を行っているところでございます。

この職員は、亀山市の一般職の任期付職員の採用等に関する条例に規定する給料表6級、31万5,100円を適用しておりますが、週1回の短時間勤務でございますので、実際には月13万円程度の支給となっております。勤務時間につきましては1日7時間45分ということで、一般職と同様の勤務時間というふうになっております。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

弁護士さんで、主に国保の滞納整理ということで、月13万円程度ということですね。週1回の勤務ということです。

これは弁護士さんですけども、どこの弁護士さんですか。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

津市の楠井法律事務所でございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

楠井弁護士事務所ということですが、ここは市の顧問弁護士をやっておるということであり、市は法律顧問報酬として、今年度の予算でいえば126万円を計上しております。その顧問弁護士の事務所の弁護士をまた別立てで一般職の任期付職員として採用して給料を払う。月額13万円も払っておるという、これは二重取りではないのかと私は思うわけです。十分顧問弁護士の仕事の一つとしてやっていただいたらそれで済むのではないかと思う。わざわざこんな別立てで任期付職員を採用する必要があるのかと、こういうふうには思うんですが、その点、顧問弁護士の報酬に含まれるのではないかと、この点について見解をお聞きしたい。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

まず、市が委嘱しております顧問弁護士の業務内容といたしましては、法律相談、法律問題の鑑定、または簡単な法的文書の作成等が業務となっているところでございます。一方で、今回任用しております任期付職員につきましては、国民健康保険税の収納率の向上及び滞納者の生活再建を目的として任用しているところでございまして、これにより徴収体制の強化と収納支援業務との連携強化を図ることができ、徴収額の増加も見込まれているところでございます。

また、国民健康保険税の滞納者は、生活困窮や多重債務などの問題も抱えているケースもございますので、弁護士が対応することによって、未収金の回収だけでなく、破産、個人再生、生活保護等について法律の専門家としてのアドバイスも可能となりますので、滞納者の生活支援につなげることもできるものと考えております。したがって、今回の任期付職員と顧問弁護士につきましては、基本的に業務に差があると、そのように認識をしておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

違うということですが、やっぱりこれはひっくり返して顧問弁護士に支払うとか、それからどうしても別にするんだとしたら、いわゆる顧問弁護士と別の法律事務所から頼むとか、やっぱり何らかしないと非常に紛らわしいというふうに思います。その点、今後考えていただきたいとします。

次に移ります。

議案第89号亀山市職員給与条例の一部改正についてであります。

8月の人勧で改正ということですが、まず最初に、毎度のことですが、人事院勧告というのはどういう制度なのかを確認したいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

人事院勧告制度についてでございますが、国家公務員はその地位の特殊性と職務の公共性から、団体協約締結権や争議権が認められていないなど、労働基本権の制約を受けており、民間企業によ

うに団体交渉によって給与や勤務時間を決定することはできないものでございます。そのため、労働基本権制約の代償措置として、独立機関である人事院が社会の一般の情勢に適応した適正な給与を確保するため必要な改定について、国会と内閣に対し同時に勧告を行い、それに基づいて国家公務員の給与改定がなされる仕組みでございます。この勧告が人事院勧告でございまして、民間企業従業員と国家公務員の給与水準の均衡を図ることを基本に行われるものでございます。

また、地方公務員の給与は地方公務員法第24条により、国家公務員や民間企業の従事者の給与などを考慮して定める旨が規定されているところでございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

丁寧の説明いただきました。簡単に言うと、労働基本権が制約されているということの代償措置としてあるんだということですね。私は特に大事やと思うのは、対象はあくまでも国家公務員であるということですね。地方公務員はこの勧告の対象外だという問題であります。ただし、そうではあっても、各自治体、本当にほとんどの自治体がこれに準じて給与条例を改正しているというのが実態であろうと思います。

そこで、まず月額改正、これが初任給と若年層の引き上げということにとどまったということでもありますけれども、私はやっぱり30代半ば以降の職員の改定も必要ではないかというふうに思います。この間、給与制度の総合的な見直しというのがあるが、給料水準が下げられたこともありますし、やっぱり中高年層の生活改善も必要ではないかと思うんですが、その点について、なぜ若年層と初任給だけだったのかをお聞かせください。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

今回の人事院勧告のポイントは、民間給与との格差を埋めるため、これは議員ご指摘ございましたが、初任給及び若年層の給料月額を引き上げるという内容でございます。特に民間企業との比較で、若年層の給与に開きが生じているとの調査結果が出たところでございます。そのような理由から、30代後半までの職員が在職する号俸について所要の勧告が行われたものと認識をしているところでございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

後で述べますけれども、これはあくまでも民間の企業と国家公務員との関係でそういうことが起こったということであって、必ずしも亀山市の中でそういうことが実態としてあるということでは私はないと思いますね。この辺が一つの問題点だと思うんですけれども、それは後で述べることにして、次に住居手当について移っていきたいと思います。

先ほども質疑ありましたけれども、下限を引き上げ上限も上げるという、こういうことになっております。聞いておりますと、どうも増額よりも減額のほうが多いということですが、この点について再度答弁を求めたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

当市における住居手当の支給実態としましては、今回の改正により手当が減額となる職員が増額となる職員より多く存在するということでございます。これにつきましては、午前中、森議員にもご答弁させていただきましたように、減額となる職員が58人で、全体で65%、増額となる職員が全体で32人、35%、増減がない人が1人ということで、全体で91人ということになっております。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

減額が58人で65%、増額が32人で35%ということで、減額のほうが多いということですね。やっぱり一つ考えなきゃならんのは、確かに家賃の高い都市部ではこういう改正は必要なんだろうと思いますけれども、果たして亀山のような家賃が比較的安い地方都市でこういう改正が必要なんだろうかというふうに思うわけです。やっぱりこういうことをやっていくと、地域間格差が拡大するんじゃないかというふうに思います。もう少し亀山の実態に合わせた改正というのはできないのか。都市部でこうだから地方都市でもこれをやりますということでは、かえって問題が出てこないのかということなんですけれども、その点について見解をお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

今回の住居手当に係る家賃の状況につきましては、議員ご指摘のとおり、都市部と地方では状況は異なるものと認識をしております。逆に都市部であれば今のその増額と減額は逆転現象が起こる都市もあるのではないかとこのように認識をしております。

しかしながら、本市は都道府県や政令市のように人事委員会が設置をされておられません。このことから独自で民間企業の給与実態調査をすることも、独自の制度を設けることも現実的にはできない状況でございます。先ほど、国家公務員と民間企業の差の調査のことを触れられましたが、従業員50人に対して1万2,500社、全体で55万人余りの実態調査を国家公務員と民間企業と比較いたしますので、それに基づいて我々は人事院勧告に準拠して、国家公務員の給与に準拠して地方公務員の給与を決定しておるとこのようにございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

そんな大がかりなことやらなくても、最近なので、例えば亀山市の家賃の動向を調べれば、果たしてこういう形で国に合わせてやる必要があるかどうかぐらいは出てくるんじゃないかと。だから独自に考えるということを中心として、とにかく国が人勧で変えたから地方もそれに思考停止で準ずるというやり方は、やはり考える必要があるんじゃないかというふうに思います。

次に、一時金の問題に入ります。

今回も勤勉手当なんですね。一時金というのは勤勉手当と期末手当というふうにあります。やっぱり勤勉手当というものはどうしても成績主義的なものが入ってきますので、こういう意味で月額  
の補填と、ボーナスってよく言われます、月々の給料を補填するというふうに言われますので、そ  
ういう性格からいえば、生活給の原則に基づく期末手当に配分すべきだと私は思うんですが、その  
点についてお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

一時金に係る人事院の考え方といたしましては、これも議員からございましたように、民間の支  
給状況を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、人事評価が反映される勤務手当に配分さ  
れたものというふうに認識をしております。ここで本市の一時金の率でございますが、期末手当で  
2.6カ月、これは0.05カ月が改正されたとして勤勉手当で1.9カ月、合計で4.5カ月という  
ことになっておりますので、まだこの状態においても期末手当の支給率は高いと、そのような認識  
もしておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

期末手当の割合をやっぱりきちっと確保するということが大事だろうというふうに思います。

もう一点、再任用職員のことについてお聞きしたい。

今回、その改善がありませんでした。同一労働同一賃金の観点からすれば、ここにもやっぱり改  
正が及ぶべきだろうと思うんですが、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

議員ご指摘のように、再任用職員につきましては、まず月齢級の引き上げがございませんでした。  
これにつきましては、初任給の引き上げと30歳代半ばまでの職員が在職する号俸について今回改  
正をされましたので、我々も含め、これ以上の年齢の職員については給料の改定がなされませ  
んので、再任用職員についても同様の考え方であろうかと、そのように推察をするところござ  
います。

また、一時金につきましては、人事院からは具体的な見解は示されておりませんが、そもそも人  
事院には60歳以上の給与カーブにつきましては極力抑制したいというような考え方がございま  
すので、そのようなことから再任用職員については今回改正に至らなかったものと、これも推察され  
るところでございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

この点についても、亀山市として必要があるんならやっぱり改善を図るとい、そういう独自性、  
柔軟さが要るんじゃないかというふうに私は思います。

こうやってずうっと改正内容を見てきたんですけれども、やっぱり人事院勧告というのはあくまでも国家公務員を対象にしたもので、それをそのまま地方へはめるということは、かえって問題が生じるのではないかと私は思うんですね。

例えば、国家公務員と地方公務員がどれくらい違うかということなんですけれども、まず採用の仕方が違います。それから適用される給料表が違います。昇給・昇格の仕方が違います。職員構成が全く異なりますという、こういうことがあって、本当に似ているようで似ていないんですよ。もっと具体的に言うと、採用については国家公務員は大卒者を対象にキャリアと呼ばれる総合職という職種と、それから高卒者を対象にしたノンキャリア、一般職という、こういうふうにもう採用の時点から分けております。だから、当然そこから先、昇給・昇格も全く異なるわけですよ。ノンキャリアの役職の上限は課長補佐クラスというふうに言われております。

こういうふうな国家公務員の問題があって、一方で、じゃあ亀山市はどうかというと、亀山市は事務職、技術職という職種の区分はありますけれども、市職員として同じ試験で採用されるということですね。そのまま昇給・昇格をしていきますけれども、採用時に給料が大卒の人は高卒の方よりも4号俸上位ということだけで、あとそれ以降は全く同じ扱いをするわけですよ。だから、そういう意味ではもう全く違うということがあります。

それから、給料表についても、国は1級から10級まで全てを使って運用しておりますけれども、亀山市は1級から8級までしか使っていません。これも随分違います。さらに数も全く違うんですね。国家公務員は約58万人と言われてる。そのうちで人事院勧告の対象になるのが27万5,000人というふうに出されております。やっぱりこれだけ大きな組織の職員構成と、亀山市の正規職員500人ですよ。こういう中の職員構成を全く一緒だというふうに見て、人事院勧告をはめようとするのは、私は無理があるんじゃないかというふうに思います。やっぱりこれくらい違いのあるものを地方公務員にはめるということ自体が無理があるんじゃないか。下手にやるとかえっていびつなことになるんじゃないかということですね。だから、国は国なりの考えがあっていびつなところを是正するために勧告をするんですが、例えば地方ではいびつになっていないところをいらうために、かえっていびつになるというような、そんなことだって起こるんじゃないかと思うんですね。やっぱりもっとその市独自で、さっき人事委員会がないと言われてきたけれども、できることについては独自の判断をしていくというような考え方を持つべきだと思うんですが、その点についての見解をお聞きしたいと思います。

#### ○議長（小坂直親君）

山本部長。

#### ○総合政策部長（山本伸治君登壇）

ただいま議員から、国家公務員と地方公務員のさまざまな違いをお示しいただきましたが、まさにそれは全く事実だというふうに思っております。その上で、国家公務員と地方公務員を比較するのに、国の給与を100と置いたラスパイレス指数というものがございまして、国の給与と地方公務員の給与がどの程度均衡が図られておるかという、これをラスパイレス指数の中で判断していく、それも一つの考え方であろうかというふうに思っております。

そういった意味で、今現在、亀山市のラスパイレス指数につきましては100を若干超えたような数字ということでございますので、国の給与と地方公務員、亀山市の給与というのは一定均衡が

保たれているものと、そのように認識もしておるところでございます。

しかしながら、さまざまな制度につきましては、今後地方の実態等も勘案して考えていくべきところもあると思いますので、そういった全ての給与体系につきましては、基本はやはり国家公務員、人事院勧告、こういったものに準拠していくということでございますが、その中でさまざまな制度については総合的に考えていきたいと、このように考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

今、ラスパイレス指数というものを出示されました、これは私、困った物差しやと思っています。実態を反映していないんですよ。というのは、ずうっと私もこういう人事院勧告を実施せよという立場でかかわってきたあれがありますので言わせてもらいますけれども、国のほうで、例えば1つ6級の10号俸というのを取り出しますよね。そこに在職する職員が3,000人いると、また何せ何十万の国家公務員ですから、そうすると一つのそういうところを取り出しても、何千人とおるわけですよ。そこにその給料額を掛けて、亀山市は6級の10号俸に、例えば一人だけ職員がいたとする。それも一緒に、何千人と一人を一緒にいうふうにみなして計算をするわけですよ。だから、これは本当に実態を反映するのかというと、反映しないだろうというふうに思うんですよ。職員構成が全く違うし、それからそういうようなことも違う中で、ラスパイレスだけでこれが同じだとかどうという問題はないだろうと思う。

また、もっと言うならば、一緒になきゃならんのかという問題ですよ。地域のいろんな経済状況やとかいろんなことがありますので、何も国家公務員と同じでなければならんという理屈はないと思うんですよ。だから、地域の住民が理解をし、それからいわゆる労働組合との話もちゃんとできて、そういうものであれば、市独自というのか、地域それぞれで決めていい問題だろうと思うんですよ。こういう点は国の全体の問題ですけども、国が決めたならそれを地方もイコールするという、こういう決め方自体が私はもうそろそろ変えるべき時代に来ているんじゃないかなあと、地方分権と言われる時代の中でそんなことを思っております。そんな意見だけ言わせていただきます。

最後に、議案第96号から116号までの指定管理者の指定についてお伺いしたいと思います。

この議案は、18の各地区コミュニティセンターと鈴鹿馬子唄会館、北部ふれあい交流センター及び南小学校の学童保育所ということであります。

これまでもずっと言ってきましたけれども、収益性がなくて、非公募の特定の団体にしか対象にならないような指定管理者制度の適用は改めるべきだというふうに言ってまいりました。この前の昨年9月議会でもこの点、同じ問題をただしました。市はそのときに、平成30年度、31年度において個々の指定管理施設のみならず、指定管理者制度の全般的なあり方について検証していくというふうに答弁をされました。

それで、最初にお聞きしたいのは、この30年度、31年度、今年度ですよ、どんな検証をしてきたのか、今回の提案でその検証が反映されているのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

落合総合政策部次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

個々の指定管理施設の検証と、指定管理者制度の全般的なあり方、この2つについて検証を30と31年度、令和元年度について行うということでございます。

そしてまず、個々の指定管理施設の検証につきましては、本年2月に総合政策部が施設の所管部署と施設の各指定管理者の両者に対しまして、個々にですけれども、時間帯を設けてヒアリングを実施しました。ヒアリングのポイントとしましては、施設の所管部署に対しては現行の指定管理者制度は適正であるのか、また直営に戻した場合はどうなるのか、このようなことをヒアリングしました。

そしてまた、指定管理者に対しましては、現行の指定管理者制度におけるメリット・デメリットはどんなものであるのかとか、施設利用者の満足度を高める効率的な運営はどういうことをしているのかとか、そういうようなことを聞き取りさせていただきました。

そのヒアリングの結果としましては、両者、所管部署と指定管理者の間で定期的に連絡協議会を開催しておりまして、情報を共有したりしておりまして、十分に連携が図られておりまして、良好な信頼関係のもと、特段の問題もなく指定管理者制度が機能しているという検証結果でありました。個々の施設についてはそういう検証結果でありました。

一方、指定管理者制度の全般的なあり方につきましては、全般的ですので、市長を委員長とする行財政改革統括管理委員会におきまして、総務委員会の所管事務調査の提言も踏まえた上で検証されまして、結論としまして、指定管理者による運営については、諸課題はあるといたしましても、全体として指定管理者制度の目的である市民サービスの向上と経費の削減がおおむね達成されておるということで、そういう評価の中で全般についても現行制度の運用を継続していくというふうに決定されて、このような状況の中、今回の選定議案も提出させていただいたというものでございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

長々と答弁されました。それって議会に示されていますか、検証結果という形で。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

総務委員会からの提言が3つございまして、そのうちモニタリングの見直しという、指定管理者の評価項目や評価点の、今現在全ての指定管理施設が一緒ですもので、それらを各施設に応じたような評価点をつくる、このモニタリングの見直し、それが今まだちょっとできておりませんでしたので、これを3つまとめて出させていただこうと思っておりますので、3月議会には提出させていただくということで、今回までにはまだ出てはおりません。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

今言ったようなことが提案の理由の中に入ってこなあかんのですよ。つまり、30年度、31年度でいろんなことをヒアリングもし、いろんなことをやりました。その結果、妥当だという判断が

出たということで議案の提案をしているわけですから、少なくともその範囲のところは、今答弁されたようなことが資料として出てこないとおかしいというんですわ、私は。何もないんですよ。今初めてこうやって質問して答弁もらったんですよ。だから、そういうことなしにこういう議案が出されているということが私は問題だというふうに言っております。だから、ぜひこれは出していただきたいと思います。現時点でわかっている範囲でね。

それから、もうちょっと先に言われましたけれども、議会が総務委員会で提言をしました。このとき私、総務委員会の委員でしたんで、そのときにもやっぱり競争のない非公募は廃止すると、特に学童保育所や地区コミュニティセンター、こういうところについては収益性がないんだから、直営もしくは業務委託に管理方法を改めるという提言をさせてもらいました。先ほど聞き取りされたと言いますが、結局その指定管理でしかずうっとやってこなかった人に聞いてもわからないんですよ。例えば、業務委託と比較ができるかといったらできないんですよ。だから、今ある指定管理で特に問題がなかったと、これで済ますわけですけども、もし業務委託にすれば、こっちのほうがもっといいんやなあとわかるかもわかりません。だから、今やっている指定管理だけをずうっと経験してきた人に聞くだけでは私は足りない。要するにもとをただしてくれと言っておる。だから、指定管理でなくてもできるんじゃないか、むしろそのほうがいいんじゃないかということを議会のほうは提案しているんであって、今の指定管理者制度の検証だけではだめやというところなんですよ。もっとほかのやり方、直営でやるとか、それから業務委託であるとか、これとの比較でどうなんだという議論をやらしてもらわないことには、やっぱり答えは出てこないだろうというふうに思います。

そんなことで、この提言も生かされたのかどうか、今回の提案の中で、さっきモニタリングのことを言われましたけれども、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

もちろん総務委員会からの提言3つ、十分こっちのほうも理事者側も考慮いたしまして、まず根本的に見直すいい機会であったと認識しております。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

よくわかりません。要するに今回議案に出してきたのは検証した結果、妥当だというふうに言われて、そもその問題はどうかといったら検討の余地はあるんやと、こう言われるんですよ。前回もそんな感じの答弁でした。市長に聞いたときもそうでしたね。今回の指定管理の議案を出すに当たっての検証結果は妥当だということを言いながら、それじゃあそもそも指定管理者制度はどうなんやということについては今後も検討していきたいと言われるんですよ。だから、その検討をした上で今回提案をすべきやないかということが私は言いたかったんですけど、その辺がもう何かおかしくなっている。

一遍市長に聞きます。要するに根本的な見直しが必要だということは、それはやっぱり要ということですね。その点お聞きしたい。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

平成18年度からこの公の施設を直営で運営するのか、もしくは指定管理者制度、あるいは業務委託、この形で運営するのか、どちらが市民サービスの向上や行政運営上の効率につながるのかと、こういう視点から指定管理者制度を導入いたしました。

この制度自体の諸課題、個々には幾つかあるんだろうとこう思っておりますが、総合的に判断いたしますと全体としてこの指定管理者制度の目的であるサービスの向上、それから経費の節減等はおおむね達成ができておるといふふうに理解をいたしておりますし、その意味でこの制度を継続していくというのは合理性があるという判断のもとに今回決定をし、条例提案をさせていただいております。

議会からご指摘をいただいております3点のこの要望につきまして、当然しっかり私どもも認識をさせていただいた上で、議論をしながら今後に生かしていくという立場でございますし、モニタリングの見直しにつきましては、3月議会にぜひ間に合う形で全体としての考え方を整理させていただきたいと考えています。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

簡潔に。

○16番（服部孝規君登壇）

1点だけ、経費の節減ということを言われました。これはほかのところで言ったことがあるんですけど、収益性のないところで経費の節減をしようと思うと、どうしても大半が人件費なんで、人件費の削減に行かざるを得ないんですよ。だから、収益性のないところで経費の削減をするということは人件費に行くということで、やっぱりこれは私は問題であろうということだけ申し上げて、質疑を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

16番 服部孝規議員の質疑は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午後 2時10分 休憩）

---

（午後 2時20分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番 草川卓也議員。

○1番（草川卓也君登壇）

会派結の草川卓也でございます。

午前中、森 英之議員からも説明ありましたが、新会派結成に当たりまして「結」と書いて「ゆい」という会派名をつけましたのは、3つの結びつきを重視するという理念でございます。説明がありましたけれども、1つに交通の結節点としての「結」、そして第2に環境・文化・経済それぞれ

れの分野の「結」、そして協働という人の心の「結」、これら3つの「結」を大切にしていっしょに政治に務め、なお一層市民の声に応える政治、これを展開していきたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、議案第91号亀山市病院事業の設置等に関する条例の一部改正についてということで、地域包括ケア病床について伺ってまいりたいと思っております。

地域包括ケア病床とは、急性期の治療を終了し、病状が安定した患者に対して、在宅復帰に向けた効率的な医療、看護、リハビリ、退院支援などを提供するための病床と認識しております。経過観察が必要な方や在宅復帰に不安のある方、積極的なリハビリが必要な方に寄り添って、地域や関連する施設との連携を大切にしながら在宅復帰へのかけ橋となる存在だと認識しております。

在宅復帰へのかけ橋といいましても、もう少し細かく分けると、1つに急性期からのリハビリ等の受け入れ、専門用語でポストアキュートといいます。そして第2に、在宅など、いわゆる地域で療養されている方々からの入院が必要になった方の受け入れ、これをサブアキュートといって、この2つに分けられると認識しております。

そして、この地域包括ケア病床の稼働率は92.2%と高く、今後も需要増加が見込めるということで今回8床ふやし、計27床にする改正案に至ったと理解しております。

そこでも、実施内容と実績ということでございますが、これまで亀山市の地域包括ケアシステムを支える上で、地域包括ケア病床が果たしてきた役割と実績について伺いたいと思っております。

○議長（小坂直親君）

1番 草川卓也議員の質疑に対する答弁を求めます。

古田地域医療部長。

○地域医療部長（古田秀樹君登壇）

地域包括ケア病床は、先ほど議員からもご紹介がありましたように地域包括ケアシステムを支える病床といたしまして、平成29年4月にまず15床を開設いたしました。その後、平成30年4月に4床増床し、さらに来年4月に8床増床することによりまして合計27床とするものでございます。

この地域包括ケア病床は、ご紹介いただきましたように主に病状が安定した患者がスムーズに退院し、在宅復帰できるように、専門スタッフによるリハビリや在宅復帰支援を行っており、最長で60日間入院が可能であることから、開設以来高い病床稼働率を維持しております。

亀山の地域包括ケア病床の開設による効果でございますが、当院がまずかめやまホームケアネットという在宅医療の連携のシステムの後方支援病院になっております。このことから、当市の地域包括ケアシステムを構築するに当たって、重要な役割を果たしているものと考えております。

なお、地域包括ケア病床を開設するに当たり、国の基準を満たすために当院全体の病床数は減少することになりましたが、病床全体の稼働率の上昇にもつながっておりますので、健全な病院経営にも寄与しているものと考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

それでは、先ほどちょっと専門用語を使いましたけれども、急性期からのリハビリ等の受け入れ、

いわゆるポストアキュートと言われる部分と、在宅など地域から入院が必要になった地域療養をされている方が入院されるという受け入れ、サブアキュート、それぞれの実績を教えてください。

○議長（小坂直親君）

古田部長。

○地域医療部長（古田秀樹君登壇）

最新の情報で先月11月の現状でございますけれども、11月中に地域包括ケア病床に入院された方は16名お見えになります。そのうちちょうど半数の8名の方がご自宅から直接の入院の方でございます。残りの半数の方が病院内、ですので医療センターの西病棟でありましたり東病棟の一般病床からの転床ということになっております。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

8名自宅からで、そしてもう8名病院内からの受け入れということで理解いたしました、ほかの病院からの受け入れというものは先月はなかったと。

これまで実績としては、細かい数値、ないかもしれないですが、そういった受け入れを行っているのかどうかということに関して伺いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

古田部長。

○地域医療部長（古田秀樹君登壇）

他の病院からの受け入れでございますが、パーセンテージ、割合にして4.2%ですので、ごく少数となっております。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

ほかの病院からの受け入れは少数ということでしたが、自宅からの受け入れと病院内からの受け入れが半々というのは、これはとてもいい数字なのかなあとと思います。やっぱり病院内だけで完結させるのではなく、地域で完結という方向に動くのが地域包括ケアであり、この地域包括ケア病床の役割だと思っておりますので、この割合というのはとても好ましいのではないかなあとと思います。

それでは、次に病床数変更の根拠についてでございます。

今回、地域包括ケア病床の増床数8とした根拠について伺いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

古田部長。

○地域医療部長（古田秀樹君登壇）

今回、地域包括ケア病床は8床増床をさせていただきます。それはどうしてかというご質問やと思います。

まず、地域包括ケア病床は当院の東病棟に設置をしております。現在19床でございます。東病棟のほうで一般の急性期病床の6人部屋が現在4部屋ですので、24床ございます。そのうちの2室につきましては、6人部屋が2室、12床につきましては、今のまま一般病床で残させていただ

こうと思います。それは、眼科の白内障の手術に対応するために男性の部屋と女性の部屋という形で1室ずつ。ですので、残ったあとの2室を今回地域包括ケア病床に変更させていただこうというふうに計画をいたしました。ただ、2室合計で4床減ってまいります、6人部屋を4人部屋にする関係で。4床の減少というのは非常に急でもありますので、今回は化学療法に使用している病室を2つの病床として登録して、全体の病床数の減少を2にとどめたところでございます。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

病床全体を調整していただいた結果だと理解させていただきましたけれども、この地域包括ケア病床に欠かすことができないのがリハビリの施設であるかと思います。増床によって今回の8床ふえることによって、リハビリ施設のキャパシティの面では問題はないのか、一応確認させていただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

古田部長。

○地域医療部長（古田秀樹君登壇）

地域包括ケア病床には、専従のリハビリ職員、今は理学療法士がついておりますが、1名ございます。ただ、その1名で今19床のリハビリが対応できるかというところでもできませんので、今のリハビリの職員、理学療法士、作業療法士全員で取り組んでおります。あと、8床増床することによりまして、多分1人当たりのリハビリの職員ができる、専門で言うと単位数と申しますが、その単位数の限界がございますので、多分この8床ふえることによってぎりぎりまでの線になってこようかと思います。ですので、来年度以降、そのリハビリの状況を見ながら、リハビリ職員の増強ということをもたえていかなければならないのかなあとは思っております。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

人員の面、ちょっとこの後でも質問させていただこうと思っておりましたが、そのリハビリというところに影響が出てくると思いますので、人員の面、常により質の高い医療、リハビリを提供するためにぜひ意識していただければと思います。

次に、期待される効果について伺いますが、まず今回の増床に伴いまして8床ふえるということですので、ちょうど1年前、この議会で森 美和子議員から質問があったと思いますけれども、医療的ケア児のレスパイトケアというところに関して、このレスパイトケアに対する見通しに関してはいかがでしょう。

○議長（小坂直親君）

古田部長。

○地域医療部長（古田秀樹君登壇）

ちょうど1年前に森 美和子議員からもご質問いただいたと思います、医療的ケア児の問題でございます。

当院の内科医は、そのほとんどが総合診療医でございます。ですので、基本的には小児科の診療

もできる医者でございます。ところが、こういう形でレスパイト的な入院ということになりますと、やはり病棟の管理は主が看護師でございます。現在は、看護師がその小児の、特に医療を必要とされる小児の方のケアというものは非常にまだまだ知識も何もない状態でございますので、今のところは少し現状としては厳しいのかなあというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

看護師の皆様の中で、現状はなかなか難しいということでございましたけれども、ちょっとこの次の医療業務に与える影響についてというところに移らせていただきますけれども、今回この地域包括ケア病床をふやすことによりまして、病院スタッフの業務負担の増加というところをまず伺いたいのと、やはり影響が及ぶのが看護師とリハビリのスタッフではないかなあと考えております。リハビリのスタッフに関しては先ほど答弁いただきましたけれども、そういった医療的ケア児のレスパイトケアだとか、そういった地域包括ケア病床のサービスをより充実させていただくためにそういった必要なスタッフの増加、そういったことに関してはどういった検討がされているのか伺いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

古田部長。

○地域医療部長（古田秀樹君登壇）

地域包括ケア病床を増床することによる影響でございますが、まず看護体制で申し上げますと、医療センターは西病棟、東病棟全てが患者10人に対して1人の看護師を配置する10対1の看護配置基準を適用しております。もともとこの地域包括ケア病床と申しますのは、患者13人に対して1人の看護師、13対1の看護配置基準でいいわけです。そこに対してもともと10対1ですので、10人に対して1人の看護師の配置をずっと続けておりますので、看護体制自体は、地域包括ケア病床がふえても今のままの体制で十分対応できておるというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

となると、なかなかその医療的ケア児のレスパイトケアの受け入れとなると難しい、そのために看護師をふやすというのは難しいということなのかなと認識いたしました。

次に、今回の増床に伴います医療機関における福祉の専門職、いわば病院と地域をつなぐ連携役を担う医療ソーシャルワーカーというものがありませんけれども、医療ソーシャルワーカーの役割というものが今後ますます大きくなっていくのではないかなと思います。その医療ソーシャルワーカーの医療センターでの現状について伺いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

古田部長。

○地域医療部長（古田秀樹君登壇）

医療ソーシャルワーカーでございますが、現在、地域医療部地域医療課の中に地域連携グループというグループを置いております。その地域連携グループのグループリーダー、このグループリー

ダーはもともと医療センターの看護師でございますが、社会福祉士の資格も持っており、その者が中心になって、今現在、退院支援でありますとか地域との連絡体制でありますとかを構築しております。あともう一人、その看護師とは別に社会福祉士資格を持った看護師がもう一名おるんですけど、その看護師は今別の職場になっております。ですので、今そのグループリーダーの下にもう一名副看護師長を置いて、2名の体制でその地域連携グループを運営しておりますので、今現在は充実した体制になっておるものというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

医療センター、これからますます地域との連携というところが私は大切かなと考えております。自宅で療養されている方だとかそういった地域の施設で療養されている方で、入院が必要になった場合の受け入れ、そういったところを今後さらに連携していくために、こういった連携というものが考えられるのでしょうか。

○議長（小坂直親君）

古田部長。

○地域医療部長（古田秀樹君登壇）

先ほど申しあげました地域連携グループのグループリーダーが中心になって、昨年度、市内の特別養護老人ホームを中心とする施設と直接連絡がとれる体制を構築いたしております。ですので、日中は外来の看護師、夜間は当直の看護師が直通電話を所持しております、そういう施設からの連絡体制に直接対応しておるような現状でございます。毎月大体3件から4件、そういうところに電話があつて、当院を受診していただいておりますということになっております。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

それでは次、地域包括ケア病床をさらに充実・発展させるために何が必要かというところでありますけれども、先ほどからちょっと申し上げているように、地域との連携というものを強調しておりますけれども、もう少し細かく見ていくと、私は総合診療専門医の存在、これが地域包括ケア病床の充実・発展に欠かせないのではないかと考えておりますが、そちらに関して認識を伺いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

古田部長。

○地域医療部長（古田秀樹君登壇）

先ほども少し申しあげましたが、医療センターの内科の医師のほとんどが総合診療科の医師でございます。ですので、先ほど申しあげましたように、例えば小児科であったり、あるいは体の部位に限らずどこでも診療できるような状態の医師がそろっております。ですので、こういうふうな、特に今、地域包括ケア病床には高齢の方がたくさんご入院されておりますけれども、どこが悪いというんじゃなくて体全体を診られる医者が担当しておるということに関しましては、非常にうちの病院としての特徴かなというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

その中で、厚生労働省が公表しました再編・統合について特に議論が必要とする424の公立病院に医療センターが含まれているという、この現状によって、今後そういった医師の確保に影響が出るのではないかなあと懸念しております。この地域包括ケア病床をさらに充実させるために、そういった医師が必要だという認識でございますが、今後、医師確保のためにどういった取り組みを進めていきますか。

○議長（小坂直親君）

古田部長。

○地域医療部長（古田秀樹君登壇）

9月に突然発表されました厚生労働省からの424の病院に当医療センターが入ったことにつきましては、さまざまところからいろんなご意見をいただきました。つい先日は、病院内に設置してありますご意見箱に、もう医療センターは潰れるのという90歳前後のおばあちゃまからのご意見もいただいたところがございます。あの発表の後、すぐに市長からもコメントを出させていたように、当院といたしましては、今までの取り組みをそのまま引き続き続けていくことによりまして、この地域医療をきちんと担っていくというふうなことに変わりはありません。

医師確保ということでしたけれども、非常に医師確保は厳しい現状がずっと続いております。市長にも三重大学の医学部のほうへ行っていただいて、いろいろと教授に会っていただいておりますけれども、なかなかやはりすぐに医師をふやすことは難しい現状です。その上、ちょっと今、先ほど申し上げました総合診療科につきましても、三重大学のちょっと不安定な状態が続いておりますので、ことしは去年と比べて今現在、総合診療科の医師も1名少ない現状になっておりますので、そういうところも来年度に向けてきちんと対応していかなければならない点だというふうに思っております。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

では、最後に統括官に伺いたいと思います。

地域包括ケア病床は、この地域包括ケアシステムを支えてきたと最初に私申し上げましたけれども、医療センターが地域連携の中で、そういったシステムを支えるあらゆる施策の中心に、この地域包括ケア病床の整備というものが1つあると考えています。この病床の増床によって、医療センターは市民に必要とされる地域医療を実現することができるという、その重要な施策の一つだという確信であったり、その意気込みというものがございましたら一言いただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

伊藤地域医療統括官。

○地域医療統括官（伊藤誠一君登壇）

地域包括ケア病床の病床変更につきましては、今回の厚労省の発表以前に当センター、あるいは方向性検討委員会等で検討した結果、先駆けてそういう取り組みをしてまいりました。これについ

ては、以前から急性期と回復期のバランスのとれた病院を目指す、こういう考え方について、地域の医療を考える地域医療調整会議、鈴鹿・亀山地区地域医療調整会議というのがございます。その中でも非常に評価をいただいております、例えば中央であつたり回生であつたり総合病院、大きな病院との連携をとる中で、非常に大切な病院であると、亀山医療センターを守るんやというような、この間会議で意見をいただいております。

そういうことからいって、我々の取り組みは決して間違っていないと。今後もこの取り組みを続けることによって市民ニーズに応じていく、それが経営改善にもつながると確信しておりますので、頑張りたいと思っております。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

地域包括ケアの中で、市民の健康寿命を延ばすための地域医療といいますか、そういった地域との連携でこそ医療センターは生きてくると思っておりますので、ぜひ取り組みを進めていただきたいと思っております。

では、続いて議案第92号令和元年度亀山市一般会計補正予算（第4号）についてでございます。

1つ、済みません、項目飛ばします。第6款農林水産業費、第1項農林水産業費、第3目農業振興費、有害鳥獣対策事業の増額補正についてでございます。

まず、この事業の概要について伺いたいと思っております。

○議長（小坂直親君）

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

今回の補正の概要ということでございますけれども、有害鳥獣対策事業、そのうちのまず報償費でありますけれども、こちらにつきましては、鹿、イノシシ等の有害鳥獣の特別捕獲に対して支給をします報償費でございます。本年度は11月から翌年の3月につきましても継続して有害鳥獣特別捕獲を実施していくということになりましたことから、その間の捕獲頭数を見込んで補正をするものでございます。

次に、もう一点、鳥獣被害防止対策推進協議会の補助金の補正158万5,000円の増額補正でございますけれども、こちらにつきましては関町の新所観音沖におきまして、鹿、イノシシの侵入を防止するための延長1,200メートルのワイヤーメッシュ柵設置に係る補助金でございます。国の鳥獣被害防止対策事業を活用いたしまして、国の補助が55%、残り45%の8割が市、2割を受益者が負担をするというような形で設置をいたします。

今回、事業主体であります鳥獣被害防止対策推進協議会に市の負担分を補助するために158万5,000円を増額補正するものでございます。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

ちょっと時間の関係で、有害駆除のところに特化して伺いたいと思っております。

豚コレラの影響で狩猟禁止の状態、現状だと3年間続くとされたままでございますが、狩猟によ

る鳥獣捕獲数が減少していくということで、農業などへの獣害被害が増加するのではないかと、常々そういった獣害に悩まされている地域の皆様はとても懸念を持っております。この狩猟とは別で、禁猟期間でも認められている有害鳥獣駆除であります。今回のこの報償費増額によって、禁猟による狩猟数、捕獲数の減少を一定数カバーすることができるのか、その見通しについて伺いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

最終の捕獲数量を見込みまして補正をさせていただいたわけですが、今回実績といたしまして11月に140頭という、例年にないイノシシの捕獲もしていただいております。さらに鹿につきましてはことし11月から3月の間は、県の指定管理鳥獣捕獲ということによって有害で対応してまいりますので、例年猟も含めた数については最終的には駆除ができるものと考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

来年以降もこういった禁猟の期間が続くということでもしなければ、今回の有害鳥獣対策事業、増額となりましたけれども、これを踏まえた額というものを来年度以降も考えていただきたいと思っております。ニュースでも最近やっておりましたけれども、東京都足立区の河川敷や道路でイノシシがあらわれて、まさか東京23区だと報道されておりましたけれども、当然ながら亀山市においてもこれは他人事ではないと思います。私の住んでいる地域では、一步一步住宅地までイノシシの足音が聞こえてくるようなもので、中にはもう民家の軒先までイノシシがあらわれたと、そういった大きな恐怖を感じている、そういった住民もいらっしゃいます。亀山市でも、いつ町中にイノシシがあらわれて住民の生活を脅かすか。子供や高齢者初め市民が仮に襲われるような事態になってからでは遅いと思いますので、今まで大きな混乱が出ていないのは、こういった有害駆除に対する猟友会の皆様の尽力はもちろんです。この有害鳥獣対策事業によるところが大きいのではないかなと考えます。

そこで、来年度もこういった狩猟禁止の状況が継続された場合、今回のこの有害鳥獣対策事業の報償費について、補正を含めた予算、来年度も予算計上していくべきだと私は考えますけれども、見解を伺いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

C S F対策でありますけれども、今後数年間続くと言われておる中で、来年度も狩猟が禁止となる可能性は高いものと考えてございまして、有害鳥獣特別捕獲、来年度1年間実施する予定とした予算を現在見込んでおるところでございます。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

では、引き続きまして、ため池ハザードマップ作成事業の増額補正についてに移りたいと思います。

午前中、鈴木議員から質問がございました。新しく31の防災重点ため池が指定されたわけですが、そのハザードマップを作成するということですが、完成した暁にはそのハザードマップをどのように活用するのか、その方針を伺うとともに、答弁者がかわるかもしれませんが、防災重点ため池のハザードマップ、これは来年度更新される予定の防災マップに反映されるという認識でよかったかどうか、こちらも確認させてください。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

ため池ハザードマップでありますけれども、31の池につきまして、来年10月までにハザードマップを作成する予定でございます。これについては19枚ということになってまいります。

どのように活用していくのかというところでありますけれども、このため池ハザードマップにつきましては、ため池が大雨や地震の発生に伴い決壊した場合に想定される浸水区域、到達時間、浸水深を色別で表示をするとともに避難場所についても記載をするなど、情報をわかりやすく地域住民の方に提供することを目的に作成する地図でございまして、地域の住民の方々が、浸水が想定される区域や避難場所を事前に把握をしていただきまして、自主的な避難や危険回避行動ができるように浸水エリアとなっている関係する自治会を対象として配付をさせていただきまして、日ごろの防災意識を高めてまいりたいと考えておるところでございます。

それと、防災マップへの反映ということでありますけれども、市全体の防災マップにつきましては、防災安全課におきまして来年度策定予定ということでございますけれども、そのマップに反映できるよう、ため池ハザードマップの作成を進めてまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

午前中の鈴木議員の質疑に対する答弁で、平成30年にハザードマップが作成された13の防災重点ため池について特に災害危険性が高いということ、そしてまた補助対象となる農振農用地にある6つの防災重点ため池は、今後整備計画を策定する上で優先されると確認させていただきましたが、この6つのため池について、どのため池なのかということを確認させていただきたいのと、この6つの防災重点ため池のうち、さらに優先的に整備計画を策定するため池というのはどのような基準で選ばれるのか、その選定基準について伺いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

来年度、県に耐震調査事業として要望しております6つの池でありますけれども、中庄町の桑原池、下庄町の長田池、三寺町の京丸池、三寺町の鹿丸池、下庄町の美泥池、下庄町の北山池、以上の6つについて、県と事前協議を行いまして要望済みであるというところでございます、今後の

優先順位でありますけれども、この6つの池につきましては、その耐震調査の結果が出て、それから判断していくということになるかと思っています。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

耐震がやはり選定基準として大きいのかなと認識いたしましたが、今回このハザードマップの作成、これに関してはこの6つの防災重点ため池と当然違うものですが、そのハザードマップ作成と同時に、そういった耐震点検というものを行っていくということはできなかったのか、そういった検討が行われたのかどうかということを伺いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

午前中の鈴木議員にもご答弁させていただきましたけれども、国においてもハザードマップを作成して、それから段階的に対策を進めていくということになってございますので、私どももそのように段階的に進めておるといところでございます。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

その国の方針で段階的にということでございますけれども、やはり災害というのは命にかかわることなので、それは国に言われたからではなくて、市としての判断というものをぜひ示していただきたいなと思います。そしてこの6つの重点ため池、そして昨年作成された13の重点ため池、これに関して農林事業の補助対象というものがどうしても優先されていくということで6つ上げていただきましたけれども、それはそれで当然進めていただきたいんですけれども、その一方で、やはり農林事業だから優先ではなく、災害事業として、災害対策として本当に必要なものはどれかという視点が絶対に必要だと思います。なので、市単独の事業になるから災害対策としての優先度を後回しにするのではなく、災害対策として優先すべき危険が差し迫っているため池があれば、たとえ市単独でも整備を優先すべきだと。であるからこそ、その耐震点検というものは早く行わなければならないということを強く申し上げて、時間となりましたので終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

1番 草川卓也議員の質疑は終わりました。

次に、9番 福沢美由紀議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

日本共産党の福沢美由紀でございます。

通告に従い質疑をさせていただきます。

まず第1点目、議案第90号亀山市国民健康保険税条例の一部改正について、この改正について内容をまずお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

9番 福沢美由紀議員の質疑に対する答弁を求めます。

佐久間生活文化部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

今回の条例改正につきましては、地方税法施行令等の一部を改正する政令によりまして地方税法施行令が改正されまして、平成31年4月1日から国民健康保険税の基礎課税額の賦課限度額が引き上げられましたので所要の改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、国民健康保険税の基礎課税額の課税限度額を58万円から61万円に改めるもので、この改正によりまして後期高齢者支援金等課税額19万円と、介護納付金課税額16万円を合わせた国民健康保険税の課税額は、合計で限度額は93万円から96万円になるものでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

93万円から96万円になる、この対象となる世帯の数と影響額をお聞かせ願います。

○議長（小坂直親君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

改正の影響でございますが、まず対象となる世帯につきましては46世帯でございます。その改正の影響で、税収の増は140万円の増となる見込みでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

この対象になる世帯についてお伺いしたいんですけれども、どれぐらいの所得の方がこれに当たってくるのか、多い世帯、その46世帯の中で1人、2人世帯が多いのかもしれないけれども、一番目安になるところでお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

全国的にも亀山市の場合もそうなんですが、国保の場合は1人世帯、2人世帯で約9割を占めておりますので、2人世帯の場合で申し上げますと、所得としては848万円、給与収入といたしますと1,068万円ぐらいが限度額ということになります。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

この848万円以上になると、大体この2人世帯の場合だと引き上げに当たってくるという解釈でよろしいですか。それだけお聞きします。

○議長（小坂直親君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

その所得848万円以上に該当しますと、それ以上保険税は頭打ちになるということでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

この頭打ちになる額が、国保じゃない他の保険と比べまして、国保の場合低いのではないかなあと私思うんですけども、その点はいかがでしょうか。

○議長（小坂直親君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

おっしゃるとおり、例えば協会けんぽの場合と比べますと、その額は実際ちょっとここでは申し上げないんですが、大分国保のほうが限度額は低いと思います。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

ありがとうございます。

毎年毎年、休むときもありますけど結構上がってきていると思うんですけども、これに対する苦情があるですとか、滞納状況などが変化してきたということはあるですか。

○議長（小坂直親君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

課税限度額の引き上げによりまして、これまで滞納になったりとか苦情をいただいたということはありません。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

ありがとうございました。

次の質疑に移りたいと思います。

議案第91号亀山市病院事業の設置等に関する条例の一部改正についてです。これも朝から何人も質疑されてきましたので、できるだけ重ならない部分でお聞きしていこうとは思いますが、まず、この改正の理由についてお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

古田地域医療部長。

○地域医療部長（古田秀樹君登壇）

今回の地域包括ケア病床を増床する理由でございますけれども、やはり何度も申し上げておりますように非常に市民のニーズが高い病床となっております。その理由といたしましては、まず入院期間が最長60日間とれるということ。それと、先ほどちょっと申し上げましたが、病院入院料も

包括である、だから変わらないということ。リハビリ等によりまして在宅復帰が容易になってこようという、そういう点で非常にニーズが高い病床でございます。その結果、90%を超える病床稼働率にもなっております。そういう病床をふやすことによりまして、病院の経営にもプラス要因になることは確かでございますけれども、ますます地域包括ケアシステムへの病院が担う役割等も重要になってまいりますので、市民ニーズに応じていくためにもふやしていくべきと思い、今回の改正とさせていただいたところでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

市民ニーズに応じての改正だという理由でした。

あえて確認をしていきたいと思えます。

午前中の答弁にも、たしか地域医療構想と合致しているんだというご答弁がありましたので、地域医療構想ということになりますと、病床削減目標というのが各県で持たれております。こういう目標を達成するための病床削減ではないんですねということを確認しておきたいと思えます。

○議長（小坂直親君）

古田部長。

○地域医療部長（古田秀樹君登壇）

たしかに三重県地域医療構想、平成29年の3月に策定されたものですが、その中では、県全体としては病床削減の目的数を設定しております。ところが、当市が入っている鈴鹿・亀山地域におきましては、2025年に向けての病床削減数というのはもう削減しなくてもよい状態までになってきております。ただ、やはり一般的に言う急性期病床から回復期病床への病床機能はやはり変更していくべきという形になっておりますので、今のところ地域医療構想の中ではそういう役割分担になっております。ただ、当院におきましては、先ほどもちょっと統括官から草川議員への答弁にもありましたように、非常にその調整会議の中で応援をしていただけるようなメッセージも頂戴しておりますので、今後も地域医療の担い手として頑張っていきたいと思えます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

よくわかりました。

あともう一つ、1点確認です。改正の理由の中の確認ですが、西病棟、東病棟それぞれに一般病床があるわけですが、一般病床と地域包括病床とのバランスということが先ほどもお話にありましたけれども、例えば一般病床がフルに使っているのに、それを削ってまで削減するということになると、また話が違ってくるんだらうなあとと思えます。全体での稼働率みたいなことを先ほどおっしゃられましたが、東にも一定あるし西もあるという中で、それぞれの稼働率、全体の稼働率をお示しくいただけますか。その上で、そういう無理な削減ではないということをお示しいただきたいと思えます。

○議長（小坂直親君）

古田部長。

○地域医療部長（古田秀樹君登壇）

一般病床の稼働率につきましては、西病棟が平成29年度実績で75.9%、30年度実績で74%でございます。ですので、西病棟の一般病床につきましては、まあまあ4分の1ほどはあいている状況でございます。

東病棟にも一般病床がございます。東病棟の一般病床の稼働率は約55%程度でございますので、東病棟の一般病床は、まあまあ病床数は少ないですけれども、半数程度はあいているような現状でございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

東の一般病床も、少ないながらも55%ぐらいということであいているということで、合理性もあるというか、地域包括病床にする意味もあるんだなということは理解いたしました。

次に、この職員体制について伺っていききたいと思います。

この地域包括病床の要件として、リハビリの職員を雇用しなくちゃいけないということなんですけれども、先ほど草川議員の答弁の中で、今4人おられる、この地域包括病床に対しては1人だけど全体として市の中で4人おられるということでした。これからやっぱりリハビリの対象となってくる方がふえてくるのが想定されますので、今のリハビリに対応している職員の内訳と今後についてお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

古田部長。

○地域医療部長（古田秀樹君登壇）

先ほど草川議員のときも少しご答弁させていただきましたが、当院のリハビリの職員につきましては、理学療法士と作業療法士合わせて4名ございます。1名は非常勤の職員になっております。その非常勤の職員は、基本的には訪問リハビリという形で院外へ出て在宅を訪問してのリハビリを行っております。その理学療法士のうちの1名は、地域包括ケア病床の専従という形で張りついております。ただ、1名で19名のリハビリはととてもとてもできませんので、全員体制で今取り組んでおります。今後8床増床して、全員が全員リハビリが必要な患者様ではないかもわかりませんが、そうやってきた場合は、例えば今外に出ておる訪問リハビリの職員もその病床のリハビリを担当して少し手助けをしてもらわないと、できていかない状況にもなってこようかとは思っています。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

地域包括ケア病床がふえるということで、リハビリが大変になってくることは簡単に推察されることですので、今のご答弁ですと、枠は変えずに中の勤務の配置などで何とか対応していきたいというふうに聞かせていただいたんですが、やはり地域に行ってリハビリをするというのも大事な仕事ですし、ニーズもあると思いますので、ぜひとも人をふやすということも考えていただきたい。そしてOT、作業療法士が1人で理学療法士が3人ということですが、やはり作業療法士の

する仕事の深さというか範囲というのは、本当に日常生活をする上で広いと思いますし、今いらっしやらない言語聴覚士、STについても本当にいろんな仕事をしてくださいますので、やはりこの亀山の医療センターの特徴として、こうやって地域包括病床をふやしていくのなら、こういうところが豊かですよというのも一つのいい売りになると思いますので、ぜひともこれは考えていただきたいなということを先ほどの答弁で考えさせていただきました。

それから3点目に移りますが、地域医療構想との整合性と今後についてということを上げました。朝からも地域医療構想という言葉が何回か出ていますが、先に申し上げておきますと、私は日本共産党としては、この地域医療構想というやり方で医療を考えていくということには反対をしております。要は高齢化のピークに当たります2025年までに33万床ですか、ベッド数を削減する。ベッド数を削減するということで各都道府県に構想をつくらせているんですけども、特に救急や集中治療を行う高度急性期や急性期のベッド数を減らすということを言われています。

一方、軽症とされている患者さんはどんどん在宅化していくということも言われています。先ほど言われたみたいに病院の中の急性期から回復期への移動みたいなことも言われているという中で、こういうやり方をして、じゃあ一番受け皿になっていく地域で本当に医療が受けられるのか、介護が受けられるのか、障がいのある方は暮らせるのかということ、そういうことが整っていない中でどんどん削減していくということに対しては、非常に反対な思いではありますが、この地域医療構想というものの視点でちょっとお伺いしていきたいと思います。

この急性期のベッドを削減するというの目的がありますので、亀山の医療センターも結構救急車の受け入れを半分ぐらいしているのかな、何かたくさんいただいていると聞いています。これ以上急性期に対応するベッド数を削減していくおつもりなのかどうか、これについてまずお伺いしたいと思います。

**○議長（小坂直親君）**

古田部長。

**○地域医療部長（古田秀樹君登壇）**

先ほど申し上げましたように、医療センター西病棟は全て急性期病床になっております。46床ございます。地域包括ケア病床につきましては全て東病棟に設置をいたしております。これによりまして、今回の議案がお認めいただければ、東病棟での地域包括ケア病床27床になります。ですので、東病棟のほとんどが地域包括ケア病床ということになってまいります。これ以上、地域包括ケア病床まだまだふやすのかということやとは思いますが、当然、先ほど言っていたように、医療センターは亀山市の救急車の約半数をまず1回目として受けさせていただいておりますので、そこから発生する入院患者さんのために、やはりある程度の病床というのは急性期として確保をすべきであろうというふうに考えております。

そこから考えますと、やはり西病棟に残した46床というのは、現状としては今のまま、急性期のまま残しておくべきなのであろうというふうに考えておるところでございます。

**○議長（小坂直親君）**

福沢議員。

**○9番（福沢美由紀君登壇）**

西病棟は急性期として残すと。東にも若干6人部屋が2つまだあるんですけども、個室も3つ

ある。東についてはもしかしたら、この地域包括病床ということになっていく可能性もあるということですか。

○議長（小坂直親君）

古田部長。

○地域医療部長（古田秀樹君登壇）

実は、東病棟の残り、大部屋と言われる今の6人部屋、2室残る形になるんですけれども、それを今度地域包括ケア病床に変えようと思うと、超えなければならないものがたくさんあります。例えば、向かい合った病室になっておりますので、向かい合った病室の場合は、廊下の幅がある程度以上ないと地域包括ケア病床にはできないという規定がございます。そうなってくると、例えば壁を外して廊下幅を広げるのかとか、そういうことも検討材料にはなっております。今後の検討材料として、東病棟のあと残り2室については残しておきたいというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

地域医療構想のもう一つの目的、軽症患者の在宅化ということですが、そういう意味ばかりではなく、亀山市はホームケアネットという制度をどんどん進めていまして、そのバックグラウンドの病院として、今医療センターが頑張っているということを先ほどご答弁ありました。ほかにも在宅リハをしていることもそうだろうし、訪問看護ステーションを立ち上げてもらったのもそうだと思いますけれども、こういうこともしっかりしている中で、地域医療構想という点で見ると、十分に亀山市としては責任を果たしているのではないかという思いがありますけれども、どうでしょうか。

○議長（小坂直親君）

古田部長。

○地域医療部長（古田秀樹君登壇）

地域医療構想ができ上がりましたのは、先ほど申し上げましたように平成29年3月でございます。平成28年度には医療センターは地方公営企業法の全部適用をして、その年に医療センターアクションプランというものを作成いたしました。その中で地域包括ケア病床をつくっていくんだよ、あるいは訪問看護ステーションをつくっていくんだよという方向性を定めております。ですので、地域医療構想に先駆けてそういうふうなプランをつくって取り組みを進めております。そのプランどおりに今現在地域包括ケア病床をつくり、訪問看護ステーションをつくり、一端では在宅医療のそういう患者さんの担い手としても役割を果たしておるところというふうに考えておりますので、やはり今後もこういう方針で進めていきたいというふうに思っております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

最後の質疑に移りたいと思います。

議案第92号令和元年度亀山市一般会計補正予算（第4号）について、第6款の農林水産業費、第1項農林水産業費、第3目農業振興費、有害鳥獣対策事業の増額補正について、この内容について

てまず伺いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

有害鳥獣対策事業の補正の内容でございます。

まず報償費でございますが、鹿、イノシシ等の有害鳥獣特別捕獲に対して支給する報償費でございます。今年度は、県の北勢地域でCSFが発生したことによりまして、例年11月から3月まで実施をされます狩猟が禁止をされたことによりまして、11月から翌年3月の対応といたしまして、有害鳥獣特別捕獲を実施していくということになりましたため、捕獲頭数の増を見込みまして補正をするものでございます。

次に、鳥獣被害防止対策推進協議会補助金の補正、こちらもございます。これは、関町新所の観音沖で、鹿、イノシシの侵入を防止するために延長1,200メートルのワイヤーメッシュ柵を設置するということに対する補助金でございます。この事業は総事業費460万円で、国の補助が55%、残り45%の8割を市、2割を受益者が負担をするということになっておりまして、今回、事業主体であります鳥獣被害防止対策推進協議会に市負担分を補助するために158万5,000円を増額補正するものでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

報償費から聞いていきたいと思います。

特別捕獲分ということなんですけれども、これは11月から3月分までということですけど、イノシシだけについてということですね、この亀山の場合。1頭当たり幾らなのかということが1点。そして、豚コレラについてワクチンを投与したところとしていないところとあると思うんですけれども、全域なのかどうかということを確認したいと思います。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

イノシシ1頭当たりの額でございますけれども、8,000円でございます。市内全域で同一の価格でございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

今までは、11月から3月は狩猟期ということで今回のような報償費というのは出してなかったわけですので、実績がわかりづらいのかなあと思うんです。検査をやっぱりきちんとしていただく必要があるんで、いつもに増してきちっと、見たらとってもらおうというような、本当にしっかりとってもらわないといけないと思うんですけれども、頭数がすごく多くなることが考えられると思います。喫緊の頭数がもしわかれば、そして見込みについてお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

11月のイノシシの捕獲頭数でありますけれども、140頭捕獲しておるということで、例年に増して猟友会のほうでしっかり捕獲いただいたということでございます。基本的には、秋になってまいりますとイノシシもだんだん成長して大きくなってまいりますので、捕獲おりに入る数は少なくなってくるということでお聞きをしておりましたけれども、猟友会のご協力によりまして、見込みより多く捕獲をいただいたというような状況でございます。

それと、最終的に年度末1年間の捕獲頭数でありますけれども、390頭ということで、イノシシ390頭捕獲を見込んでおりますけれども、それ以上に増加するというのも、11月の実績から見ますと考えられる、想定される場所もでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

今までにない緊張感を持ってとっていただいていると思うんですけれども、やっぱり感染防止ということで、いつもと違うやり方をしてもらっていると思います。それについてちょっと伺っておきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

イノシシの今回の有害の捕獲でありますけれども、感染を広げないというために防護服を着用いただいておりますし、捕獲した後、周辺の付近の消毒をしていただくと。さらに総合環境センターまで運んでいただきまして焼却処分を行っておるというところでございます。

そのほかのCSF感染の防止対策としまして、まずは畜産団地の周辺で消石灰の散布をしておりますし、林道等におきましても登山者の方に消毒用の消石灰を使っていただくということでそのボックスの配置も行っております。こういう対策もしておることによりまして、亀山市におきましては、まだCSFに感染したイノシシについては発生していないというところでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

次の大型柵の補助について伺っていききたいと思います。

まず1点聞いておきたい、確認しておきたいのは、これ以前に坂本で大型柵をされました。そこで効果があったということをもって今回の補助になったのかということだけお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

今回のワイヤーメッシュ柵でありますけれども、面積5.1ヘクタールを囲うというものでございます。一方、坂本につきましては、もとの事業につきましては同じ事業でありますけれども、平

成22年度に、金網と電気の複合柵で延長3,200メートル、面積は21ヘクタールを囲うという事業でございまして、当然、金網で広い面積を囲うというこの事業でありますので、効果があったということから、今回事業を実施されるというものでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

以前の坂本の大型柵のときと、何か主体が、今回先ほど答弁でもありましたが、獣害対策推進協議会が主体であるということだったんですけれども、以前は地域が主体でやっておられたと思うんですけれども、これは何か変わったんですか、制度が。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

坂本につきましては、当時事業主体、坂本営農組合で実施をしておりますけれども、現在の国の補助金の交付要綱におきましては、事業主体が協議会ということに定められておりますことから、鳥獣被害防止対策推進協議会を事業主体として今回実施をするものでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

あと済みません、坂本の大型柵と比べて随分安いなというふうに感じたんですけれども、それは3,200メートルが今回1,200というだけなのか、内容的に違うのかというところもお伺いしたいと思います。どんな柵ですか。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

今回の事業につきましては、柵はワイヤーメッシュ、溶接金網というものでございますので、単価的には非常に安くなるということと、電気柵、電気の部分については事業に含まれてございませんので、その部分の差があらわれておると、そのように認識をしております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

ワイヤーメッシュはイノシシ、鹿が対象になってくると思うんですけれども、関の新所は猿の被害はないんでしょうか。これだけでいいんでしょうか。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

猿に対しましては、既設の電気柵を活用していただきまして、柵の上部に電線を張るということで、猿にも対応されるということで伺ってございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

既設のもので、後に地元で対応されるということをお聞きしました。

先ほど、坂本と比べて安いように思うと言いましたが、そのワイヤーメッシュ自体がもし質とか太さとか何かもし違うのであれば、そうでなくても効果や手入れのチェックを市でしていただかないと、補助金を使っていますのでいけないと思うんですけれども、私も1回、坂本のずっと柵を歩いてみたことがあるんですけれども、おおむね手入れしていただいていたけど、やはりしにくいところとかあって、すごい草が繁茂しているところがある。あそこは電気柵がついているので、余り草がかかってくると通電がうまいこといかなかったりすると思います。そういうチェックする体制は市にありますか。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

この柵の管理につきましては地元で管理をしていただくということになりますけれども、その成果につきましては市のほうでしっかり検証していきたいと、そのように考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

それで、この大型柵、効果があったからということで今回こうやってできたわけで、予算が立てられたわけですが、ほかに他所のニーズがあるかどうかをお伺いしておきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

現在のところ、ほかの地域から要望はないところでございますけれども、要望がございましたら、事業採択に向けまして県に対し要望をしっかりとしていきたいと思っております。

今後も、出前講座などを活用させていただきまして、この事業の紹介も含め、さまざまな獣害対策を実施していただけますように周知を積極的に行っていきたいと、そのように考えております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

ちょっと時間がありますので1点確認しておきたいんですけれども、先ほど全体の460万の事業ということで、国が55、市が45、45のうちの2割を受益者負担、全体の多分9%ぐらいになるであろうということなんですけれども、この受益者の負担割合というのはどこでも一緒なのか、今回は何件かあるので多分何件かで割って受益者が負担できると思うんですけれども、その件数によってはなかなか負担が難しいところも、いろんなケースがこれからあるのかなと思うので、そのところを確認だけしておきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

この地元負担2割と申しますのは、市の農林事業に係る分担金徴収条例、それに基づいた2割というふうに定めておるところでございます。

○9番（福沢美由紀君登壇）

終わります。

○議長（小坂直親君）

9番 福沢美由紀議員の質疑は終わりました。

以上で、日程第1に掲げた上程各案に対する質疑を終結します。

続いて、ただいま議題となっております議案第87号から議案第118号までの32件については、お手元に配付してあります付託議案一覧表のとおり、それぞれ所管する常任委員会にその審査を付託します。

付 託 議 案 一 覧 表

総務委員会

- 議案第 87号 亀山市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
- 議案第 88号 亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
- 議案第 89号 亀山市職員給与条例の一部改正について

教育民生委員会

- 議案第 90号 亀山市国民健康保険税条例の一部改正について
- 議案第 91号 亀山市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 議案第 96号 指定管理者の指定について
- 議案第 97号 指定管理者の指定について
- 議案第 98号 指定管理者の指定について
- 議案第 99号 指定管理者の指定について
- 議案第100号 指定管理者の指定について
- 議案第101号 指定管理者の指定について
- 議案第102号 指定管理者の指定について
- 議案第103号 指定管理者の指定について
- 議案第104号 指定管理者の指定について
- 議案第105号 指定管理者の指定について
- 議案第106号 指定管理者の指定について
- 議案第107号 指定管理者の指定について
- 議案第108号 指定管理者の指定について

議案第 1 0 9 号 指定管理者の指定について  
議案第 1 1 0 号 指定管理者の指定について  
議案第 1 1 1 号 指定管理者の指定について  
議案第 1 1 2 号 指定管理者の指定について  
議案第 1 1 3 号 指定管理者の指定について  
議案第 1 1 4 号 指定管理者の指定について  
議案第 1 1 5 号 指定管理者の指定について  
議案第 1 1 6 号 指定管理者の指定について  
議案第 1 1 7 号 工事請負契約の変更について

#### 産業建設委員会

議案第 1 1 8 号 市道路線の認定について

#### 予算決算委員会

議案第 9 2 号 令和元年度亀山市一般会計補正予算（第 4 号）について  
議案第 9 3 号 令和元年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について  
議案第 9 4 号 令和元年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）について  
議案第 9 5 号 令和元年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について

#### ○議長（小坂直親君）

次にお諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

#### ○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認め、このように決定しました。

あす 1 0 日は午前 1 0 時から会議を開き、市政に関する一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。

（午後 3 時 3 5 分 散会）

令和元年12月10日

亀山市議会定例会会議録（第3号）

●議事日程（第3号）

令和元年12月10日（火）午前10時 開議

第 1 市政に関する一般質問

---

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

●出席議員（18名）

1番	草川卓也君	2番	中島雅代君
3番	森英之君	4番	今岡翔平君
5番	新秀隆君	6番	尾崎邦洋君
7番	中崎孝彦君	8番	豊田恵理君
9番	福沢美由紀君	10番	森美和子君
11番	鈴木達夫君	12番	岡本公秀君
13番	伊藤彦太郎君	14番	前田耕一君
15番	前田稔君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

---

●欠席議員（なし）

---

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	西口昌利君
総合政策部長	山本伸治君	生活文化部長	佐久間利夫君
健康福祉部長	井分信次君	産業建設部長	大澤哲也君
上下水道部長	宮崎哲二君	危機管理監	服部政徳君
総合政策部次長	落合浩君	生活文化部次長兼 関支所長	青木正彦君
健康福祉部次長	伊藤早苗君	産業建設部次長	亀淵輝男君
生活文化部参事	深水隆司君	生活文化部参事	谷口広幸君
健康福祉部参事	豊田達也君	産業建設部参事	久野友彦君
産業建設部参事	草川保重君	会計管理者	渡邊知子君
消防長	平松敏幸君	消防部長	豊田邦敏君
消防署長	原博幸君	地域医療統括官	伊藤誠一君
地域医療部長	古田秀樹君	教育長	服部裕君
教育部長	草川吉次君	教育委員会事務局参事	亀山隆君
監査委員	渡部満君	監査委員事務局長	木崎保光君

選挙管理委員会  
事務局 長

松村 大君

---

●事務局職員

事務局 長 草川 博昭 書 記 水越 いづみ  
書 記 西口 幸伸

---

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長 (小坂直親君)

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第3号により取り進めます。

これより日程第1、市政に関する一般質問を行います。

初めに申し上げます。

質問は通告の範囲を超えないようご注意くださいとともに、質問、答弁はわかりやすく簡潔にお願いいたします。

通告に従い、順次発言を許します。

11番 鈴木達夫議員。

○11番 (鈴木達夫君登壇)

おはようございます。大樹の鈴木でございます。

昨日に引き続き、一般質問をさせていただきます。

私、大きなテーマで2つ、ちょっと欲張りまして、亀山駅周辺整備事業と第3次亀山市行財政改革大綱についてという2点を上げさせていただきます。

まず、亀山駅周辺整備事業ではございますが、令和の時代に入り、あと2年またいで3年後には、積年の市民の願いであった駅前周辺の整備が形として実現できるよう、今準備が進められているとは思いますが、1番目に、戦略プロジェクトの一つであるJR亀山駅周辺拠点向上プロジェクトの進捗についてという項目を上げます。

このプロジェクトの取り組み、総合計画の中には、1つ目は中心的都市拠点の求心力向上ということで、公共施設や公共的機能の移転を行うなどを通じて求心力の向上を図るというような書き込みがあります。当然これは公共施設といいますと、図書館を連想します。

それでは、公共的機能の移転とは、もちろん図書館もそうなんですけれども、私のイメージでは、計画段階である新しい庁舎、これは現実的にはあと7年、8年を要する中で、その機能が充実するまで庁舎の不充実な機能を果たしていくと、いわゆる補完的な役割を果たしていくと私は理解をしています。

具体例として、例えば窓口業務の一部であったり、関にある観光業務であったり、協働センターみらいの補完的な機能、まち協あたりの拠点、あるいはあいあいでの福祉業務の補填等々考えられますが、このプロジェクトとして、この駅前向上プロジェクトとして公共的機能の移転、これをど

うというイメージを持っているかお答え願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

11番 鈴木達夫議員の質問に対する答弁を求めます。

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

おはようございます。

J R 亀山駅周辺拠点力向上プロジェクトでありますけれども、本市の中心的拠点である J R 亀山駅周辺のにぎわいと都市機能を高めることで、中心的都市拠点の求心力向上を目指すものでございまして、民間活力を生かしつつ、公共施設や公共的機能の移転を行うことで、取り組みの推進を図るものでございます。

そこで、これらの取り組みを含めたプロジェクトの推進に係る連携方策の検討や関連業務の連絡調整を行うために、J R 亀山駅周辺拠点力向上プロジェクトチームを設置いたしまして、さまざまな角度から検討を行っております。このプロジェクトチームでは、亀山駅周辺の1から4ブロックにおいて、民間活力を生かした居住環境の確保やにぎわいの創出、道路整備等によります安全性や利便性の向上について検討をしております。

また、駅前広場やアクセス道路の整備による交通ネットワークの強化を図るとともに、多機能型図書館を目指しております図書館について、図書館内に総合窓口を設けまして、さまざまな情報を発信するとともに、多目的ホールやグループ学習室を活用した市民活動の場などとしての活用が図られる施設としまして、現在検討を進めておるといところでございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

公共的な機能の面では、今の答弁ですと総合窓口の設置、多目的ホールや学習室を利用した市民活動の場と。もう少し多くの具体的な公共的機能、例えば観光であったり福祉であったり、そういうものが例示されたらよかったなあと思います。

それでは、プロジェクトの取り組みの2つ目として、都市拠点の機能を暮らしに生かすネットワークの強化の中では、道路や公共交通網などを有機的に連携させることでネットワークの形成を図るという記載があるんですけども、私のイメージですと、亀山駅、あるいは図書館を核に井田川駅、あるいは関、あるいはあいあい、医療センターを連結する新たなバス、あるいは乗合タクシー等の公共交通についてもさらに、より有機的に、あるいは能動的にといいですか、あるいは戦略的にこういうものを配置する、にぎわいを創造すると理解をしてよろしいでしょうか。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

市内の中心市街地の公共交通の現状といたしまして、亀山駅を起点として公共施設を結んでおりますまちなか循環バス「さわやか号」の運行を初め、亀山駅を結節点とする地域生活バス3路線、東部ルート、南部ルート、野登白川地区の自主運行バスのほか、廃止代替路線バス2路線、これは亀山椋本線、亀山みずほ台線、さらに三重交通の営業路線、バス2路線、亀山国府線、亀山工業団

地線も周辺地域から市内の中心市街地へ乗り入れをしておるところであります。

さらに、一般のタクシーに加えまして、市内全域での乗合タクシーも運行しておりますことから、中心市街地の公共交通網は一定程度整備をされているものと捉えているところがございます。

一方で、亀山駅周辺の整備により、図書館や商業施設を中心とした新たなにぎわいの場が生まれることで、亀山駅周辺への地域公共交通アクセスの充実は必要不可欠であると認識をしております。今後、多くの方が地域公共交通を利用していただいで亀山駅周辺に来ていただけるよう、鉄道、バス等、本市に係る全ての地域公共交通が一体となって機能して、持続可能な公共交通ネットワークの形成を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

今の答弁ですと、中心市街地への公共交通はもう今既に充実しているんだと、新たな交通政策は特段考えていないというような答弁ではなかったんですけども、ちょっともう既に充実しているという認識を受けました。だけど、当然にぎわいをつくり出すと、創造するという意味では、例えば、たくさんの方が住まれている市内の北東部からどう人呼び寄せるとか、あるいはJRを挟んで南部地区、ちょっと地域接点が薄れがちな南部地区とか関、これとの連携とか、これらを現状の交通体系にとらわれることなく、どう有機的に戦略的につくっていくかと、この考え方は非常に重要だと思います。それから、当然AIを活用したいろんな利活用の改善とか、これあたりも当然議論の中で進めていかなければならないテーマであろうかと思えます。

今までプロジェクトの2つの取り組みについて質問をしたんですけども、私、疑問なんですけれども、本当にこのプロジェクトの中で議論されているかということで質問を用意したんですけども、今年度、何回このプロジェクト会議を開いてどんな議論をしてきたか、ちょっと教えてください。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

プロジェクトチームでは、図書館整備計画の整理や商業施設と連携したにぎわいの創出方法を検討しておりまして、昨年度4回、本年度はこれまで6回の会議を実施しております。

検討内容であります。チームの会議では、亀山駅周辺におけるにぎわいの創出や居住環境の向上、交通ネットワークの充実など、亀山駅周辺の1から4ブロック全体の計画についての検討を行うとともに、にぎわいの創出に向けた図書館と商業施設等の連携や、管理運営における図書館機能の考え方等について、集中的に時間をかけて検討しておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

私も、このプロジェクトの報告書を資料請求しまして取り寄せたんです。6回の会議に、図書館管理運営について、図書館整備に係るスケジュール、図書館の管理運営について、亀山駅周辺整備事業に係る全体計画について、市街地再開発事業の事業計画の変更について、図書館整備に係る詳

細設計。ほとんどが図書館中心の整備、どちらかというと整備事業の実務者会議といいますかね、そんな会議にしか見えない。先ほど言いましたいろんなセクション、分野の中で、横串を刺してやるようなふうには思えないんですね。それでも答弁の中では、連携方針の検討や関連業務の連携調整等々、さまざまな角度から検討しましたというような答弁なんですけどね。

ちょっと資料を映していただけますか。非常にこれは見にくいんですけども、形だけでもいいですから見てください。

これはプロジェクトですね。1、2、3、4、5、いろいろあるんですけども、「健都さぷりプロジェクト」とか、あるいは「そして、親となるまちプロジェクト」、それから真ん中に、全然見えませんが「JR亀山駅周辺拠点向上プロジェクト」とあるんですね。横串を刺すという意味で、読めませんが、右から、地域まちづくり活動への促進とか、子供たちの環境づくり、あるいは農林業の振興、この駅前だったら特産品とか発掘、おもしろいと思いますよ。朝市なんかもおもしろいと思うんですけど、それから、企業活動の促進、若者支援、文化芸術の振興、健康づくり、公共交通。非常に多くの幅の広い中で、横串を刺してやっていくという約束ではなかったんですか。

私はこのプロジェクトというのは、上手に機能していけば、非常におもしろいアングルというのが、視点かと思うんですけど、本当にできていたかということ、この辺を聞いたかったんですけども。

それで、このプロジェクトリーダー、統括をしているのは、今はこれは副市長なんですか。総合政策部長、どちらでもいいんですけども、私が見る限り横串を刺して駅前の機能をどういうふうにするかという議論が少ないように思いますが、その辺の感想をお聞かせください。

#### ○議長（小坂直親君）

西口副市長。

#### ○副市長（西口昌利君登壇）

私も一昨年、ジモトノココロプロジェクトのリーダーをさせていただいております、やはり大きな目標に対して、その具体論を議論するというプロジェクトが多うございますから、やはり今議員おっしゃったように、個々具体論のプロジェクトが進んでいくという場合が多うございます。

そんなことを前提に少し答弁をさせていただきますが、このJR亀山駅周辺拠点力向上プロジェクトにつきましては、JR亀山駅周辺のにぎわいと都市拠点を高めることで、中心的都市拠点の向上を目指すための取り組みを進め、持続性を持ち続け、都市の成長力を強化することを目的に定めたものでございます。

このような中、現在は市街地再開発事業を中心とした亀山駅周辺のにぎわい創出を目指し、再開発ビルに導入する図書館について、整備計画や機能について具体的な検討を行っておるところでございます。

一方で、人口減少、高齢化が進む中、特に本市のような地方都市において、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉、商業等の政策機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう地域公共交通と連携してコンパクトなまちづくりを進めるといいます、コンパクト・プラス・ネットワークというふうに言われておりますが、これを図るためには、市街地再開発事業のみならず、さまざまな取り組みによりにぎわいの創出を図ることが重要であるというふうにご考えておるところでございます。

す。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

私の質問は、プロジェクトの進め方についてどう考えるかという、この駅前だけではないんですけども、特にこの駅前整備は第2次総合計画の本当に一丁目一番地の事業なんです。だから、全庁挙げて、市民がわくわくするような知恵を早く出してくださいよ。市民の方も、僕は楽しみにしていると思う。

次に、都市マスタープランの複合都市機能集積地の形成についてと、以後は都市マスと言わせてもらいますが、今回の都市マスの作成時の前後、前の都市マスの評価と都市づくりに向けた主要課題というところでは、まず、亀山駅前周辺再生のおくれが亀山の活性化に寄与できていない。これを一番の理由に上げて、市民アンケートにおいても、JR亀山駅周辺の再生により市の玄関にふさわしい拠点づくりがまちの魅力を向上させる、1番の回答であります。あわせて、この亀山駅周辺整備事業に対して期待するものというこのアンケートに対しては、鉄道の利便性向上がこれは断トツで1番だったんです。

そこで質問しますけれども、図書館、あるいはマンションを中心とした今の整備計画が鉄道の利便性にどう寄与するのか、見解を聞きたいと思います。

○議長（小坂直親君）

草川参事。

○産業建設部参事（草川保重君登壇）

図書館、マンションを中心とした整備計画が鉄道の利便性向上にどう寄与するかというところでございますけれども、亀山駅周辺2ブロック地区第一種市街地再開発事業で、亀山駅周辺のにぎわいの創出に向け、図書館と商業施設を中心とした整備を今現在進めているところでございます。

そのようなことから、今後、駅前の図書館や商業施設などの整備を含めた亀山市都市マスタープランで示しております亀山駅周辺のまちづくりを進めることにより、エリアの魅力を創出し、人が集い、鉄道等の利用者がふえ、鉄道の増発や乗りかえ、待ち時間の短縮、IC乗車券利用可能区域の拡大など、鉄道の利便性向上につながるものと考えております。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

1つ確認したいんですけども、第2ブロック、これは図書館と商業施設を中心とした整備だということなんですけど、今の段階で私、図書館はわかるんですけども、商業施設の具体的なイメージというか形というのが全く見えていないんですけども、今の時点で、当然業者を募るから、どんな商業施設をイメージしたらいいか、わかっている範囲でお願いします。

○議長（小坂直親君）

草川参事。

○産業建設部参事（草川保重君登壇）

商業施設ということでございますけれども、現在、まだ決定はしておりませんで、まだ探してい

るというか選定している段階でございますけれども、私どものイメージといたしましては、喫茶店とか、ちょっと食事ができるようなお店が呼び込めればいいかなというふうに考えているところがございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

都市マスタープランの中で、亀山中央都市機能誘導区域が何もこの駅前だけではないんですね。ずっと行ったエコーとか文化会館、あるいは回生病院、スイミング、そのあたり一体をこの中央都市機能誘導区域と称していると思うんですけども、この都市マスの中には、このエリアの課題として3つ、4つ書いてあるんですけども、ちょっと確認させてください。

1番目、JR亀山駅の利用形態や駅周辺の施設の老朽化や魅力低下により、にぎわいが無い。

2番目が、空き地、駐車場の増加及び無秩序な都市機能施設の配置、歩行者ネットワークの脆弱さとなっているんですけども、1つ、2つ、駅の利用形態がにぎわいを損ねていると、これはどういうことかということ。それからもう一つは、現在、無秩序な都市機能施設の配置であるという認識はどういうことかということ、3番目に、歩行者ネットワークの脆弱さはどういうことで、どう改善をしようとしているのか、この3つをお願いします。

○議長（小坂直親君）

草川参事。

○産業建設部参事（草川保重君登壇）

まず、1つ目の駅の利用形態がにぎわいを損ねているとはどういうことかということでございますけれども、現在の亀山駅の利用状況といいますと、朝夕の通勤通学の利用がほとんどであり、日中の利用が少ない状況であるということ。それとまた、駅前においても商業施設などの人が集まる場所が少ないというところで、利用形態がにぎわいを損ねているというような言葉とさせていただきます。

また、無秩序な都市機能施設の配置であるとの認識というところでございますけれども、現在の、今、亀山市都市マスタープランで示しております亀山駅周辺まちづくりのエリアにおいては、土地利用について用途地域の指定はされておりますけれども、都市機能施設からのつながりという面では、やはり弱いところがあるのかなというふうに思っています。そういった観点から、こういうふうな言葉とさせていただきます。

3つ目の歩行者ネットワークの脆弱さとはどういうことかということでございますけれども、現在の歩行者が通行するところを見ますと、歩道がないところとか、歩道があっても狭いところとか、道路の整備に合わせた歩道の整備というのに委ねているところが非常に多いのかなというふうに感じているところでございます。

そういうことから、やはり亀山駅周辺のまちづくりに当たっては、エリアプランの中で車と人の軸を区分して、歩行者や自転車が安全に通れる、また憩いの場、にぎわいの場となるようにまちづくりを検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

ありがとうございました。早急にエリアプランあたりもしっかり構築をしていただきたい。

この項の最後なんですけれども、まだ大きな課題が残っているんです。

鈴鹿川の堤防が決壊した場合に、洪水浸水想定区域に指定されていることでもあります。これはどういうふうに対応していくか、簡潔にお願いします。

○議長（小坂直親君）

草川参事。

○産業建設部参事（草川保重君登壇）

亀山駅周辺まちづくりのエリアが、一部を除いて鈴鹿川の堤防が決壊した場合の浸水想定区域になっております。そのような対策でございますけれども、まず洪水ハザードマップなどを活用した情報提供や防災の意識の向上、知識の普及を図るとともに、当然、河川堤防の補強などのハード対策につきまして、関係機関のほうに働きかけをしていくと、早期に整備をしていただくというふうなところを進めていく。

それとまた、遊水機能を持った施設の整備も当然必要かなというふうに思っておりますので、地域の実情に合った安全対策を検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

大変重要な視点だと思いますので、適切な対応をお願いします。

最後に3番目として、亀山市図書館整備事業との関連についてという項ですけれども、いろいろ用意したんですけれども、2つだけ。

ちょっと理屈っぽい質問なんですけれども、この駅前整備、形として、この図書館が駅周辺のにぎわい、あるいは交流の創出、まちの活性化の核として位置づけられているんです。一方で、図書館という特異な、文化とか教育、あるいは生涯学習等の本来の図書館が持つ精神といいますか、魂といったら大げさかもしれませんが。この神聖な領域みたいなものが時として失われたり、教育の独立性みたいなものが行政手段に利用されているというような危惧みたいなものはないのかと。

あるいは逆に、このにぎわい、あるいは交流、あるいは活性化と図書館の存在というのは相反するものでなく、だからこそ相乗的に図書館の価値が上がるんだと、二者択一ではありませんが、その辺の考え方をできれば教育長にお願いします。

○議長（小坂直親君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

新しい図書館についてでございますが、多くの方々によって利用されることを目指すのは必然のことかと存じております。一方で、ただ単に人が集まっているだけでは真のにぎわい創出にならないとも考えております。

地域の図書館とは何かを考えたときに、地域づくりの視点から見た集客性と、図書館本来の視点から見た学び・居場所といった視点は一見すると相反するようにもとれますが、図書館は、本質的には集客力を生かして、学びを軸に据えて、同じ課題、同じ話題を持った人々が語り、知恵を出

し合える場が求められていると考えております。これらによって、新図書館は地域課題の解決に結びつくような柔軟性を持った公共施設であるべきと考えます。

新図書館は、これまでの図書館の概念を打ち破り、多機能型図書館を目指すことで、読書活動だけにとどまらない多面的な展開を図り、一人一人の学びと交流から地域課題解決につなげていく必要があると考えております。このような展開を図ることにより、多くの皆さんが図書館という場に主体的に寄り集い、結果として駅前のにぎわい創出につながるものと考えております。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

多機能型、あるいは多面性、あるいは柔軟性ということで一定の理解はさせていただきましたが、いよいよ図書館も実施計画案ができて、金額も含めて詳細設計に入る時期が来ました。教育民生委員会でも図書館についていろいろ議論をしてきたんですけども、そんな中で、教育長初め、亀山参事がシビックプライドという言葉をよく使われる。シビックプライド、市民の誇りというんですか。これになるよう、あるいはもっと、亀山にあんな図書館があるから亀山に住みたいと、そんな図書館をつくるんだという趣旨の話を僕は聞いてきたんですね。設計額が公表されて、限られた予算であっても、市民の方々、本当にシビックプライド、市民の誇りになる、そんなものが共有できて、あんな図書館がある亀山市に住みたいと思われる図書館ができるんですか。

○議長（小坂直親君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

新しい図書館は、亀山市に関するさまざまな情報ステーションとして、年間23万人の方々寄り集えることを目指しております。既に周知のように、新図書館は学びの場からつながる場へという基本理念のもと、3つの基本方針を定めております。

1つ目として、子供・青少年の育みを支え、見守る読書活動、2つ目として、知との出会いとその蓄積の場の創出、3つ目としまして、市民の誰もが集える場の創出でございます。

これらを実現するために、先ほど申し上げましたように多機能型図書館とし、学びと交流の場を創出してまいりたいと考えております。

図書館が地域社会に果たす役割と可能性を考えたときに、市民が日々の暮らしの中で、学びと交流による有意義な時間を過ごす居場所となることを目指します。一人一人が研さんを積み、その成果によって、地域社会のさまざまな課題解決に結びつけていくという多面的な情報を集約し、保存・発信するための核となることが大切であります。これらの具体的な取り組みを積み重ねていった結果として、クオリティー・オブ・ライフ、ワーク・ライフ・スタディーバランスの実践の場となり、中・長期的には、あの図書館があるから亀山で暮らしたいと思えるシビックプライドが醸成されていくものと確信しているところでございます。

教育委員会といたしましては、行くたびに誰かに会える、何かを見つけることができる、そして居心地のよい場を創出するために、より完成度の高い施設整備に向けて全力を注いでまいります。あわせて、市民がより集いやすい駅前という利点を生かして、有意義な時間を過ごす居場所創出に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

時間もありますので、結びとして、私はこれはどんな駅前での整備ができるんだろなあ、あるいは図書館ができるんだろなあ、どんな機能を持った図書館、駅前ができる、そういう情報を市民の方と一緒に共有したく、この質問を用意したんですけれども、現実的には権利変換事業とか、あるいは事業の大幅な増額、あるいは施工業者選定のためのプロポーザル等々、この手順とか手続等でまだまだ課題を残して引きずって、この件については、後で論客が控えていますのでしっかり議論をしていただきたいと思います。やはり9月の予算決算委員会で議会からの附帯意見として、慎重かつ確実な事業推進に努められたいという言葉がこの項の結びにさせていただきます。

それでは次に、第3次亀山市行財政改革大綱についてということなんですけれども、時間の制約もありますので、この問題については予算決算委員会にも資料を提出していただく、あるいは説明もあるということで、通告の順に概要を質問します。

1番、第2次亀山市行財政改革大綱の検証についてということです。

現行の第2次行財政改革大綱で大きな4つの目標を上げているんですね。財政運営の改革、行政運営の改革、組織と人材の改革、そして4番目が協働と連携による改革であります。

それぞれの目標に対してどのような検証をしたか、簡単をお願いします。

○議長（小坂直親君）

落合総合政策部次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

4つの目標について、検証結果を申し上げます。

目標1の財政運営の改革につきましては、経常収支比率などの財政指標は比較的健全な状態でございますが、総人件費は年々増加して、また財政調整基金も年々減少するなど、非常に厳しい財政状況でございます。さらに、今後10年以内には新庁舎建設が計画されておまして、多額の投資に耐えられる財政的な底力を蓄えておく必要があるといたしております。

目標2の行政運営の改革につきましては、公共施設においてはし尿処理施設、公営住宅につきましては統廃合が進んでおりますが、その他の施設についても、重複機能の集約による余剰スペースを活用して、連鎖的な公共施設の再配置を展開する必要があるということでございます。

また、民間活力につきましては、市民要望の高い放課後児童クラブにおいて指定管理者が増加するとともに、刈り草コンポスト化センターにおきましては民間運営方式を導入するなどの活用が図られております。

今後におきましても、市民サービスの向上や経費の削減に資するものにつきましては、引き続き民間活力を活用していく必要があるといたしております。

目標3の組織と人材の改革につきましては、職員一人一人が行財政改革の必要性を認識しつつ、仕事に対するモチベーションを高めていく人材育成が必要であります。また、職場の風土や雰囲気は職務意欲に大きく影響するとともに、人材育成や能力開発のベースとなるものであることから、良好な職場風土の定着を図る必要があるといたしております。

目標4の協働と連携による改革につきましては、市内全ての地区において地域まちづくり協議会

が設立されるとともに、市民活動団体と行政が協働で行う事業についても順調に進んでおります。

今後におきましては、ともに支え合う共助の基盤の強化を図っていく必要があります。特に地区防災計画の策定を進めるとともに、自主防災組織の強化を図る必要があるといたしております。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

財政運営に関しては、他の市町に比べたらいろんな指数が良好とはいえ、人件費の高騰、財調が目に見える形で減ってくる。駅前、迎える庁舎、相当なストックが必要だと。行政運営は、し尿処理場、市営住宅の統廃合、刈り草コンポストを民間に移し、他は余り進んでいないということです。3番目の組織と人材の改革、これは組織改革にする総括は全くなかったなあという思いはしました。4番目の協働の関係は、まち協ができた、良好だと。自主防災会、ハザードマップを使う。それはいいんですけど、これはまた委員会でやりますが、いいですか、今から言うことはしっかりまた委員会で説明してもらいたいです。

これは、今聞いた総括が、中間案に対して議会に意見を聞くときになぜ提出されなかったのか。あるいはこの議会を迎えて、前にも、この総括がまだ提出されていない状態というのはどんなものか。きのうの指定管理もありますからね。この理由はこの委員会の中できっちり説明してください。多分、11月に検証はするという公式発言があったはずですよ。これは委員会でしっかり説明してください。

2番目、中間案に対する議会からの意見に対する反映ということなんですけれども、8月に提出された大綱に対して、議会として9月に共通意見として2件、個別意見として16件を提出させていただきました。

数点確認をさせていただきます。

まず、議会からの提案の共通意見として、財政改革とは、単なる生産性の向上やコストダウンを図るに終始することなく、市民サービスの質の向上や歳入歳出の構造的な改善、働き方等に大きく寄与するものとなるよう改革の必要性と位置づけに十分議論が必要であり、その上で第3次行財政改革大綱の策定を進めるべきだということです。

これは議会からの本丸の意見なんですけれども、これに対してはどう考えているか。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

議会からさまざまなご意見をいただきました。

本丸の共通事項につきまして、行財政改革の目的といたしますのは自治体の人的、財政的負担の軽減と、市民にとっての利便性向上であると、そのような議会から共通意見もいただいております。そのことから、行財政改革大綱の改革の目的の中に、市民の利便性向上という文言を新たに追加させていただいたということでございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

そもそも行革とは何ぞや、どんな必要性、あるいは立ち位置に立って第3次行財政改革をつくる。それを市長あるいは議会、そして市民とも共通認識の上に立って、これをつくっていけという提案をしたんですね。今の答弁ですと、市民の利便性向上という文言を追加しただけですね。

これは本当に庁内的にも、あるいは審議委員でどんなに議論をされたのか、行革委員に議会の意見を本当にぶつけたのか、それすらも僕は疑問なんです。これも委員会でしっかり検証しますのでお願いします。

個別意見もさまざまに出ました。例えば、財政に対する危機感が感じられないという意見に対して、ペーパーでの回答は、大綱本文において強調します。どんな記述なのかをお願いします。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

財政に対する危機感が感じられないという個別意見に対しまして、大綱本文につきまして記載させていただく予定が、長期財政見通しにおきましては、歳出については投資的経費や扶助費の増加が見込まれること、一方、財源につきましては市税収入では、ピーク時である平成20年度の約145億円から、令和7年度の約100億円と45億円の減収、財政調整基金ではピーク値である平成23年度の約46億円から、令和7年度の約8億円と38億円の減少となるなど、厳しい財政状況が見込まれておるということを記載させていただきまして、しかしながら、こういうふうな減少していく厳しい財政状況でございますけれども、これまでも行財政改革において、さまざまな取り組みによって何とか乗り切ってまいったというところでございます。今後におきましても、さらなる行財政改革の取り組みが必要であると考えております。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

その本文をまだ見ていないものですから、ぱっと読まれても僕らもかみ砕けない状態なんです。もう一つやります。これも多くの会派、あるいは議員からも出ていました。

自治体間の広域連携による歳出のスリム化の具体策を明示すべきであるという個別意見に対して、ペーパーでいただいた答えですと、実施計画で示しますということなんですけれども、どのような具体策を考えているか、あるいは大綱の中で示されているか、お願いします。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

自治体間における広域連携についての実施計画に掲げる取り組みとしましては、現在進めておりますはしご自動車の共同整備、また新たな消防指令業務の共同運用について検討してまいります。

さらに、次期一般廃棄物処理施設のあり方について、処理の広域化について検討を行うとともに、AI、RPA等のICT技術について、他自治体の効果的な取り組みの共有などについて検討を行っていくということでございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

ここは非常に、自治体間の広域連携というのは、これからの時代は大切な私はキーワードになると思うんです。いわゆるSDGsですね。持続可能な自治体経営の中では、この広域による連携みたいなものは非常に大切、今の大綱で示されている一つの案として、消防のさらなる連携、それから非常に大切なおみ処理ですね。これはもう計画から実現まで十数年かかる大きなスパンで考えなきゃいけない。ICTの利用、先々回の議会の中で、私は「10年後、君に仕事はあるのか？」という本を紹介させていただいたんですけども、これはもう10年後はやはりいろんな証明書や手続の業務、あるいは税金関係の広域化は確実に進んでいくし、観光、あるいは教育の一部、これあたりも非常に変わっていくようなことも拝見をしました。これも委員会でやらせていただきます。

最後に、このたびの改定で新たな視点を加えて、今後6年間どのように行政運営に取り組むかという質問を用意しました。第3次の大綱で新たな視点、あるいは特徴的な視点とは何か、答弁をお願いいたします。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

第3次行財政改革大綱の策定に当たりましては、長期的な財政見通しを踏まえ、新たに今後の人口減少社会に対応した方策を講じて、行財政運営の強化を進めることにより、人的・財政的負担の軽減を図ることに主眼を置いております。

特に、行政システムの改革におきましては、業務生産性の向上や市民サービスの向上を図るために、新たにICT技術の活用として、AI、RPA等を積極的に導入していく必要性から、本大綱における改革の目的を人口減少社会を見据えたスマート自治体への展開とするものであります。

また、市の持つ行財政資源は限られていることから、消防指令業務の共同運用のあり方などについて、自治体間において新たな自治体間連携について検討していくということが新しい要素でございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

新しい視点というのは、今までの答弁にもあったICT技術の活用、AI、あるいはロボット、これを積極的に導入していくと、それに対して庁内はどういう体制をとるか。あるいは、先ほどの地域間連携、これもスマート自治体をつくるために、これらを新たな視点ということなんですけれども、単に庁内体制だけではなくて、市の職員の意識、あるいは働き方を含め、大きく私はこれは変わっていくというように思います。

この項のまとめとして、私は13年間議員活動をさせていただいて、第1次の行革、当時は、以前は行革だけだったんです。今は財政が入ったんですけどもね。これらが余りにもトップダウン的な大綱に見えてしょうがないんです。よくいう下からのボトムアップ的な、そういう手法、積み上げられてきた大綱になっていないような気がしてなりません。

職員提案的な、昔は1室1改善事業とか、これは今何と言っているのか、僕はわからないんですけども、その制度自体も本当に職場の中で、この役所の中で生きているのかなど、余り目に見え

てこないんです。

幸いというか、いみじくも、私はことしの初めかな、昨年かな、今答弁いただいている落合次長と、それから森 英之議員と、ある提案制度、昔でいうならQCサークル、これの発表会を見に行っただけですね。それで、提案のほとんどが実践され、その細かな提案の積み重ねが大きなコストダウンを生んでいる。それだけじゃなくて、本当に職場環境や働き方に大きく貢献をしている、そんな場面を見せていただきました。そのサークルの大きさも、いわゆる組織割りでなく、例えば気の合う仲間、グループ、中には一人サークルとあって、もちろん仲間にも協力していただいているような提案をしている。

私は、その発表会のエネルギー、活力みたいなものが、ちょっと今の市役所に見えていないんです。私、そのエネルギーとか活力こそが行革をなし遂げる大きなマグマだと思っているんです。近々、大綱が示されてパブリックコメントを迎える時期であっても、この第3次行財政大綱の実施計画やさまざまな見直しの中で、より自発的な職員の改善提案を吸い上げる仕組み、こういうものは再構築できないんですか。これを最後の質問とさせていただきます。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

私、同行させていただきまして、民間のQCサークルの発表会を見せていただきまして、民間企業におけるみずから考えて行動する姿勢という、このボトムアップの姿勢というのに非常に活力をいただいたと感じております。

確かに、行財政改革にはトップダウンも必要です。しかし、議員がおっしゃられたようにボトムアップも不可欠であると思っております。そして、職員一人一人の意見を、小さくとも一つ一つ積み重ねていく、ボトムアップする。個人の力、そしてまたそういうボトムアップが活発になる職場、組織風土、そういうふうなことが醸成されることが行財政改革にとっては重要であると、個人の意識と組織全体の風土の醸成が必要であると考えております。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

予算決算委員会の中で、さまざまな宿題を与えたと思いますので、ぜひ丁寧な、真摯なご回答を願いたいと思います。

これで終わります。

○議長（小坂直親君）

11番 鈴木達夫議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午前10時55分 休憩）

---

（午前11時05分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番 森 英之議員。

○3番（森 英之君登壇）

結の森 英之でございます。

一般質問をさせていただきたいと思えます。

私のほうからは大きく3点、令和2年度行政経営の重点方針について、それから亀山市の持続可能性について、それから教職員の働き方改革についてという3点について一般質問させていただきたいと思えます。

まず、令和2年度の行政経営の重点方針が定められました。令和2年度を知新の年と位置づけ、環境・文化施策の推進と亀山版SDGsの確立、それから第3次行政改革大綱前期実施計画の着実な推進、それから組織機能の活性化と働き方改革の実現、この3つを行政経営の重点方針と掲げられたということでもあります。

そのうち私のほうから、その組織・機構の活性化と働き方改革の実現についてということで、まず質問させていただきたいと思えます。

亀山市職員の組織機構と申しますと、部・室制から現在、部・課・グループ制に移行したという認識でございます。その移行したことによる効果、あるいは課題について検証されているのか、その点を聞かせていただけますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

3番 森 英之議員の質疑に対する答弁を求めます。

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

平成30年4月に実施をいたしました組織機構再編の目的は、第2次総合計画に掲げた施策、事業を着実に推進する組織体制とするために、それまでの部・室制の2層体制から部・課・グループの3層体制へと再編するとともに、部・室制における課題でもありました職員のマネジメント能力を育成、強化する仕組みの構築を図るため、課にグループを置き、新たにグループリーダーの職を設置いたしましたところでございます。

現在の3層体制となり、1年8カ月が経過したところでございますが、平成30年4月以降、新たにスタートをいたしました第2次総合計画に掲げました施策、事業の着実な推進を図る体制が整ってきたものと認識をしております。

一方で、現在の組織機構の課題につきましては、管理職に対するヒアリングにおいて実態把握と効果検証を行っているところでございますが、課内での応援体制のあり方でありますとか、各階層の業務範囲の見直しの必要性が考えられるところであり、今後も継続して検証を行い、組織の活性化を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

今ご説明いただきましたけれども、その中で大きな1つとしてマネジメント能力の育成ということがございました。

その中で、新しくグループリーダーを置かれたということなんですが、そのグループリーダーの

皆さんの育成というところでは、どのような効果があらわれていっているのか、そのような認識はあるのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

グループリーダーにつきましては、グループの分掌事務の適正な進行管理や改善等について、それぞれリーダーシップを発揮し、事務事業の着実な推進のみならずリーダーとしてマネジメント能力を強化することもできていると認識しているところでございます。

そのため、人材育成面におきましては管理職の養成につながっており、一定の効果が得られているものと認識をしているところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

幾つかグループリーダーの育成であったりとか、あるいは第2次総合計画の推進の体制が整ったということとか、いろんな形で効果が出てきているということでございます。ただ、その部・課の横断的な、事業の中身によってはその対応とか、そういうところが課題ではないかということでもございました。その課題については、これからも検証していただきながら、柔軟な対応を進めていただきたいというふうに思っています。

続いての質問とさせていただきます。定員適正化計画についてでございます。

これは、第3次定員適正化計画が終わるに当たって、第4次定員適正化計画が間もなく出されるということかと認識をしておりますけれども、その中で、私は総務委員会に昨年所属させていただいた中でも発言させていただきましたけれども、やはり女性活躍推進の観点から、育児休職中の職員の方の定員除外というのが、これはもう必要じゃないかというふうに思っています。私は、この項目について強く申し上げたいところからこのような項目を上げさせていただきましたけれども、この定員適正化計画を策定するに当たって、このような考えがあるのかお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

まず、議員ご指摘のとおり、今年度第4次の定員適正化計画を策定すべく、現在準備を進めておるところでございます。来年2月をめどに議会にもお示しをさせていただきたいと、そのように考えているところでございます。

そのような中で、今、育児休業者の職員定数からの除外ということでご提言がございましたが、現在育児休業を取得しておる職員は恒常的に一定数存在をしております。12月1日現在で25人となっているところでございます。所属職員が育児休業に入りますと、やはり業務に極力支障が生じないように、その代替として職員を配置している状況でございます。しかしながら、職員数には限りがありますことから、業務をより円滑に実施していくためには育児休業職員を補う正規職員が必要な場合もございます。

このことから、現在、次期定員適正化計画を策定する中で、議員ご提言の育児休業職員の職員定数からの除外でありますとか、さらには新たに制度設計をいたしました会計年度任用職員の配置状況、こういったことを十分考慮しながら、今回第4次の基本的な考えでもございます正規職員が真に必要な職につきましては正規職員を配置していくという、こうした考え方のもと策定を進めているところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

例えば、保育士の方とか特に女性の方が多いですし、非常に課題も多いというのは認識しております。ただし、三重県の中でも幾つかの他市のまちでも、定員の条例の中で既に盛り込まれている自治体もございます。そのような観点からも、ぜひ女性活躍推進という観点からも適正化計画に盛り込んでいけるように、今の段階から検討いただきたいというふうに思います。

もう一つ、次の質問に移りますが、60歳以上の方の再任用職員の配置についてであります。

これは現在も、民間でも常に60歳以上の退職を迎えられた方につきましては、本人が希望する方につきましては再任用職員ということで配置をするということになっています。その中で、やはりその方々の職場での経験を生かした活躍というところの中では十分に機能を果たしているところかと思えますけれども、ある意味、その方々への業務の配置と申しますか、マッチングというところの課題はやはりあるのかなあというふうに、私としても認識しているところであります。

この再任用職員というのは、これからますます増加が見込まれていると思います。この配置について、どのようにお考えなのかということをお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

本市では現在、短時間勤務も含め14人の職員を再任用職員として任用している状況でございます。その中には、一般事務職だけではなく、技術職、保育職、消防職、給食調理員などの職種がございます。再任用職員の配置に当たりましては、当該職員の意向も尊重しながら、適材適所の観点により現在配置を進めているところでございます。

今後も再任用職員は増加していくことが予想されますので、その配置に当たりましては、組織の活力が失われることなく、個々の能力、経験が十分に生かされるよう配置していくべきものと考えております。一例ではございますが、再任用職員は豊富な行政経験を有しておりますので、その経験を生かし、地域まちづくり協議会への支援の充実等を図ることなども検討してまいりたいというふうに考えております。

また、一方で、平成30年に人事院から定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法の改正について意見の申し出がなされ、本年6月閣議決定をされました骨太方針2019において公務員の定年延長を検討することが上げられておりますので、今後もしっかりとそうした国の情報収集に努め、適切な対応をしてまいりたいと、そのように考えております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

情勢としましては、65歳の定年延長ということも状況としては進みつつある中ではありますけれども、まず60歳を迎えられた方の再任用される方の適正な配置というのは、やはり山本政策部長もおっしゃいましたけれども、必要なあとというふうに思っています。

職員の方、多岐にわたっておりますので、例えば事務職の方でいいますと、素直に定年の後の業務も入っていけるのかなあと思うんですけども、例えば消防職の方であると、やはり現場の方が定年を迎えられると、ある程度体力的な問題もありますので、そういった方の経験を生かしながらどういうところに配置するとか、いろんなそういう、私1つ例を出させていただきましたけれども、そういう形で課題も出てくるのかなあと思いますので、これからそういったところも含めた観点から検討いただきたいなあというふうに思っています。

また、提言がありました地域まちづくり協議会等で行政とのパイプ役でということが、私も十分活躍いただける1つではないかなあと思いますので、そのあたりの配置についても検討いただければなあというふうに思います。

続いての質問に移らせていただきます。今年度の亀山市職員の募集人員についてでございます。

事務職が4人、それから技術職の方が1人ということでまず1次募集がなされて、その後2次募集があったというふうに認識しております。今年度の募集人員の状況について、もう一度確認させていただけますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

職員募集につきましては、まずこの数年、応募者数が減少傾向にございまして、令和2年度採用につきましては、募集をいたしました職種のうち、一般事務職と土木技術職については募集予定人数に合格者人数が達しなかったことから、現在再募集を行っているところでございます。

議員ご指摘のとおり、1次募集をさせていただきました段階では事務職は4名程度、土木技術職は1名程度ということで募集をさせていただきましたが、ご答弁をさせていただきましたとおり合格者人数に達しなかったことから、再募集として一般事務職2名程度、土木技術職1名程度ということで再募集を図ったところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

今般、なかなか公務員の魅力が減っているというとあれですけども、民間の経営強化もあってということかと思えますけれども、その中で技術職の方が1人再募集という形で、やはり技術職の方もなかなか厳しい状況というのは見てとれるのかなあというふうに思います。

その中で、いかに優秀な人材を確保するかという観点が必要かと思っています。やはりこれからの亀山の魅力を、亀山でこれから行政に携わって亀山を盛り上げていくんだと、そこでしっかり働くんだという意欲を持った方が来てもらえるように、やはり亀山市としましてももっといろんな魅力を、いろんな媒体を使って積極的に発信する必要があるのではないかというふうに思っています。近隣地域でいいますと、例えば津市さんなんかは、非常に現職員の笑顔あふれる、そういったもの

を入れたような明るい冊子をつくっておられます。そのようなものをつくり込んで、亀山市の魅力を発信していくというのも大事なあとというふうに思っていますけれども、その点についてはどのようにお考えかお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

公務員試験の応募者は、これまでからも民間企業の求人動向に大きく影響を受けてきたところがございます。近年、働き手は売り手市場が続き、民間企業におきましても人材確保に苦慮している状況にあり、本市におきましても職員応募につきましては年々減少傾向にあるものというふうに考えております。

その中で、特に技術土木職につきましては、県内の高校、大学、そういったところを各訪問いたしまして、市のPRにも努めているところではございますが、なかなか応募がないというのが現状でございます。

そのような中で、優秀な人材を確保するためには、これも議員ございましたが、広い範囲から多くの応募者を募ることが必要でありますので、職員募集に当たりましては市の魅力を積極的に発信しながら、例えば今議員ご紹介ありました募集要項、例えば新規採用職員とか、若手の働く者のコメントとか意見等を募集要項に載せる、そういった見直しについても考えていかななくてはならないと思いますし、全体的に新たな募集方法については前向きに検討してまいりたいと、そのように考えております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

そうですね。その募集要項、あるいはそういう冊子等に、やはり現場の声を拾い上げるようなものを掲載するとか、そういうものにすると、やはり近い、亀山市として魅力あると感じる一つの大きな視点になるのではないかなと思いますので、そういった観点からも進めていただければというふうに思っています。

先ほど60歳以上の方の再任用職員の方も取り上げさせていただきましたが、やはりベテランの方と若い職員の方の人事交流といいますか、そういう新陳代謝というのは非常に大事かと思っていますので、その観点からも進めていただきますようよろしくお願いいたします。

そうしましたら、次の大きな質問に移らせていただきます。

亀山市の持続可能性についてということで質問させていただきたいと思います。

資料をお見示いただけますでしょうか。

こちら、中部圏社会経済研究所が本年6月に出されておりますものになります。地域力フローと地域カストックという指標を使って、持続可能性についてということで数値化されているものであります。

この研究では、全国の1,741の全基礎自治体を対象としまして、人口変動との関係で地域の貨幣価値と非貨幣価値の双方から自治体の魅力を評価した地域フロー指標と、地域経済の循環を支える側と支えられる側の人数構成から自治体の持続可能性を評価する地域カストック指標の2指標

を掲載されております。

この地域カフローというのは、人の移動から見た、その時点における地域の人を呼び込む魅力の共通した要因を示しているというものになります。片や、地域カストックという指標は、人口移動の蓄積の結果として人口のバランスから見た地域の長期的な持続可能性を示す共通要因ということになっています。

ここでいいます自治体の魅力という中で、経済規模、所得水準、雇用状況、歳出規模、租税負担額等の貨幣価値、経済的魅力と、それから自然環境、地域のつながり・きずな、教育、文化・教養、安心・安全等の非貨幣価値、非経済的魅力とに分けられるということになっています。

その資料2ページをお示しいただけますでしょうか。

その中で、今回117種類の統計データに機械学習の手法を応用して、地域カフローをまず試算しておるといってごさいます。その中で、人口移動の観点から自治体の魅力をあらわす指標は、生活基盤、教育、コミュニティ、住民福祉、女性の活躍の5分野17指標が選択されるということがわかったということであります。さらに、地域の魅力を貨幣価値と非貨幣価値に分けた場合、貨幣価値は地域の魅力の3割にすぎず、7割が非貨幣価値から構成されることも明らかになったということごさいます。

この中で、まずお伺いさせていただきます。亀山市の地域カフローの指標が県下で7位という評価となっております。この順位について、行政運営側としてはどのようにお考えになるのかお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

議員からお示しをいただきました民間シンクタンクによります地域カ評価の結果につきまして、まず人を呼び込む自治体の魅力度を示す地域カフロー指標、これが本市では県内7位、全国では389位という結果をいただいております。

これにつきましては、算出方法の詳細につきましては公表されておりませんので一概に申し上げることはできませんが、県内の他市町と比較いたしまして、今貨幣価値と申されましたが、経済的な魅力として、例えば1世帯当たりの年収でありますとか、事業所の新設率などの項目が、あと非貨幣価値として非経済的な魅力として教育、住民福祉、こういった項目の順位が高かったことがこのような結果につながったものと認識をしておるところごさいます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

県内でも、やはりおおむね北部に位置しているところが高い順位を示しているところごさいます。その中で、現在の人口構成であるとか経済的な視点から、やはり住みやすいという中では北部の市町が順位の上位を占めたのかなあという認識ごさいます。

今、部長おっしゃいましたけれども、教育というところと住民福祉というところごさいますけれども、もう一つ、女性活躍が必要ではないかというふうにも言われております。私も先ほどの質問でも触れさせていただきましたけれども、地域性の問題だけではなくて、その女性活躍という弱

さが見られるところが少し下位に属しているということもございますので、やはりそこは必要な視点なのかなあというふうに思ったところであります。

続いて、地域カストックのほうに説明させていただきますけれども、これは地域カストックという数字でございますけれども、次の資料をお示しいただけますでしょうか。

この地域カストックというのは、自治体の持続可能性の観点から、移住してきた人々が、もともといた人々を含めた地域住民全体のどれだけが地域社会や地域経済の運営に参画し、支えているのかに着目して開発したのが地域カストックというふうになっています。地域カストックは、指標が2.5あれば持続可能、1.5以上2.5未満であれば準持続可能、1.5未満であれば持続不可能というふうに定義をされております。

その中で、2045年地域カストック指標、亀山市におきますと1.51という、いわゆるぎりぎりの準持続可能というふうになっています。これについては行政としてどうお考えなのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

まず、お示しをいただきました地域カストック指標でございますが、これにつきましてはその自治体の人口バランスから見た長期的な持続可能性、それを示す指標であるというふうにまず認識しております。そうした中で、本市は県内9位、全国では371位という結果であり、今後の推計値は減少傾向になっており、ご指摘いただきました2045年には1.51ということで、1.50すれすれの数値になっておるといふところがございます。

今後の推計値につきましては、国勢調査を踏まえた統計数値に準じたものでありまして、今後の人口減少対策が全く考慮されていない推計となっておりますことから、人口減少社会が進行する中で多くの自治体同様に本市の指標も減少傾向になったものと、そのように考えているところがございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

おっしゃるとおり、人口減少というのがもう歯どめがきかないという状況の中で、数値化されていったものがこの数字だと思います。その中で、やはりこれからは高齢化というのはもう避けて通れないという中で、1つ提案といいますか、言われておりますのが、やはり高齢者の方の活躍でございます。地域社会での参画というところですね。それも経済活動に少しでも携わるといふ人がふえるということで経済循環が生まれるということでもあります。したがって、これからやはり高齢者の方のそういった地域での活躍が必要になってくるというふうに思っています。

その一つが、例えば農福連携であるのかなあというふうに思います。農業と福祉の連携でありますね。やはり農業に携わられる方が多い自治体では、この持続可能性の数値が減りにくいというような状況になっているということでもありますので、そこは1つヒントなのかなあというふうに思っているところであります。

それから、人口減少の中で1つ言えるのが、生活基盤というのは3割にすぎないということであ

りますけれども、例えばリニアの誘致でありますね。それがまず実現しますと、リニアインパクトと言われておりますが、非常に生活基盤としての数字が上がってくるものかと思えます。その中で、人口減少もやはりその利点を生かして最小限に食いとどめて、やはり持続可能性というところの数値を上げていく、要するに減り方を抑えるといいますか、そういうことが必要ではないかというふうに思っていますので、そういった観点からもリニア誘致はしっかり進めていただきたいというふうに思っています。それをつけ加えさせていただきまして、この項目の質問を終わらせていただきます。

今回はこういった質問をさせていただきましたが、またいろんな場面で、こういうシンクタンクの数字も使いながら議論させていただく必要があるのかなあというふうに思っていますので、また場面に応じて議論を深めさせていただきたいなあというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

続いての質問に移らせていただきます。教職員の働き方改革についてでございます。

これがいわゆる教職員の給与特別措置法の改正かなあというふうに思っています。昨日、第200回臨時国会が閉会をしたところなんです、そこでこの改正案が可決されたというふうに認識しております。

その中で、教職員の勤務時間上限の設定ということがあろうかと思えます。これについて、この法案の成立に絡めてご説明いただけますでしょうか。

**○議長（小坂直親君）**

草川教育部長。

**○教育部長（草川吉次君登壇）**

議員ご指摘の教職員給与特別措置法の改正が、先週の12月4日に成立をいたしました。この主な改正内容は、教員の勤務時間を年単位で調整する変形労働時間制の導入と、本年1月に策定されました公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインの指針への格上げの2点でございます。

この上限ガイドラインを今回の法改正により法的拘束力のある指針に格上げしたことは、教員の常態化した長時間労働が極めて深刻な状況にあり、直ちに改善が必要な差し迫った課題であるという認識のもと、教員の時間外労働を法的に抑制することで学校における働き方改革を推進しようとする国の姿勢のあらわれであると捉えております。

**○議長（小坂直親君）**

森議員。

**○3番（森 英之君登壇）**

いわゆる給特法と言われるものなんですけれども、それが昭和46年に制定されて、それが長々今まで続いてきたというところでございます。なかなか現状に合わないということの中で、改正案が出されたということで、その点については一定の評価をさせていただくというところでございますが、私として心配なのは、上限時間を決める、年間の時間を、ガイドラインではありますけれども決めるというところの中で、これが果たして教職員の時間外勤務の縮減につながるのかということ、これを非常に危惧しています。給特法の中では、一定の給与月額4%を教職調整額で支給することになって、それがいわゆる長時間労働につながっているとされておりますけれども、こ

れが果たして上限時間あるいは年間の時間をガイドラインを策定することによって、そこが果たして全てクリアになるのかということに関しては、非常に危惧を持っているところであります。

現状、この勤務時間上限の設定についてというところでありますけれども、これが今後どのような方向で教育委員会として学校現場におろしていくのか、あるいはそこについてどのような議論を経て現場にそのような条項を守れるように持っていこうとしているのか、そこをお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

草川部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

国の上限ガイドラインでは、時間外労働時間の上限を月45時間、年間360時間以内としております。現在、県におきましても、この上限ガイドラインが間もなく示される予定でございます。本市におきましては、これら国・県のガイドラインの内容を踏まえながら、今年度中に市のガイドラインを策定し、令和2年度からの運用を目指しているところでございます。

今年度につきましては、各学校に対し国の上限ガイドラインを周知し、学校ではガイドラインを意識した時間外労働時間縮減目標を教員一人一人が設定して、働き方の見直しを行っております。しかしながら、国の上限ガイドラインの遵守は、本市を含めて県内外の学校現場の実情に照らし合わせますと大変厳しいものでございます。したがって、市教育委員会、学校ともに、今後も引き続き学校が担う役割、業務の見直しを進めるとともに、組織風土の改善と教職員の意識改革に取り組んで、学校における働き方改革を推進してまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

組織風土の改革と教職員の意識改革ということが、今、答弁の中にありました。私、必ずしも今、学校現場で組織風土として業務が多忙なので遅くならざるを得ないということもあろうかと思えますけれども、決して組織風土の改善が進んでいないというわけではないのかなというふうに思っています。

また、教職員の意識改革、教職員の方も当然今の流れは、少しでも早く帰ってということの意識は、やはりこの世の中の流れですとされていると思うんですね。その中で、組織風土の改善ということと教職員の意識改革という、その文言だけではなかなか伝わらないですし、その改善あるいは改革は進まないのではないのかなあというふうに思っています。

その中で1つ質問させていただきたいんですけれども、教育委員会の事務局の方がやはりそのような行政との間に入っているような業務を進めていただいていると思います。その教育委員会の事務局の方が働き方としてどうなっているのかということ、ちょっとお伺いさせていただきたいなと思います。教育委員会の事務局の方の、今年度のどれぐらいの勤務時間なのか、その辺どういう管理になっているのかということをお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

草川部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

教育委員会事務局の時間外の管理というようなことですが、時間外勤務につきましては、長時間労働を抑制するとともに、労働者が健康を確保しつつ、創造的な能力を發揮しながら効率的に働くことができる環境を整備するための民間労働法制が改正されております。いわゆる働き方改革法ですが、それに伴い市におきましても、職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び規則の改正がございまして、本年4月から時間外勤務の上限を原則一月において45時間かつ1年について360時間という時間を定められたところでございます。この改正によりまして、時間外の管理については所属長は所属職員の時間外勤務に留意し、業務の割り振りの見直しや効率化など、所属職員の労働時間の管理について、以前より、より厳格にマネジメントを行っておるとような状況でございます。

もう一方の時間外でございまして、時間外の削減については市全体の取り組みといたしまして、特定事業主行動計画にその目標時間を掲げておいて、取り組んでおるところでございます。令和元年度の市全体の目標を4万4,000時間と設定しておりまして、そのうち教育委員会事務局は2,440時間を目標数値に掲げております。目標2,440時間に対して4月から9月までの上半期の実績でございますが、構成が3課ございまして、それぞれ課のばらつきはありますけれども、教育委員会事務局全体として2,440時間の目標に対して1,253時間ということで、率としましては51.4%というような状況になっておりますので、この率だけを見ますとおおむね適正な進捗管理ができていけるのかなというような感想を持っております。

なお、昨年度の実績につきまして、年間360時間を超過する教育委員会事務局の職員はおりませんでした。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

事務局の方の状況を質問させていただいた、その目的といいますか、理由というのは、学校、行政を取りまとめられている部門の方ですので、やはりそこの方が意識を持ってやっていたかかないと学校現場の教職員の方にはつながっていかないというふうに思っておりますので、あえて聞かせていただいたというところでございます。

おおむね進捗としては51.4%ですので、課によってばらつきはあるものの大体管理はされているということは聞かせていただきました。やはり学校現場と教育委員会というのは連携を持って教育行政を進めていかなくちゃいけないと思っておりますので、教育委員会の方が学校現場のたくさんの方の仕事をもち込んで残業が多くなるとか、時間外が多くなるとか、逆のことがあってもいけないと思っておりますので、やはりその信頼関係を築きながらバランスをとっていただく、そのことが必要かなあというふうに思っています。

もう一つ、変形労働時間制というのがございますね。これについても聞かせていただきたいと思っております。

これが導入も認められて、これは各自治体に判断を委ねられるということかと認識しておりますけれども、その変形労働というのはどういったものになるのかということをお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

草川部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

今国会で成立いたしました教職員給与特別措置法の改正によって、各自治体が条例を制定すれば教員の勤務時間を年単位で調整する変形労働時間制の導入が可能となりました。この変形労働時間制の導入は、学校における教員の働き方改革を推進することを目的とし、具体的には学期初めや学校行事が多い繁忙期には所定勤務時間をふやして、そのかわりに夏休みなどの長期休業中に集中して休日を確保するというものでございます。

しかしながら、学校現場への変形労働時間制の導入におきましては、繁忙期の平日の長時間労働が容認され、現在よりも勤務時間が長時間化するなど危惧される点もございます。市教育委員会といたしましては、県内各市はもちろん、全国的な導入状況及び導入のメリット・デメリットについても情報収集に努め、その導入につきましては慎重かつ十分に検討してまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

この教職員の方、学校の先生方の変形労働というのは、私は必ずしも実態に合わないといえますか、そぐわないのではないかというふうに非常に危惧をしているところがあります。といいますのも、人はやはり目の前のものが忙しかったりすると、変形労働時間を採用していることによって、後で休めばいいやというようなことになりかねないのではないかというふうに思っています。

例えば、時間外のガイドラインも一緒ですね。45時間、360時間も一緒だと思うんですね。これは、年間45時間を超えるのは6回まで認められているということだと思いますが、例えば今月は80までやってしまったというところの中で、どうしてもその6回まで認められているというようなことが人間心理であるようなことが、実際そういうふうになってしまうのではないかというふうに危惧をしているところなんです。ですので、そこはやはり常日ごろから学校現場として管理者の方がきっちり時間外管理していただくのと同時に、やはり月々に多いときにはその翌月等にはどうしていくのか、きっちり管理していく、あるいは声かけして、その業務管理をしていく必要があるのではないかなあというふうに思いますけれども、今回のこの給特法のいろいろな改正案について、それから各自治体で今後導入していくという観点から、最後に教育長にどのように考えがあって進めていくのか、そこのお考えをちょっとお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

教職員給与特別措置法、いわゆる給特法でございますが、教員の勤務対応の特殊性を踏まえて公立学校の教諭について、時間外勤務手当や休日勤務手当を支給しないかわりに給料月額4%に相当する教職調整額を支給することを定めた法律が昭和46年に制定されております。その4%というのは、当時の時間外勤務の実態調査のもと定められた数字なんです。今とは雲泥の差があります。したがって、現実とはかけ離れた教職調整額4%になっておるわけでございますが、そういった中、今、働き方改革の一環として今国会で改正されたものは、変形労働時間制の導入ではござい

ましたが、給特法の改正としては大きな動きであり、部長も申しましたが、教職員の長時間労働が深刻かつ改善の急務を要していることのあらわれと認識しております。

ただ、公立学校の教員のほとんどが県費教職員でございますので、県が条例化するかどうかをまず判断されると思います。その後、各市町がそれを導入するかどうかという判断が迫られるかに考えております。

本市におきましては、既に喫緊の課題であると捉えて、昨年8月、総合教育会議で市長とも協議し、部活動指導員、スクール・サポート・スタッフ等の人的配置を初め、学校閉庁日の拡大、先ほど夏季休業中に休みを移すということがございましたが、学校閉庁日の拡大は既に行っております。したがって、まださまざまな課題があるかと思っております。時間外労働時間の減少は見られるものの、いまだ適正な勤務時間には至っていないのが現状でございます。

そういったことから、部活動ガイドラインの遵守とか、せんだって土曜授業の見直しとか、給食公会計化の検討も進めております。それだけでも適正な勤務時間に至るかという点、そう簡単ではないと思っております。

先ほど教育委員会事務局の職員のお話もありましたが、生徒指導上、子供が行方不明になった、私にも夜の10時、11時にやっと発見されましたとか、そういった電話は間々あります。いじめ対応もあります。虐待対応もあります。昨夜は職員が2名、8時に法律相談に出かけております。だから、計画的に時間外を設定はしているものの、急務を要するものは多々ございます。したがって、根本的に清掃の時間は地域の方々に見守っていただくとか、その清掃の時間は地域の方々が二、三十人学校の中に入れていただく。その間、教職員は四、五人は監督に回ったとしても、ほかの職員は丸つけをしておられるとか、そういった本当の意味での教職員の本来の役割、業務の適正化を、関係の方々、保護者、地域の方々の深いご理解を得て断行していく、そのぐらいの判断と環境づくりに向けて、現場とともに教育委員会と一緒に改革を推進してまいりたいと、そういったような思いを今持っております。

### ○3番（森 英之君登壇）

長々と答弁いただきました。

課題が多いということでございますので、このことは真摯に議論していただきたいと思っております。よろしくお願ひします。ありがとうございました。

### ○議長（小坂直親君）

3番 森 英之議員に質問が終わりました。

会議の途中ですが、ここでしばらく休憩します。

（午前11時56分 休憩）

---

（午後 1時00分 再開）

### ○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番 尾崎邦洋議員。

### ○6番（尾崎邦洋君登壇）

勇政の尾崎でございます。

今回は、災害への備えについてと行政組織についての質問をさせていただきます。

それでは、災害への備えについての質問からさせていただきます。

東日本大震災は本年3月に発生から8年を迎えました。その5年後の2016年4月16日には熊本県で、現在の震度階級では最高の震度7が48回も継続していました。東日本大震災での被災者は、本年3月現在で死亡者が1万5,897人、行方不明者が2,533人という大惨事になりました。

この地方では、いつ起きてもおかしくないと思定される南海トラフ巨大地震です。亀山市は海に面してはなく、津波の心配はないと思いますが、理論上最大の液状化危険度予測分布図でも、亀山市の八、九割は液状化危険度計算対象外となっております。

また、マグニチュード9の地震による液状化で全壊となる建物の想定棟数は、亀山市で10棟となっております。三重県下で、菰野町、玉城町、亀山市の3市町が最低水準ですが、あくまでも机上の数値であり、最悪の事態を想定して備えておくことが大切だという思いで質問させていただきます。

それでは、通告どおり、災害備蓄品の備蓄状況について質問させていただきます。

災害備蓄品については、平成30年6月議会にも同様の質問をさせていただきましたが、そのときの久野管理監のご答弁では、南海トラフ地震での理論上最大クラスで避難者が出ると想定しておりますのが、三重県が平成29年の12月に策定した三重県備蓄調達基本方針によりますと、理論上最大クラスで2,500人を想定しており、備蓄は2日分となっているが、亀山市は非常時であるので、それに予備を加えて5,000人と想定しており、5,000人の3日分の3食を用意しているとのことでした。亀山市の備蓄についての基準になる人数は5,000人でいくのか、それとも県の理論上の2,500人でいくのかお聞かせ願いたいと思います。

**○議長（小坂直親君）**

6番 尾崎邦洋議員の質問に対する答弁を求めます。

服部危機管理監。

**○危機管理監（服部政徳君登壇）**

ご答弁させていただきます。

本市といたしましては、市の人口全体の10%の約5,000人の3日分を目安としております。

**○議長（小坂直親君）**

尾崎議員。

**○6番（尾崎邦洋君登壇）**

過去の私の一般質問の中で、家庭での食料、飲料水の備蓄は最低でも1週間から2週間にしたらどうですかと提案してきましたが、やっと広報「かめやま」11月1日号の13ページの防災コラムに、小さな文字で初めて、1週間の食料品、飲料水などを確保できるように心がけましよう」と記載されておりました。

最近まで亀山市は、家庭での備蓄は3日分と言ってきたのが1週間の備蓄に変更したのなら、もう少し大きな文字を使って、家庭での食料品、飲料水の備蓄は1週間と目立つようにしてほしいと思います。非常に残念です。次の機会があれば、ぜひ大きな文字を使って周知徹底できるようお願いして、次の質問に移ります。

次は、簡易ベッドについての質問をさせていただきます。

最近では、避難所で簡易ベッドを準備している市町が出てきておりますが、亀山市はどこで何台備蓄しているのか、また今後の展開についてもお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

服部管理監。

○危機管理監（服部政徳君登壇）

備品についてご答弁させていただきます。

大規模災害時の避難所では、さまざまな方が避難生活を送られることとなり、プライバシーの問題、身体的な問題等さまざまな課題があります。それらの課題対応といたしまして、現在亀山市では、避難所生活用の資機材として段ボール間仕切り40部屋分、段ボールベッド11床、段ボール椅子100脚、簡易トイレ134基、毛布4,200枚等を備蓄して対応することとしております。

また、NPO法人コメリ災害対策センターやマックスバリュ中部株式会社、松岡建設株式会社、「5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会」等との防災協定により、毛布や石油ストーブ等の生活必需品物資や仮設トイレ、畳等の確保に努めることとしております。

しかし、災害対応につきましては、これで全てが満足できるというものではありませんので、今後も定期的な避難生活に必要な資機材の備蓄、防災協定の拡大、または内容強化等を引き続き行い、大規模災害に備える所存でございます。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

最近の災害で、避難所でまず何が困るかという点、高齢者の方が大勢避難している場合が多いんですけども、ベッドがないとやっぱり亀山市でも体育館を利用するとかいうふうになるんですけども、天井は高いし、下には運動用の床になっているんですけど、そこで段ボールベッド、それらを利用してやらないと、やっぱり高齢者の方については、非常時ですからふわふわした布団の上でとか、そんなわけにはいかないにしても、やっぱり段ボールベッドぐらいは、亀山市は5,000人対象にということを決めて、県は2,500ですけども、せめて5,000の半分ぐらいは、使わなければそれでいいことなんですけれども、もう一度聞きますが、今後の対応として今ベッドは10床というふう聞いておるんですけども、これからということは来期の予算でどれぐらいつけてもらえるか、その辺の見込みをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

服部管理監。

○危機管理監（服部政徳君登壇）

議員おっしゃいますように、ベッドは重要だということを認識しております。今現在、段ボールベッドは11床ございますが、次年度も引き続き予算要求をして追加していきたいと考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

県の、南海トラフの地震が来たときは、亀山は2,500人ぐらいの避難民が出るという想定をしているんですけども、11床ではどうしようもない。やっぱりこれは足りないと思いますんで、ぜひとも予算をつけていただき、一度でなくてもいいですけど、せめて半分の1,000床でも、ぜひともやっていただきたいと思います。

次に、医薬品についての質問をさせていただきます。

医薬品を備蓄しているようですが、どのような医薬品をどれぐらい、どこに備蓄されているのか、簡単にお聞かせ願いたいと思います。そんな細かく言わなくても結構ですんで、大体何人分に当たるかというようなことで教えていただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

服部管理監。

○危機管理監（服部政徳君登壇）

医薬品につきましては、市民の皆様それぞれの身体の状況が異なるため、必然的に医薬品の種類も異なることが考えられます。このような個人によって異なる用品、例えば眼鏡やコンタクト用品、入れ歯等も同様に、避難所にはほぼ備蓄されていないものに関しましては、個人個人で備蓄するよう啓発を行っているところでございます。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

医薬品はどれぐらいかという質問なんですけれども、先ほど、個人で眼鏡とか入れ歯とかそういう話なんですけれども、全く備蓄していないということではないわけですよね。

その辺のところ、一般的なもので胃腸薬とかそんなもので、中身はそんなに細かく言ってもらわなくてもいいんですけども、全然置いていないということでないのであれば、大体どれぐらいを目安にしておるかというのを教えていただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

服部管理監。

○危機管理監（服部政徳君登壇）

先ほどもご答弁させていただきましたんですけど、医薬品につきましては備蓄してございません。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

ちょっと前のあれでは医薬品の名前が出てきたように思うんですけど、今回ちょっとそこまで調べてこなかったんですけども、たしか医薬品の備蓄はあるというふうに聞いています。何とも言えませんが。

それでは、避難所の設備についての質問に入ります。

空調についての質問ですが、地球温暖化の影響を受けて台風も年々大型化しており、直近の19号台風やその後の豪雨の影響などで、約3,600人が避難所生活を余儀なくされたと新聞で知りました。

亀山市は台風の影響ではそんなに多数の人が避難所生活を送ることはないと思いますが、いつ来

でもおかしくない南海トラフ地震が起きたときには、かなりの被害を受けると同時に、多数の避難所生活者も出ると想定できますが、市内の15カ所の指定避難所で空調設備が整っているのは1カ所ですけど、残る14カ所についてはどのような考えを持っておられるのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

服部管理監。

○危機管理監（服部政徳君登壇）

亀山市におきましては、指定避難所として15施設を指定しております。そのうち、空調設備が設置されている体育館施設は、西野公園1施設となっております。各避難所における避難者の生活につきましては、良好な環境にする必要があることは十分認識しているところでございます。しかしながら、例えば指定避難所の多くを占めている各小・中学校では、普通教室への空調設備が今年度完了したところでございます。特別教室では以前から空調設備が設置されている教室もありますが、災害時に避難生活の主たる体育館への空調設備の設置は、財政上の理由等から現状ではなかなか難しい状況であると考えておるところでございます。

一方、指定避難所としては避難者の生活を勘案しますと、高齢者のスペースとか障がい者のスペース、体調を崩された方のスペース、乳幼児のスペース等、さまざまな空間が必要と考えているところでございます。これを一手に体育館のみで対応することは難しいため、避難者の中でも体力的な弱者が優先的に空調設備が設置されている特別教室等を利用して避難生活できるような検討をする必要があらうかと考えております。

もちろん、学校施設につきましては、本来、教育を目的とした施設ですので、災害時であってもなるべく早期に児童・生徒が授業を受けられるように対応する必要があります。そういった中で、今後は施設管理者と協議を重ねながら、空調設備が設置されている教室をうまく利用しながら、少しでも避難生活の改善につなげていければと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

空調設備といっても、冬場ならどこかに石油ストーブとかそういうものを持ち込めばある程度は防げると思うんですけども、夏場についてはやっぱりエアコンで冷やさないと、どうしても最近の暑さというのは40度を超えるというのが普通のようになっていますが、その中で体育館の15カ所のうちの1つしかないということ、避難所でね。それで、特別教室を使ってということなんですけれども、災害が起きてから、この南海トラフの地震で避難したとしたら、1日、2日では恐らく帰れる状態やないんですけども、小学校の教室とかそういうところを、特別教室なんかを利用してという話なんですけど、学校の生徒が勉強するようなときに、そんなところに特別教室に避難所として使えるかどうかというのは、やっぱりもう少し、本当に空調設備がないときに、暑い、寒いところで特別教室に入れるということは可能なかどうかどうか、その辺のところをもう一度教えていただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

服部管理監。

○危機管理監（服部政徳君登壇）

可能かどうかと申しますと、これからいろいろ各関係機関とも協議をしながら、そういった対応を解消していきたいというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

災害はいつ来るかわからないというので質問しているんですけども、やっぱりこういうことも今の間に、平時の間にこういうことを詰めてほしいと思う。服部さんはかわられたばかりでお気の毒なんですけれども、よろしくお願いします。

次は、非常電源についての質問です。

災害時に備えている発電機の台数と保管場所、使用燃料の備蓄はどこで保管しているのかお聞かせください。

また、発電機の操作ができる市の職員は何人ぐらいいるのか。試運転は、市の職員で年に1度は行っているのかについてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

服部管理監。

○危機管理監（服部政徳君登壇）

まず初めに、非常電源の保管場所ということでお答えさせていただきます。

亀山市の指定避難所15施設につきましては、いずれの施設も設置型の非常発電設備を有していないため、大規模災害時における通常の電源確保ができない場合は、ポータブルの発電機にて対応を行うこととなります。災害対応の初動期におきましては、各指定避難所の防災倉庫に配備している発電機17台で対応するとともに、市内3カ所の防災倉庫にも計32台が保管されており、市内の災害状況を確認しつつ、必要な指定避難所へ運搬して対応を行うこととしています。

次に、使用燃料の備蓄ということですのでお答えさせていただきます。

発電機に必要な燃料は、消防法により備蓄することができませんので、三重県石油協同組合亀山支部との防災協定により、応急燃料として供給協力を依頼し、確保することとしております。

発電機の操作は職員でできるのかといったご質問についてお答えさせていただきます。

操作方法につきましては、ポータブルの発電機で一般的なコイルスタータータイプであり、簡易な操作であり、運んだ職員1人でも対応できるものでございます。

市職員で試運転はどうかといったご質問でございますが、試運転につきましては、防災倉庫に保管しているのは防災安全課の職員でエンジンを動かしたりして確認を行っております。また、水防訓練や防災訓練で使用する際にも試運転を行い、確認しているところでございます。以上でございます。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

このポータブルというのは、燃料はガソリンですか。多分ガソリンだと思うんですけども、このように大災害に遭ったときに普通のスタンドでは、今は地下のタンクに入れてあって電動で上へ

上げるようになっているんですけど、ドラム缶で持っていくところはないと思うんですね。それで、ポータブルの燃料がガソリンであれば、やっぱりその辺のことも考えて、石油組合ですか、そこよくコンタクトをとって非常時に間に合うような体制をとってもらいたいと思います。

それでまた、ポータブルで簡単なものというんですけども、広い体育館で、これだと照明ぐらいで、暖房の器具とかそういうのは使えないと思うんですけども、その辺のところはちょっと説明していただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

服部管理監。

○危機管理監（服部政徳君登壇）

ポータブルタイプの発電機設備の種類でございますが、小型発電機、ガソリン用が22台、プロパンガスが9台、中型の発電機がガソリンですけど18台ございます。計49台というふうになっております。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

災害時に使えるようにお願いしたいと思います。

続いて、要支援者についての質問をさせていただきたいと思います。

要支援者の定義について、まず災害対策基本法などは市町に自力で避難が難しい要支援者の名簿作成を義務づけ、自治会や民生委員らと協議して避難の個別計画をつくるよう求めています。避難行動要支援者の定義について、まずお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

井分健康福祉部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

議員お尋ねの避難行動要支援者につきましては、災害対策基本法第49条の10に規定する避難行動要支援者名簿の作成において定義づけておきまして、中身を読ませていただきますと、当該市町村に居住する配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に、みずから避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者とさせていただきます。

同規定に基づきまして、当市といたしましては、亀山市避難行動要支援者名簿の作成に関する要綱第2条第1項におきまして、名簿に登載する対象者を定めてございます。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

先ほど、名簿に登載する対象者ということがありましたが、どのような方なのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

井分部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

具体的に申し上げますと、介護保険制度による要介護認定の3級から5級の認定を受けられた方、また身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けられた方の中で、判定や等級の重度の方、またそれ以外の方でみずから登録を希望し、特に支援が必要であると市長が認められた方が、当市における避難行動要支援者と定めてございます。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

要介護3から5級の認定者ほか、身体障害者手帳とか療育手帳、いろんなこういう等級が重度の方の登録をするということなんですけれども、避難行動要支援者名簿の登録者数というのは何人かお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

井分部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

避難行動要支援者名簿の登録者数でございますが、令和元年7月1日現在で994名でございます。その中で、各自の個人情報をつだんから地域の自主防災組織の代表者や民生委員、福祉委員などの避難支援者に提供することに同意をいただきました方653名分の名簿を、関係機関及び地域支援者に提供しているところでございます。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

994名のうちの653人が同意をいただき、関係機関及び地域の支援者に提供しているということです。同意を得られた要支援者と、そうでない要支援者の違いというのはどういうことかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

井分部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

同意を得られました要支援者の方の名簿におきましては、地域の支援者にあらかじめ提供いたしまして、平常時からの防災訓練であったり、また避難訓練などの名簿に活用をいただいております。

一方、同意をいただけなかった341名の要支援者の方につきましては、災害対策基本法第49条の11第3項におきまして、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命、または身体を災害から保護するための特に必要があると認められるときは、避難支援等に必要の限度で避難支援等の関係者、その他の者に対しまして名簿の情報を提供できるとされてございまして、この場合におきましては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しないとあることから、大規模な災害が発生するなどの場合においては、関係機関及び地域の支援者に名簿の情報を提供する運びとなっております。

また、今後におきましてでございますけれども、要支援者名簿の情報提供に同意を得られるよう、私どもといたしましては要支援者及びそのご家族等にご理解を求めながら、名簿の管理、運用に努

めてまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

同意をいただけなかった341名の要支援者の方に今後も働きかけていただき、要支援者名簿の情報提供に同意を得られるようやっていただきたいと思います。

次に、名簿の作成についてに入ります。

避難行動要支援者名簿の作成についてですが、これはもう先ほど言われたことですね、回答として。もう一度でもいいのでお願いします。

避難行動要支援者名簿の作成についてですが、いつごろに作成し、どのように管理、運用しているのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

井分部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

避難行動要支援者の名簿につきましては、平成23年度に整備をいたしました災害時要援護者台帳を基礎資料といたしまして、災害対策基本法の改正に伴い平成29年度に避難行動要支援者名簿に新たに作成の上、平常時から地域の自主防災組織など避難支援者へあらかじめ提供いたしまして、災害が発生し、また発生するおそれがあるときに、地域の中で要支援者への速やかな支援を行っていただけるよう、防災安全課とともに連携を図りながら、名簿の管理、運用を図っているところでございます。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

それでは、個別計画について質問させていただきます。

個別計画とはどのようなものか。また、現在個別計画が作成されているのか確認させていただきたいと思います。

作成されていなければ、いつごろまでに作成できるのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

井分部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

個別計画の策定につきましては、平成25年の災害対策基本法の改正に伴い、同年内閣府から示されました避難行動要支援者の避難行動支援に関する取り組み指針の中で、さらなる避難行動支援のために取り組むべき事項として周知されていたものでございまして、地域の特性や実情を踏まえつつ、要支援者名簿に基づき個別に要支援者と打ち合わせを行いながら、具体的な避難方法等について要支援者それぞれに定めるべき計画としてございます。

現在のところ、その着手には至っていないところではございますが、今後におきまして個別計画の作成の方法や内容等につきまして関係部署間で協議を進め、問題点等の整理を行ってまいりたいと思います。

それから、いつごろまでに作成することができるのだということもございましたのでご答弁申し上げますが、個別計画は、ご承知のように要支援者一世帯一世帯、それぞれ丁寧な対応と申しませうか、個別に計画をしていく必要がございます。さらに、1度作成した個別計画につきましても、対象とされる方の状況も変わってまいりますので、随時要支援者の状況に応じて更新も必要かと考えております。よって、今後におきましてでございますけれども、関係部署間での協議を進めるなどしまして、地区防災計画というのが災害対策基本法にもございますが、そういったものが相まって個別計画等にも取り組んでいきたいと考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

いつごろまでに作成できるのかということをお聞きしたんですけれども、具体的ないつごろまでにとことは聞かせてもらえなかったんですけれども、作業としては難しいかもわかりませんが、ぜひとも着手してやっていただきたいと思います。

次に、罹災証明書の発行についてなんですけれども、大規模災害で住宅が壊れた場合、公的な支援を受けるためには罹災証明が必要ですが、発行までの仕組みをお聞かせ願いたいと思います。

また、発行部署と平時での対応職員数もお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

服部管理監。

○危機管理監（服部政徳君登壇）

大規模災害時の罹災証明書の発行業務につきましては、地域防災計画に基づき、総務対策部総括班が行うこととしております。また、罹災証明発行に必要な現地確認、いわゆる全壊、半壊等を判定する住み家等被害調査業務につきましては、総務対策部の税務班が行うこととなっております。

これらの業務につきましても、災害の程度にもよりますが、大規模災害時には市職員のみでは人員不足に陥る可能性がありますので、被災市区町村応援職員確保システムや防災協定による他の公共団体への人的支援を求めつつ、対応に当たる所存でございます。

罹災証明書発行職員は何人かということですが、罹災証明書を発行する職員は、先ほどもご答弁をさせていただきましたが、総務対策部の総括班の職員17名で行うこととなっております。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

当然、被害の大きさに変わってくると思うんですけれども、対応職員としては現在17名を充てているということになっているわけですね。これ、一部損壊は被災者が被害状況を写して市のほうへ持っていけば処理されると思うんですけれども、そうすると対応職員も17人でおれば対応できるかもわかりませんが、全壊や半壊という場合には職員の方の現地調査が必要でということ、対応に非常に時間がかかるということになっているんですけれども、そういう場合はどのような対応をとるのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

服部管理監。

○危機管理監（服部政徳君登壇）

罹災証明発行に必要な現地確認、いわゆる全壊、半壊等を判定する住み家等被害調査業務につきましては、総務対策部の税務班19名で対応に当たることとなります。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

19人で対応できる場合はいいんですけども、それ以上の被害が出た場合は、いろんな方を使って早急に損壊状況等を調べていただくようお願いしたいと思います。

次に、新規採用職員の防災教室についてですが、新規採用職員の防災教育については過去に質問したように思いますが、ことしも例年どおりのメニューで、所要時間が1時間だったように聞いております。

私が定年まで働いていた会社では、入社時研修で安全教育を半日程度行い、その後配属課で安全教育を行い、教育内容や教育時間を記録し、定年になるまで保存しておりました。確かに、事務職と製造職では危険性が全く違うと思いますが、市の職員は、近年大型化する台風とか、いつ起きてもおかしくない南海トラフ地震での災害対策や災害復旧など、重要な役割を果たさなければなりません。そこで、数年前に採用された市の職員の方数人に亀山市地域防災計画書を知っていますかと質問して、また保管場所を知っていますかと尋ねてみましたら、防災計画書も保管場所も知らないという答えが返ってきております。この方だけだったかもわかりませんが、このようなことでは教育したとは言えないと思います。覚えていないのは教育しないのと一緒にすることだと思います。

そこで、入所時には、防災安全課が亀山市地域防災計画書を使って、第1章の総則と第2章、災害予防、減災対策までをやり、配属部署へ行ってからは配属部署に関係のある安全教育を行うことを検討していただきたいと思ひまして、このような考え方に同意していただけるかどうか、ぜひともお聞かせ願ひたいと思ひます。

○議長（小坂直親君）

服部管理監。

○危機管理監（服部政徳君登壇）

同意云々というよりは、ことしの新規職員への研修のあり方についてご答弁させていただきます。

本年3月の議会でも答弁させていただいておりますが、防災・減災に関する職員教育につきましては、災害発生時の初動期における即応体制の確立及び応急対処能力の向上を図るため、さまざまな訓練や教育が必要であると認識しております。

このことから、職員の研修といたしましては、指定避難所指定職員に対しての任務や避難所運営に関する研修を、また災害対策連絡員に対しましては各対策の情報連携を目的とした三重県防災情報システムを利用した災害情報伝達訓練を、全職員には非常参集伝達訓練や亀山市総合防災訓練への参加など、さまざまな研修や訓練を行っております。

また、新規職員採用といたしましては、4月に亀山市地域防災計画や非常参集に関する研修を、先月の総合防災訓練では訓練支援側とは別に、市民の方々と一緒に市民目線に立って訓練に参加させました。今後も継続的な繰り返しの訓練や研修、またさまざまな状況を想定し、より実践的な訓

練や研修を検討しつつ、各職員がさまざまな対応の手法を学び、有事の際に災害対応を迅速に行えるよう引き続き努力してまいります。

また、地域防災計画の周知徹底でございますが、亀山市の地域防災計画につきましては、現在、災害対策本部委員会議の参集者を中心とした各部長級以上の職員及び、有事の際に指定避難所となり得る各小・中学校や運動公園、各コミュニティセンター等へは紙ベースで配付し、また市ホームページや町内の情報掲示板にて常時周知しているところでございます。非常勤職員を含めました全職員が各自で認識、確認できる状況となっております。

市職員といたしましては、通常の業務とともに災害対応業務につきましても必須の業務であり、有事の際には所属する各対策部における災害対策業務を迅速に行うためにも、その核となる地域防災計画の取得、熟知につきましては必須事項となります。このことから、先ほどの訓練、研修の内容と同様となりますが、有事の際に災害対応が迅速に行えるように地域防災計画の内容に関する研修、各対策部単位で行う対策訓練等、引き続き市職員の地域防災計画に関するさらなる熟知を目指して努力を重ねてまいりたいと存じます。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

たまたま聞いた方が、地域防災計画の置き場所もどこかわからないという話だったんですけども、恐らく置いてあるから読みなさいといってもなかなか読めるもんやないし、ふだんの仕事があるわけですね。それで、今きれいにいろいろお話しいただきましたけれども、ぜひとも全職員が、こういう災害が起きたときに活躍していただくように、災害が来なければ一番いいんですけども、そのときの対応がおくれれば、やっぱり市民にとっても信頼性を失うということにもなりますんで、ぜひとも安全教育、平時で行っていただきたいと思います。

それでは最後の質問ですが、行政組織について質問させていただきます。

平成30年の4月から、財務、総務、政策部門をまとめて総合政策部に統合したことの評価についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

昨年、平成30年4月の組織機構の再編では、第2次亀山市総合計画に掲げた施策を着実に推進する組織と、職員のマネジメント能力を育成、強化する仕組みを構築することを基本方針といたしておりました。その中で、議員ご指摘の総合政策部の設置をいたしたところでございますが、これは企画部門、財政部門及び人事部門を総合政策部として統合をいたしたものでございます。

この設置の狙いではありますが、市の財政状況が厳しさを増します中で、第2次亀山市総合計画を着実に進めていくためにおいて、この政策部門と財政部門とがよりしっかりと連携することで、強力な政策推進につなげていこうとするものでございました。

組織機構の再編から2年目を迎えて、その総合政策部を設置したことのメリットといたしましては、事業決定のスピードが速くなったことが上げられまして、当初の目的でありました強力な政策の推進につながっているものと考えておるところであります。

一方で、多分議員のご指摘は、例えば政策を余りに重視し過ぎて、人や予算を集中的に配分をして行政のバランスを失うことでありますとか、それとは逆に財政面を重要視し過ぎる余り、十分な政策推進が図られないなどというデメリットのご懸念であろうというふうに拝察をいたします。

確かに1部門におきまして政策、人事、財政を所管いたしますと、そうした懸念もあるところではございますけれども、現在の2年目となっております総合政策部の体制は、部長と次長がそれぞれ役割分担を明確にした上で、その上で政策、人事、財政部門の緊密な連携のもとに部全体の意思決定を図っております、着実にその施策を進めている状況にあらうかというふうに感じております。

今後におきましても、この政策と財政の健全性との両立を引き続いて図ってまいりますとともに、人材育成や職場風土の活性化、いわゆる行政経営の3つの視点で行政サービス、それから人、そしてお金、これの調和の精度をより一層高められるように、この総合政策部の当初の目的の機能を高めていきたいというふうに考えておるところであります。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

私の働いていた会社では、人、物、金、この3つをつかんだら自由に動かせるということになると思うんですね。先ほど言いました事業決定が早くなったとか、そういうことはこの3つの部門を持てばそういうふうに見えるかもわかりません。そういうことで、ちょっと県内で調べてみましたら、四日市市や津市などの組織図を見ましたら、人事部門だけは別にするとか、財政と総務部関係というか、人事とかそういうところを分けていることがあるということもありますんで、ぜひとも今後の展開、スピーディーに運べるかもわかりませんが、十分不祥事のないようお願いしたいと思います。じゃあ、終わります。

○議長（小坂直親君）

6番 尾崎邦洋議員の質問が終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午後 1時51分 休憩）

---

（午後 2時02分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番 中島雅代議員。

○2番（中島雅代君登壇）

スクラムの中島雅代でございます。

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

私のほうからも、先ほどの尾崎議員に引き続きとなりますけれども、避難所について取り上げさせていただきます。

最近では、大型台風ですとか集中豪雨、それから地震も各地で続いておりますので、特別に防災の日などでなくてもテレビで特集が組まれたり、学校のほうでも防災教育が強化をされていたり、

地域でも防災訓練を至るところでしております。

私も防災士として、さまざまな場面で命を守る行動ですとか、地震や台風の仕組み、それから避難所での生活についてお話しする機会もあるんですけども、自分の命を守る自助、これは「自分を助ける」と書いて「自助」でございます。そして地域で助け合う共助、「共に助ける」と書いて「共助」です。最近では、共助の前にお隣さん同士で助け合う、「近くで助ける」と書いての「近助」という言葉もあるそうです。そして、公の助け、公的な助けの「公助」がございます。自助、共助、近助はイメージが付きやすいんですけども、公的な助け、公助についてはわからないところがたくさんございます。今ではさすがに随分少なくなったとは思いますが、避難所に行きさえすれば行政の人が何でもやってくれるから備えはしなくてもいいんだと思っていられる方も中にはいらっしゃるようです。

ですので、今回は災害時における公的な助けとはどういうものなのかということをはっきりと、市民と行政、お互いに協力、協働して危機的状況を乗り越えていけるように質問をさせていただきたいと思っております。

まずは避難所の開設についてでございます。

自助について説明をするときに、家具の固定ですとか、非常食の準備、避難所まで安全な道を確保するということが広く言われておりますけれども、そのほとんどが避難所に行くというところまでで話が終わってしまいます。しかし、当然ながらですけれども、避難所に行くには、誰かがまず避難所を始めなければなりません。ですので、どういう手順で避難所が開設されるのか、そしてどのようなときに避難所が開設されるのかという開設条件ですとか、誰が開設をするのか、どうやってその開設されたことを周知されるのかということをご説明をお願いします。

**○議長（小坂直親君）**

2番 中島雅代議員の質問に対する答弁を求めます。

服部危機管理監。

**○危機管理監（服部政徳君登壇）**

指定避難所の開設の基準ということでご説明させていただきます。

指定避難所の開設につきましては、亀山市地域防災計画に基づき、地震災害及び風水害ともに災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に、必要に応じ避難所の全てまたは一部を開設することとしております。

例えば、風水害の場合は、雨量や河川水位情報、土砂災害警戒判定メッシュ情報等を確認し、避難勧告等の判断・伝達マニュアルにあらかじめ定める判断基準に基づき、災害発生危険性のある地域に対し避難情報を発令することとしております。これに伴い、同時に対象地域の指定避難所を開設することとなります。

なお、勤務時間外に市域に震度5強以上の地震が発生し、非常体制を配備する基準となった場合には、指定避難所の近隣に居住する職員を選任した指定避難所指定職員が指定避難所に直ちに参集し、即座に避難所の開設を行うこととなっております。

**○議長（小坂直親君）**

中島議員。

**○2番（中島雅代君登壇）**

避難所が開設されたということの周知はどのようになっていますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

服部管理監。

○危機管理監（服部政徳君登壇）

職員が広報車等で、その地域地域のところで開設しますよというふうな広報無線を流させていた  
だいております。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

十分な周知のほうをお願いしたいと思いますけれども、市内の指定避難所、15カ所ございます  
けれども、この避難所が学校になっている場合ですけれども、避難所となるのは学校の校舎、それ  
から体育館、運動場を含む全体という認識でよろしいでしょうか。

○議長（小坂直親君）

服部管理監。

○危機管理監（服部政徳君登壇）

学校施設を指定避難所として開設する場合の施設のどの部分かということですが、亀山  
市における指定避難所での避難所の受け入れにつきましては、体育館を基本としておりますが、避  
難者の生活を勘案しますと、高齢者のスペース、障がい者のスペース、体調がすぐれない方のスペ  
ース、乳幼児のスペースとさまざまな空間が必要となります。これらを一手に体育館のみで対応す  
ることは難しいため、他の教室等を利用しつつ、避難者それぞれのニーズに合わせた避難生活がで  
きるような検討をする必要があるかと考えているところでございます。

一方では、学校施設につきましては、本来教育を目的とした施設ですので、災害時であってもな  
るべく早期に児童・生徒が授業を受けられるように対応する必要があります。そういった中で、施  
設管理者と協議を重ねながら使用可能な教室等をうまく利用できるかと考えているところでござい  
ます。

それと、先ほどは申しわけございませんが、市民への周知ということで、広報車を回すというこ  
ともあるんですけど、開設に関する市民の皆様へは、避難情報の発令情報とあわせて、スマートフ  
ォンや携帯電話への緊急速報メール、市ホームページ、かめやま・安心メール、ケーブルテレビの  
L字放送や、旧関町区域に設置の同報系防災行政無線にて、市民の皆様を含めました市域に至る方  
に対して行っているところでございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

避難所となる、基本的には体育館ということで、配慮の必要のある方には教室などもそのときに  
応じて使うこともできるという認識でよろしいでしょうか。

○議長（小坂直親君）

服部管理監。

○危機管理監（服部政徳君登壇）

教室については、現在そういうふうにはまだ協議等を行っておりませんので、今後詰めていくということでございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

配慮が必要な方がもちろんいらっしゃるというのも災害が起きる前からわかることですので、その辺きちんと決めて、最初から決めておいたほうが、混乱が少なく済むのではないかと思います。

それから、学校にかかわらずですけれども、避難所自体が被災をした場合、その指定避難所が使えなくなった場合というのは、ほかの避難所との応援体制というか、バックアップというものは、そういうものはどうなっていますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

服部管理監。

○危機管理監（服部政徳君登壇）

大規模災害発生時には、避難所となるべき施設も被災する可能性がございます。避難所開設に当たりましては、まずその施設が避難所として使用可能であるか。また、応急危険度判定等、安全点検を行います。使用できないと判断された場合には、避難者の安全確保の状況、避難者数、市域の被災状況等を市災害対策本部、避難所開設者、施設管理者、避難所運営者等が連携しつつ総合的に判断して、グラウンドなどへの屋外避難、使用できる建物のみでの避難所開設、またはその他の避難所、近隣の指定避難所等への移動等、その状況に合った対応を行うものでございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

では、その他の避難場所、例えばコミュニティセンターとかそういったところだと思うんですけども、そこに避難所が移った場合、管理者の方、そのコミュニティセンターの管理者の方が詰めていないといけないと思うんですけども、そのあたりを担当される、地域の方になるのかなと思うんですけども、そういう周知というか、そういう情報というのは行っているのでしょうか。

○議長（小坂直親君）

服部管理監。

○危機管理監（服部政徳君登壇）

避難所には避難所代表者の方もいてもらいますので、そういった、先ほども申しましたが、避難所開設者とか施設管理者の方と十分協議しながら対応を図っていきたくと、このように考えています。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

ここまで避難所の開設についてお伺いをしてまいりましたが、ここから避難所の運営について質問していきたいと思っております。

まず避難所の運営主体というのは誰になるのでしょうか、お伺いします。

○議長（小坂直親君）

服部管理監。

○危機管理監（服部政徳君登壇）

繰り返しとなりますが、大規模災害時における指定避難所の開設につきましては、基本的には市職員が行いますが、避難所の運営に関しましては、避難所運営マニュアルに基づき、地域の方々を中心とした避難所運営組織を立ち上げ、運営することとなっております。

現在亀山市では、指定避難所代表者を指定避難所ごとに互選いたしており、有事の際は、代表者を中心に避難所生活のルール作成、部屋割り、避難者名簿の作成、取材や郵便物の対応のような業務を行い、運営することとなっております。なお、市職員も開設時には滞在していますので、連携を図りながら運営していくこととなります。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

市の職員の方、それから地域の方、自主防災ですとか学校の管理者の方が中心になってやっていくということなんですけれども、地域の方は別ですけれども、市の職員ですとか、学校の管理者は毎年ずっと同じ方がいらっしゃるというわけではないと思いますし、被災をして運営に携われないという方も見えると思うんですけれども、先ほどマニュアルという言葉も出てきましたけれども、これはもう誰でも避難所を運営できるようなマニュアルになっているのでしょうか。

○議長（小坂直親君）

服部管理監。

○危機管理監（服部政徳君登壇）

誰が見てもわかるようなマニュアルになってございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

では、そのマニュアルも含めてですけれども、大規模災害の際には、ほかの市町から、亀山市以外のところからも避難者が来るとすることも予想されます。そういうほかの市町からの避難者についての対応はどのようになっていらっしゃいますでしょうか。人道的には受け入れる必要があると思いますけれども、そういうこともマニュアルに記載がされていたりとかするのでしょうか。

○議長（小坂直親君）

服部管理監。

○危機管理監（服部政徳君登壇）

避難所における避難者の受け入れにつきましては、亀山市地域防災計画に基づき、住居が被害を受け居住の場を失った者、ライフラインが被害を受け通常の生活が困難になった者、避難勧告指示が発せられた場合等により緊急避難の必要がある者を対象としております。

基本的に発災時にその地域にいた方を対象としており、市外からの避難者に関する明確なルールが定まっていないところです。ただ、市外から避難されてきた方に対しまして、避難所への入所をお断りすることはありませんので、現状その場合は、災害対策本部と避難所運営者、近隣の他市と

連携を図りながら対応を行っていく次第でございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

市としては、受け入れを断るといことはしないということだったんですけど、それは実際に避難所を運営される方たちにもちゃんと共有をされたものなんでしょうか。

○議長（小坂直親君）

服部管理監。

○危機管理監（服部政徳君登壇）

先ほどもご答弁させていただきましたんですけど、避難所への入所をお断りすることはありませんので、その場合は、災害対策本部と避難所運営者、近隣の他市町と連携を図りながら対応を図ってまいりたいというふうに思います。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

では、次に行きまして、運営マニュアルですとか、各地域でも作成をしていると思います。または今つくっている途中かと思いますが、それは例えば、支援物資の数をどうやって把握するのかとか、それを市にどうやって伝えるのかとか、それによって物資が来るとして、搬入の場所とか、地域と学校と行政との共有というのはされているんでしょうか。

○議長（小坂直親君）

服部管理監。

○危機管理監（服部政徳君登壇）

尾崎議員のほうでもご答弁させていただいたんですけど、食料の一部共有ということですけど、最低3日以上、1週間分程度の備蓄確保について取り組んでいただけるよう啓発もしておりますし、1回の食事内容につきましては、自助活動による食料等の確保に取り組んでいただいている市民の皆様お一人お一人で異なるであろうと思いますので、その辺も含めた形の備蓄として、人口の10%、約5,000人分の3日分を基準として備蓄しているところでございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

その食料をどのように数を把握して、どの場所に、例えば学校のどこに置くのか、保管するのかという情報の共有みたいなものはされていますか。

○議長（小坂直親君）

服部管理監。

○危機管理監（服部政徳君登壇）

どこに保管という、共有ということですが、市内3カ所の防災倉庫、本町防災倉庫、中央防災倉庫、関防災倉庫がございまして、そちらのほうに備蓄、保管しておるところでございます。このことについては自治会様、自治会長様には周知しているところでございます。各避難所へは、

ここの備蓄倉庫から配送する等とかならうかというふうに思います。機材のほうにつきましては、指定避難所には備蓄というか、配備させていただいているところでございます。

数のほうは、今、防災安全課のほうで各避難所についての数は把握しているところでございます。  
(発言する者あり)

○危機管理監（服部政徳君登壇）

避難所に来ている方の数ということでよろしいですか。それは市職員が配備されておりますので、そちらからの連絡で、何人いるかということは把握できるものでございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

質問の仕方が悪くて済みません。

ちょっと話を戻しまして、非常食の話をさせていただきたいと思います。

先ほど尾崎議員の質問の中でもおっしゃっていただきましたけれども、人口の10%程度、5,000人分の3食の3日分ということなんですけど、1回の食事内容はどのようなものになりますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

服部管理監。

○危機管理監（服部政徳君登壇）

先ほどもちょっとご答弁させていただいたんですけど、1回の食事内容につきましては、自助活動による食料等の確保に取り組んでいただいている市民の皆様お一人お一人で異なるであろうと思います。一方で市では、先ほども申しましたんですけど、5,000人の3日分を基準として、市内3カ所で備蓄をさせていただいているところです。アルファ米や乾パン、やわらかく食べやすさを考慮したパン類合わせて約4万5,000食、飲料用水約4万5,000リッター等を備蓄しております。

1回の食事内容としましては、アルファ米なら1袋、乾パン・菓子パンなら、それぞれ1缶を予定しているところでございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

アルファ米、それから乾パンという話もありましたけれども、アルファ米、食べるためにはお水かお湯が必要になるんですけれども、これもまた支給の中身には入ってくるのでしょうか。その場合、お水でしたらどれくらいの量をいただけるのか、お伺いします。

○議長（小坂直親君）

服部管理監。

○危機管理監（服部政徳君登壇）

その食材に合わせた、できる量の水道水とお湯等を配付することにならうかと思います。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

例えば、アルファ米、この間の11月30日の市の防災訓練の中で配られた試作のものは、大体1食分で160から200ミリリットルぐらい必要なんですね、つくるのに。例えば、支給されるのが500ミリのペットボトル1本だと、ちょっと足りないかなと思うんですけども、例えばそういうことを情報として知っておけば、自分たちで余分に水を用意しておかなきゃいけないんだなということもわかりますし、例えば、小さいお子さんのいるご家庭だったら、小さいお子様はふだん食べなれていないものをなかなか食べてくれないということもありますので、そういうものを各自で用意しておかなきゃいけないんだなということもわかります。そういうことを日ごろから広報していただくということもできると思います。ですので、市にどんな備蓄があるのかということなんですけれども、全てとは言いませんけれども、ある程度公表していただくことも必要で、私たちもそれをちゃんと情報として受け取ることも必要だと思います。

また、亀山市内、ペットを飼っていらっしゃる方、たくさんいらっしゃるんですけども、動物愛護の観点からは、基本的にペットは同行避難、一緒に避難をする、逃げるというのが原則だという認識をしているんですけども、各避難所での対応はどうなりますでしょうか。同行避難、一緒に連れていくという、そういう指針を示していたりはするのでしょうか。

○議長（小坂直親君）

服部管理監。

○危機管理監（服部政徳君登壇）

ペットについてお答えさせていただきます。

大規模災害時におけるペット対策につきましては、飼い主が避難する際に同行避難を行うことを基本としております。しかし、避難所におきましては、さまざまな避難者が避難生活を送ることとなるため、アレルギーの問題等から、ペットと避難場所、建物内での同居生活はできないこととなります。飼い主の責任が基本となりますが、ケージに入れて、避難所内での指定場所で管理していただく一方で、三重県獣医師会鈴鹿支部や鈴鹿保健所と連携を図り、負傷したペット等の治療、一時保護、ペットに関する相談等、ペット同行避難に配慮した対応に努める所存でございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

今さらっと、ペットを指定の場所に連れていくというお話がありましたけれども、そういう場所はマニュアルなどでも決めているものなんでしょうか。

○議長（小坂直親君）

服部管理監。

○危機管理監（服部政徳君登壇）

先ほど申しましたことは、地域防災計画とマニュアルのほうにも明記されておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

では次に、避難所が学校になっている場合、教職員の職務内容ですとか、その範囲というものを  
お伺いしていきたいと思います。

学校の先生などは避難所の本部など、そういう運営のほうにも入っていかれるのでしょうか。

○議長（小坂直親君）

草川教育部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

避難所開設時の教職員の職務ということでご答弁申し上げます。

地域防災計画では、風水害等対策において、指定避難所の開設を決定しますと、現在の生活文化  
部職員を避難所開設職員として派遣し、避難所を開設することとしております。しかしながら、そ  
の開設に急を要する場合は、施設管理者に避難所開設を要請することとしており、指定避難所が学  
校の場合は、学校長に要請をしております。学校長はその要請を受けますと、避難所となる体育館  
をあけ、避難所の受け入れを始めることとなります。

また、避難所が開設されますと、学校長は施設管理者として施設の利用に対するアドバイスを  
行うほか、避難所運営について協力するといった役割を担っております。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

校長先生は運営のほうにも管理者として入られるということなんですけれども、一般の先生方の  
役割みたいなものはあるのでしょうか。

○議長（小坂直親君）

草川教育部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

校長は施設管理者として役割がございますが、一般の教職員については役割はございません。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

役割はないということなんですけれども、学校という場所で先生となると、どうしても頼りたく  
なる気持ちが出てくると思うんですけれども、避難所の運営、助けてくださると思うんですけれど  
も、研修などそういうことは先生方はしていらっしゃったりするのでしょうか。

○議長（小坂直親君）

草川教育部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

避難所開設に関する教職員の研修ということでございますが、市の防災安全課が開催する現地研  
修に学校長等が施設管理者として参加しております。その研修内容は、避難所となる体育館の落下  
物を防ぐための点検、防災倉庫に備蓄された資機材や衛星携帯電話の使用可否の確認など実践に即  
して行われ、学校長及び地域の指定避難所代表者、指定職員の3者で共通の認識を持つなど情報共  
有を図っております。

また、教職員の研修については、直接避難所開設とは関係ございませんが、県教育委員会が開催

する学校危機管理専門研修会であるとか学校防災リーダー等教職員研修会などの研修に計画的に参加しておりまして、防災に関する最新の知識・技能の習得、学校防災リーダーとしての役割の習得などに努めておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

それでは、先ほどから出てきています亀山市地域防災計画ですけれども、この中で、市の各課でどのような仕事をするかというものは示されてはいるんですけれども、あくまで事務ですとか支援、それから連絡調整といった書き方がしてあるんですけれども、これについては、まず対象というのは正規職員のみになるのでしょうか。非常勤職員は対象にはならないのでしょうか、お伺いします。

○議長（小坂直親君）

服部管理監。

○危機管理監（服部政徳君登壇）

正規職員のみに対応でございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

それでは、この亀山市地域防災計画ですけれども、発災直後からの職員の動きについて、簡単でいいのでご説明をいただけますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

服部管理監。

○危機管理監（服部政徳君登壇）

災害発生時の職員間の連絡手段につきましては、まず職員がそれぞれ無事かどうかの安否情報、また、参集可否の情報につきましては、各職員が非常参集メールにて行い、災害対策本部にて一元化しているところでございます。

また、その後の災害対応につきましては、一般の電話回線等を基本として、各対策部内または対策部間で情報連絡を図ることとしております。そのほか、防災用携帯電話、衛星携帯電話、防災行政無線等、さまざまな情報伝達手段を有しているところですが、災害の状況に応じて、使用可能で、より望ましい手法を判断しながら各対策部間の情報連絡を図ることとしております。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

では、この職員さんの仕事の中で、担当する事務については、誰がどの担当をするのですとか、市内に住居のない職員さんもいらっしゃると思いますけれども、例えば被災されて市役所までたどり着かないだとか、欠員が出る場合もあると思います。その場合もシミュレーションですとか訓練など、そういうものはしているのでしょうか、お伺いします。

○議長（小坂直親君）

服部管理監。

○危機管理監（服部政徳君登壇）

亀山市地域防災計画におきまして、災害時における各対策部の所掌事務を定めているところでございます。個々人の担当業務まで定めたものではございませんが、したがって、職員本人や、その家族が被災した等、何らかの理由により職場に参集できない職員がいた場合におきましても、その時点における参集人員により業務編成を行うとともに、それでも対応が困難な場合は、各対策部間での横断的かつ柔軟な職員配置を行い対応することとしております。

なお、初動期を過ぎますと、被災市区町村応援職員確保システムや災害時相互応援協定等により、他市町への人員要請により職員の確保を行い、災害対応に努める運びとなっております。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

平時の何もない状態で、災害時に自分がどういう担当をするのかということのシミュレーションができていないと、ほかの市町から応援が来たとしてもうまくそれを活用することができないんじゃないかと思うんですけれども、そのあたりはどうでしょうか。

○議長（小坂直親君）

服部管理監。

○危機管理監（服部政徳君登壇）

その辺につきましては、先ほど尾崎議員にもご答弁させていただいたんですけど、職員の研修等々でマニュアル等を勉強しながら、各職員熟知していただいているというふうに認識しております。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

各職員の皆様は、そのマニュアルをきっちり勉強していただかないといけませんね。

では、この避難所の開設にかかわる職員の方という方も、それぞれ担当する事務というものはあると思うんですけれども、その分担の中には入ってくるのでしょうか。それとも、その担当の職員の方は避難所に詰めたままになるのか。それと、その職員の方はいつまで避難所にいることになるのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

服部管理監。

○危機管理監（服部政徳君登壇）

長期運営になりますと、職員もおるんですけど、あと地元自主防災、今、地区防災等々の計画も立てておる中で、地域の方に運営していただけることとなろうかと思います。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

ということは、その所属する課が担当する事務については、指定の避難所に行かれる職員であっても担当されるということよろしいですか。

○議長（小坂直親君）

服部管理監。

○危機管理監（服部政徳君登壇）

各対策班につきましての職員は職員でおるんですけど、その中の地域の避難所に近い方は、指定避難所の職員に指名されておりますので、その方らが地域に入って対応する、その中で長期間になるとまたいろいろと仕事もございますので、自主防災等々の方と協力しながらやっていくというふうな形になります。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

では、もう少しだけ踏み込ませていただいて、担当事務についてですけれども、例えば、税務課、まちづくり協働課、市民課、文化スポーツ課が避難所の開設、運営及び避難者の受け入れに関することですか避難所における食料及び生活必需品等の配付に関することを担当をしていますけれども、そういった連絡などはどのように対応されますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

服部管理監。

○危機管理監（服部政徳君登壇）

そういった職員との連絡につきましては、先ほどもご答弁させていただいたんですけど、防災用携帯電話とか衛星携帯電話等で、その場その場で機具を使いながら対応を図ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

そのほかにもたくさん項目ございますので、どの項目に対してもいろんな事態がそれぞれ考えられると思うんですけども、それこそ切りはございませんけれども、準備をしておくということで防災意識、それから問題意識も高まってまいります。それに、市の職員も、職員であると同時に被災者でもありますので、そういうことも忘れてはいけないと思います。

具体的に市がどのように動くのか、そして市民がどのように動くのかということをお互いに見えてこない、不安ですとか不満とかが出てきてまいりますので、幸い津波のおそれがないと言われている亀山市ではございますけれども、大きな災害が起こるとより被害の大きい市町に全国のほうから支援が割かれてしまって、逆に他市町のほうから避難者がやってくるかもしれません。なので、準備をしてもし過ぎるということはありません。実際に使える防災計画の策定、それから訓練が必要だと思います。

また、避難所の運営に当たりまして、女性の声を入れていくということは、もう常識にはなってきておりますけれども、実際に混乱した現場の中で急に女性が声を上げたとしてもなかなか取り上げられにくいということは容易に想像ができます。計画やマニュアルをつくる段階から、女性の意見を取り上げる、尊重するという、言ってみれば練習みたいなものが必要だと思いますし、女性の側からしても意見をちゃんと持ったり発言をするという意識も必要だと思います。市の計画ですと

か訓練においても、女性のプロジェクトチームをつくるですとか、女性側も意見を言いやすい環境をつくることも有効ではないかと思えます。防災計画、それから防災活動というものは日常生活の延長でございますので、例えばですけれども、新庁舎の計画、こちらにも女性のチームをつくって意見を聞く場を持ったりだとか、地域でも女性の意見を聞く機会をつくったり、日常で生きてくることもたくさんあると思えます。今この防災の機運が高まっている中で、女性の活躍をする場ですとか登用する機会を行政レベル、地域レベルでつくっていただきたいと思えますけれども、市長にお伺いをしたいと思えますが、女性の声を積極的に取り入れるという点に関して、何か見解のほうお伺いしてもよろしいでしょうか。全体的に。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

当然、防災のさまざまな視点のみならず、市政各般にわたってその政策決定等々で、例えば、亀山市の審議会等々への女性の参画率が大体37%ぐらいでございます。県下14市の中では、多分、鈴鹿市さんも高いんですが、この10年間で40%を目指して努力をいたしてまいりました。したがって、割と行政の中に、特に政策決定の場に女性の声が入っていくということは極めて重要だと思っておりますので、市政各般にわたってそのような体制をしっかりと今後もとってまいりたいというふうに思っております。

ご質問は、防災につきましても、これは従来からも、例えば、亀山市総合防災会議の中に女性の枠が少ないのではないかと、こういうご指摘も議会からもいただいておりますが、どうしても関係機関の長とか、充て職で入っていただいておりますので、そういう面では若干そのような傾向が出ておりますが、そこにつきましても意見がしっかり反映できるような会議の運営に努めていきたいというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

女性の声も取り入れていただきたいと思えます。

いろんな項目を質問してお伺いしてきましたけれども、私、大まかな計画だけを立てて、あとは現場で判断をするというのは、ちょっと行き当たりばったりなようにちょっと思えるんですね。なので、事前に多くの人の意見を聞いて、しっかり詰めておくべきだと考えております。

災害が起きると、なかなか冷静な判断は難しくなっております。そうすると、声の大きい一部の方だけで決められていくということも出てきてしまうと思っておりますので、全体で事前に、そして具体的に話し合うことによってコミュニケーションが生まれて、災害時でもそれが生きてきますし、平時におきましても地域の活性化にもつながっていくと私は思っております。ぜひ具体的な実行のできる計画の策定を、それから訓練をお願いしたいと思いますけれども、項目の最後になりますけれども、市長に防災に対する考え方のほうをお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

防災に対する考え方をということでもありますけれども、ご案内のように、近年、特に全国各地で、気候の変動の影響もあろうかと思いますが、かなり自然災害が本当に甚大な被害となっております。これにいかにも備えていくのかということは、極めて重要なことでもあります。防災、これはもう避けられない、さまざまな自然災害に対してどのような準備をしていくのか、あるいはその被害をいかに少なくできるのか、このことが極めて重要だと思っております。

私どもは、国土強靱化という国の今のさまざまな方策、かつては、いわゆる事後対策ということで、ハード対策に重点が置かれてまいりました。東日本大震災以降は、ハード対策のみならず、いわゆるソフト対策も含めた国土強靱化が極めて重要だと、こういう認識になってきておるところでございますが、亀山市としても、そのためにはハード・ソフト両面からの防災・減災の対策が極めて重要だというふうに思っております。

市の総合計画では、市の安全・安心のためのジャンプアップ戦略プロジェクトをしっかりと進めてまいりますが、きょう議員ご指摘をいただいておりますさまざまな実践上の課題等々につきましても、これはオール市役所、そして特に、全責任はこのトップにあらうかというふうに思っておりますので、しっかり防災・減災が推進できて、市民の皆さんの、特に命にかかわるこの問題につきましても、可能な限りの対策と備えをしてまいりたいというふうに考えておるところであります。

#### ○議長（小坂直親君）

中島議員。

#### ○2番（中島雅代君登壇）

市民の安心・安全のために、どうぞしっかりとよろしく願いいたします。

それでは、次の項目に移らせていただきます。

多胎児支援についてでございます。

多胎児とは双子や三つ子などの総称でございます。2018年1月に、三つ子のうちの1人が虐待をされて死亡するという悲しい事件が起きました。背景には、育児の環境ですとか、支援の不足もあったかと思えます。厚生労働省のホームページからなんですけれども、みずほ情報総研株式会社の調査で、全国的には多胎児の分娩件数、横ばいから減少傾向にあるということです。これは、全体の出生数も減っておりますので、当然ではありますけれども、母親の年齢別に見ると、出生数に占める多胎児の割合、母親の年齢が上がるごとにふえていって、母親が30歳以上だと2%を超えて、45歳を超えると5.95%となるそうです。近年では、結婚する年齢も遅くなって、出産時の年齢も30代以上という方もふえてきています。今後はより一層、多胎児への支援に対する必要性が出てくると思っております。そしてこの多胎児支援について、亀山市における人数ですとか、増減の傾向、それから支援状況などの現状についてお伺いしたいと思います。

#### ○議長（小坂直親君）

井分健康福祉部長。

#### ○健康福祉部長（井分信次君登壇）

議員お尋ねでございます、現在本市におきましては、母子健康手帳を交付する際に、現在の体調や妊娠中や出産後にサポートしてくれる人がいるかどうかなど伺いを行いつつ、出産や育児など、不安なことや困り事の相談に応じている状況でございます。

そんな中でも、多胎児を妊娠された、事例的に数値等も申されましたが、妊娠している方にはよ

り丁寧な対応を心がけておりまして、出産後の赤ちゃんの訪問であったり、その情報を全体につなげてまいりまして、妊娠中から出産後の継続的な支援を行っているところでございます。

それから、数のご質問がございましたのでお答え申し上げますが、多胎児の出産数の市内の状況といたしましては、赤ちゃん訪問の関係で数値を拾いましたところ、28年度から30年度までの実績ということになりますと、28年度は1組、平成29年度は3組、それから平成30年度は1組、今年度に入りまして4月から11月末にかけて3組ございまして、妊娠の届け出の状況等もあわせて考えますと、年によっては若干差はございますけれども、ほぼ横ばい状態でございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

市内にもやはり、数組ではありますけれどもいらっしゃいます。

私も子供2人おりますけれども、私の場合は1人ずつ産んでおります。ですけれども、やっぱり5年ぐらいは十分な睡眠を確保するのも難しかったなと記憶しておりますし、もちろん子供がいれば日常生活は思うようには進みませんから、ストレスがすごくたまったんですけど、私は。ただ、双子、三つ子を育てるお母さんの負担というのは、もっと全然比べ物にならないほど大変だと思うんですね。何組か直接双子のお子さんを持つお母さんとお話しさせていただいたんですけども、1時間まとまって寝られないとか、30分置きにミルクをあげたり、おむつを交換したり、片方が泣いたら片方の子も起きて泣くみたいな、それに外出もなかなか1人で2人連れていくというのもままならないですし、お風呂に入れることも新生児のうちには1人では難しいです。

365日24時間、お母さんだけで、家庭だけでケアというのは限界があると思います。外部委託ということも考えられますけれども、費用がかかりますし、なかなか継続することが難しいとおっしゃっていらっしゃいます。子供たち、将来的にもお金がかかりますし、お母さんが働きに出るということも難しいと思うんですけども、ことしに限らずで結構でございますので、市にそういう多胎児に関する相談などはございますでしょうか。大まかな内容で結構ですので、お伺いいたします。

○議長（小坂直親君）

井分健康福祉部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

議員るる申されました、私どもへの相談の内容ということでご答弁させていただきます。

各ご家庭におきまして相談内容はさまざまございまして、多胎児の保護者から相談のある特有の内容といたしましては、議員も紹介されましたように、例えば、2人の子供が同時に泣いちゃったりして授乳についてのご質問や、お2人が同時に授乳のときに泣いたり怒ったりというので、その対応を同時にしなければならぬというような問題もございます。それから、病的なことでもございますけれども、例えば、湿疹ができたりというのがうつたりしますので、そういった問題、また排便の問題、それから子供に着せる服の枚数であるとか、それから部屋の温度設定など、生活環境などをどのように考えたらいのかなど、一般的な相談や、また出産や育児に関しての保護者の思いを傾聴するなど、保護者からのお話を丁寧にお聞きしながら相談に当たっている現状がございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

お母様方、たくさん相談したいこともあると思うんですけれども、他市町では、多胎児における行政のサービス、家事の代行サービスですとか、ヘルパーの派遣なんかをしているところもあるんですけれども、市として多胎児の子育て支援について、何か支援策はお考えでしょうか。

○議長（小坂直親君）

井分健康福祉部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

先ほど来答弁させていただいておりますように、多胎児につきましては、妊娠中から単胎児に比べまして母体への負担も大きくございます。また、出産後数カ月には、特に授乳であったりおむつ交換、交互に泣くのをあやすなど育児に対する負担や不安も大きいことを承知しているところでございます。よって、出産後の時期に応じた適切な支援ができるように、多胎児の赤ちゃん訪問にはより多くの時間を割り当てるなど、丁寧な個々の相談を受けているところでございます。具体的に今、プラスアルファで何かということではございませんけれども、引き続き保健師ともども、今後も安心して産み育てられるようなまちの施策を展開していければなと思っております。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

子供1人だけでももちろん大変なんですけれども、特に多胎児ですと、お子様、それから親でも身体的、精神的、経済的にも困難がたくさんございます。この超少子・高齢化の社会の中で、子供を産むことがリスクでしかないという状況ではもう何ともなりませんので、今、目の前の問題を放置せずに未来の希望につなげていきたいと思っておりますので、どうぞしっかりよろしく願いいたします。

以上で私からの一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

2番 中島雅代議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午後 2時57分 休憩）

---

（午後 3時07分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番 中崎孝彦議員。

○7番（中崎孝彦君登壇）

新和会の中崎でございます。

通告に従い、一般質問をさせていただきます。

きょうは防災についてお聞きしたいと思います。

私の前にお二方が防災については詳しくご質問をされてみえましたが、私のほうからも防災について少しお聞きをしたいというふうに思います。

近い将来、東海・東南海・南海の3プレート地震や、近年大型台風による自然災害が多発している状況でございます。2018年、2019年は大型台風が三重県に何度も接近し、また上陸するなど、災害の多い年であったというふうに思っております。幸いにして、本市にあっては大きな被害もなく、ほっとしているところでございますけれども、自身の命を守るためには、早目早目の避難が必要不可欠であることは言うまでもございません。

まず最初に、尾崎議員も質問されておりましたが、自力で避難できない要支援者の避難について聞きたいと思います。

まず、尾崎議員がいろいろ質問をされておりましたので、私のほうから、この項につきましては3点ほどお聞きをしたいというふうに思います。

まず、要支援者の名簿作成の件でございますけれども、名簿作成から数年経過しているわけでございますけれども、名簿の更新というのはどういうふうなことになっておるのか、どうしているのか、このことについてお聞きしたいと思います。

**○議長（小坂直親君）**

7番 中崎孝彦議員の質問に対する答弁を求めます。

井分健康福祉部長。

**○健康福祉部長（井分信次君登壇）**

議員お尋ねの避難行動要支援者名簿の更新でございますけれども、国の避難行動要支援者の避難行動支援に関する取り組み指針というのがございまして、それに基づきまして、亀山市避難行動要支援者名簿の策定等に関する要綱第3条において、おおむね1年ごとに名簿を更新し、正確かつ最新の内容を保つように努めるものと規定しておりまして、平成29年度に作成をいたしました要支援者名簿について、昨年度から本年度にかけて更新作業を行ったところでございます。

**○議長（小坂直親君）**

中崎議員。

**○7番（中崎孝彦君登壇）**

この更新は、転入された方、転出された方、または残念ながらお亡くなりになった方とかいうのをきちっと把握して、1年ごとにきちっとした名簿を作成するということが重要なことですので、今後ともよろしくお聞きをしたいというふうに思います。

それから、尾崎議員の質問にもございました個別計画の作成についてですが、まだ今作成はされていないという答弁をしておりましたが、この個別計画の作成をするには、この計画をつくるということは、要支援者から聞き取り調査も必要になってくるというふうに思うわけでございますが、地域が自発的に計画づくりに携わるためには、行政が積極的にPR、呼びかけを行うことが重要だと思いますが、これら周知、そして地域の協力はどのように行っていくのか、このことについてお聞きしたいと思います。

**○議長（小坂直親君）**

井分部長。

**○健康福祉部長（井分信次君登壇）**

地区防災計画の中のでくだけりがありましたり、また私どもの個別計画がありましたり、いろんな形の中で地域防災を考えていかなければならないと思っております。そういった中で、地域が自発的に作成していけるような取り組みといたしまして、現在考えておりますのは、平成25年の災害対策基本法の改正におきまして、先ほど申し上げました地区防災計画というものが創設されてございます。それに加えて、地区防災計画とは、一定の地区の居住者等が行う自発的な防災活動に関する計画でございます。その策定については、地区の特性等について熟知されている地区の居住者自身が、地区の実情に即した地域密着型の計画をお考えいただくことが大切でございます。

それらを受けまして、現在、市内では6地区において地区防災計画の策定が取り組まれておるといふのを伺っております。健康福祉部といたしましては、それを置きかえる形で個別計画の策定を考えております。

個別計画の策定に関しましては、地域の防災組織である方、また自治会、それから民生児童委員等の協力が必要不可欠になってこようかと考えておりますので、これらの協力体制の中で、今後、個別計画というものに対して積極的に取り組んでいければなと思っております。

○議長（小坂直親君）

中崎議員。

○7番（中崎孝彦君登壇）

この個別計画というのは、非常に重要なものだというふうなことは誰しもが認識しているところでございますけれども、大変な作業だと思うんですね。しかし、大変な作業だといって、遅くなつては何もならないわけでございますので、これについては至急にでも個別計画の作成に向けて頑張ってくださいというふうに思います。

そして、もう一点、今現在個別計画というものは本市にはないわけでございますが、そのような状態の中で災害が発生した場合、要支援者の避難行動支援というのはどのようにするのかお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

井分部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

議員おっしゃられますように、個別計画がない状態の中で災害発生ということは想定されております。そういった中で、要支援者の避難行動の支援に対する現在の考え方といたしましては、平成29年度に要支援者名簿を地域に配付させていただいた際に、要支援者の行動支援に関し、1つには安否確認や避難に関する付き添い、また介助を可能な範囲で行っていただけるように周知徹底を図っております。そういった中で、自主防災組織や自治会単位におきまして、要支援者の避難支援について、それぞれの地域で共助の考え方を重きに置いていただく中で、取り組みを一つ一つ考えていただければなと思っております。

○議長（小坂直親君）

中崎議員。

○7番（中崎孝彦君登壇）

それでは次に、指定避難所の環境整備についてお聞きをしたいというふうに思います。

今の環境整備の中で、空調設備の整備とかいろんなことを質問されて、答弁もいただいております。

けですが、私がなぜこの環境整備の中で空調設備を取り上げたかというようなことでございますけど、自然災害というのは、いつどこで起こるかわからないだけに、いろいろと最悪のケースを想定しながら備えるしかないわけでございますけれども、避難所については一層の配慮が必要であるというふうに思っています。これは誰しもが思うことでございますけれども、避難所生活で体調不良、感染症、持病の悪化などにより亡くなる方が多くあったと聞いておりますが、特に暑い夏や冷え込む冬の避難生活は想像を絶するものがあるというふうに思っております。

2011年3月の東日本大震災では、直接死1万5,897人に対して、災害関連死と認定された人は3,701人、2016年の熊本地震では直接死50人だったのに対し、関連死は218人で、災害で命が助かったのにもかかわらず、その後の避難生活で亡くなられた方が少なからずいたということでございます。

この尾崎議員の質問に対する答弁もございましたですけども、この空調設備、そして特に空調設備のほかに、換気設備の整備計画というのも非常に大切ではないかというふうなことを思っておりますので、市長にお聞きしたいと思えます。

危機管理監からの答弁もございましたが、具体的に踏み込んだ答弁をお願いしたいというふうに思っておりますが、市長の考え方、今後の整備計画についてお聞きしたいというふうに思えます。

#### ○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

#### ○市長（櫻井義之君登壇）

ご指摘の発災後、とりわけ長期間に及ぶ避難生活の環境整備は大変大切と考えております。

また、今お触れいただきました災害関連死と関連いたしまして、避難所における肉体的・精神的疲労、心のケアや感染症への対応の重要性が指摘をされております。

特に、TKBと言われますが、トイレとキッチン、いわゆる食事とベッドの質・量を確保することが重要であるという認識をいたしておりまして、これ先ほど来より尾崎議員、中島議員のご質問にもございましたけれども、現在本市におきましては、さらなる避難所生活用資機材の充実等を目指して今努力いたしておるところであります。

先日の防災訓練におきましても、市民の皆様に簡易トイレや段ボールベッド、ワンタッチ型のパーティション等を作成し、体験使用をいただきましたが、計画的にその改善を図ってまいりたいと考えております。

一方で、ご指摘の避難所の空調設備の導入であります。避難所生活の環境改善に有効と考えられます。しかしながら、近年の災害におきまして、ご案内のように大規模な停電により長期に及ぶ電源確保が困難な状況となって、機能しない事態が各地で生じておりました。空調設備の導入も大切というふうに存じておりますが、まずは、先ほどもありましたが、いわゆる電気を含めたライフラインを第一義として、その確保と早急な復帰を重点とした備えを急がなくてはならないというふうに考えておるところであります。

いずれにいたしましても、議員各位ご指摘のような避難所生活の環境を改善・充実させるということにつきましては、段階的にこの充実を図ってまいりたいというふうに思っておりますが、いわゆる災害関連死の方を出さないという思いで、その備えを高めていきたいというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

中崎議員。

○7番（中崎孝彦君登壇）

今、市長の答弁をいただいたわけですが、2016年の熊本地震、特に熊本地震ですね。直接亡くなられたのが50人、それから関連死の方が218人というようなことで、熊本地震の発災後、特に叫ばれておるのが避難所の環境改善ということが声高に叫ばれたというようなことでございまして、今も市長が言われましたが、インフラとかいろんなことも言われましたが、まずは指定避難所に空調設備、そして感染症等々を防ぐためにも換気の設備、これは喫緊の課題だと私は思っておりますので、ぜひとも整備計画等々検討していただいて、早急にこの整備をお願いしたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、過去の災害では、避難所における女性の着がえ時などの女性ならではのプライバシー保護の課題が浮き彫りになりまして、防災の政策設計の現場に女性の視点は重要であるという指摘が声高に叫ばれております。私も防災計画の策定や備蓄、避難所運営に関する指針、マニュアルづくりには、女性職員の参加が必要だというふうに思っております。人口の半分は女性であります。意思決定が男性だけで行われていては、女性のニーズや希望が反映されにくいというふうに思っております。わけがございまして、避難所に女性に必要な物資が足りなくても、運営責任者に女性がいないのでは要望が伝わりにくいというふうに思うわけがございまして、防災計画や避難所運営に関する指針、マニュアル策定への女性職員の参加について、現状と今後の対応についてお聞きしたいと思ひます。

○議長（小坂直親君）

服部危機管理監。

○危機管理監（服部政徳君登壇）

議員ご指摘の避難所生活に関する女性のご意見と申しますのは、過去の大規模災害の避難所生活対応から見ても、さまざまな問題が全国的に発生しており、非常に重要であることは十分認識しております。

亀山市では、地域防災計画につきましては、国土交通省など指定地方行政機関、防衛省陸上自衛隊第33普通科連隊、三重県亀山警察署、日本郵便株式会社や各防災関係機関等で構成された亀山市防災会議にて作成いただいておりますが、委員25名中、残念ながら現状では女性は1名でございます。

また、地域防災計画の市対応箇所の構成については、市の各対策部長を通じて、女性を含めました各職員にて確認し、対応しているところでございます。

現状で申しますと、女性の参画につきましては、今後も引き続き改善していく必要があるかと考えているところでございます。今後は防災会議の委員につきましては、さらなる女性の参画を求めていくほか、来月、関文化交流センター多目的ホールで開催されます研修の中で、「優しい避難所を目指して」を題材に、女性参画の講話を予定しております。このような機会もさらに広めつつ、女性職員の参画や意見収集等に努めてまいりたいと存じます。

○議長（小坂直親君）

中崎議員。

○7番（中崎孝彦君登壇）

そういうことで、女性の参画というのは誰しものが認めることだというふうに思いますので、多くの女性の方の参画を求めていただいて、今言ったようなことが対応できるようによろしくお願いをしたいというふうに思います。

次に、乳幼児の授乳、おむつの取りかえ、女性の着がえなど、乳幼児や女性等に配慮した対応というのが、今どういうふうな考えでおなのか、どういう対応をしていくのか、お聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

危機管理監。

○危機管理監（服部政徳君登壇）

先ほどご答弁させていただいたとおり、過去の大規模災害の避難所生活対応から見ても、プライバシーの問題、妊産婦への支援と配慮の問題、授乳スペースの問題等、さまざまな問題が全国に発生しており、乳幼児や女性等に配慮した対応につきましては、非常に重要であることは十分認識しているところでございます。

亀山市地域防災計画及び避難所運営マニュアルにおきましては、避難所運営に関しまして女性の参画とともに、避難所生活におけるプライバシーの確保、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室等の設置、生理用品の確保、女性や子育て家庭のニーズに対する配慮等を明記し、有事の際には対応を行うこととしております。

避難所運営に関しましては、基本的には市と連携を図りながら、地域の方々を中心とした運営をお願いしているところでございます。

現在、各指定避難所代表者を初めとした地域関係者の方々と定期的な避難所の確認を行ったり、避難所運営ゲームを通じた研修等を行いながら理解を深めていただいておりますが、引き続き避難所運営について考える場の中で、乳幼児や女性に配慮した対応につきましても一つの課題として考えいく所存でございます。

○議長（小坂直親君）

中崎議員。

○7番（中崎孝彦君登壇）

ひとつよろしくお願いをしたいというふうに思います。

次に、福祉施設の避難計画について聞きたいというふうに思います。

まず初めに、市内の土砂災害警戒区域や洪水時の浸水想定区域に高齢者施設は亀山市内にはあるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

危機管理監。

○危機管理監（服部政徳君登壇）

施設はございます。

○議長（小坂直親君）

中崎議員。

○7番（中崎孝彦君登壇）

施設はあるというようなことでございますけれども、その施設というのはどれだけ施設があるんでございますか。

○議長（小坂直親君）

危機管理監。

○危機管理監（服部政徳君登壇）

土砂災害警戒区域内の要配慮者施設として、高齢者利用施設の安全の里と華旺寿の2施設を含む9施設と、また洪水浸水想定区域内の要配慮者施設として5施設ございます。

○議長（小坂直親君）

中崎議員。

○7番（中崎孝彦君登壇）

今、施設の数をお聞きしましたけれども、2018年の7月の西日本豪雨では、土砂災害や洪水の被害に遭った老人ホームなどの孤立が相次ぎ、利用者の逃げおくれが相次ぎ、避難のおくれが問題になったというようなことでございますけれども、高齢者や障がい児らを対象にした利用施設の避難確保計画、この策定は2017年6月に義務化されているわけでございますけれども、存在する施設の避難確保計画は策定されているのかどうかということは確認をされておるのか。これはあくまでも市が計画を立てるわけではなくて、施設が計画をつくるというようなものですが、そういうことは市としては確認をしているのか。そしてまた、そのときにそういう施設が避難訓練をされたときに、市としてどういうふうな形で避難行動に参加をしているのか、その辺のことも聞きたいと思います。

○議長（小坂直親君）

危機管理監。

○危機管理監（服部政徳君登壇）

避難確保計画につきましては、土砂災害防止法及び水防法が平成29年に改正され、地域防災計画に定められた土砂災害警戒区域内、または洪水浸水想定区域内の高齢者施設を含む要配慮者利用施設について作成が義務づけがなされております。同時に、計画に基づく避難訓練の実施も義務づけられたところでございます。

亀山市では、先ほどご答弁いたしました施設は、既に土砂災害警戒区域内の要配慮者施設として、また洪水浸水想定区域内の要配慮者施設は、いずれの施設におきましても避難確保計画は作成済みであり、市への提出もいただいているところでございます。

また、訓練はということでございますが、計画に基づく避難訓練につきましても、各施設行っていただいているところでございます。華旺寿等一部の施設につきましては、市職員も参加させていただいた次第でございます。

○議長（小坂直親君）

中崎議員。

○7番（中崎孝彦君登壇）

今後もそういう施設とは緊密に連絡調整をしながら対応をしていっていただきたいというふうに思います。

次に、避難情報に関することでお聞きをいたしたいと思います。

今も質問をさせていただきましたが、2018年7月の西日本豪雨で、自治体が避難勧告や避難指示を出しても、危険性というものが住民に対して十分理解されずに、勧告や指示後も多くの住民が自宅にとどまり、避難のおくれで被害が拡大したということの事例があったわけでございますけれども、その後の内閣府や消防庁のアンケートに対して、被災自治体の多くが、避難勧告とか避難指示が避難行動につながらなかったというふうな回答をしておるということでございます。

今紹介した西日本豪雨の被災地の、まさか大丈夫だからという住民意識があったというふうに私は思っておるわけでございますが、こういう意識というのは、多くの亀山市民にも意識としてあるのではないかというふうな危惧を私は持っておるわけでございますけれども、避難勧告、避難指示が避難行動につながらなかったと、これは非常に大きな課題でもあり、問題点でもあるというふうに思っておりますが、この対策についてどのように今から対応していくのか、これは非常に大きな問題だと思うんですが、その辺のことをお聞きしたいというふうに思います。

○議長（小坂直親君）

服部管理監。

○危機管理監（服部政徳君登壇）

近年の全国的な災害事例を見ますと、議員ご指摘のとおり、自分が被害を受けるとは思わなかった等を理由に、避難行動をとらずに被災された方が見受けられます。一方、河川増水による災害につきましては、水位上昇が非常に速い場合もあり、いずれの場合でも避難所へ避難することが正しいということもなく、ことしの台風19号の災害では、避難所までの避難中に被災された方も見受けられました。

このような状況から亀山市では、現在、避難情報の発令の際には、単に避難所への避難を促すのではなく、その状況に合わせて近くの安全な場所に避難してください、屋内の高いところに避難してください等、市民の皆様に適切な避難行動をとっていただくよう呼びかけを行うこととしております。

ことし7月1日より、警戒レベルの導入にあわせ、市が発令する避難情報及びその時点に合わせた避難行動に関する広報への掲載及び回覧文書の配布をさせていただいたところですが、市民の皆様一人一人が自分の命を守る適切な避難行動をとっていただくためにも、継続的な啓発、周知徹底を引き続き行ってまいりたいと存じます。

○議長（小坂直親君）

中崎議員。

○7番（中崎孝彦君登壇）

最後に、2018年12月に政府の中央防災会議が示した大雨防災情報の5段階区分について、皆さんご存じだと思いますが、広報にも掲載をされておりますので、ご存じだと思いますけれども、少しこれを紹介したいと思います。

これは、避難情報をわかりやすくするために、大雨防災の切迫度を5段階に示したものだというようなことでございます。

ちょっと資料を出してください。

中央防災会議が2018年に出した5段階区分を亀山市がわかりやすくかみ砕いて、市民がとるべき行動と亀山市から発令というようなことで、令和元年7月1日号の広報に載せていただいております。

るやつでございますけれども、ちょっと簡単に説明をさせていただきますと、まず一番下の災害への心構えを高めてくださいというような、市民がとるべき行動というところで書いてありますけれども、その1番には、警報級の大雨が数日中に降ると気象庁が予報を出す場合は1ということで、災害への心構えを高めてくださいよと市民にも呼びかけるというようなことでございます。

2につきましては、避難に備え、避難先や経路などの避難行動を確認してください。経路などは、特に歩いていただくとか、何か調べてもらって、大丈夫かどうかという経路の確認でございます。これは、洪水注意報、大雨注意報や河川の氾濫注意情報が出た場合は2の段階だというようなことでございます。

3につきましては、避難準備・高齢者等の避難開始や大雨警報は3でございます。避難準備とか高齢者の人が避難を開始してくださいというのが、3番目の3段階目でございます。避難に時間のかかる高齢者の人などは避難を開始してくださいという、その他の人は避難の準備を進めてくださいというようなことを書いていただいております。

4段階は、これは避難指示、緊急ですね、避難勧告、そして避難指示とあわせたものでございまして、これは速やかに避難勧告とか避難指示には従って、避難所へ避難をしてくださいということでございます。

5段階目は、既に災害が発生している状況でございますので、命を守るため最善の行動をとってくださいよと、災害発生情報でございます。災害発生情報というのは、可能な範囲で亀山市から発令があるというようなことで、こういう避難情報というのは非常に大切なことだということで思いますので、7月の広報「かめやま」でもありますが、こういうことも含めて、避難指示や避難勧告をされる方の肩を押す、避難所へ行っていただくというようなことを、肩を押す、そういう意味でもこの避難情報、非常に大事でございますので、5段階別の避難情報のほかに、亀山市としても独自の避難情報を市民にきめ細かく情報発信をしていただくということだと思っております。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

#### ○議長（小坂直親君）

7番 中崎孝彦議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 3時38分 休憩）

---

（午後 3時47分 再開）

#### ○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、16番 服部孝規議員。

#### ○16番（服部孝規君登壇）

通告に従い質問します。

まず、亀山駅周辺整備事業についてであります。

施工予定者選定公募型プロポーザルについては、9月議会でも質問いたしました。その後、11月27日に亀山駅周辺整備事業特別委員会が開かれ、5月29日に開かれたプレゼンテーションから6カ月もたってからその結果がようやく報告されました。この事業は総額40億円で、そのほと

んどが公費で賄われます。この工事は第2ブロックにできる図書館、マンションの建設と、市道亀山駅前線と駅前広場を整備するという内容であります。プロポーザルは、この事業者を決める重要なものであります。

そこでまず、このプロポーザルの結果、優先交渉権を獲得したのはどこの企業だったのか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

16番 服部孝規議員の質問に対する答弁を求めます。

亀渕産業建設部次長。

○産業建設部次長（亀渕輝男君登壇）

当初、優先交渉権者となりました企業につきましては、TSUCHIYA株式会社でございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

私は、最終どこになったのかということでお聞きしたい。もう一度、じゃあ答弁をお願いします。

○議長（小坂直親君）

亀渕次長。

○産業建設部次長（亀渕輝男君登壇）

失礼いたしました。

株式会社鴻池組名古屋支店でございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

私のほうで経過を説明させていただきますけれども、まず6月に、先ほど答弁ありましたようにTSUCHIYAというところが優先交渉権者になったと。ところが、市内の業者と共同企業体を結成できなかったということで失格になったと。9月に次点であった鴻池組が優先交渉権者となって、10月には組合と、それから鴻池・堀田・米倉特定建設工事共同企業体との間で基本協定書が締結をされて、工事費についての交渉を行い、契約締結に向けた協議が行われているというふうなことであります。

私はこの経緯の中で非常に疑問なのが、4月2日に評定200点満点でプロポーザルの実施要綱を公告して業者に通知をしながら、19日になって突然100点を追加して評点300点満点に変更しますよという指示を業者に出したという問題であります。

そこでお聞きしたいのは、追加した100点というのは、どんな評価項目だったのかをお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

答弁を求めます。亀渕次長。

○産業建設部次長（亀渕輝男君登壇）

プレゼンテーションによる評価点でございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

200点に100点を追加したということで、その100点はプレゼンテーションの評価ということでもあります。

この項目、100点の評価指標というのがあって、1つは、本事業への取り組みについて十分な意欲が感じられるか。2つ目は、市街地再開活事業を理解し、組合施工に対する協力姿勢が明確であるか。3つ目は、技術提案内容に対する具体性や確実性があるか。4つ目は、工事費の内訳について信憑性があるか。5つ目が、質問に対する応答が的確であるか。この5つが評価指標として上げられておりますが、いずれも主観的で客観性のない項目ばかりで、どんなふうにも評価ができるという、ある意味特定の業者を有利にするようなこともできるような、そういう評価項目であろうというふうに思います。

特別委員会でも意見として出されましたけど、この項目についてもプロポーザルの項目一つずつがプレゼンテーションなんだと、だからそれだけ取り出して評価をするのはおかしいんじゃないかというような意見であるとか、それからプレゼンテーションの上手下手で業者を決めるわけではなく、そんな項目で大きな問題になるようなことではないということとか、それからもう一つ、工事費等の提案というのがあるわけです、項目として。そこで低価格で提案をした業者ほど高い配点になるという、そういう仕組みをつくっておきながら、その低価格の信憑性を改めて問うというのは、非常に矛盾した整合性のないものになっておるというふうに私は思います。

そこで、なぜこの100点を追加しなければならなかったのか、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

亀淵次長。

○産業建設部次長（亀淵輝男君登壇）

プロポーザルにおけますプレゼンテーションの評価点の追加でございますけれども、ヒアリングを通じて参加者の事業に対する、先ほど議員申し上げられましたとおり、熱意ややる気、実現性を確認するために必要であるというふうに組合のほうで判断いたしまして、追加したものでございまして、これがその理由でございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

熱意があるとか何とかいうのは、この評価項目のそのものなんですよね。私が言っているのは、なぜ100点を追加しなければならなかったのかということなんですよ。わざわざ4月2日に200点満点で通知を出しておいて、19日になって突然さらに5割増しですよ、200点の5割増しの100点を追加して、それをまた業者に通知しているわけですよ。なぜこんなことをしなきゃならなかったのか、100点を追加しなきゃならなかったのか、その理由は何なんやと、これを聞いておるわけです。

○議長（小坂直親君）

亀淵次長。

○産業建設部次長（亀渕輝男君登壇）

あくまでも当初200点でスタートいたしましたものでございまして、それが提案の中の質疑等も、提案前でございますけれども、質疑等があった段階におきまして、組合として適正な審査を行うためにプロポーザルの評価としてプレゼンテーションにおける意欲や組合への協力姿勢、提案内容の確実性、工事費の信憑性、質疑応答への的確性などの評価項目を新たに設定しまして、提案前に評価点100点を加点したものでございます。

100点の根拠につきましては、組合の協議の中でこのように決定されたものというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

まだ10点、20点の追加ならわかりますよ。100点なんですよ。つまり200点でスタートしたやつに5割増しで300点にしたと。100点も追加したんです。大きく変わるわけですよ、これで。だから、そういう意味でこれはやっぱりきちっとしていただきたいと思います。非常に答えにくいんだろうと思います。

この問題について、特別委員会で非常に重要な答弁がありましたので紹介いたします。これは、なぜ後から100点追加したんだという委員の質問に対して、こういうふうに答えているんです。

その価格についても、先ほど数億円の差があるという中で、信憑性がどうなのかというのは非常に大きな問題でございまして、本当にこの金額でできるのかできないのか、25億でできるのか、30億円が適正なのか、そこについては非常に疑問点もあるというところもございまして、その辺についてそういう部分をプロポーザルの中で確認していきたいという部分もありましたので、それを評価点として入ってきたというところもありますと、こういう答弁をされているんですね。これは簡単に言うとうどういうことかという、2つの業者の間で大きな金額の差があると、提案の額に大きな差が出る。そして、低価格の提案では疑問があるので、それをプロポーザルの中で確認するために100点を追加したと、こういうことなんですよね。ということになると、少なくとも業者から提案がされていない前の段階で、ある程度、市なり組合は2つの業者の間で工事費について大きな差が出るということを想定して100点を追加したのではないかというふうに理解するのが私は一番自然だと思うんですが、それでいいのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

亀渕次長。

○産業建設部次長（亀渕輝男君登壇）

このプロポーザルにつきましては、4月19日に質疑回答の際に、先ほども申し上げましたけれども、指示事項として評価点の100点を追加したと思います。

提出期限であります5月23日に2社から技術提案書の提出がございまして、プロポーザルの審査を5月29日に選定委員会が行ったというところございまして、今の価格の差がこの時点では、まだ追加した時点では全く不明でございまして、それを予想してというふうなことは全くないものかなというふうに考えておきまして、最終的に業者2社から出てまいりましたのは5月23日でございますので、指示したのは4月19日というところございまして、約1カ月近くの誤差があり

ますので、その日付から見ても、その追加については、先ほども申しあげましたようにプロポーザルでの業者のやる気等、あと熱意、また価格の信憑性等をしっかりと確認していくという意味でのものだというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

特別委員会の答弁まで否定してもらったら困るんですよ。はっきりと言っているわけですよ。価格が適正なのか非常に疑問点がある。そういうことなんで、その部分をプロポーザルの中で確認していきたいという部分もあったから100点追加したと言っているわけですよ、現実には。つまり、価格について疑問が出ていると、あなたが言われる質疑応答の中で、そうでしょう。ということは、価格に差が大きく出るということはある程度予測していたんではないかというふうに考えるのが普通やないですかと、こう聞いているんです。そのことは全く想定はなかったんですか。確かに業者から出されたのは、4月19日以降に額が正式に出されています。しかし、それ以前にそういう想定がされていたんではないかと、こういうことを聞いているんですよ。お答えいただきたい。

○議長（小坂直親君）

亀淵次長。

○産業建設部次長（亀淵輝男君登壇）

技術提案の時点で価格の信憑性がどれぐらいあるかというところが一番の、今のお話ですと問題かなというふうに考えております。

この技術提案におけます内容といたしましては、基本設計をお金に積算をしていただくと、非常に概算値に近い価格しか提案できないだろうというところも、確かに確実にそういう部分しか細かい積算ができないというところがございます。その中で、その積算がどれほど業者の感覚によって安く点数を上げるという方法もありますし、やはりぎりぎりのできる金額を正直に入れてくるところもございましょうし、その辺については非常にばらつきがあるのではないかなというのも1点あるかなというふうな意味でございまして、やはりそういう信憑性の中で確実に価格の比較だけでそういうものが、今となってはでございますけれども、できることは難しいのではないかなというふうには当時考えておったという部分もあると思います。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

私は今の答弁、重要だと思うんですね。

いわゆる組合が示した参考の額がありますよね、そのぎりぎり入れる業者もあるであろう。一方で、やっぱり非常に安く入れる業者もあるだろうということを想定されているわけですよ。だから、そういう想定があってやっぱり100点追加しているということは間違いはないだろうというふうに思います。

ちょっとパネルを見ていただきたい。

これは、明らかになった資料からですけど、つくったのは。まず上は200点、当初の200点満点の場合です。それから、下のほうは100点を追加して300点満点の場合、こういうふ

うに2つに分けました。まず、上の200点満点の場合、はっきり点数が計算できるのが、工事費等の提案、2つの項目があります。

例えば解体などのものと、それから施設建築、この2つあります。70点、20点という配点がされており、全体で90点ということで、200点満点の45%占めています。非常に大きなウエートを占めています。これについて、それぞれの業者が出した金額からこの点数がはじき出させるんですけども、これは公開された数字じゃないですけども、実際にこれは計算できるんですね。そうすると、TSUCHIYAのほうは満点なんです。90点とっているんですよ。一方、鴻池組のほうは足しても11点しかとれていないですよ。つまり、この工事費2つの中で、80点近く差がついたということなんですね。しかも、差がついたことだけでなくして、この問題の一定以上の審査点数がないと、要するに優先交渉権者にしませんという規定がある。その一定の点数ってどれだけかという、6割だということですね。そうすると、200点満点の場合6割というと120点なんです。

鴻池の場合ですけども、この2つの工事費で11点しかとれていなくて、残りの7項目全部110点、満点だとして、それで計算して121点なんですよ。ということは、120点すれすれで、満点だった場合、辛うじてこの一定の価格以上になる、いわゆる優先交渉権者となれるんです。ところが、現実にはないと思うんですよ、満点ということは。だから、これは120点を切ったんではないかというのは容易にわかるわけですよ。

だから、こういうことが想定されたんで100点足したんじゃないかというのが私の推測なんです。だから、ここで100点を追加しました。そうすると300点満点になりました。そして、結果どうなったかという、鴻池は208.3点、それからTSUCHIYAは222.9点と、両方とも6割以上ということで、6割が180点ですから、両方ともクリアしたわけです。だから、TSUCHIYAが失格になっても鴻池が次点でなれたというのは、この6割を超えたからですよ。ところが、もし200点満点のままだったら、6割を超えていないかも。TSUCHIYAが失格する、鴻池が6割とれなかった、両方ともだめになる。だから100点を追加したという、こういう構図ではないかと、私は公開された資料からですけども、推測をするわけです。

それで、お聞きしたいのは、こういう問題がやはりはっきりしないと、40億も使う事業でそういう疑念が持たれてはやっぱりまずいだろうということなんですよ。だから、こういうことをそうではないですよということをはっきりさせるためには、全てこの評点の項目を公開すべきだと私は思うんですよ。そして、服部さんの言われるような疑念はありませんということを証明したらいいんですよ。そういう意味で市長にお聞きしますけれども、こういう疑念を払拭するために、全ての項目について評点を公開すべきだというふうに思いますけど、市長自身はどのようにお考えですか。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

この再開発事業における施工予定者の決定に関しては、事業の推進に当たって大変重要な事項というふうに考えます。そのために、再開発組合としては公募を行って広く参加者を募り、第三者を交えた選定委員会を開き、さまざまな角度からの検討を重ね、より公平な選定プロセスを経て決定

をされたというふうに考えております。

そのような経緯の中で、組合としては、最終決定までは、その細かい内容につきまして非公開として審査を進めていたものでございますので、組合での公表以前に審査結果や審査の状況を全て公開するというにつきましては、組合の意思を重要視し、支持するものでございます。

先般の特別委員会におきまして、委員長のほうからもこの組合に対して、市として資料の公開を求めるようにということで、私どもとしてはこれに対して依頼を申し上げたところでございます。それに対して組合としてさまざまな、議員のお手元にも配付をされておると思いますが、1月23日付によりまして、施工予定者選定公募型プロポーザルの評価点、内訳に関する資料提供について、1点、プロポーザルの優先交渉権者選定に係る評価項目等の評価点の内訳につきましては、プロポーザルの優先交渉者選定に係る評価項目等の評価点の内訳については非公表としており、審査対象である2社に対しても公表していない状況ということで、この内訳につきましては今後も非公開とするという取り扱いのお返事をいただいております。

なお、プロポーザルの実施要綱内に示されております一定以上の審査点数の基準につきましては、これにつきましては、その内容につきまして組合のほうから文書で公表をされたというふうに理解をいたしておるところでございます。

#### ○議長（小坂直親君）

服部議員。

#### ○16番（服部孝規君登壇）

全く市長としての姿勢がない。私は市長としてどうお考えですかと聞いているわけですよ。組合の代弁をしてくれと言うておると違うんですよ。あなた自身はどうなんや。こういう疑念を持たれておってもそのままでもいいのか、やっぱりこの疑念を晴らす意味では公開が必要ではないかと、その点を聞いておるんですよ。

10年前に亀中と関中の校舎改築がありました。今、議員各位には手元に行っていますけれども、そのときに総合評価というやり方をしました。つまり、普通入札ですと金額で全て決まるんですけども、総合評価というのは金額だけでは決めないという、そういう入札方式でやったんですね。このときに随分いろいろもめました。というのは、金額の高いほうが落札をしたんですね。安いほうが落ちたんですよ。だから、これはどういうことやということで、その内容を示せということで資料が出てまいりました。そのときに総合評価の、みんな項目別に何点とったかという、業者別に。しかも、その点数がなぜこの点数なのかと書いてあるんですよ。例えばこうですよ。落札者のほうの安全管理、これについては、十分な工夫が見られる、だから60点だと。もう一つの最低の入札者については、工夫が見られるという程度だと、十分ではないというんで40点だと。はっきり書いてあるんですよ。だから、とった数とその理由まではっきり書いて提示されておるんですよ。だから、こういうプロポーザルの場合は、そんなに技術的に特別企業秘密になるとか、そういう問題ではないんですよ。工夫をしてあるのかどうなんや、それは十分なのかどうなんやという程度のこと、企業にとっても、僕聞いてみましたけれども、建設業の人に。別に大した特別な、例えばリアで特別な工法で掘るとか、違うんやと。普通の建物を建てるんやと。だから、そんなに特別な提案ってないんですよ。だから、公開を渋ること自体が不思議やというんですよ。だから、そういう意味ではぜひやっぱり公開を求めてくださいよ、市長。そうしないと、こういう疑問を引きず

ったままいきますよ。だから、特定の業者に有利になったんじゃないかということを私は言っておるんですよ。そうじゃないというのなら、そのことを示してくださいよ。そのことを求めておきたいと思います。

もう次に移っていきます、時間がありませんので。

このプロポーザルだけではなしに、今駅前の問題で大きな問題となっているのは権利変換の問題があります。これについて聞きたいと思います。

この前、権利変換というのは、何度も私も言っていますし、市も言っているのは、全員合意だと、これがなければだめなんだということをはっきり言っているわけですよ。11月のこの間の特別委員会の中でも、もう既に資産評価や補償の額は提示されているということですが、現時点でどこまで進んでいるのか、この点についてお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

亀渕次長。

○産業建設部次長（亀渕輝男君登壇）

権利変換計画認可に向けましては、都市再開発法第68条に作成が規定されている権利者ごとの土地物件調書にご同意いただくとともに、従前資産の評価額を各権利者にお示しいたしまして、権利変換または転出の意向を確認している状況であります。

また、建物や営業に対する調査については、今現在1名を除き、調査は実施済みとなっております状況でございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

提示はしたけれども、具体的にいうと進んでいないということですかね、ほとんどね。

10月25日、余り変わっていないと思うんですけども、特別委員会ではこういうふうに言われています。年内に合意を全て取りつけて、権利変換計画を作成、解体工事はできれば年度内に着手をして、建築工事や土木工事に入るのは来年度になってからというふうな答弁をされておりますが、私はこれも無理やと思うんですよ。現時点で全員合意なんて到底できていませんし、それをこういうスケジュールでやるということは私は不可能やと思うんですが、この点について今後のスケジュール、このように進むのかどうか、今どういうふう考えてみえるのかお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

亀渕次長。

○産業建設部次長（亀渕輝男君登壇）

現在、権利変換計画の認可に向けて鋭意進めておりますが、やはり資産の状況について提示がちょっとおくれたというところで、今提示を行った後の1度目、2度目というふうな数回のヒアリングを個々に行っているところでございます。

先ほども言いましたように、土地物件調書のご同意をいただくということが重要となりまして、それに向けて今も鋭意皆さんと協議を行いながら交渉しながら、進めておるような状況でございます。

年内はその方向で今現在進めておりますけれども、10月の特別委員会でお答えさせていただきましたとおり、事前補償の部分で年度内に何とかかかればなあというところで今進んでおりまして、4月以降に本格的な解体も可能かなと、権利変換ができればというところがございますけれども、その予定で今現在進めておりまして、工事についても来年度に着手を行いたいというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

私が聞いている限り、かなりの方が同意できないということを書いてみえます。そういう意味では、本当に進まないという今の状況やないかと思うんですよ。だから、そんな年内に合意ができるなんて到底無理ですし、私は年度内には難しいと思うんですよ、とても。だから、そういう意味でいくと、本当に事業がこのままいけるのかどうかという際に来ているんじゃないかと思う。工事のいわゆる正式な契約もまだですわね、工事費についても。だから、工事費が決まらないと業者も動けないわけですから、そういう意味では、本当にこれもうストップをするような直前のところまで来ているんじゃないかというふうに思うんですよ。

そんな中で、今ちらっと言われました事前補償ですね、これは私はやるべきやないと思いますよ。事前補償というのは、要するにお金が入るといのが確実になる前に払ってしまうんですよ。そうしたら、後になってから入らなかったときに、その払ったお金はどうするんですか。どうやって回収するんですか、これ。事前補償してしまいました、しかし収入は予定したように入りませんでした、事業がストップしてしまいました。じゃあ払ったお金は返してもらえますか、どうするんですか、これ。そういうことは考えていますか。教えてください。

○議長（小坂直親君）

亀淵次長。

○産業建設部次長（亀淵輝男君登壇）

事前補償につきましては、都市再開法第82条におきまして、公共施設の用に供する土地、要は道路とか広場に係る土地は、当該公共施設を管理する者に帰属すると定められておりまして、公共施設の用に供する土地の帰属について担保されていることから、実施可能であるというふうに考えております。

本事業において、地区外へ転出される権利者の転出先の確保や生活再建等への費用として、補償費の一部を早期に支払うことが可能となるものでございます。このことから、組合において事前補償を実施することといたしまして、転出を希望される権利者に対しまして、事前補償を含めた補償の協議をさせていただいておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

そうすると、確認させてください。権利変換ができないような状態になっても、そのお金はちゃんと入るんですか。いわゆる事前補償するお金、財源、それは入るんですか。

○議長（小坂直親君）

亀淵次長。

○産業建設部次長（亀淵輝男君登壇）

今現在そのような想定はしておりませんが、公共事業で担保がとれておりますので、これにつきましては、あくまでも最終的には公共事業として国・市が行うものというふうに考えておりますので、その分については担保されているというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

いや、それは違いますよね。

要するに権利変換ができなかったら、いわゆるその建物を壊すこともできないんですよ。道路をつくることもできないんですよ。だから、予算があっても事業には手をつけられないんですよ。だから、そういう事業にお金がかからないわけですから、事業やらないんですよ、だからお金がかからないということです。だから、そういうときにお金がかからないのに先に払ってしまって大丈夫かと聞いているんですよ。事業がとにかく権利変換ができないことにはスタートしないんですよ。そういう状態の中で、お金が担保できるわけがないということを言っているんですよ、私は。もう一遍答えてください。

○議長（小坂直親君）

亀淵次長。

○産業建設部次長（亀淵輝男君登壇）

今現在、組合が施行しております権利変換計画でございますけれども、今おっしゃられるように権利変換の認可がないとこの事業は進みません。ですから、もしこの認可がおくれるということがあれば、当然期日については延びていくというふうに考えられます。

ただし、この公共事業、先ほども言いましたように、駅前広場、亀山駅前都市計画道路、亀山駅前線につきましては、公共事業という位置づけもございますので、この組合と調整しながら、その分については一部おくれる部分があるのか、もしくは今言う再開発が時間をかけて進めなければならないのか、その辺の判断は出てくる可能性はございますけれども、最終的には国からのこういう事業の認可も受けておる事業でございますので、その分粛々と進んでいくというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

押し問答になるかもわかりませんが、やっぱりそういう担保ができない中で支出を先にするというのは絶対やめた方がいいと思います。事前補償はやめるべきだということを申し上げておきます。

これをずうっと聞いてまいりましたけれども、市長、40億もかかる事業が、少なくとも公開されておる資料だけでも疑問があるわけですよ。それを回収するためには、どうしても情報を全て出すということがやっぱり最低限の条件やと思いますよ。でないと、信頼関係というのは本当に今損なわれているんです。市・組合対権利者の間ではね。非常に難しくなっているのはそこなんです。

信頼関係がどんどんスタートした当時よりも失われているという実態が私はあると見てます。だから、そういう意味でもやっぱりこの問題は、きちっと再度組合に資料を全部出してくれということをお願いしたいと思いますが、市長どうですか。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

法に基づいて、そして亀山市の総合計画に基づいて、この駅前再開発事業が展開を今日までいたしてまいりました。そのプロセスには、今後の展開も含めまして、さまざまな権利関係であったり、あるいはさまざまな課題を1つずつクリアしながら、今の駅前の再生を果たしていこうという市としての基本的な考え方であります。

したがって、議会との議論、あるいは当然市の行政と組合という別法人との関係、これはしっかり整理をさせていただいた上で、可能な限りの公の議論、その中で情報提供を私どももさせていただきましたし、組合としても努力をされてこられたというふうに思っております。まさに公の議論でずうっと今日まで積み上げておりますが、今回のいわゆるプロポーザルの点数についての議会の意向、市としての考え方もお伝えをさせていただいた上で、このような決定をなされてまいりました。

議員、先ほど推測、ご自身の推測という言い方で表現をされましたけれども、何か組合の活動につきまして、今後も当然私どもは理事としてこの11月から参画をいたしておりますので、この事業がしっかり前に進んでまいりますように、また信頼関係というのはまさにその基本であると思っておりますので、その点を十分留意した上で、駅前再開発事業が前に進むように努力をいたしてまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

ぜひ、理事にもなったんだし、大きな声で言ってくださいよ。そうしないと、これは信頼関係もなくなりますし、事業が進みません。

残り13分になりましたけれども、次の問題に移りたいと思います。

きょうは本当に防災関係の質問が目立ちます。今議会13人一般質問しますけれども、そのうち6人が防災とか災害対策ということになっています。これはやっぱり10月の台風19号、この被害が他人事ではないと、亀山でもいつ起きるかわからないという思いからであろうというふうに思います。私も同じように思っております。この問題は、地球温暖化による気候変動というのは大きな原因だろうということも言われております。

そこでまず、市長に聞こうかと思ったんですが、もう時間がありませんので、この最初の問題については飛ばさせていただきます。

ちょっと画像を出していただけますか。

これは関から神辺にかけての鈴鹿川沿い、この青いのが鈴鹿川ですけれども、右の上のほうにあるのは神辺小学校ですね、それからずうっと下がってきて左の下のほうにあるのが関にある消防の分署です。大体この辺に鈴鹿川の水源地、それからいわゆる浄水場が集中しています。神辺小学校

の周辺でいくと、丸や四角がそれなんですけれども、第1、第3、第5というふうな水源地、それから浄水場があります。それから、関の消防の周辺には関第2水源地、それから第3水源地、それから浄水場というのが固まっております。こんなような形で鈴鹿川沿いに随分重要な水道の施設が集中をしております。

そこでまずお聞きしたいのは、こういう浸水想定区域内、この中で、いわゆるオレンジとか黄色とかいう色になっておるのが、これは浸水が想定される区域なんです。その区域内にほとんどの水道の施設があるということを示しているわけですけども、こういう実態があります。それで、こういう水道施設の浸水対策はどうなっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

宮崎上下水道部長。

○上下水道部長（宮崎哲二君登壇）

上水道施設のうち、水源地や浄水場は河川沿いに多く設置しており、洪水浸水想定区域図の浸水区域内に設置されている水道施設ですけども、水源地は複数の井戸から成っていますが、それを1つとしますと、14施設ございます。水道施設における自然災害の対策につきましては、財源も限られていることから、地震対策については計画的に実施しておりますが、浸水対策については具体的な対策を講じておりません。

なお、水源地における取水井戸については、浸水想定区域図に示されています想定される浸水の深さに対応したものではございませんけれども、一部で盛り土やコンクリートで囲むなどの対策は行ってあります。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

現状ではほとんど対策はない。盛り土してはいますけれども、1メートルか1メートルちょっとですから、本当にここで想定されておるような浸水が起こったら、もうどっぴりつかってしまいます。だから、そういう意味では、やっぱり本当に早急にやらなきゃならんだろうというふうに思います。

これに大きな財源が要するというのは、そうですよね、大変なお金がかかります。例えば、私はこういう事業については、市民全部の生活に関係をする事業なんで、水道事業会計といわずに、市の一般会計からでも私は負担すべきやないかと、そんなことをしても別に市民は批判しないんじゃないかというふうに思うんですが、例えばお隣の鈴鹿市さん、住吉にある配水池をつくるに当たって、一般会計で国から借金をして3億円のお金をつくって、そのお金でもって、その配水池用の事業に充てているという、つまり一般会計で借金をして、それを水道事業に回して、そのお金でもって財源に充てているという、こういう工夫をされているんですね。こういうふうな一般会計で繰り入れをする、起債をするとかいうふうな考え方がないのか、お聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

水道事業会計の一般会計からの繰り入れは可能性はないのかということですが、以前にも平成29年12月議会で服部議員のご質問にもお答えを申し上げましたけれども、本市の場合、総

務省の定める地方公営企業繰出基準をもとに、この繰り出しを行ってまいりました。

令和元年度の当初予算では、水道事業会計に対し、繰出基準に定められた消火栓の設置管理に関する経費など543万円の繰り出しを一般会計から行っております。その他、公営企業であります公共下水道事業会計に約5億2,000万円、公営企業法非適用の農業集落排水事業特別会計の繰出金は約3億4,700万円、合わせて8億6,700万円の多額な繰り出しを一般会計から行っておるところであります。

また、第2次亀山市行財政改革大綱では、特別会計、企業会計の健全化の取り組み項目を掲げ、独立採算制の基本原則のもとに、収納率の向上などによる収入の増加とコスト意識の徹底により、経費の削減を図ることで、一般会計からの繰り入れに依存しないような経営の健全化に努めると、このように掲げ、取り組んでまいったところであります。

水道事業会計では、これまでも独立採算制の考えのもとに、健全な経営に努めてまいりましたことから、今後も基本的に一般会計からの繰り入れに依存しないような健全経営を続けてまいりたいと考えておるところであります。

なお、今後想定される風水害に対しましては、水道施設のみならず、きのう、きょうお話ありました全市的な施設について適切な対応をとってまいらねばなりません。莫大な各分野の費用と時間がかかろうかというふうに思っております。

そこで、議員今ご紹介いただいております鈴鹿市の事例を挙げられましたけれども、例えば出資金のような形を含めまして、一般財源や水道事業会計に有利なものにつきましては、財政状況や繰出基準などとあわせて、その活用を検討・調査してまいりたいというふうに考えております。

#### ○議長（小坂直親君）

服部議員。

#### ○16番（服部孝規君登壇）

今答弁されました。まさに出資金という形で鈴鹿市はやっています。その財源を一般会計の中で起債をしてという、いわゆる借金をする形でやっているというようなことです。

ぜひ、やっぱり平常時の対策とはまた別ですから、独立採算とは別に、これだけ、もう温暖化で気候変動が激しくなってくると、やっぱりそれぐらいの対策をとらないと対処できないという事態だろうと思います。

それから、これはなぜ重要かという、いわゆる鈴鹿川沿いのこういう施設が被災をするという場合、そうすると高台にある家は大丈夫かという、そうやないですね。断水するんですね。断水すると、結局その高台の家は被災していなくても水が来ないという、そういう問題が起こってくるので、やはりこれは市民全体の問題ということになります。

水が来ないということは本当に大変な事態になるんだろうと思います。そこで1つヒントがあったのは、宮城県丸森町、ここの例なんですけれども、あそこも浄水場をやられてしまって断水したんですよ。それが3週間後でしたが、復旧したんですけれども、その一つの復旧できた要因というのは、隣の市の水道管と、それから丸森町の水道管を直接つないだんですよ。その市の水道の水を送ってもらって、丸森町の水を何とかしたという、非常に賢いやり方をしたと思うんですけれども、そこから思うのは、一つの例えば水源が被災したら、ほかの何も被災していなかった水源から水を回すという、回せる量には限りがあるかわかりませんが、回すようにすると断水を避けられ

るのではないかというふうなことを思うんですが、それはループ化というような言い方をしますけれども、そういうようなことを考えないのか、お聞きしたいと思います。ループ化について。

○議長（小坂直親君）

宮崎部長。

○上下水道部長（宮崎哲二君登壇）

ループ化につきましては、制限別に給水区域を設定し、各戸へ給水しており、隣接している給水区域の間に、例えば第1水源地の給水区域と第2水源地の給水区域、また第1水源地の給水区域と第4水源地の給水区域の間に、水の総合融通が可能なループ化を図っているところであります。

また、現在、椋川の河川改修に伴う306号に係る椋川橋のかけかえにあわせて、第2水源地の給水区域と第4水源地の給水区域のループ化の準備を進めているところであります。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

一部やられているようではございますけれども、本当にどこが被災をしてどこが助かるかというのがわからない。だから、どこがなっても臨機応変に対応できるようなループ化というのが要るんであろう。だから、市内全域でここがあかんならこっちを使いますよというようなことが融通し合えるようなループ化を進めるべきだというふうに思います。

最後に、こういうことについて書いてあるのが新水道ビジョンなんですね。ところが、読んでみましたが、やっぱりちょっとこれでは不十分だというふうに思います。

例えば風水害の対策の実施で、具体的に書いてあるのは、水源地の防水対策を進めますと書いてあるんですよ。これは書いてあるようで書いていないんですよ。防水対策を進めますというだけで。だから、具体的に何をいつまでにどうするのかということが要るだろうと思いますし、それからそのループ化についてもやっぱり計画的にやらなきゃならないので、そういう意味では、つくったばかりではございますけれども、新ビジョンもそういう今の気候変動に合わせた水害の対策とか、そういうものに合わせた形で見直す必要があるんじゃないかと私は思うんですが、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

宮崎部長。

○上下水道部長（宮崎哲二君登壇）

亀山市新水道ビジョンについては、平成30年度から令和9年度までの10年間の計画期間とし、施設整備費はその10年間で約40億円を見込んでおり、優先度の高いものから整備を行っておりますが、社会経済情勢の変化や新たな課題に柔軟に対応するため、期間内であっても必要が生じた場合は見直しを行うものとしておりますことから、進捗状況の評価と点検を行い、適切な時期に見直しを行ってまいります。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

ぜひ、状況は本当にどんどん変わっていますので、見直しをやっていただきたいと思います。

最後に、台風19号、あれで本当に皆さん頭をがんと打たれたからね、そういう思いをしたんだろうと思います。やっぱりこういうことは亀山市では起こらないというふうには言えないんですよね。いつ亀山市で起こってもおかしくないような、そういう気候変動だろうというふうに思います。

市民の命と財産を守るという、この問題に関しては、私は市政でやる最優先の課題だというふうに思いますので、ぜひこれは最優先で財源もつけてやっていただくようお願いいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

16番 服部孝規議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 4時37分 休憩）

---

（午後 4時47分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめ延長します。

次に、10番 森 美和子議員。

○10番（森 美和子君登壇）

公明党の森 美和子でございます。

本日ラストバッターということで、皆さんお疲れのところだとは思いますが、しっかりと質問をさせていただきたいと思います。

また、ちょっと喉を痛めまして、お聞きづらい点がございましたら申しわけありません。

それでは、一般質問をさせていただきます。

今回、安全・安心なまちづくりの推進について、大きく2点聞かせていただきます。

まず、犯罪被害者等基本法に規定された亀山市の果たす役割についてお伺いをしたいと思います。

11月25日から12月1日は、犯罪被害者週間でした。犯罪に巻き込まれた人や家族、遺族が再び平穏に暮らせるよう、社会全体で理解を深めるためなど、犯罪被害者の権利を明記した犯罪被害者等基本法が成立して15年を迎えます。今回は、私も含めて、また理事者側の方も含めて、この内容、少し重い内容ではありますが、しっかりと認識を深めたいとの思いから質問をさせていただきました。

日本の犯罪被害者に対する支援の経緯は、昭和49年、過激派が仕掛けた爆弾で丸の内の三菱重工ビルが爆破され、8人が死亡、380人が負傷するといった事件をきっかけに、犯罪被害者補償制度の確立を求める声が高まったことを受け、昭和55年、犯罪被害者等給付金支給法が制定されております。その後、平成7年の地下鉄サリン事件等の無差別殺傷事件を契機に、支給対象の拡大、給付基礎額の引き上げがなされております。そして平成16年、犯罪被害者等基本法が制定をされ、現在、第3次基本計画に沿った取り組みがなされております。

法律制定後、全国で条例制定の動きがなされる中で、条例後発県と言われた三重県もやっと条例制定をされ、ことし4月から施行されております。また、支援機関としては、平成18年、みえ犯罪被害者総合支援センターが設立をされ、被害者に寄り添った支援活動をされております。10月

にみえ犯罪被害者総合支援センターの仲 律子副理事長に公明党三重県本部にお越しいただき、市町の犯罪被害者等支援の必要性についてご講演をいただきました。

犯罪被害は、ともすれば一部の人の特別な問題と感じられますが、誰もが犯罪被害者になる可能性があり、誰もが犯罪被害者の家族や親族になるかもしれない。他人事ではないという認識を持たなければならないことなど、さまざまな観点からご教示をいただきました。

市議会では、昨年12月に中島議員が犯罪被害者支援について質問をされました。その折の答弁では、条例に関しては各市町の動向を見て研究する。県を中心とした担当者会議に参加をしている。担当窓口は防災安全課である。この3点は確認できました。

1年たって、県は4月に条例施行をしました。また、県内市町の中で四日市が初めて10月から条例施行をしております。このように県内の動きも出てきております。

亀山市の研究結果についてお伺いをしたいと思います。

基本法には、国及び地方公共団体が取り組まなければならない基本的施策が条文化されております。

そこで何点か質問します。

まず、相談及び情報の提供等について伺います。済みません、少し長くなりますが、犯罪被害者の置かれた状況について、まず触れておきたいと思います。ご自身が被害者家族になったと想像して聞いてください。

犯罪の種別で異なる状況はあると思いますが、例えば殺人事件の被害者の場合、遺体の確認、警察への捜査協力、葬儀の手配、各種手続と、また深い悲しみの中でやらなければならないことに加えて、葬儀費用、医療費、清掃費、特に自宅が事件現場の場合、捜査後の清掃まで警察はしてくれません。公判費用、ホテル代、引っ越し代、これは取材などで自宅にいられない場合が多くあるということです。生活費等々、突然高額な経済的負担を強いられます。また、休職や休学、毎日の家事や育児ができなくなります。精神的苦痛に加えて経済的な苦痛を伴います。さらに、事件発生と同時に自宅周辺、職場等への過剰なマスコミ取材により、二次被害に陥ります。被害者や家族が承諾をしていない写真や動画が安易に報道され、外出さえ困難になります。今はネット被害もあります。報道が先行し、何が真実で何が事実なのか不安に陥り、被害者を守れなかった自責の念に陥り、罪悪感に襲われるなど、これは一例にすぎませんが、犯罪被害者や家族は想像を絶する環境に置かれてしまうということが少しは感じていただけたのではないのでしょうか。

そこで、市民に対して、犯罪被害に遭った場合の相談窓口についてどのような周知をされているのか。また、今までに相談があったのかについてお伺いをしたいと思います。

#### ○議長（小坂直親君）

10番 森 美和子議員の質問に対する答弁を求めます。

服部危機管理監。

#### ○危機管理監（服部政徳君登壇）

周知はどのようにしているのかというご質問ですので、お答えさせていただきます。

先ほども議員おっしゃられましたように、市役所内での犯罪被害者等の支援に係る担当窓口は、防災安全課で対応させていただいております。相談があった場合は、内容をお伺いしまして、三重県公安委員会が犯罪被害者等早期援助団体として指定している津市にあります公共社団法人みえ犯

罪被害者総合支援センターと連携して支援をしていくこととなります。

周知につきましては、防災安全課及び本庁1階掲示板にて随時ポスター及びリーフレット等配布を行っているところでございます。

また、先日の11月25日から12月1日まで実施されました犯罪被害者週間の周知につきましても、ポスター掲示による周知を行ったところでございます。

市民への認知度は決して高くはないと思っており、今後につきましては市ホームページ、広報への掲載等により周知を行ってまいりたいと存じます。

それと、今まで相談件数はということですが、今までございません。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

今まで相談がなかったということで今お聞きをしました。

また、先ほど言いました総合支援センターとの連携をしっかりとっていくということも確認をさせていただきました。

ただ、初めに申し上げました、今言っていた11月25日から12月1日までの犯罪被害者週間の周知、これは聞き取りの際に確認をさせていただきましたが、防災安全課の入り口のところにポスターが張ってあっただけだというふうに聞いております。誰も多分知らないと思います。

それで、いろんなところで亀山市がどんな周知を今までされてきたのか調べてみました。そうしましたら、平成21年12月16日号の広報「かめやま」に、みえ犯罪被害者総合支援センターに関して掲載がありました。これは18年にできておりますので、この掲載がされておりました。以来、広報では一切触れられておりません。

また、市の計画について調べてみました。平成27年に策定された亀山市人権施策基本方針には、さまざまな人権問題として犯罪被害者等が明記され、必要な啓発や相談・支援に取り組みますと記載をされております。これは文化スポーツ課の所管であります。

次に、亀山市住生活基本計画、これは平成21年策定の計画には、住宅セーフティネットとして、災害時の罹災世帯や犯罪被害者が明記されておりますが、今年度からスタートした計画には記載はされておられません。こんな現状であります。

多分、先ほど管理監が言われたように、誰も知らないと思います。この防災安全課が担当窓口ということさえ知らない、こんな支援があるということさえ知らない、それが亀山市の現状だと思います。

被害者や家族はどのような支援を求めているのか、平成30年に三重県で行われた調査では、事件後に必要な支援として、支援サービスに関する情報提供、それから専門家による精神的なケア、支援団体の紹介、連携、検察庁へ行くときの付き添い、見舞金の給付など、こういった事柄が高い水準となっております。

市として犯罪被害者等に相談された場合、どのような相談体制になっているのか、もう一度お伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

服部危機管理監。

○危機管理監（服部政徳君登壇）

基本的には、先ほどもご答弁させていただきました、公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターと連携していくことを考えておりますが、よりよい支援を行っていくためにも、相談内容によりまして、三重県や県設置のみえ性暴力被害者支援センターよりこ、三重県警察本部などの関係機関や民間支援団体などと今まで以上にしっかり連携を密にし、取り組み強化を図ってまいりたいと存じます。

また、市の対応でございますが、被害者の多くは被害後にさまざまな手続が必要となることが考えられます。その際には、被害者の方に各部署へ足を運んでいただくのではなく、当事者のプライバシー等に配慮し、別室において全ての手続を行うワンストップ対応が必要であると考えております。窓口である防災安全課が中心となり、各関係部署と連携し対応してまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

本当にやってくださいね、そのこと。

先ほどマスコミで二次被害になると申しましたけど、市の対応によって二次被害になるということもあると聞いております。だから、しっかりとたらい回しにせずに向き合っていただきたい。また、先ほどもホームページに記載をしていただくというふうに言っていただきましたけど、私もホームページを見ましたら何も載っていなかったの、やっぱり意識が低いというか、これは防災安全課だけじゃなくて私自身もそうだったんですけど、15年たっているんで、基本法ができて。だから、やっぱりしっかりと、亀山市で相談が一件もなかったといっても、もしかしたらつながらなくて苦しんでおられる方がいらっしまったんじゃないか、そんなふうに感じますので、このことはしっかりとお願いをしたいと思います。

次に、経済的な支援についてお伺いをしたいと思います。

基本法の第13条には、給付金の支給に係る制度の充実が地方公共団体に義務づけられております。先ほども事件の手続の問題や金銭的な問題についてお話しました。被害者や家族が極限の中で対応を迫られております。4月から施行しました三重県条例では、都道府県では初めて経済的な負担の軽減策がうたわれております。具体的には、遺族見舞金60万円、重傷病見舞金20万円、精神療養見舞金5万円が支給されると言われております。

また、四日市市も経済的な負担の軽減として、遺族支援金30万円、重傷病支援金10万円、またそのほか家事援助費用、一時保育費用、転居費用、家賃補助など、まさにきめ細かに支援をされるように条例の中で規定をされております。

そこで、亀山市独自の給付金等の考え方についてお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

服部危機管理監。

○危機管理監（服部政徳君登壇）

亀山市は、現時点では犯罪被害者に特化した制度や施策はございませんので、取り組み状況をご説明させていただきます。

亀山市の犯罪被害者等支援に係る取り組み状況でございますが、三重県を中心に犯罪被害者等支援施策、市町担当者会議が設置されており、年2回ほど開催され、他市町の対応状況等を把握するため参加しているところでございます。

この会議では、検察庁などの機関の取り組みを研究し、三重県及び他市町との情報共有を図りつつ、それぞれの支援体制を行っているところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

亀山市、まだ何もスタートすらしていないので、これから本当にこういうことも考えていかなければならないのではないかと思います。

先日の新聞に、京都アニメーション放火殺人事件というのがありました。60人を超す死傷者が出たこの事件で、その負傷者の遺族が京都府や兵庫県、それから静岡県に分散しているため、支援金をもらえる人ともらえない人がいたと掲載をされておりました。市民がどこで犯罪に巻き込まれるかわからない中で、経済的な支援は、私は考えていく必要があると思います。

次に、保健・医療・福祉サービスの提供についてお伺いをします。

この極限に置かれた被害者家族が日常生活に戻るにも、非常に時間がかかってまいります。仕事もできない、家事もできない、育児もできない、同じところに住むこともできない、一つ一つのこの困り事に細かく対応する必要があるとございます。そこまでみえ犯罪被害者総合支援センターではやってくれません。

もう一つ認識しておかなければならないのが、この一つ一つの事柄も時間の経過に従って支援ニーズが変わってくるということであります。事件後の急性期から安定期、回復期と、支援する内容が変わってまいります。それには、医療と介護の連携や訪問看護、また社協の生活困窮の対応やCSWなどの取り組みなど、今亀山市にあるさまざまな仕組みや取り組みを活用しなければなりません。

医療や福祉のサービスについて、その認識と、当市でできる具体的な内容についてお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

井分健康福祉部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

まず、当該問題の認識でございますが、議員るる申されましたように、私どもといたしましては、犯罪等により被害を受けた方及びその家族、またはご遺族は、生命を奪われる、また家族を失う、障がいを負わされるといった直接的な被害に加え、周囲の偏見や心ない言動等によりまして心身の不調、また経済的な損失等の二次の被害や、加害者からの再被害や、再被害を受けるかもしれないという恐怖、不安等に苦しめられ、心身のケアが重要であるという認識に立ってございます。

そういった中で、先ほどご質問を頂戴いたしました、災害被害者等基本法第14条では、国や地方公共団体に対し、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により、心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた親切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供できるよう必要な施策を講じるものとされております。

先ほど来、防災安全課からも答弁をされておりますように、まず関係機関との連携の中で、県や他の市町村の状況を注視しながら、犯罪等により被害を受けられた方、ご家族、ご遺族の方に寄り添い、心身の状況に応じた円滑な支援を行ってまいりたいと考えております。

それを具体的に、先ほど事例を申されましたように健康福祉部に置きかえますと、端的に考えますのは相談業務からのスタートかと考えております。具体的に申し上げますと、医療費関係であったり、また自立生活支援であったり、究極は生活保護等の福祉サービスの支援が想定されるものでございまして、この法律の趣旨に従いまして、市町村、亀山市としての責任を全うしたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

まず、基本法をしっかりと認識をしていただいて、これは全庁的にお願いをしたいと思います。さっきの二次被害にならないように、どこの部署に行ったとしても、適切な支援が受けられるようにしていただきたいと思います。

それで、犯罪被害者等支援に関しては、兵庫県の明石市が非常に先進地として知られております。一部紹介させていただくと、支援金や貸付金、弁護士による法律相談、臨床心理士による心理相談、刑事裁判、民事裁判に出る場合の旅費など、被害者やご家族に寄り添った支援の取り組みをしておりますので、しっかりと学んでいただきたいと思ひますし、先ほど来言っておりますが、防災安全課、総合窓口になっておりますので、この部署の本当に使命は大きいと思ひますので、ぜひお願いをしたいと思ひます。

もう一点確認をしておきたいと思ひます。子供の場合の対応についてお伺いをしたいと思ひます。

自分が直接犯罪被害者でなくても、兄弟や姉妹など家族が被害に遭ったことによって、心に深い傷ができてしまう場合も考えられます。

私、ずっと調べておりましたら、教育委員会の議事録に、服部教育長が以前、犯罪被害者支援に関して仲先生の講演を聞かれたとありました。このような場合の教育委員会の役割について、教育長の見解を求めます。

○議長（小坂直親君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

児童・生徒の家族等が犯罪被害に遭われる場合も十分考えられます。そのような場合、児童・生徒本人の心理面に十分配慮した慎重な対応が求められるものと考えております。教育委員会といたしましては、学校と緊密に連携し、当該の児童・生徒あるいは保護者等に十分寄り添った対応が必要と認識しております。

まず、必要に応じてスクールカウンセラー等の派遣を行い、児童心理の専門家の立場から助言を得ます。そして、必要に応じて子ども支援グループや児童相談所等の関係機関を交えたケース会議等を開催して、その状況に応じた支援内容を検討してまいります。

学校では、周囲の子供たちが当事者に対して偏見を持ったり、心ない言動等を受けたりすることのないよう、犯罪被害者等の心情を理解する学習や、自分自身が当事者になることも想定した学習

を、人権学習等を通じて実施することも大切かと考えております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

ありがとうございます。本当にそのようにお願いをしたいと思います。

次に、SNSを通じた犯罪から子供を守るための対策についてお伺いをしたいと思います。

先月、行方不明になっていた大阪市の小学校6年生の女子児童が栃木県小山市で無事発見された事件が起きました。逮捕された男が大阪市内の公園に女子児童を誘い出し、栃木の自宅まで連れ去ったというのが概要ではありますが、そのときの連絡手段がツイッターを使っていたことで、マスコミに大きく取り上げられておりました。

SNSを通じて児童買春や誘拐などの犯罪被害に遭った18歳未満の子供は、平成29年には1,813人と過去最高となり、昨年も1,811人であったと言われております。子供たちは、SNSでつながった相手と面識がなくても、知らない人ではなく知り合いと認識し、警戒を緩めてしまうのではないのでしょうか。まして、相手が犯罪者であるかもしれないという想像力は大人よりも乏しいと言えます。教育現場でどのような対策が考えられるのか、またされているのかについてお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

草川教育部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

SNSを通じた不特定の相手とのやりとりから重大事件に発展するケースが全国的にも続いております。

市内においても、多くの児童・生徒がスマートフォン等を所持、または利用している状況があります。学校では、SNSやインターネット等に起因するトラブルを未然に防止するための情報モラル教育を全校で実施し、子供たちが情報機器を利用する上での利便性と同時に危険性を知るとともに、正しい利用方法について、子供の発達段階に応じた資料や教材を用いて指導を行っているところでございます。

そのほか、日常生活に関する定期的なアンケートや教育相談、また万一トラブルに巻き込まれそうになったときに子供たちが相談しやすい窓口の紹介なども行っております。

さらに、保護者や市民に対する啓発や協力依頼につきましては、スマートフォン等の使用に関して、家庭でのルールづくりやフィルタリング機能の設定など、学校が開催する懇談会や市の広報を通じて、現状と対応について考える機会を設けております。

今回大阪で発生しました小学生の誘拐事件等を受け、改めてSNSやインターネット等の危険性を教職員が再認識するよう市内各校に注意喚起するとともに、指導資料の提供も行いながら、児童・生徒の適切な指導を促したところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

29年度の亀山市のスマートフォン等の使用に関する実態調査結果というのは、教育民生委員会

で30年の3月15日にいただいております、この中でも携帯を持ち始める時期が低年齢化しているとか、それからフィルタリングをかけているかどうかは本人は全然わからないというような状態で、それは家庭による状況もあるかと思いますが、機会を見てこういった危険というのを知らせていただきたいと思います。

最後に、条例制定の考え方についてお伺いをしたいと思います。

昨年の時点では、研究するという答弁でありました。以前というか、過去に三重県四日市市で中学生の女子児童が殺害された事件がありました。そのご家族が辛い思いを抱えた中で、この三重県内各市町を回られて、犯罪被害者等支援と条例制定について訴えておられると聞いております。三重県市議会議長会でもお話をされたと聞きました。さらに、亀山市にも直接お越しになり、櫻井市長にもお会いしたと聞いております。犯罪被害者のご家族の訴えを聞かれて、市長に亀山市における条例制定について見解を求めたいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

深い悲しみや辛い体験から立ち直って、回復に向けて再び歩み出すことができるよう、15年前にこの基本法が制定をされて今日を迎えております。そのような中で、三重県が平成31年4月1日に、また四日市市でも令和元年10月4日に犯罪被害者支援条例が施行され、運用がなされている状況でございます。

今、議員ご紹介いただきましたが、私自身も平成25年に朝日町の女子中学生が犠牲となりました事件でのご遺族の方にお会いをして、市役所へお越しをいただきました。直接切実な思いをお伺いをさせていただいたところであります。

その上で本市といたしましても、犯罪被害者へ寄り添う環境づくりというのは大変重要と思っておりますし、現状は先ほどご指摘のとおりのようなことであります。これをしっかりと体制を整えていくということにつきましては、強く認識をさせていただいております。

犯罪被害者等支援に係る条例の制定につきまして、先行をされました三重県四日市市の条例制定後の運用状況等をしっかり見きわめつつ、私どもとしても制定に向けて前向きに検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

ぜひお願いをしたいと思います。

この犯罪被害者支援というのはやっぱり多岐にわたっております、私もちょっとどこの計画に落とし込んだらいいんだろうと考えてみたんですけど、なかなかそういうところってないんですね。だからやっぱり条例を制定する必要があるのかなと思います。

亀山市は平成26年に犯罪のない安全で安心なまちづくり条例を施行しております。この条例では、犯罪の未然防止のための環境整備を目的に、市民や事業者、地域活動団体等が協力、連携していくことになっております。安全・安心なまちづくりの推進には、非常に重要な条例となっております。

ただ、この条例によって、犯罪が起こらないわけではありません。今回、前向きに条例を制定していきたいと市長のほうから言っていただきましたので、ぜひ本当につくっていただいて、担当窓口をしっかりとするという事は大事なんですけど、新たなことをする必要はなくて、亀山市ではしっかりと福祉の連携とかもできていますので、支援の手がしっかりとそこにつながるようにしていただきたいと思います。

それで、次に移らせていただきます。

高齢ドライバーによる交通事故のための安全装置等の設置補助についてお伺いをしたいと思います。

ことし4月、東京池袋で母子が亡くなった暴走事故や、6月に福岡市早良区で発生した多重事故、また、亀山市内でも先月ブレーキの踏み間違いによる事故など、高齢者の自動車運転による痛ましい事故が続いております。

警察庁の発表では、自動車運転に不安を覚える高齢者などの昨年の相談件数は全国で11万5,245件に上っております。また、そういった相談をしやすくするため、都道府県警の相談電話につながる全国共通短縮ダイヤル「#8080（ハレバレ）」の運用を11月22日から始めております。

交通事故は運転手に起因するものの割合が約9割を占めると言われ、死亡事故を起こした件数のうち、脇見運転や前方不注意などの安全運転義務違反によるものが最も多いと言われております。75歳以上の高齢者では、アクセルやブレーキの踏み間違いといった操作ミスが特に高くなっております。

こういった事故を受け、近年、高齢者の運転免許返納の動きが活発になっていると聞きますが、亀山市の現状についてお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

服部危機管理監。

○危機管理監（服部政徳君登壇）

亀山市の運転免許証自主返納者数でございますが、直近5年間の推移を申しますと、平成27年56人、平成28年は63人、平成29年は166人、平成30年は138人、令和元年10月末現在でございますが、180人であり、平成29年から運転免許証自主返納者数が急激に増加しており、その要因としましては、高齢者運転者対象としての道路交通法が改正されたことが大きな原因であると伺っております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

今管理監がおっしゃったように、本当に29年からぐっと上がっているということが今の数字でよくわかりました。

都会と違って、公共交通困難地域である亀山市を含む地方では、高齢者が生活のために生活の足として運転せざるを得ない現状があります。総務省の平成30年度版情報通信白書では、昨今の核家族化や過疎化の影響を受けて単独世帯が年々増加し、その割合は2019年現在約35%であるのに対し、2040年には40%に達すると見込まれております。中でも、未婚や離婚のほか、死

別などの影響も受けやすい65歳以上の単独世帯数の増加は顕著で、今現在700万世帯が2040年には900万世帯に達する見通しであります。

当市では、新たな高齢者の移動手段の確保として乗合タクシーが行われております。無料券の配付などによって当初より登録者や利用者数がふえていると、今回の資料にも、それが提出されておりましたけれども、まだまだ普及しているとはいいがたいものであります。また、タクシー券も配付をしていただいておりますが、存続の声が非常に高くありますが、1年間にわたる移動手段の確保として1万円でカバーできるとは到底思えません。このように、免許返納したくてもできない状況も亀山市を含む地方にはあります。

一方で、国立長寿医療研究センターの島田裕之センター長によりますと、脳や体を使う車の運転が認知症のリスクを軽減できる効果があり、高齢者が運転を中止した場合、生活範囲の縮小や心身機能の低下を招き、運転を継続した高齢者と比べて要介護状態になる危険性が約8倍に上昇することも明らかになっています。

福祉部門として、免許返納によって認知症リスクが高まることの認識について伺いたいと思います。

#### ○議長（小坂直親君）

井分健康福祉部長。

#### ○健康福祉部長（井分信次君登壇）

先ほど議員申されましたように、高齢者人口の急増とともに認知症患者数は増加しておりまして、2025年には65歳以上の高齢者の4人に1人が認知症になると言われてございます。

現在、市では安全装置等の助成を行っておられないわけでございますけれども、国や県では高齢者の交通事故防止の対策といたしまして、安全運転サポート車、後づけ安全支援装置の普及促進を実施するために、購入者への助成を実施する補助制度の創設を検討しておる中で、この動向に注視している状況でもございます。

そういった中で、福祉的なことになりましたが、今日、免許返納により外出支援が減ることによって認知症リスクが高まるというような言われ方もされてございます。そういった中で、市では認知症の早期発見を考えておりまして、認知症になっても安心して生き生きと暮らせるまちづくりを目指して、高齢者を見守る方々に対しまして、例えば認知症サポーター養成講座や認知症サポーターステップアップ講座を開講してございます。

また、世界アルツハイマー月間に合わせて認知症市民公開講座in亀山を開催するなど、市民の皆様が認知症に関する正しい知識を持って、地域や職域で認知症の人やその家族を見守り、支援していただけるよう普及啓発に努めているところでもございます。

また、一方でございますが、平成29年度より改正をされてございます総合事業、こちらは介護予防であったり日常生活総合事業のことでございますが、こちらにおきましても介護予防教室、またサロン活動、老人クラブ活動など、高齢者が定期的、日常的に歩いて通うことができる各地域の通いの場の活用を進めてございまして、開催回数や参加人数は年々増加しているのはご承知のとおりでございます。今後はより広い地域に通いの場を設けることができるよう、出張介護予防教室等を開催するなど空白地域の解消に努め、周知をしてまいりたいと考えております。

また、本年度より社会福祉協議会に配置をいたしました生活支援コーディネーターも各地区を回

り、地域の皆様と連携をしていることをございまして、これらを総合的に組み合わせる形で、こういった対策を講じてまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

長々のご答弁いただきましたけど、私が聞いたかったのは、その免許返納によって認知症のリスクが高まるということが、私が今紹介をさせていただいたこの島田先生によりますと、8倍に上昇するということをおっしゃっておりますので、その認識について伺っただけで、介護予防されているとか総合事業されているということをおっしゃるというような答弁を求めたわけではありません。

単純に考えて、免許を返納して運転をしなくなれば生活は一変します。本当は体力が落ちたからこそ、その移動手段として車を使ったりするんですけど、その手段を失えば家から出てこれなくなる、また地域社会と隔離をされ、塞ぎ込み、病気の発症、これは想像がつきます。特に男性が多いと言われております。

もちろん認知症によって免許返納はしていただかなければなりません。政府は、国内で販売される新車に自動ブレーキの取り付けを2021年度から義務づける方針であると聞いております。また、近年、先ほどちょっと部長が触れられましたが、自治体が後づけで踏み間違いを抑制するなどの安全装置の補助制度などを設けております。調べただけでも全国28の自治体で行っております。三重県では志摩市が行っていると聞いております。

高齢者の移動手段の確保と認知症予防の観点から、補助制度の導入の考え方についてお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

服部危機管理監。

○危機管理監（服部政徳君登壇）

補助制度についてご答弁させていただきます。

先ほども議員おっしゃられましたように、亀山市では高齢者の移動手段の確保として、乗合タクシー制度が運転免許証自主返納者の利用が図れるように制度化してあるところでございます。

衝突被害軽減ブレーキ及びペダル踏み間違い加速抑制装置を後づけした場合の補助金でございますが、先ほども議員おっしゃるような、三重県内では志摩市が70歳以上の人に、衝突被害軽減ブレーキ及びペダルの踏み間違い時加速抑制装置搭載の新車の自動車を購入した場合は3万5,000円、ペダル踏み間違い時の加速制限装置を後づけした場合、2万円の補助金を交付されております。

国のほうでも、先ほど申されましたように制度化されておりますが、県のほうでも安全運転サポート車、後づけ安全運転支援装置購入者への助成を実施する市町への補助制度の創設を検討されているとも伺っており、本市といたしましても三重県他市町の動向を注視しながら検討してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

他市町の動向を研究しなくても、本当にやっぱり地域の中から大きな声が上がっておりますので、ぜひ亀山市でも導入するようお願いを申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

10番 森 美和子議員の質問は終わりました。

以上で、本日予定しておりました通告による議員の質問は終了しました。

次に、お諮りします。

質問はまだ終了していませんが、本日の会議はこの程度にとどめ、あすにお願いしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

そのように決定しました。

あす11日は午前10時から会議を開き、引き続き市政に関する一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでございました。

（午後 5時29分 散会）

令和元年12月11日

亀山市議会定例会会議録（第4号）

●議事日程（第4号）

令和元年12月11日（水）午前10時 開議

第 1 市政に関する一般質問

---

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

●出席議員（18名）

1番	草川卓也君	2番	中島雅代君
3番	森英之君	4番	今岡翔平君
5番	新秀隆君	6番	尾崎邦洋君
7番	中崎孝彦君	8番	豊田恵理君
9番	福沢美由紀君	10番	森美和子君
11番	鈴木達夫君	12番	岡本公秀君
13番	伊藤彦太郎君	14番	前田耕一君
15番	前田稔君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

---

●欠席議員（なし）

---

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	西口昌利君
総合政策部長	山本伸治君	生活文化部長	佐久間利夫君
健康福祉部長	井分信次君	産業建設部長	大澤哲也君
上下水道部長	宮崎哲二君	危機管理監	服部政徳君
総合政策部次長	落合浩君	生活文化部次長兼 関支所長	青木正彦君
健康福祉部次長	伊藤早苗君	産業建設部次長	亀渕輝男君
生活文化部参事	深水隆司君	生活文化部参事	谷口広幸君
健康福祉部参事	豊田達也君	産業建設部参事	久野友彦君
産業建設部参事	草川保重君	会計管理者	渡邊知子君
消防長	平松敏幸君	消防部長	豊田邦敏君
消防署長	原博幸君	地域医療統括官	伊藤誠一君
地域医療部長	古田秀樹君	教育長	服部裕君
教育部長	草川吉次君	教育委員会事務局参事	亀山隆君
監査委員	渡部満君	監査委員事務局長	木崎保光君

●事務局職員

事務局 長	草 川 博 昭	書	記	水 越 いづみ	
書	記	村 主 健太郎	書	記	西 口 幸 伸
書	記	大 川 真梨子			

---

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（小坂直親君）

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第4号により取り進めます。

これより日程第1、市政に関する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

1番 草川卓也議員。

○1番（草川卓也君登壇）

会派結の草川でございます。

通告に従いまして一般質問をとり行います。

主なテーマは、亀山版SDGsと地域公共交通、また災害対策となります。よろしく願いいたします。

まずは、令和2年度行政経営の重点方針に掲げられました亀山版SDGsについてということで質問させていただきます。

以前、私がソサエティー5.0についての質問をした際、関連してSDGsについても質問を行いました。その際にも簡単には説明させていただきましたが、まだまだ定着しているとは言えない新しい概念でありますので、再度説明を簡単にさせていただきたいと思っております。

1枚目の資料をごらんください。

SDGs、持続可能な開発目標とは、誰一人取り残さない、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする17の国際目標とあります。SDGsが掲げる目標は、先進国、発展途上国を問わずに世界全体の経済、社会、環境という3つの側面を統合した持続可能な社会づくりを推進するものであります。

17という多様な目標の追求は、日本の各地域における諸課題の解決にも貢献するもので、地方の持続可能な開発、すなわち地方創生を推進する自治体SDGsと言われ、近年広がりを見せております。多くの自治体が今後直面するであろう少子・高齢化、地域経済の縮小などの難しい局面を従来とは異なる切り口で突破しようと模索しているところであり、そのための新たなツールとして、世界中の国や自治体、企業などが取り組んでいるSDGsの活用に注目が集まっているわけでございます。

SDGsに参画するということは、SDGsに取り組むあらゆる国や自治体、企業などとパートナーになってさまざまな形で連携しながら、おのこの地域課題に取り組み、持続可能な地域を構築していくこととなります。一方で、目標が多過ぎる、導入方法がわからないなどといった問題点が指摘されているのも事実であります。

再度資料を見ていただきたいんですけども、17の目標が真ん中の左側にカラフルなアイコンとともに記載されております。この資料には記載されていませんが、17の目標をより具体的な項目に分けて169のターゲットと呼ばれる小目標が設定されています。さらにそれらの目標達成度を測定するための評価尺度である232の指標も提示されています。また、少しこの17の目標に目を向けていただければわかるように、貧困をなくそう、飢餓をゼロにといったように、そのままではとても自治体の目標に当てはめることができないような内容であることがわかります。

これらSDGsの国際目標を、地域レベルの課題解決に適用するための翻訳作業が必要になってきます。亀山市ならではの独自性のあるSDGsの取り組み、SDGsの独自性、独自化が必要であります。私はそれが第一義的な亀山版SDGsの確立だと思っています。それをどのように行っていくのか、その過程について、今回の質問でできる限り明らかにしたいと思っております。

そこで、SDGsを市政に取り入れる決断をされた市長の、まずこの亀山版SDGsに対する思いをお聞かせいただきたいと思っております。

#### ○議長（小坂直親君）

1番 草川卓也議員の質問に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

#### ○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

亀山版SDGsに対する市長の思い、考え方についてというお尋ねであります。

本市は、平成22年に亀山市まちづくり基本条例を制定いたしました。そのときに今日のSDGsの理念にも通じます持続可能性の原則ということ、その概念を9つのまちづくりの基本原則の一つに掲げまして、本市独自のまちづくりを展開いたしてまいりました。その心は、一旦馬力ではなくて、将来へ持続的な成長を果たすことの意味、あるいは現在及び将来世代に対する責務を果たそうという思いを込めたものでございました。

また、第2次総合計画の将来都市像「緑の健都かめやま」には、持続的に発展し続けられる健康都市でありたいとの思いを込めておりまして、そうした観点からも総合計画に位置づける施策の推進は、今、議員ご紹介いただきましたSDGsが掲げるさまざまな目標群の達成にも寄与するものと考えております。

こうした考え方のもと令和2年度の行政経営の重点方針に、亀山版SDGsの確立を掲げまして、世界水準のこのSDGsをまさに本市の実情に沿った形で適応させながら、今後の政策展開に活用してまいりたいと考えるものでございます。具体的には、地域特性や亀山市の事情を考慮した目標、いわゆるゴールを設定するとともに、産業立地の促進を初めとする経済、そして社会、環境といった3つの側面を統合的に捉えて、それらの調和をもって好循環のシナリオを見出していくことで持続可能なまちづくりの実現につなげてまいりたいと考えているところでございます。

その確立に向けましては、これまでの市の取り組みをSDGsの視点で検証するとともに第2次

総合計画後期基本計画を初め、今後策定等を図るべき諸計画において、SDGsの視点も踏まえた計画立案のあり方を検討いたしてまいりたいと考えておるところであります。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

私なりの解釈として、亀山版SDGsと言いますと、本当に簡単に言ってしまうと亀山市の真の豊かさを再発見し、また再構築していくことであると思っております。SDGsの国際目標を実現するために、亀山版SDGsがあるのではなく、SDGsというのはあくまで羅針盤的な、そういったツールであって、亀山市の真の豊かさを市民全員で共通理解し、実現するために、亀山市独自の取り組みを策定することが亀山版SDGsだと考えております。

先ほどから真の豊かさという表現を使っておりますが、SDGsの豊かさとは、経済的、物質的な豊かさだけではなく、多様性であったり、公平性、安心、希望、また感動や生きがい、優しさ、誇りであったりとか、そういった精神的な豊かさを統合したもので、これは国境、世代を超えて変わらない人が幸せに生きていくために欠かせない条件であると思っております。そんな真の豊かさにあふれるまちをつくり出していくことこそが、持続可能な社会をつくることにほかならないと考えております。

では、もう一度ちょっと市長に1つ伺いたいと思います。

そういう真の豊かさについてお話しさせていただきましたけれども、市長の考え、亀山市の真の豊かさというものについて、一言いただければと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

大変難しいご質問でございますが、亀山市の本当の真の豊かさとは何なのか、そのところについては、やはりこのまちが今日まで担ってきた、あるいは育んできた歴史とか、文化とか、人の営みとか、産業技術でありますとか、こういうものを本当に調和をさせていく風土、あるいは仕組み、これが、中で5万市民が本当に穏やかに、そして幸福を実感できるような暮らしを継続できるということであろうかというふうに思います。

また、その取り組みが、その世代だけではなくて、本当に将来世代へとしっかり継承され発展ができるような、そういうまちというのは本当に真の豊かさを持ったまちであろうというふうに思っております。

ややもすると時代のいろんな価値観とか時代の変遷の中で、その価値観やライフスタイルが変わってまいりますが、しかし拡大や効率だけを求めるのではなくて、やはり量を求めるだけではなくて、同時にその質を求めていく、暮らしの質を求めていくような環境を整えていくということが真の豊かさではないのかな、また5万市民、多様な市民のそれぞれの多様な方がこのまちで幸福を実感しながら暮らし続けられると、このことが真の豊かさの一つではないかというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

ぜひその真の幸福を実感できるまち、そしてそれを継承していけるような、そのために今、亀山市に最上位計画として総合計画というそういった軸があり、それに基づいてさまざまな計画、さまざまな施策が実行されているところだと理解しております。

それで、次の話に行きたいんですけども、亀山市の総合計画、これは2025年までの計画となっております。一方、先ほどの資料をもう一度ごらんいただきたいのですが、SDGsは2030年までの目標でございます。亀山版SDGsの確立において私が考える大切なキーワード、この資料に3つ記載いただいております。2030年を期限とした目標であるということ、2つ目が参画型、すなわち全市民、行政、企業など、あらゆる全ての主体が参加するという、3つ目が統合性、社会、経済、環境の3側面を統合的に取り組むということ、この3つが亀山版SDGsの確立には欠かせないと思っております。

そこで伺いますが、亀山版SDGsを確立するために、2030年の亀山市のあるべき姿を示した2030年ビジョンというものを策定する必要があるのではないかと考えますが、見解を伺いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

ただいま議員からご紹介いただきました真の豊かさ、幸せを求めるといえるものは、まさに市の最上位計画であります第2次総合計画で位置づけた市の将来都市像「緑の健都かめやま」、これは自然、歴史、産業が調和したまちと、心身ともに健やかな日々を過ごせる人の暮らしを本市の心地よさを考えた中で、それらをさらに高め、時代へつなげるため持続的に発展し続ける都市を目指すというものでございまして、まさにSDGsの考え方と合致するものと考えております。

そうした中で、今ご指摘のように、SDGsの目標というのは2030年でございます。また、市が策定をいたしました第2次総合計画は9年間の計画でございまして、2025年でございまして、5年間の差異がございまして、これにつきましては、現在、SDGsと関係性の深い行政計画であります環境基本計画、こういったものの策定も進めておりますが、その目標年次を2030年とする予定でございまして、こうした計画の中でも2030年ビジョンに相当するような考え方が整理できていくものというふうに考えております。

そういったことから、議員ご指摘のSDGsの2030年ビジョンを、今現在新たに策定するというところについてはまだ考えていないところでございます。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

SDGsに関連の深い環境基本計画、これを2030年までの計画ということで、そこに可能な限りそういったビジョンも盛り込める範囲で盛り込むという、そういったご答弁だったと思います。

それはぜひ進めていただきたいんですけども、先ほども私申し上げました3つの重要な視点で、参画型ということを取り上げました。市民全員で亀山市の2030年のあるべき姿を共通理解した上で、全員で行動する、そういったパートナーシップを結ぶというのが亀山版SDGsの視点にぜひ欲しい

など思っております。

具体的にどうしていくのか、どういけばいいのかと申し上げますと、あくまで提案でございますが、2枚目、3枚目の資料をごらんください。

これは滋賀県の事例でございますが、滋賀は基本構想という形式で2030年ビジョンを示しております。特に強調しているのは、みんなで目指すというところなんです。みんなの力を合わせ滋賀の未来をつくっていくための未来ビジョンとされています。まさに先ほど2つ目に上げた参画型で、行政だけでなく住民一人一人が将来ビジョンを共有し、共同しながら構想を策定したものだと言えます。事実、この基本構想審議会を調べてみますと、高校生まで含む、また現場に近いさまざまな団体の代表が委員に名前を連ねてみんなで作るという、そういった過程が重視されていると伺っております。

そこで、市民の参画、SDGsに欠かせないところでありますので、亀山版SDGsも同様の手法、それ以上に直接的に市民の考え、真の豊かさを踏まえた2030年ビジョンを策定するというのが好ましいと思っておりますが、今後そういったことを検討課題、検討していくという考えはあるのか、お聞かせいただきたいと思っております。

#### ○議長（小坂直親君）

山本部長。

#### ○総合政策部長（山本伸治君登壇）

まず、総合計画などの行政計画の策定に当たりましては、これまでからも議会を初め、市民各種団体、地域経済界など、幅広くご意見等をお聞きし、できる限り計画に反映をしてきたものでございます。そうした意味で、今後とも市民、企業、団体、いわゆるステークホルダーとなりますが、そういった方々の参画も得た中で、計画の策定を進めてまいりたいというふうに考えております。

それと、議員ご指摘のSDGsの2030年ビジョンの新たな策定でございますが、先ほど現在のところは策定を考えていないということではございましたが、そういったSDGsの考え方を各計画の中に落とし込んでいくということは非常に重要な視点でありますし、そうした中で、落とし込んでいく中で、2030年ビジョンの策定が必要な場合につきましては、そういったところも検討してまいりたいと考えているところでございます。

#### ○議長（小坂直親君）

草川議員。

#### ○1番（草川卓也君登壇）

市民の参画というところは今までもやっているというお話、確かにそれは一定程度やられていらっしゃるということだと思いますが、やはり亀山版SDGsと掲げたからには、やっぱりもう一步踏み込んだ取り組みまで進めていただければなと思います。

ちょっと順番を変えまして、（4）番の目標と指標の設定のところに行きたいと思っております。

政策に落とし込んでいく、計画に落とし込んでいくというお話をいただいておりますが、その前にまず、やはり最初に行うべき必要な作業として、これまで亀山市の取り組み、SDGsに沿って評価をするということが必ず必要になると思っております。今まで答弁でも幾つかいただいておりますけれども、もう少し詳細に今までの取り組みを、SDGsに沿って評価していく具体的なターゲットを番号を上げるなどしてお答えいただければと思います。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

まず、市が進めます政策の中でSDG sの取り組み、これをどのように評価していくかということですが、まず前期基本計画の施策・事業につきましては、SDG sのゴールやターゲットと照らしまして、それらとの関係性を初め、経済、社会、環境の3つの側面を統合的に捉えた中で、これが全体最適に向けた市の現状などをきっちりと整理していくという必要があると思います。

具体的に申し上げますと、市の総合計画の中には、30の基本施策、これはSDG sの中ではゴールというふうに認識をしておりますが、あと110の施策の方向、これはターゲット、あと329の個別施策、これもターゲットというふうに認識をしておりますが、こうしたものを個々に評価することによりまして、SDG sの考え方がその中で生きてくると、そのように考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

今、総合計画をうまくSDG sのゴールとターゲットに当てはめていくことができるということだったと思います。

では、今後、亀山版SDG sが優先して取り組んでいく、そういった政策課題というところをちょっと伺いたいんですけども、この令和2年度行政経営の重点方針には、環境・文化施策の推進と亀山版SDG sの確立という表記だったと思います。将来にわたり亀山版SDG sにおける優先項目としてこの環境・文化施策というものをここに置いたという認識でよろしかったでしょうか。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

まず、令和2年度行政経営の重点方針につきましては、政策、行財政、組織の3つの側面から構成をされておりまして、そのうち政策面につきましては、本市の環境施策の基本をなします環境基本計画の策定など環境施策の推進と、あと令和2年が日本書紀編さん1,300年の節目の年に当たるということで、文化に関する各分野を包括的かつ継続的に高めるアクションイヤー「かめやま文化年2020」の展開などを踏まえ、文化施策の推進が行政経営の重点方針に盛り込まれたところでございます。

また、本格的な人口減少社会の中で、ますます都市自治体においては、持続可能な地域社会の形成に向けた構想力が求められておりますことから、その対応策といたしまして亀山版SDG sの確立が掲げられたところでもございます。

これらの双方間には関連性はございますが、亀山版SDG sにおきまして、環境や文化、これが特に優先されるといった考え方に立つものではないということでございます。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

それでは次、(3) 番のところに移りたいと思います。

推進体制の構築というところでございます。またちょっと滋賀県の事例なんですけれども、滋賀SDGs×イノベーションハブという組織が滋賀県のほうでは立ち上げられております。どういったものかといいますと、産業界や金融界、また行政が連携して、そういった社会的課題解決につながるイノベーションを創出するとともに、新たなビジネスモデルの発掘、構築を目指すという、そういったものでございます。まさにSDGsの3本柱である環境、社会、経済の好循環を生む具体的な取り組みであると思ひ、亀山市でもこういった横のつながりというものをぜひ亀山版SDGsの推進とともにつくっていただきたいなと思うんですけれども、こういった市民やもちろん、産業界、金融界、行政機関などあらゆる利害関係者との連携、いわゆる水平的連携についてはどういった方針を持っていらっしゃるでしょうか。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

市民や各種団体、経済界、企業など、いわゆるステークホルダーとSDGsに関する水平的な連携につきましては、これまでから各種計画の策定時には、審議会等の設置やワークショップの開催等を通じまして、市民を初め関係団体等から広くご意見をいただいていたところでございます。

また、施策の推進段階におきましても、多様な団体との協働により進めていく考え方でございますので、そうした仕組みを生かしながらSDGsにおきましては、さらにそうした各種関係団体との関係を深めまして、水平的な連携につなげてまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

それでは、今度は庁内の話でございますが、この亀山版SDGsの確立のために、庁内の推進体制というのはどのように検討されていらっしゃるでしょうか。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

SDGsを取り入れた庁内の推進体制でございますが、令和4年度にスタートする後期基本計画につきましては、令和2年、令和3年の2カ年で後期計画の策定を進めてまいりますが、その中で、当該計画をつくる際に、庁内の策定組織というものを立ち上げる予定になっておりまして、このSDGsの視点を取り入れた計画策定につきましても、こうした組織を活用することによりましてSDGsの庁内連携体制の構築も検討してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

先ほどからパートナーシップの重要性を私のほうで申し上げておりますので、そういったどのような体制で亀山版SDGsというのが庁内で推進されているのか、外部との連携が大切なものでありますので、その見える化にぜひ努めていただきたいなと思っております。

また、SDG sに取り組むメリット、最大化する方法として、SDG s未来都市という国の施策がございします。そういったところで先行事例に選ばれることによって、政府による財政支援を受けて、さらなる施策の推進を行うことができるという、そういった方法があります。いわゆる垂直的連携といいまして、国・県、ひいてはグローバルレベルでの連携、そういったものについてはどういった方針でいらっしゃいますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

国におきましては、平成28年度にSDG sの実施方針が策定をされまして、8つの優先課題と具体的な施策が位置づけられ、既に取り組みが展開されております。今、議員からもございました未来都市、これに対する財政支援、こうしたことも盛り込まれているところでございます。

また一方で、県におきましては、先般、来年度から4年間を計画期間とする（仮称）みえ県民力ビジョン・第三次行動計画、これは県の総合計画に当たるものでございますが、この最終案が取りまとめられて、その中で新しい概念であるSDG sの視点も取り入れていく考え方が新たに示されたところでございます。

こうした国・県の考え方や方向性も踏まえながら、亀山版SDG sの確立を図っていくことで、国や県との垂直的連携にもつなげてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

ちょっと最後のところになりますけれども、総合計画を初め各種計画への反映についてというところ、総合計画やその他各種計画への反映に関しては今までもご答弁の中で触れていただきました。

この項目最後の質問になります。これまでの質問の中でいろいろとご答弁いただきました。やはり亀山版SDG sという名前が出てきてまだ間もないというところもあって、まだまだこれからというところもあるのかなという印象を受けておりますが、この亀山版SDG sを確立する、これからその過程や優先すべき目標などそういったものを詳細にまとめた、いわゆるSDG s取り組み計画、そういった独自計画的なものを、個別計画というものを策定する、そういったお考えはございますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

亀山版SDG sといたしまして、総合計画を初めとしてさまざまな分野にわたる行政計画の策定時において、それぞれの計画の実情にあわせて柔軟にSDG sの枠組みや視点を取り入れてまいりたいと考えているところでございます。

あわせて計画策定についての全体的な調整もより適切に行えるよう、仕組み立ててまいりたいとも考えております。

なお、先ほどご指摘がございましたSDG sの取り組み計画、基本的な計画になるかと思いますが、これにつきましては、SDG sの視点を取り入れるに当たっての統一的なまず手順の作成につ

きまして、その必要性も含めましてさらに検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

まだ決まっていないところが多いところだと思いますので、引き続きその施策の経過を見守っていききたいなと思います。

続いて、多様な地域交通を一つのサービスに統合する亀山版Ma a Sの必要性についてというところで、誰もが行きたいところへ手軽に移動できる地域交通の形成について質問させていただきます。

まず1つ目、乗合タクシー「のりかめさん」の実績について伺います。これまで乗合タクシー「のりかめさん」の実績については、今回の提出資料にもございますが、登録者数2,980名、延べ利用者数1,167名と聞き及んでおります。おおむね昨年より増加傾向にあるということでございますが、現状に基づく令和元年度末の推計値と、あらかじめ設定していた目標値、当初想定値、これを比較した達成率について伺いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

乗合タクシーの目標値の設定でございますけれども、まず登録者数につきましては、運行開始3年目の目標数値、令和2年度の数値でありますけれども、1,600人と設定をしたところであります。本年10月末日現在での登録者数については2,980人となっております。目標数値を既に超えておるといところでございます。

次に、延べ利用者数でありますけれども、同じく運行開始3年目の令和2年度の年間の延べ利用者数を7,200人と設定しております。本年度はその目標人数の約80%の5,700人を目標としております。本年度10月までの7カ月間の延べ利用者数は1,167人でございまして、現在の利用状況に基づき、本年度末時点での延べ利用者数を推計いたしますと2,000人程度ということになります。昨年度半年間の延べ利用者352人と比較をいたしますと、大幅に増加はしておりますものの目標値と比較をいたしますと約35%程度の実績となる見込みでございます。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

ちょっと年度末推計の達成率が低調であるなど感じますが、その現状で乗合タクシー「のりかめさん」が市民に定着したと言えるのかどうか、そこについて見解を伺いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

乗合タクシーの運行によりまして、バス路線の再編による交通不便地域解消の限界、また運転免許証返納者の増加への対応などの公共交通の課題への対応ができておるといことで、市内地域公共交通としての環境整備については、確実に充実をしたものと考えておるところであります。

先ほど目標数値のご答弁をさせていただきましたけれども、その目標数値と比較をいたしますと、利用については低調であるものの、乗合タクシー利用者の約95%の方が無料体験乗車券を使って体験乗車もしていただいたおりにまして、またその無料体験乗車券を全て使い切った後も継続して利用されておられる方もお見えになるところでございます。これらのことから、まだまだ利便性などの改善の余地はあるかと思えますけれども、乗合タクシーを真に必要とされている方に新しい交通手段として着実に浸透しているものと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

着実に浸透しているということでございますが、実績として達成率のところの数字35%というところがどうしてもやはり定着したとは言いきれない部分かなと思えます。ただ、先ほど答弁の冒頭にありましたけれども、公共交通全体としての取り組みというところ、私はどちらかというところを重視すべきではないかと思えます。

私の考えですけれども、乗合タクシー「のりかめさん」単独の努力には、私は限界があるんじゃないかなと思っております。なので地域交通一つ一つ点で捉えるのではなく、地域交通全体を面で捉える仕組みをつくる必要があるのではないかと、私はそれがこの亀山版Ma a Sであると思っております。

Ma a Sの説明は後でいたしますが、まずは乗合タクシーのわかりやすく欠点を補うために公共交通全体を見て、亀山市に現状足りない地域交通について幾つか提案したいと思えます。

まず、(2)番のところに移りますが、乗合タクシーの課題点といたしましてよく聞きますのは、特定目的地から特定目的地までの移動が困難ということ、例えば病院に行って、その後買い物に行くというときの時間の設定だとか、前日に予約を幾つもしなければいけないだとか、そういったことをよく伺います。

ここに1つ提案したいのが、定額タクシーという仕組みであります。他市の事例を見ますと、Ma a Sを実践している島根県の大田市というところですが、地域交通の一つとして月額3,300円で乗り放題の定額タクシーというのを、一部地域限定でございまして導入しているところがあります。例えば、亀山市であれば中心都市拠点内のみの運行としたり、乗合タクシーの特定目的地間のみ運行するなど、そういった工夫のしようがあるのではないかなと思えます。民間タクシーの新しい活用ということで気軽に地域交通を使って移動できる、そういった機運も高まるものと思えます。

現行の地域公共交通計画にこれは合致する内容であり、市と民間タクシー会社との協議で採算がもしとれると判断されれば実施可能と考えますが、この定額タクシーについての見解をちょっと伺いたいと思えます。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

定額タクシーでありますけれども、まず市内の中心市街地の公共交通の現状ということで、昨日もご答弁申し上げましたけれども、亀山駅を起点とした公共施設を結ぶ町なか循環バスのさわやか

号、また結節点といたします地域生活バス路線、さらに廃止代替路線バス2路線、営業路線バス2路線も周辺地域から市内の中心市街地へ乗り入れをしております。さらにタクシーでありますけど、一般のタクシーもございまして、それに加えて乗合タクシーも運行しているということで、公共交通網については一定程度整備をされているものと捉えているところでございます。

そのような中で、先ほど議員が申されましたような中心市街地などの地域限定の定額タクシーにつきましては、地域交通の利便性の向上がさらに図れる一方で、タクシー車両のさらなる確保、また運行形態など交通事業者との協議、そのほかバスと既存交通の公共交通網への影響なども十分考慮する必要が生じてくると、そのように考えております。利便性だけでなく、このような課題も踏まえまして研究を行ってまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

では、次の乗合タクシーの課題点として、2つ目に、利用時間帯が短い、特に朝の時間帯にもっと使いたいといったことが上げられると思います。それを補う地域交通として提案でございます、提案といいますか、既に検討を幾つか行われておりますけれども、民間タクシー事業者の方が乗合タクシーとして稼働できない早朝、夕方以降の時間帯限定という形で、市民による免許証を所有しない市民の方を車に乗せる、いわゆる移送支援サービス、そういった仕組みづくりというものができないかと、これは一部のまちづくり協議会などで検討が進められているとも聞き及んでおります。これは地域公共交通計画に全く想定されていないものでありますので、今後の検討課題となるところかもしれませんが、これに関して市の見解を伺いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

例えば、まち協単位での移送支援サービスでありますけれども、これにつきましては、道路交通法とか道路運送車両法などの法改正など、国の動向、法改正等も見きわめまして研究のほうを行ってまいりたいと考えておるところであります。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

これに関しては、まちづくり協議会などで検討を進められているところでありますので、まちづくり協働課などの管轄かもしれませんが、これは現状大きな問題点としては、まち協が主体となって車を所有することができなかつたり、また人を乗せて事故を起こした場合の保険の問題だとか、そういったさまざまな問題がございます。法整備のところも問題ではありますけれども、市のほうでもできる限りそういったサポート、まちづくり協議会などが進めているものに関してぜひサポートをしていただければと思います。

そして、次の課題点でございますが、こちらが本題であります、亀山版Ma a Sの話に行きたいと思います。

前日予約のハードルが高い、そういった乗合タクシーの課題点、また地域公共交通全体として充

実を図られてきているということではありますが、なかなかその連携がまだまだそれでも不十分ではないかなと思います。

それで、4枚目の資料をごらんいただきたいと思います。

先ほどから申し上げているMa a Sというものでございますが、これはどういったものかといいますと、A Iを活用した配車予約システムを備えた全ての地域交通を一つのサービスとして統合するものであります。出発地と目的地、例えばスマートフォン、もしくは専用の機器などで入力をすれば、その間の効率のよい移動手段、さまざまな公共交通を組み合わせながら一括してA Iが提案して、その場で配車、予約まで対応してくれるというものでございます。まさにこの亀山市が目指す全ての地域交通が一体となった持続可能な公共交通の形ではないかなと思います。

なお、あくまで参考ですが、先ほど例に挙げた島根県大田市のA Iを活用した配車予約システム開発などを含めた事業費というのは2,800万円で、その半額を国が補助するというふうに聞き及んでおります。持続可能な公共交通を実現する費用として決して安いとは言いませんが、決して高いというほどのものではないのではないかなと感じました。

ぜひ国と連携して推進していただきたいと思いますが、見解を伺いたいと思います。

**○議長（小坂直親君）**

大澤部長。

**○産業建設部長（大澤哲也君登壇）**

Ma a Sでありますけれども、I C Tを活用して交通をクラウド化しまして、公共交通か否かにかかわらず、マイカー以外の全ての交通手段による移動を一つのサービスとして捉えまして、各交通機関を一体につなぐ新たな概念として次世代の移動サービスであると認識をしておるところでございます。

また、そのMa a Sの実現によりまして、A Iによる移動経路の検索の充実、スマートフォンアプリによる配車、予約、決済などのほか、多様な分野との連携により、その利便性は確実に向上するものと想定をされまして、将来必ず必要になってくるものと認識をしておるものであります。

今後、先進地での現在やられております実証実験の事例なども参考にして、国や県の動向等情報収集も行いながら研究をしておりますが、まずはコミュニティバスへの交通系I Cカードの導入、そのほかスマートフォンを活用した乗合タクシーの予約など、現状の市内地域公共交通のI C T化による利便性向上について研究を進めまして、取り組みを行ってまいりたいと考えておるところでございます。

**○議長（小坂直親君）**

草川議員。

**○1番（草川卓也君登壇）**

コミュニティバスのI Cカード、乗合タクシーのスマートフォンでの予約、これはもうぜひ進めてもらいたいと思います。そういったところで、Ma a Sという取り組みにひもづけることができれば、国からの財政支援を得られるというものもありますので、そういったところをぜひ知恵を働かせて進めていただきたいと思います。

ちょっと時間が少なくなってまいりましたが、次に移りたいと思います。

次、激甚化、頻発化する豪雨災害の対策についてというところで質問をさせていただきたいと思

います。

避難所関係のところ、少し飛ばしますが、令和2年度に防災マップを改訂するということで、各自治会長様のところに避難所意向調査というものが行われていると聞き及んでおります。そこに記載されておりましたが、指定避難所は市が指定する15カ所から選択しなければならないということでありましたが、中にはハザードマップの浸水想定区域内に位置する、そういった指定避難所があるというふうに認識しております。そのような施設は指定避難所としてふさわしいのかどうかというところ、まず見解を伺いたいと思います。

**○議長（小坂直親君）**

服部危機管理監。

**○危機管理監（服部政徳君登壇）**

ふさわしいのかといったことでご答弁させていただきます。

亀山市における15の指定避難所のうち、野登小学校や白川小学校等の6施設が土砂災害警戒区域の範囲に、神辺小学校の1施設が鈴鹿川の洪水浸水想定区域の範囲に入っているところでございます。

まず、土砂災害警戒区域に関する全6施設につきましては、施設全体が区域内というわけではなく、校舎の一部やグラウンドの一部等が区域の範囲に入っているという状況でございます。また、先ほど言いました神辺小学校におきましては、校舎が0.3メートル未満、体育館の一部が最大0.5メートルから1メートルの浸水が見込まれているところでございます。机上の考え方から判断いたしますと、土砂災害警戒区域外の体育館や校舎等の使用、また神辺小学校におきましては、校舎2階等を使用すれば風水害時にも指定避難所として使用できるという考え方を持つことができます。

ただ、市の考えといたしましては、避難経路、想定避難者数、設備等を勘案しつつ、今回の防災マップ作成に関する避難所意向調査から始まっている避難所の確認作業を含め、地域の方々、施設管理者等との意見を交換しながらさらに検討を行っていきたいと考えているところでございます。

**○議長（小坂直親君）**

草川議員。

**○1番（草川卓也君登壇）**

ちょっと時間がないので次に行きます。

次、内水ハザードマップについてでございます。

ことし9月、10月に猛威を振るった台風で、内水氾濫が全国各地で大きな被害を出したことを受けて、国土交通省から全ての都道府県と市町村に対して、浸水想定区域を示した内水ハザードマップの作成を進めるようにと通知をしたと、そのように聞き及んでおります。

亀山市において、これまで内水氾濫による被害状況について伺いたいのと、そういったハザードマップの作成、こういったものを検討して市民への周知を行っていくべきだと思いますが、見解と今後の対応について伺いたいと思います。

**○議長（小坂直親君）**

宮崎上下水道部長。

**○上下水道部長（宮崎哲二君登壇）**

内水氾濫ということで、市街地の雨水排水対策につきましては、上下水道部所管でありますので、

私から答弁させていただきます。

近年の集中豪雨や台風の大型化などによりまして、排水路の排水能力を超える、あるいは河川の水位上昇に伴い排水できない状況になることで、浸水被害となる内水氾濫については道路冠水が発生している状況でございます。

この10年間で内水氾濫による住宅等への被害が多くあったのは、平成24年9月8日の集中豪雨と同月30日の台風17号によるもので、台風17号では時間雨量79ミリ、累計雨量231ミリを記録しております。

住宅被害の状況につきましては、総数で22件となっており、そのうち内水氾濫によるものは、能褒野町、田村町などで発生した11件の床下浸水で、住宅被害以外にも家の庭、駐車場等の冠水が発生しております。また、新椿世地区では、床上浸水9件、床下浸水2件の被害が発生しておりますが、その被害につきましては、棕川の氾濫も同時に発生したためその影響もあったと考えております。

内水ハザードマップの作成についてでございますけれども、内水による浸水は河川の堤防の決壊や河川からあふれた水による浸水よりも発生頻度が高く、緊急かつ効率的に浸水被害を軽減するため、内水ハザードマップの作成につきましては調査してまいります。

また、内水による浸水被害を軽減するため、近年に浸水した地域において浸水対策の検討に取り組んでいく予定をしております。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

内水氾濫の浸水は、河川氾濫による浸水よりも頻度が高く、また発生までの時間が短いと一般的に言われておりますので、ぜひ周知徹底の対応の取り組みを進めていただきたいと思います。

時間になりましたので、項目を余らせましたが、以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

1番 草川卓也議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午前10時51分 休憩）

---

（午前11時00分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、18番 櫻井清蔵議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

それでは、一般質問をさせていただきたいと思います。

ちょっと順番を入れかえたいと思いますので、よろしくお願ひします。

まず、亀山市自治会連合会のことについて、今、市内全域で246の自治会がありまして、自治会連合会の加入状況をちょっと調べさせてもろうたら、前回、195自治会、連合会に加入されて

おると。加入率が79.3%と。それで、近年、平成30年度には15自治会、令和元年度には14自治会、29の自治会が脱会しております。基本的に従前から246の中に未加入の自治会は22ありまして、それで近年、この29の自治会の内訳は、旧関町は23自治会、旧亀山町は6自治会あります。ちょっと調べさせてもろうたら、自主防災組織の結成率が81.7%とあります。にもかかわらずこの2年間で80%を切ると、連合自治会に。

やっぱり自治会連合会というのは、自治会というのは基本的に2つの大きな役割があると。住民同士の交流を深めることを目的とした活動、夏祭り、運動会、敬老会など。2つ目が地域の課題解決に向けた活動、防犯灯の維持管理、清掃活動、リサイクル回収などというのは連合会でやっていると。

こういうような状況の中で、市長にちょっとお伺いしたい。脱会自治会がこういうふうにあつてきた中で、どういうふうに関後対応していくのか、市長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

#### ○議長（小坂直親君）

18番 櫻井清蔵議員の質問に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

#### ○市長（櫻井義之君登壇）

自治会連合会は、申し上げるまでもなく、いわゆる市にとりまして大変重要なパートナーというふうに関えておりますが、地域住民の課題解決に向けてともに取り組んでいく組織であると考えております。さらに、自治会は、地域まちづくり協議会の中核的な組織として欠かせない存在でございまして、その自治会長の活動支援や相互に情報共有を図る自治会連合会の役割はますます重要なものとなつてきております。

そういう中であつて、今、議員ご指摘をいただきました近年の自治会連合会を脱会された自治会があるということにつきましては、大変危惧をいたしておるところでございます。当然、この自治会連合会に加入するもしないも自治会ご自身の判断によるものではございますが、近年の脱会を受けまして、自治会連合会の役員や支部長の皆さんが今後の組織運営や事業活動につきまして、現在、議論を重ねながら改革を進めていこうということで、その動きをされておるやに伺つております。

自治会連合会は、当然任意の組織でございますが、自主的で自立的な活動を促進するため、市といたしましても自治会連合会の事務局の支援をさせていただいております。

さらに、これも他市では顕在化してまいりましたが、単位自治会自体の加入率の低下でありますとか、役員の高齢化とか、後継者不足などで課題を抱えておられる自治会もございまして、これは担当部署のみならず市役所全体で深い問題意識を持って、自主性を尊重した住民の自治を育み励ますという視点からも、私どもとしてはそのような支援を続けていきたいというふうに関えておるところであります。

#### ○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

#### ○18番（櫻井清蔵君登壇）

基本的に自治会連合会の脱会自治会が多くなつたと、ただ自主防災組織に加入しておる自治会は201あるんですわ。そうすると、やはり地域のまちづくり等のことを踏まえた中で、今後いろいろ対応していくというんですけれども、やはりまちづくり協議会の運営のあり方及び連合自治

会とのあり方等々をもう少しきちっと精査するというようなことをしていかなことには、ますますまち協のほうの存続が不十分になってきて、まち協でいろいろ敬老会等もやっていただいておりますけれども、いろんな地域の活動を。

それに対して自治会連合会組織というのは、やっぱり自治会の連携を図ることだと。というのは、自治会連合会をやることによって防災関係の連携を図るというようなことをやるんですけれども、やっぱり今申し上げたように自治会組織、それからまちづくり協議会、それから自主防災組織、それをうまく整合した中での行政のあり方、方向性を見据えた中で市政を運営していかなことにはあかんと私は思うんですわ。そのことを十分踏まえた中で、今後いろいろ担当部局等々と、やはりそれをやるには、市長はこういうような形でやってくれという方針を出されるのが、こういうような大幅な脱会が出てこんと私は思っています。

特に関地区の13自治会は、私のところの自治会も連合会を外れましたけれども、何もメリットがないやないかというふうなことで脱会しました。そういう中で、やはりきちっと行政の立場というよりも、市長の立場でこのことをきっちりと踏まえていただきたいと思いますと思っております。

次に、市場阪東線、私もこれをずうっと追っておるんですけれども、去る9月にも質問をさせていただきました。市場阪東線の崩落によっていろいろありました。

基本的に旧25号線ですけれども、これはさっきも言わせてもろうたように、阪神鉄道が開設するときの工事道路としてこの道路は設置されました。それで、基本的にこれは、加太地域の、西名阪国道もあるんですけれども、やはり高齢者等の名阪国道に対する走行が非常に困難であるということで、この改良がされておるんですけれども。

ちなみに昔のことですけれども、昭和31年に関西本線、関一加太間のところでトンネルを越えた150メートルのところで列車事故がありまして、そして、私も子供のときだったんですけれども、8名の方が亡くなられたと。これはかなり急ピッチな工事やったもんで、かなりの工事やったと思うんですけれども、それにあわせてその道路がつくられたと。

過去に、かれこれ、年数は忘れたんですけれども、基本的に私が、あそこの坊谷の踏切があるんですけれども、坊谷の踏切から大和橋の間で、過去に、近年の3回の崩落及び大和橋の加太寄りのり面の崩落、それから金場の谷川の土石流等々で、この土石流は関西本線まで流れていまして、関西本線は一時休止になったんですけれども、その後、今回の3件の崩落事故があったと。

やはり基本的に市場阪東線の早期改良をしていただく方策をせなあかんと思っております。そのことで、来年度に向けて何らかの方策があるのかどうか、これについてお教え願いたいと思います。

#### ○議長（小坂直親君）

久野産業建設部参事。

#### ○産業建設部参事（久野友彦君登壇）

市道市場阪東線の未改良区間、約800メートルの整備につきましては、さまざまな観点から検討を行いました。この検討を行った結果、未改良区間の拡幅整備につきましては、河川側へ広げることが困難であることから主に山側への拡幅となり、のり面の切土工事が多いことから、工事費用、長期にわたる工事期間、それと土地所有者から提供いただきます用地の面積が多くなることなど、それと現状の交通量を勘案しまして、道路整備としての全線拡幅整備よりも、地形の特性から待避所の設置を行うほうが適正と判断したところでございます。

これに伴いまして、待避所の設置につきましては、現在3カ所ほどの整備を計画しておりまして、土地所有者へもこの計画を説明し、工法や土地の協力について検討していただいているのが現状でございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

それでは、全線の改良工事は、かなり経費もかかるし工期もかかると。だけど災害はいつ起こるかかわらんという中で、基本的に来年度の予算にこれが組み込まれるのかどうか、そういうような協議を既にしておるのか、そこら辺をもう一遍確認したいと思います。

○議長（小坂直親君）

久野参事。

○産業建設部参事（久野友彦君登壇）

さっきも答弁させていただきましたとおり、待避所3カ所を今計画しております。これで11月に土地所有者の方に協議をさせていただきますして、工法の説明、そして土地の協力のお願いをさせていただいておるところでございます。土地所有者との合意形成が得られるよう、現在、鋭意交渉しておるところでございますので、その後をもって着手に入りたいと思っておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

基本的に担当部局がそういうふう動いてみえるんですけども、市長にお伺いしたい。基本的に私は、市場阪東線の、暫定的にというとおかしいけれども、3カ所の待避所を設けて交通便利を図るというんですけども、それはぜひとも来年度に向けて実施していただきたい。

市場阪東線というのは、1つの峠を越えて、かなり曲がりくねった道路です。当然、諸戸林業さんもそこで伐採事業もありまして、また搬出トラックも通行すると。非常に、危険と言うとおかしいけれども、余り道路の形態としてはよくないんです。

そこで、もう一遍市長にお伺いしたいんですけども、確かに加太駅からの延伸、関町時代に、猪本橋ってあるんですけども、そこからこの坊谷の踏切までは加太市場の圃場整備事業のときに拡幅事業をやって、その通行ができます。坊谷のときは、田中亮太さんが県議会議員のときやと思うんですけども、坊谷の踏切の改修をやってもらっています。それから、坊谷の踏切を越えたところから大和橋の間の根本的な改修工事、これはぜひとも県に要請していただきたい。そうせんことには、暫定的に市場阪東線の待避所の改良ができた中で、それは市の単独費でやらんならんですけれども、やはり旧25号線の改良工事は、県の事業として危険箇所の再確認等々を当然わかっておるはずなんです。そういう中で、市長として県に一遍働きかけてほしい。

暫定的に、災害が来たで一旦踏切を一方通行にして、加太地域の人に不便を講じるということのないように、あの坊谷から大和橋の距離は大体、私の概算では五、六キロやと思っておるんですわ。五、六キロで危険箇所は、恐らく2キロ弱やと思うんです。そこをやっぱり改良工事することによって今後の憂いがないというような工事を、県のほうへ市長から申し出てほしいんですけども、

いかがでございますやろう。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

まず前段の市場阪東線につきましては、久野参事のほうからご答弁いたしました。用地の交渉等々で最善を尽くしてまいりたいと思います。

それから、25号につきましては、私も平成7年に県議会議員になって、ちょうどあのころにボトルネックになっておりました坊谷踏切のいわゆる交通混乱がかなりひどかったということがありましたので、これを、3年ほどかかったとっておりますが、その努力をして、市場のバイパスよりも早くこっちを優先すべきということで、そういう思いを今、久方ぶりに思い出したところでありますが、確かに坊谷の踏切から大和橋にかける25号につきましては、三重県にも崩落等々での対応はもちろんでありますけれども、これの安全な、そして円滑な交通につきまして要望をいたしてまいってきておるところでございますし、加太の自治会の皆さんや関係者の皆さん、そして名阪が、ご案内のようにリフレッシュが入りますとおりの課題ということもありますので、このハード整備とソフト整備につきまして、亀山市から三重県のほうにその要望を重ねてきておるところでございますし、今後もしっかりと伝えてまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

えらい失礼しました。市長が県会のときにやられたという仕事を知らせなんだもんでな。

何はともあれ市場阪東線の令和2年度の予算、これはぜひとも市場阪東線の改良工事を盛り込んでいただきたいというふうに申し述べておきます。

次に、乗合タクシーの件で、草川君も質問されましたけれども、基本的に、乗合タクシーですけれども、それなりに委員会の資料で出させていただきました。この資料を見せてもらいましたら、確かに人数はふえておる、だけど委員会のこの資料に基づくと、私もそれなりにちょっとそれを洗い出してみたんですよ。そうすると利用者の利用状況について、それは確かに50%の停留所が、全体の432カ所の中で213カ所の49.3%がゼロやということです。それで利用率からいっても30%弱と。ということは、恐らくはこの利用者の中で、無料乗車券を利用された方の数字も出ています、資料に。ただやはりこのカウントが、その乗合タクシーを、これ便利やなと思った人が、重複回数で、3回、4回、5回というように乗ってみえた中のカウントがこの総数のあれに出てきておるのではないかと、そう思うんですけれども、やはりまだまだこの乗合タクシーに対する利用者の方の理解度が十分でない。

そこでお伺いしたいんですけれども、さきの議会で、12月議会やったと思うんですけれども、30年12月21日、提案者は私がさせていただいたんですけれども、乗合タクシー制度の見直しとタクシー助成金の存続を求める決議ということで議会で決議をさせていただいた。昨日の答弁でも免許返上者が年々ふえておるという中で、タクシー助成金を、まだ乗合タクシーは今十分に、この決議に基づいた中で、乗合タクシー制度や地域公共交通、市民の利用しやすい制度となるよう検証し、早期に見直しを行うことと。もう一点が、タクシー料金助成事業については、乗合タクシー

制度の見直しが終了し、利便性の高い制度として定着するまでの間は、現行制度を存続するべきであるというような決議文を30年12月21日に提出しております。

このいろんな資料を分析させてもらいますと、まだまだ十分定着しておらんというふうに思いますが、そして先ほどの平成27年から、これもちょっと調べさせてもらうんですけども、交付実績からいうと、平成27年が54%、28年が53%、平成29年、30年はちょっと50%を切っておるんですけども、これはやっぱりタクシー券に対するそれなりの愛着、愛着といったらおかしいけれども、これは便利やなど、時間制限もなしに使えると。乗合タクシーは9時半から3時半ですか、乗りにくいという中で、この制度が続いている、まだやるんですけども。

1点、時間ないもんで聞かせてもらいますけれども、市長、令和2年度もこのタクシー券の交付事業、継続をされるのかどうか確認したいです、市長に。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

75歳以上の高齢者のタクシー料金助成事業につきましては、新たな公共交通施策として乗合タクシーを制度化して、新しい制度への移行を円滑に行うため、乗合タクシー事業を平成30年10月に開始をいたしました。その利用状況の推移から、また議会のご意見も含め、平成31年度に限り1年間延長をいたしましたものでございます。高齢者のタクシー料金助成事業の対象者のほとんどの方は、乗合タクシー制度を利用して外出していただけることから、当該制度の利用をお願いするものでございます。

なお、乗合タクシー利用者からのお声といたしまして、ご自身の目的に合わせ利用できるとの喜びの声や、遠距離を乗車された方や通院のために頻繁に利用される方などから、現行のタクシー券より実費負担が非常に少なかったという声もいただいているところでございます。また、乗合タクシーの運行日や利用時間を導入当初より拡大をし、乗合タクシーの利用者の利便性を向上させるなど、当該制度を定着させるべく現在取り組んでおるところでございます。

なお、障がい者のタクシー料金助成事業につきましては、現行制度を継続することとし、今までどおりご利用いただけるものでございます。

したがって、このような状況を鑑みまして、75歳以上の高齢者のタクシー料金助成事業につきましては、乗合タクシーで使用されるセダン型車両への乗車ができない方につきましては、今までどおりご利用していただき、乗合タクシーに乗車できる方は、基本的には乗合タクシー制度をご利用いただきたいと考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

継続されるのかせんのかを聞いておるんですわ。しないということですか。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今も申し上げましたように、従来の制度につきましては、平成31年度に限り1年間延長させてい

ただいたものでございます。したがいまして、この乗合タクシー制度の今現在ご利用の促進、それから定着に向けて進めておるところでございますが、次年度以降につきましては、75歳以上の高齢者のタクシー料金助成事業対象者のほとんどの方は乗合タクシー制度を利用して外出をしていただけますことから、原則として乗合タクシー制度の利用をお願いするものでございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

違うんですよ。令和2年度には、このタクシー券の交付をするのかせんのかだけですのやわ。こっち。そんなごたごた言わんとやな。

というのは、令和元年、これも資料ですよ、タクシー券の交付状況は3,012人、48.23%ですよ。それでやるのかやらんのかですよ。もうどっちか、やるのかやらんのか。ことしは、決議やったもんで仕方なくしたんだということでしょう。2年度はまだ、草川君からいろんな提案をしてもろうたんですけども、やるのかやらんのかですよ。そこだけでよろしいんや。もうほかのことはよろしい、聞いていませんで。

乗合タクシー制度は、それならもう完璧に充実したという認識を市長は持っているのか。利用率からいくと40%を切っておるんですよ。そうやけどタクシーの助成金を利用しておる人は50%近いんですよ。やっぱりタクシー券に依存しておる市民の方がたくさん見えると、高齢者の方が。それで、タクシー券を交付してもらうためには、乗合タクシーの登録者にならんことには交付しませんよという条件でやっていますやんか、ことし。だから、登録者数がふえたんですよ。これは別に登録をせんでもタクシー券だけ下さい言うたら、恐らく登録者数はもっと減っておると思うんですけども、そういうような条件をつけたからこの登録者数がふえたんですよ。

だから、来年もタクシー券の交付をやるのかやらんのか、ここで答えてくれというの、それだけ。それは市長のよく言う選択と集中、決断。これを一遍、やるのか、やらんのか。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

先ほども申し上げましたが、タクシー料金助成制度において、障がい者の皆さんのタクシー料金助成制度はそのまま継続いたしますので、ご利用いただけたらと思っております。

75歳以上の高齢者の皆さんのタクシー料金助成制度につきましては、これを1年延長しましたが、来年度は乗合タクシー制度としてご利用いただくということでございますので、本年限りということ考えておるところであります。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

ということは、議会の決議は1年こっきりの決議であったと。私も市民の立場で物を言わせてもろうています。市民の皆さんと、私の知り合いだけかもわからんけれども、ほかの議員さんもようけと思うんだけど、タクシー券の再交付をしてくれという声はようけの私以外の18名の議員さんは聞いてみえる。市長がはっきりここでもう来年はなしということですか。わかりました。

行きましょう、次に。そういうような判断は割に早いのがう。どうでもいいことはええけれども。

次、駅前関係でやります。11月27日に開催された駅前開発特別委員会の内容ですけれども、服部君も質問されたけれども、どうも私も200点プラス100点、告示が4月2日、そしていろんなことをやって4月19日に通知を、100点追加したというんですけれども、いろんな流れで、表でTSUCHIYAさんと鴻池さんの出した金額、差額が5億2,025万円あるんです。そして大きいほうやと。この審査講評の中で、いろんなことがあって書いてあります、これに該当したと。6月24日にいろんなことで優先交渉の協議をしております。

それで、8月23日にJVを組めと、だけどJVをよう組まなんだら優先交渉権者であっても消滅しますよと言うてTSUCHIYAさんが組めなかったということで、鴻池に、次点者に移ったというようなことで、本当にこれは審査委員会の、業務実績、技術協力実績等々の7項目、200点、10点、20点、30点、70点、20点、30点、20点、これの評価に、これは6名の方が審査委員として入っています。これは副市長もこの審査委員になっておるんですよ。駅前再開発組合に資料請求したら、会長さんから詳細については説明できやんということ言われたもんでという話ですけれども、この事業に、地元の組合の方々は、確かに用地等の、当然それは用地を出ささんならんと、開発についてはね。だけど、みんなこれ税金なんですよ、これね。

いろいろ答弁聞いていますと、駅前広場とか道路とか橋とかもろもろありますと。建物等々のことについて、なぜこの講評が議会に出されないんですか。それもなぜ市長は、この組合に向けて、副市長まで出しておるんですよ。組合に議会とやっぱり情報を共有するという姿勢を持ったら、何が何でも議会に、やっぱり今後の予算もあると思うんです、関係する予算が。そういう予算に関してやっぱり審議もせんならん。審議をするときにはどうしても事前に詳細な情報を提供しないことには審議はできないということをなぜ組合のほうに強く申し入れられないんですか。それだけ市長は弱いんですか、組合に対して。何かあるんですか。何もなかったら、そういうような情報は逐一出すべきではないかと私は思う。それを要請するべきやと。

きょうも、どこやらの総理ですけど、出さない、言わない、開かないと何か出ていましたわ。行政組織の中で、やっぱり議会が求めた資料に対しては、的確に応じなあかんと、そういうふうには思いますけれども、それがなぜできないんですか、市長。お教え願いたい。なぜこんな行為に対して、優先交渉権者選定の、資料はありますやんかね、これは令和元年11月27日に開催された駅前整備の資料に基づく中で、不明な点がある中で資料請求しておるのに、なぜそれを市長は組合に対して物が言えんのか、その理由を教えてください。

#### ○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

#### ○市長（櫻井義之君登壇）

きのうも服部議員にもお答えをさせていただきましたけれども、まず、今議員おっしゃられた組合に対して市として要請すべきことを要請していないということなんです、さきの特別委員会を受けまして、市としては11月29日に組合に対してその依頼をさせていただいたところでありませう。それに基づきまして12月3日に組合として、その考え方が文書で返ってまいりました。それは議員お手元に配付をさせていただいておるものでございます。

この優先交渉者の選定に当たりましては、参加された事業者より提出された技術提案書をもとに、組合が設置した選定委員会により適正な審査が行われたところであります。この技術提案書であります。工事費の提案以外に工事における施工契約や実施方針に加え、施設建築物等の機能や品質とコストの両面で総合的にすぐれたものを整備するためのV Eの提案などが記載をされておりまして、これらに基づく審査がされた評価項目ごとの評価点を公表することは、各事業者の権利や競争上の地位その他正当な利害を害するおそれがあるため、組合において非公表とされてきたものでございます。

このようなことから、市といたしましても、非公表の理由等を鑑みまして、組合の決定を尊重して非公表が妥当であると考えておるところであります。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

そんなことで議員各位が納得されますかいな。

きょう、朝日新聞ですよ、これは安倍晋三さんが出てくるんやけれども、開かない、示さない、出てこない、これは桜の会の件ですよ。それから加計のときもそうだったですよ。そのときに書いてあるんですよ。国会と同じようなことをやっておるんですよ、これ、今。

審議をするためには、詳細な資料に基づいて私らは審議させていただいておる。というのは、皆さんの手元に平成21年、私は長くここにおらせてもらいますので、この資料があるんですけども、平成21年に、まだ議員になられてみえない方が見えると思って、この関中学校と亀山中学校の総合評価の資料をみんなに渡しました。このときもかなりいろんな技術の問題、評価の問題、それから点数の配分等々あるんですけども。

やはり議会に、組合の意向に基づいて、そうしたら業者の選定の点数が明らかになると業者に対して不都合が起こるということを配慮してという、それは個人的な組合としての意向ですよ。だけど、亀山市としての市長の意向として、このことでは議会に対する説明責任が果たせない、ぜひとも出していただきたい。そして、その選定委員会には副市長まで出しておるんですよ。

確かに1号要件の方が地元の役員さんが3名、それから2号要件で愛知産業大学の教授、それから3号要件で公益財団法人全国市街地再開発協会、それから4号要件で西口副市長と、それは確かに審査にどんな点をつけたかわかりません。審査能力のある方は、私から言ったら、強いて言えば2号要件の方と3号要件の方だけですやんか。副市長もそれはこんなことでどこまでのことを理解してみえるかわかりませんが、そういうような中でなされた審査やで、ようけやっぱりその資料を出していただきたいですよ。これは絶対出せんのですか。

市長は、やはり晋三さんと一緒に同じ都合の悪いことは出せんというようなお考えなのかどうか、再度聞きたい。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

組合の決定を尊重いたしてまいりたいと思いますし、その中で、きのうも服部議員にも申し上げましたが、2つの提供資料を要請いたしておりますが、いわゆるプロポーザルの優先交渉者選定に

係る評価項目ごとの評価点の内訳につきましては、先ほどの理由によって当初から非公表として扱ってまいりましたので、その扱いをするということでありまして、もう一つプロポーザルの実施要綱内に示されておる一定以上の審査点数の基準につきましては、その内容につきまして公表をされたところでありまして。

いずれにいたしましても、この再開発組合という別法人の意思決定、これを尊重したいと思っておりますし、行政としては、今日までもそうですが、公の議会のさまざまな議論や審議を通じまして、さまざまな可能な限りの予算の審議、あるいは事業の進捗の状況につきまして、その詳細をご報告させていただいて、調査をいただいておりますが、今回の内容につきましては、その決定を尊重したいと考えております。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

議会の審議権はどうでもいいんやと。というのは、わしも元自民党の代議士の秘書もやっていたし、別に自民党をですな、どうこうないけれども、都合の悪いことは多数決でいくと、予算でも数があれば通ってきたんやと、だから一部があがあ言う何やら18番がおると。そんなものは議員であっても、私らの調査する、審議する、その審議の過程のいろんな資料請求、それについては地権者である、当事者であるその意向に沿うて亀山市は動くということですよ。議会の意向は無視しても、その地権者からの意向に従うという市長であるということですよ。その確認で。

もっとこれやっておたらあれですけども、最後に移りたい。

いろいろ物申して、今1つの案件について聞かせてもらいました。市長は、この令和2年度の予算編成について、重点方針を出されました。この市長マニフェストを見ますと、これはあなたが平成21年に市長選挙に出馬されたときの全ての未来のためにというマニフェストです。これは、県議会議員を退職されて、市長選挙に、平成21年の選挙に臨まれた。その中で、この予算重点方針を考えて、亀山版SDGs、これを考えられたと。このSDGsでちょっと私なりに調べた資料があるんですけども、17項目あるんですけども、いろいろある、貧困をなくそうとか、飢餓をゼロにするとか、3の全ての人に健康と福祉をと、それから4に質の高い教育をみんなにと、住み続けられるまちづくりをと、11番目に。12番目につくる責任、つかう責任と、最後にパートナーシップで目標を達成しようと、これが亀山版SDGs。ほかにもありますに。

だけどその中で、確かにこの任期の、あなたは私人として、公のカタチとして、こんなことが書いてあるんですよ。1. 公のカタチ、信頼の開かれた市政、市長の任期を最長3期12年に制限、約40億円の市庁舎の建設を一時凍結しますと、これは事業ですから。これは来年もう市長、最終年度の予算編成です。総決算の予算としてどういふような思いで予算編成に臨まれるか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

新年度の予算編成に対する市長の思いはというお尋ねでございますが、私ども、議員もそうですが、4年、4年が任期でございます。それをしっかり全うするということでもあります。

ご案内のように、くしくも令和2年度につきましては、本市の歴史を語る上で外すことのできない壬申の乱と鈴鹿関、ヤマトタケルノミコトとオトタチバナヒメについて記された日本書紀の編さん1,300年に当たる年であり、いま一度古きを温めたいと思います。

また一方、少子・高齢社会の進展への対応、社会の成熟化に伴うIoT、AI等によるスマート社会の進化も見込まれた私たち都市自治体には、持続可能な地域社会への構想力が求められていると考えております。

令和2年度の予算編成におきましては、さきに示しました行政経営の重点方針に基づき、現在、その編成作業を進めておるところでありまして、その基本的な考え方は、このような時代の転換点にあつて、また新市施行から15年を迎えた本市は、「緑の健都かめやま」の実現を目指す第2次亀山市総合計画の積極的な展開、新年度スタートする第3次行財政改革大綱による財政健全性の確保、そしてその両立を目指そうとするものであります。

それらを踏まえまして、来る令和2年度を知新の年と位置づけ、環境文化の3つの重点方針に基づき、全庁挙げた予算編成を進めてまいります。

ご案内のように、間もなく新名神高速道路の亀山西ジャンクションの完成が控え、平成6年の施行命令以来、四半世紀の当事業がここに完成を見るものでございまして、感慨深いものがございしますが、交通拠点性が一層高まるこの好機を捉えた新たな産業、雇用の創出、将来のリニア等々視野に入れた本市の持続的成長への歩みを、令和2年度、着実に進めてまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

書いたやつ読んでもらうても、私も読みましたがな。私が聞いておるのは、市長が私人として市長選挙に21年に臨まれて、3期12年を最長とすると、もう来年が最後の年度やと。総括的な予算を組むのに、その思いを聞いて、そんな第2次総合計画というのを。それで4年ごとにこの改選がありますでしょう。私も9回選挙をしておるけれども、もう次はやめまっせと行って選挙をやったことはない。次はやめるで頼みますわと行って選挙をしたことがないですわ。ただあなたは、市民の皆さん方に平成21年の段階で、市長の任期は3期12年をめどに宣言すると言うて市長になられた。その最終年度に対して、今言われたようなことは聞いてないんです、私。読んだらわかるんやから。それはいろんな、庁舎を凍結することだって、北東部とかいろんな事業がありましたよ。だけど、その庁舎建設も10年後に建てるというようなことを言い出して、それは何やとなるんですよ。

だから、最終年度という意識はないのか、あるのか。それだけもう時間ないですから、確認。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。簡潔に。

○市長（櫻井義之君登壇）

私どもの任期、4年、4年が市民の負託に応える公の責任であろうというふうに思っております。令和2年度に向けて、しっかりそれを取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

18番 櫻井清蔵議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、午後1時まで休憩します。

(午前11時55分 休憩)

---

(午後 1時00分 再開)

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番 今岡翔平議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

スクラムの今岡です。

通告に従い一般質問をさせていただきます。

今回は、不妊治療の助成についてと防犯カメラの設置について、2点テーマを上げさせていただきましたが、ちょっと通告と順番を入れかえて、防犯カメラの設置について、先に質問をさせていただきます。

まず1つ目の項目ですが、市内の防犯カメラの設置数と設置目的についてお伺いをいたします。

○議長（小坂直親君）

4番 今岡翔平議員の質問に対する答弁を求めます。

服部危機管理監。

○危機管理監（服部政徳君登壇）

設置数をお答えさせていただきます。

市が管理する施設におきましては、各施設の所管部署において監視カメラ、防犯カメラ247基を設置管理しております。市が設置している監視カメラ、防犯カメラの内訳につきましては、保育園や幼稚園施設に21基、小学校や中学校施設に107基、JRの各無人駅に10基のほか、公共施設など109基でございます。

設置目的でございますが、防犯カメラは3つの目的で設置しております。1つ目は、監視していることを示し、心理的に犯罪を抑制する。2つ目、犯罪や異常の発生を早期に発見し、報知する。3つ目、記録をとることにより、犯罪発生時の参考とする。この3つの目的から設置しているところでございます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

目的、3つ上げていただきましたけれども、これは前田耕一議員も前の議会で質問されていて、大体同じ答弁になっていると思うんですが、最近、携帯のほうに届く安心・安全メールで、やっぱり不審者情報が届いたりですとか、報道なんかを見ておきますと、多分起こっている事件の件数というのは変わってないのかも、もしくは人口が減っているから少なくなっているかもしれないんですけども、ただ、事件が防犯カメラ、監視カメラによって解決をされたと。最近、やっぱり捜査情報においても、この3つ目の記録というのがすごく重要になってくるんじゃないかなと思います。ただ、さっき全部で247基設置してあるよということなんですけれども、この数について、ざっくり足りているのか足りていないのかという認識なのかということと、市がこうやって主体的に

防犯カメラを設置する責任や必要性についてどう考えているのか、お伺いをいたします。

○議長（小坂直親君）

服部管理監。

○危機管理監（服部政徳君登壇）

247基について、足りているのか足りていないのかというご質問ですけど、最近では増加傾向にあるスーパーとかコンビニエンスストア及び東町商店街で、施設管理者が施設内の防犯のため設置管理しており、さらには一部自治会で自治会内の公園等、必要な箇所に設置管理していただいているところもございます。

市としてといった意見でございますが、今後、足りていないということも、犯罪もふえておりますので、人が集まる公園とか、そういうような都市公園のほうにも設置するようなことも考えていかなければならないのかなというふうには考えております。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

難しいところは、何基つけたら足りるという、例えば極端な話ですけど、1,000基になったりとか1万基になったとしても、足りておるのか足りていないのかというのはなかなか難しい話だと思いますが、ただ、やっぱり十分な状況ではないと思うんですけども、一つの指標として市民の方から防犯カメラを設置してほしいという要望だったり、問い合わせというのはないんでしょうか。

○議長（小坂直親君）

服部管理監。

○危機管理監（服部政徳君登壇）

市民からの防犯カメラの設置に関する要望ということですが、防犯カメラの設置要望でございますが、今年度の通学路交通安全プログラムの危険箇所点検において、1件要望をいただいております。また、キラリまちづくりトークの折に川崎地区の自治会連合会からも、防犯カメラの設置に対しての意見も伺っているところではございます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

要望はあるわけですね、意見もいただいているわけなんですけれども、要望をいただいて、意見をもらって、つけられないものですかね、市のほうで、お伺いいたします。

○議長（小坂直親君）

服部管理監。

○危機管理監（服部政徳君登壇）

市といたしましては、安心・安全なまちづくりの観点から、最近では増加傾向にあるスーパー、コンビニ、先ほども申しましたんですけど、いろいろな商店街等々で設置管理していただいているところもありますので、現在、亀山市として補助金事業により集落内の防犯対策としては防犯灯の整備を行っているところでございます。

防犯カメラの設置は、犯罪の抑止、犯罪の発見につながると、大きな効果をもたらしていくことは認識させていただいているところでございます。今後は、本市においてもどのように対応していくのかを検討してまいりたいと考えております。

一方で、監視されているのはいかがかと考えられる方もおられ、賛否両論あろうかと思っておりますので、他市の状況等も参考にしながら検討していく必要があると考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

聞き方がよくないですね。つまり、予算がないからつけられないということではないんですか。防犯灯ももちろん大事だと思うんですけども、カメラをつけられませんかと聞いて、いろいろご答弁あるわけなんですけれども、これは予算があればつけられるというものではないんですか。

○議長（小坂直親君）

服部管理監。

○危機管理監（服部政徳君登壇）

設置するに当たって、いろいろな問題も多々あろうかと思っておりますので、その辺も踏まえて勉強していく必要があろうかと、そういうような形で検討という言葉でやらせていただきたいなあと思います。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

市民の方だったり自治会から要望をもらって、いろいろな検討という答えになっちゃうわけですか。何が理由でカメラがつけられないということは言えないんですかね、お伺いいたします。

○議長（小坂直親君）

服部管理監。

○危機管理監（服部政徳君登壇）

昨今の治安情勢の中では、非常に重要な問題ということは受けとめております。現在、先ほども申しましたんですけど、防犯灯の補助事業を展開しているところで、平成30年度には40件の申請、令和元年、現在なんですけど、36件に対しましてまずは補助金を交付しているところでございますので、議員おっしゃいます防犯カメラの対応についてですが、他市の状況も踏まえて検討してまいりたいと、かように思っておりますのでございます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

市長にお伺いいたします。

これは、もちろん大人もそうなんですけれども、主に子供たちを守るもの、あるいはそういった犯罪が起こったときに、起こってしまうというのは本当に最悪の事態だと思うんですけども、そういう記録情報をもとにして、少しでも事件解決につながるというようなツールなんですけれども、これは設置に関する考え、このカメラについての考え方を一度お伺いしたいんですけど、いかがで

すかね。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

過去にも同様の質問を議員からいただいた記憶がございますけれども、今おっしゃるように、その防犯カメラが、例えば犯罪の抑止並びに事件が起こった場合の捜査への非常に有効な協力のツールとなると、このことはそのように本当に思っておるところでございます。

また、さきに議員が少し触れられた、今の247基の亀山市が設置をしておりますその台数が果たして適正なのかどうなのか、こういう議論もあろうかと思えますし、一方でそれは公共施設でありますとか、無人駅でありますとか、ごみの不法投棄なんかの視点から林道への設置を進めてきたわけでありまして、学校も含めてでありますけれども、それ以外のエリアというのは本当にかなり市域も広うございますし、一部で商店街とか繁華街、他市の例を見ますとそういうところに地域の自治会とか振興組合が設置をされておられるケース、あるいはコンビニ等々の店舗が防犯上、それを設置されておられるということは承知いたしております。それから、あわせて市内におきましても、例えばみずほ台でしたか、みずきが丘、ちょっと定かではありませんが、地域の自治会で10基ほど設置をされて、運用されておられる地域もあると伺っております。

いずれにいたしましても、私どもはその効果と今後の対応につきまして、先ほど危機管理監が申しましたけれども、例えば四日市さんのやっておられるような自治会からの要望に対して一定の補助金を出すような手法がどうなのかとか、他市さんの事例も含めまして、あるいは亀山市の状況も含めまして少し研究をしてまいりたいというふうに思っております。お話ありました賛否両論あろうかと思えますし、全体の広いエリアをどのように、どこまで行政がサポートするのかということにつきましては、さまざまなご議論があろうかと思えますので、しっかりその点を整理してまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

市のほうにつけてくださいと言っているだけでも、事態は進んでいかないかなというふうにも思えます。こういう問い合わせってないですかね、例えば私が自分でお金を出すから、カメラのお金出すよと、そういう場合ってどうやってつけたらいいのというような、つまりもう市民の方が、ある意味、業を煮やしてといたしますか、自分たちで自主的にカメラをつけるということなんですけれども、そういったことはいかがでしょうか。

○議長（小坂直親君）

服部管理監。

○危機管理監（服部政徳君登壇）

議員おっしゃいますような、そういった問い合わせはございません。もし、個人で設置される場合でありますと、設置する場所にもよりますが、個人所有地への設置であれば個人の承諾が必要で、また公道に設置等を考えられている場合では道路管理者等との協議が必要だというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

問い合わせはないということでしたが、恐らく自分の持っている所有地に自分のお金でカメラをつけているというのが、今の現実なのかなあと。さっき市長の答弁にもありましたけれども、自治会のほうで自主的にカメラを設置しようという、私が聞いたのはみずきが丘とみどり町と聞いているんですけども、そういった自治会のほうで自主的にということに関してはいかがですか。

○議長（小坂直親君）

服部管理監。

○危機管理監（服部政徳君登壇）

自主的につけていただくことに対しましては、犯罪の抑止等に鑑みますので、別段問題はないと思います。先ほども申しましたんですけど、一部自治会で自治会内の公園等、必要な箇所に設置管理しているところもございますので、そういった面も含めますといいんではないかというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

さっき市長の答弁の中にもありましたけど、もし自治会のほうでつけるとなったときに補助金が検討されるということは、これからあり得る話ですか。

○議長（小坂直親君）

服部管理監。

○危機管理監（服部政徳君登壇）

先ほども市長も申しましたんですけど、四日市市さんが補助金をやられているということですので、そちらのほうも研究しながら、あと他市の状況等も踏まえて研究させていただきたいと思えます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

やっぱり何か危険な大きな事件が起こってからでは、どの政策に関してももちろん言えることなのかもしれないですけども、遅いことになってくるので、先ほどから勉強、研究というようなことを言われていますけれども、自治会のほうでもうつけるという話も、やっぱり喫緊に迫られてそういう対応になっているというようなことを踏まえていただいて、市のほうが主体となって、市が責任を感じてきちんと設置してもらおうというの、もちろん必要だと思うんですけども、どうしても市だけでやり切れないところ、そうしたらどうしたら防犯カメラを設置していけるんだといったときに、例えば財源に関して自治会であったり、個人の方の場合もあるかもしれないんですけども、そういった助けをかりたり、実際、ふるさと寄附の使い道で、寄附をされたお金を子供たちの通学路に設置する防犯カメラに使いますというような明確な設定がされている自治体もありまして、それぐらい結構切迫してきている問題であるのかなと思います。

だから、私のほうの質問といたしましては、やはりまだ防犯カメラの設置の充実の必要があるんじゃないかと同時に、充実に当たって市だけで完結するわけではなくて、市民の方に協力を仰げる部分に関して、積極的に市のほうから働きかけていく必要があるんじゃないかなということで、この項目を終わらせていきたいと思います。

それでは、最初に上げさせていただきました不妊治療への助成のほうに移っていききたいと思います。

1番目の項目なんですけれども、私、いつもこういった議論をさせていただいているんですけれども、亀山市は人口の自然増と社会増というところに関して、どちらにも力を入れていくというように前提だったと思うんですが、以前の議論とその前提というのは変わっていないのでしょうか。

**○議長（小坂直親君）**

山本総合政策部長。

**○総合政策部長（山本伸治君登壇）**

平成28年2月に策定をいたしました亀山市人口ビジョンにおきまして、本市の人口は、出生数の減少などによりまして、人口減少対策を講じなければ、2060年、大分先なんですけど、2060年には約4万6,000人まで減少すると推計をいたしたところでございます。また、同ビジョンでは、こうした推計に対して子育て環境や就労環境の充実を図るとともに、効果的な本市の魅力発信など、自然減・社会減対策を進めることで、2060年においておおむね5万人の総人口の確保を目指すことといたしております。

そのことから、本市におきましては、引き続き自然増、社会増、この両面から人口減少対策に取り組んでまいりたいと考えております。

**○議長（小坂直親君）**

今岡議員。

**○4番（今岡翔平君登壇）**

ちょうどきのうなんですけれども、衛藤晟一少子化対策担当相が閣議後の記者会見で、2019年の出生数が87万人を下回ると、2018年は過去最少で91万8,400人でしたと、この先の見通しを立てても、出生数というのはさらに減っていくであろうと。亀山市の人口ビジョンでも、出生数が減っていくという見通しとして立てられていくんですけれども、まさに深刻な状態であるというような記者会見があったと言われているんですが、2つ目の項目で、では今回テーマに上げさせていただいた不妊治療への助成ということなんですけれども、これは人口増につながる有効な施策になるのでしょうか、お伺いいたします。

**○議長（小坂直親君）**

井分健康福祉部長。

**○健康福祉部長（井分信次君登壇）**

本市におきましては、亀山市不妊治療費助成交付要綱を定め、不妊治療を受けたご夫婦に対しまして経済的な負担の軽減を図り、少子化対策に寄与することを目的に不妊治療費の助成を行っているところでございます。これによりまして、経済的な面からも、より不妊治療を行う機会がふえることとなり、妊娠や出産をする人がふえ、人口の自然増につながる有効な施策の一つであると考えているものでございます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

そうですね、子供が欲しいと思っている人に子供を産んでいただけるように助成をするということで、当たり前の話かもしれないですけども、自然増にストレートにつながる有効な施策ではないかなと。例えばなんですけども、この不妊治療の助成に関して亀山市がほかの市町、周りの市町と比べて、例えば有利であると、これだけ金額的に有利なのであれば、亀山市に移住してみようかな、移ってみようかなあというような可能性も考えられなくはないと思うんですけども、社会増につながる要素というほうでは、この不妊治療助成はいかがでしょうか。

○議長（小坂直親君）

井分部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

この社会増につながる要素ということでございますと、県内いろんな制度を見比べてみる中でございますけれども、助成の申請を行う際に夫婦合算の前年度所得の制限があったり、また助成年数等の条件の違いがございました。それぞれのお考えの中で助成制度があるわけでございますけれども、本市の現行制度によりまして社会増の要因の一つになるとは考えるところでございますが、直接的にこの制度によりまして社会増につながったことの実績を立証するということは推測されないところでございます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

そうですね、例えば引っ越しだったり、家を建てる、家を見つけるという金額なんかを考えたときに、コストという面では亀山に移住をしていくところまでにはつり合わないわけなんですけれども、ただ、亀山で暮らそうと思っている方たちが亀山でちょっと子供を育ててみようかなあと思える一助にはなるのかなというところですね。先ほど答弁いただいた認識で私も一致しております。

では、3番目の項目なんですけれども、この不妊治療助成制度、県内他市町の制度との違いについてなんですけれども、まず亀山市の特徴をお伺いたします。

○議長（小坂直親君）

井分部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

当市の特徴といたしまして、当市は平成17年度から不妊治療費助成事業を行ってきておりまして、四日市市、鈴鹿市に次いで県下3番目という早い時期からの取り組みでございます。現在、市の単独の助成を行っておりますのは、その中で県内29市町中16市町に及んでいるところでもございます。

また、昨今でございますけれども、不妊治療を受けられるご家庭において、いろいろなご事情がございまして、単身赴任等で同じ世帯でないご夫婦もふえておるところでもございます。従来、ご夫婦ともに当市の住民であることを条件に助成の対象としておりましたが、制度の見直しを行いま

して、不妊治療を受けた方が市民であれば、助成を受けていただけるようにもいたしました。また、本市における助成制度につきましては、多くの市町は助成を受けられる年数が5年間などの制限を設けられておりますけれども、本市におきましては治療に係る年数に着目し、平成22年度に助成が受けられる年数の制限をなくし、また助成制度を利用していただきやすくしたことが大きな特徴でございます。

具体的に申し上げますと、例えば31歳の方が毎年不妊治療を受けられたことを例にとりますと、助成年数が5年に定められている他の市町におきましては31歳から35歳までの5年間で助成が終了いたします。一方、助成年数の制限のない本市におきましては、治療開始時の妻の年齢が43歳未満までは助成年限に制限がないというものでございまして、このような全体を通して制度の中で子育てがしやすいまちの一つとなるよう努めているところでもございます。

**○議長（小坂直親君）**

今岡議員。

**○4番（今岡翔平君登壇）**

亀山市の特徴を上げていただきましたが、それでは県内他市町の状況なんですけれども、いろいろ情報を持っていると思うんですけれども、県内他市町で亀山市より有利な助成の内容になっているという自治体はあるんでしょうか、条件についてお伺いいたします。

**○議長（小坂直親君）**

井分部長。

**○健康福祉部長（井分信次君登壇）**

他市の状況を少し調べてまいりましたが、助成金の申請に当たりましては、県内所得制限を設けていらない市が2市ございました。これは、伊勢市と鳥羽市でございましたが、いずれの市も、逆に年数や年齢制限であったり、回数の制限が設けておられますので、一概に所得制限がないだけで特に有利だとは解釈できない部分もございました。

また一方、本市でございますけれども、夫婦合算の前年度所得が730万円未満という条件を設けておりますが、先ほどご説明しましたように、助成年数を設けていないことから助成を受けていただく可能性がふえるというものでございます。

県内で見えますと、先ほど申し上げましたようなことも鑑みますが、助成金の申請をされるご夫婦の所得状況によっては夫婦合算の前年度所得が730万未満か、それ以上かで申請できるかどうかの差はございますが、助成年数を合わせて考えますと、どの自治体が有利・不利という大差はない状況でございます。

**○議長（小坂直親君）**

今岡議員。

**○4番（今岡翔平君登壇）**

私のほうも調べさせていただきまして、県内市町では、この助成の制度については余り差がついていないという状況です。だから、亀山市が少し制度として抜け出すことができれば、有効な施策につながるんじゃないのかなというような趣旨で質問をさせていただいています。

今、上げていただいた中で所得制限、夫婦合算で730万円未満という制限があるんですけれども、その所得制限というのを伊勢市と鳥羽市は取っ払っていると。これは、計算式がありまして、

一概に総支給とか手取りという額とはちょっと違うところになってくるんですけれども、そのあたりの内容についてはもう少し後で触れていきたいと思えます。

4番目、助成を申請するフローについてということなんですが、過去3年間の申請件数など実績はいかがでしょうか。あと、ふえ方というか、そういった傾向について言っていただけるのであれば、それもあわせてお願いいたします。

○議長（小坂直親君）

井分部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

申請件数の実績でございますが、平成28年度は67件、平成29年度は80件、平成30年度は66件でございます。少し差があるようでございますけれども、予算ベースではほぼ同額を保つ中で助成をしております。ちなみに平成30年度66件ございました中で、妊娠をされました方が35人見えまして、そのうち出産は32名という実績数値でございます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

それでは、この助成の内容についてなんですけれども、実際係った費用に対して補助をする、助成をするという内容になると思うんですが、このもらえる助成額は実際に見合っている額なんですか、お伺いいたします。

○議長（小坂直親君）

井分部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

不妊治療費について見合った補助額なのかというご質問でございますけれども、こちらの治療費につきましては、体外受精や顕微授精の特定不妊治療費を例にとってみますと、治療の段階や区分によって差がありますので、1回の治療で30万円から50万円程度かかるものから、10万円から15万円程度かかるものがございます。実際の治療に対しての助成金額につきましては、特定不妊治療の通算6回までは、まず県の特定不妊治療費助成金が受けられ、これとともに市の不妊治療費助成金が受けられることとなります。よって、不妊治療費に対する県及び市の助成金の割合は約8割と高いものになってございます。一方、特定不妊治療を受けられる方で、県の助成金の回数を上限まで申請した場合におきましては、市の助成金のみとなりますので、不妊治療費に対する助成金の割合が下がっている状況でございます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

それでは、この市のほうで設定している予算に対して、実績というのはどんなもんですかね。知りたいのは、予算が足りなくなったことというのはないんでしょうか。あと、社会情勢的に不妊治療に対する理解、情報というのはどんどん深まっていったり広まっていったらと思うんですけれども、28年から30年までの数字ってほぼ横ばいということなんですけれども、この情報は広まって理解は深まっているのに数字が上がってこないということは、今の制度に合わない、つまり制

限にかかってしまって、利用できず漏れている人がいるんじゃないかというふうに推測するんですけども、そのあたりの見解はいかがでしょうか。

○議長（小坂直親君）

井分部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

不妊・不育症治療費の助成金の予算額は、先ほど申しあげましたように、例年600万円に対しまして、その執行率は平成28年度で75.2%、平成29年度で96.2%、平成30年度で83.5%でございました。

これらの状況の中で、議員申されましたように、社会制度の中で漏れている人はいないのかということでございますけれども、やはり制度の周知というのは非常にデリケートな問題も秘めておりますので、より丁寧な、例えば保健師からのアプローチであったりというような考えの中、また逆にその情報を知られたくないという、個人情報の上感を持たれる方もいらっしゃるような伺ったことがございます。よって、周知の徹底を図る中においても、その補助に対する申請の選択権は、ある意味、保護者の方々がご判断いただけるものと考えております。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

これは、申請を出してもらって、何かの制限にかかっていて助成できなかったということはあるんでしょうか。それから、制限には、私もこの制度に関しては3つ壁があると思っていまして、年齢制限、妻の年齢が43歳未満ということと、回数制限、つまり助成をぎりぎりいっぱいまで受けてしまった。それから、さっき出てきた所得制限というポイントだと思うんですけども、この3つのポイントに当たって、かかりそうで助成って難しいですかというような問い合わせでも受けてはないんでしょうか、そのあたりお伺いいたします。

○議長（小坂直親君）

井分部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

先ほど議員申されましたように、3点のご質問の中で特に多うございますのは、所得制限に関するお問い合わせがございます。例えば、所得とは手取りの収入のことであるとか、例えば源泉徴収票のどの部分で見ればいいのかというようなご質問をいただく場合がございます。その際は、丁寧な説明の中で相談者とお話をさせていただいておるわけですが、課税証明をいただく中で、その証明書と我々が持ち合わせております所得計算表を見合わせる中で、ご夫婦の所得金額を算出させていただいており、ご理解を賜っているところでございます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

答弁あったんですけども、これは非常に制限にかかって助成が受けられてないんだという人の状況把握というのは、難しい問題になってくるのかなと思います。まずは、やっぱり個人情報だったり、非常にデリケートな話なので、そもそも気軽に相談が行きづらいということだったり、ある

いは奥さんの年齢が43歳未満、つまり大ざっぱに言うと、この制度に目がけてくる人というのはばりばり働いていて、働き盛りの若い世代がこの制度を調べてアプローチをしてくるわけなんですけれども、そこにある要綱だったり、説明を見た時点で、ああこんなもんかというので理解をして、申請をしなかったと。だから、さっきちょっと答弁漏れていたんですけれども、申請をして助成ができなかったという事例はなかったというふうには聞いてはいるんですけれども、対象者がある意味、働き盛りで制度に関して自主的に調べたりしている関係で、その制限にひっかかっているというニーズの把握がしづらいのが問題になってくるのかなと思います。まず、本当にこの亀山市の助成で足りているのかということに関してのニーズ把握というのを、ぜひまずはお願いしたいなと思います。

平成29年の3月定例会で森 美和子議員からも代表質問の中で、43歳未満という年齢制限で制限に当たってしまって、助成が受けられないというような相談があったそうです。だから、年齢制限に関しても、やっぱり見えない、問い合わせという形では来ていないかもしれないんですけれども、ハードルが、それは外すか、変えるか変えないかは別にして、ここの制限にもかかっている人というのはいらっしゃると思うんです。どうしたら把握ができるのかと私も考えたんですけれども、この助成に関して、間に入ってもらっている医院だったり病院があると思うんですね。亀山の市民の方がかかっている病院とか行っている病院って、全部調べても数は知れていると思うんですけれども、その中でも亀山市民がかかっている病院って絞り込みが可能だと思うんですが、そういった病院のほうから、こんなことで困っているよというようなヒアリングなど、ニーズ把握というのはいくらもできないのでしょうか。

○議長（小坂直親君）

井分部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

当該制度の場合、市民周知を含めまして全体的なことを申し上げますと、市の広報やホームページに掲載するとともに、年度初めには近隣の主な医療機関を尋ねまして、市の制度の説明に伺っているところでございます。

それから、ニーズ把握の点では、今後、先ほどご答弁させていただきましたが、非常にデリケートな問題であることと、我々のその不妊治療に対する施策の展開、両方を考え合わせる中で、より丁寧な説明を市民に向けてやっていく検討を重ねたいと思っております。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

繰り返しになるかもしれないんですけれども、子供が欲しいと思っている、亀山市で子供が欲しいと思っているけれども、できない、何とかしたいと思っている世帯層というのを逃している可能性はないのかということで、今回の質問をさせていただきました。ぜひそういった状況の把握をお願いしたいと思います。

5番目の項目の対応する職員体制についてということなんですけれども、さっきの答弁の中で、保健師のほうからということなんですけれども、答弁があったんですけれども、この不妊治療助成に関する業務、ほぼ保健師さんが担当してもらっているような状況なんですけれども、この助成に関する

業務は本当に保健師さんが対応すべき業務なんでしょうか。本来、保健師さんというのはどういう仕事をする方なんですというのも含めて答弁をお願いします。

○議長（小坂直親君）

井分部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

まず、保健師の職責というか、仕事の関係のご答弁を申し上げます。

健康づくりであったり、健康増進、母子保健等に関しまして、事務をとらせていただく中で、健診、教室、相談、訪問を主な業務として担当してございます。議員ご承知のように専門的な知識を要するものでございまして、その職責を全うする中で市民の健康に寄与できるよう努めていることになってございます。

そういった中で、この不妊治療の助成事業の主な事務の中で、主に相談内容ということでございますので、来庁していただいた方に対しまして申請の方法や時期についてご説明しつつ、相談をさせていただくこととなります。

それから、その内容というのは、やはり冒頭申し上げましたように、専門的な知識を持った保健師対応がベストだと考えておりますので、その保健師が丁寧に対応することによりまして、出産・育児の不安を解消するようなことも含めまして、つながっていくものと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

助成に関する事務処理だけではなくて、最初の問い合わせのところからのフォローですね、出産だったり子育てに関することなので、専門的な保健師さんが対応してもらっているんだというふうな答弁だと認識いたしましたが、この5番目の項目については、別に今回たまたま取り上げただけでして、ほかにもこれは本当に、相談業務には当たると思うんですけども、外に出かけていろんな市民だったり団体さんとコミュニケーションをとってもらおうということが期待されている資格なわけなんですよ。そのほかさまざま業務が、実際問題回ってしまっていると思うんですけども、本当にこれは保健師さんじゃないとできない事務処理なのか、それともほかにも対応できることなのか、もう一回、事務処理のほうについても部内で検討のほうをいただきたいなあと思います。

これで時間のほういっぱいになりましたので、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

4番 今岡翔平議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 1時47分 休憩）

---

（午後 1時57分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番 福沢美由紀議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

日本共産党の福沢美由紀です。

一般質問をさせていただきます。

まず、1点目です。幼児教育・保育の無償化についてお伺いをしたいと思います。

その前に、私、ことしの11月16日から17日に第34回全国保育所給食セミナーというところに参加しました。皇學館大学で行われました。給食は保育の真ん中、食べることは生きること、食べることで人間関係をも構築していくと、保育所のさまざまな職種の方々と保護者も参加して、学び交流しました。私は、遠い北海道で来年はあるんですけども、この近いところにあるから、ぜひとも亀山の関係者も行ってほしいと担当課にもお電話をさせていただきましたが、参加していただけたかどうかわかりませんが、こういうところに参加して、ぜひとも保育の質を上げてほしいなと思っております。

この内容としましては、乳幼児の成長に応じてどのように摂食機能、食べるとかかむとか、唾液とまぜるとか、そういうことの発達を丁寧に学んだり、どういう支援をするのかとか、今ふえているアレルギーや、また障がいがある子供たちがどのようにしたらいいかということを実際にノートを取りながら講義を聞いておられた、本当に保育園の先生たちの姿に感動いたしました。

三重県の給食セミナーをするために、実行委員会が給食に関するアンケートを実施されたんですけども、この報告は420園県内に実施して220園から回答があったそうです。驚いたのは、この回答があった中で、食育の観点で自分ところの園で野菜などを栽培して、クッキングや給食に取り入れているという園が回答園の90%あったということです。会場が、本当に全国からいらっしやっていたのでどよめいておりました。また、回答された調理員や栄養士さんたちの白紙のところを書くコメントが、やはり他園の対応を知りたい、情報が欲しい、安全な食材を選びたいけど高い、もっとよい給食をつくりたいという書き込みがびっしりあったということでした。

このような保育所の給食を幼児教育・保育の無償化に伴って、給食費を実費徴収するという暴挙に出た国のやり方に、私は本当にこのとき憤りを覚えました。実費徴収で給食をするということは、その徴収のありようで、滞納ぐあいによってその給食の質の低下もあり得ることになります。どの子にもひとしく豊かな保育をという観点で、今回の質問は通告にも書きましたとおり、この給食費の実費徴収をすべきではない、公が責任を持つべきとの立場で質問をさせていただきます。

幼児教育・保育の無償化が始まったとはいえ、もとよりシングルの方や非課税の方やら、あるいは所得に応じて無償も含めて保育料は考慮されてきました。かえって、今回の無償化によって実費徴収が始まって、今まで支払ってきた保育料より高くなる、いわゆる逆転現象が起こるのではないかと心配の質問を私もしましたが、亀山では決してそのようなことは起こらないようにするというご答弁でした。

今回、10月が過ぎて、副食費の実費について、保育料と言わせてもらいますけれども、わかりやすいので、負担額に準じたような免除規定をつくられたんだと推察しますが、実際どうであったのかをお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

9番 福沢美由紀議員の質問に対する答弁を求めます。

豊田健康福祉部参事。

○健康福祉部参事（豊田達也君登壇）

この10月からスタートしております幼児教育・保育の無償化によりまして、これまで利用者負担額に含む形で徴収しておりました3歳以上の主に保育所を利用いたします2号認定児の給食費のうち、副食費については実費徴収に変更となっております。

これまでの利用者負担額と現在の副食費については、それぞれ免除等の減額制度がございまして、基本的には大きな枠組みとしては同様の制度となっておりますものの、一部で違いがございまして、その違いといたしましては、まず利用者負担額の制度におきましては兄弟カウントの関係なんですけれども、同時に在園する兄弟、または市民税の所得割額が5万7,700円未満、年収で360万未満相当の世帯は、在園状況にかかわらず、兄弟全てのうち第2子を半額、第3子以降を無料とする制度となっております。

一方、今回の副食費の免除対象につきましては、兄弟数のカウント方法は同じでございまして、第2子の半額制度がございませぬ。ここが1点違うところでございまして、しかしながら、所得割額5万7,700円未満の世帯につきましては、全ての児童が免除対象となりました。これによりまして、所得割額5万7,700円未満の世帯の第2子については無償となりますために負担増は発生いたしません。また、逆に所得割額5万7,700円以上の世帯の第2子につきましては半額免除の制度はなくなりますが、この場合であっても従来の利用者負担額が半額で9,000円以上のご負担をいただいておりますことから、今回、副食費4,500円を負担いただくことになりましても、実質的な負担は大きく減るということになります。

以上のようなことから、実際の費用負担が増加することがないように制度設計がなされているといたところが現状でございまして。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

はい、よくわかりました。

それでは、免除によって少し安くなったわという方やら、物すごく安くなったわという方やらいろいろやと思うんです。それがどういうぐあいであったかということについて、ちょっと具体的にお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

豊田参事。

○健康福祉部参事（豊田達也君登壇）

免除によりまして実際の影響額でございまして、この無償化によりまして実質的な影響額の状況といたしまして、副食費の負担方法が変更となりました公立の保育所及び認定こども園の2号認定児の9月の利用者負担額と、無償化が始まりました10月の副食費の金額で比較をさせていただきたいと思っております。

全体として475人の対象者のうち、ご家庭の事情で世帯の所得状況に変化が生じて増額になりました1名を除く474人全員が負担なし、もしくは負担減となっております。少し細かく内訳として金額に応じて説明をさせていただきますと、無償化の実施前後ともに負担のない児童が68人

で、残る406人については減額となっております。減額となった方につきましては、最大で2万4,900円の減額となった方々を含む221人が2万円以上の減額となっております。そのほか1万円以上の減額が100人、5,000円以上が73人、5,000円未満が12人となっております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

細かい数字は今すぐに復唱するわけにはいかないのですが、要はやっぱり所得の高い目の人がたくさん助かるということが言われていたのですが、今回の無償化。やっぱり所得の低い人よりも所得の高い人を助ける制度ではないかということと言われていたのですが、ある一定たくさん払っていた方がたくさん安くなったなあと、数が多かったのかなと私は聞かせていただきました。

今の現状をお聞きしたところなんですけれども、県内の市町でこの給食費の免除をされた市町があると思いますが、その状況をお聞かせください。

○議長（小坂直親君）

豊田参事。

○健康福祉部参事（豊田達也君登壇）

県内市町の給食費免除の実施状況といたしましては、副食費の無償化を行っている市町は県南部地方を中心に熊野市、志摩市の2市と大紀町、南伊勢町、美浜町、紀北町の4町となっております。このうち志摩市、それから大紀町、南伊勢町、紀北町の1市3町につきましては、主食費を含めた給食費の無償化を実施しているというふうになっております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

いろんな状況の中で、この給食費を免除することができた市町があるということを今お聞きしました。私、9月議会のときにも、この無償化が始まることによって、今まで国基準の公定価格で、余りにも高いので、それをそのまま保護者に保育料として払ってもらわなければならないので、どうでしょうか、6割程度保護者に払っていただいて、あとの4割足らんところは市が実際に埋めてきたということをご答弁いただいたと思います。その実際の埋めてきた差額、でもこれからは給食費のことがあるので、満額とは言いませんけれども、保護者のほうからはいただかなくなりますけれども、国からはその公定価格満額が入るという実情が出てきます。それと、今までは公立の園については、安い保育料でやってこられたけれども、私立の園については国の公定価格で支払ってきたという経緯があります。それが、やっぱりこの無償化によって変わってきますので、それについてもやはり支払い分としては、亀山市として、はっきり言ってお金が浮いてくるという部分があるのではないですかということをお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

豊田参事。

○健康福祉部参事（豊田達也君登壇）

議員申されますように、保育所等の利用者負担につきましては、実際に徴収いたします市の基準による額と私立園の給付費の根拠となります国が定める公定価格上で用います国基準の額がございまして、その差額につきましては国基準によります給付費の支給において、市が単独して負担しておるといった面がございまして。この差額につきましては、全てを市で負担というわけではございませんが、給付費を支払う上においては一定負担をしております、今回の無償化によります国と地方との財源負担の変化から、市の負担が軽減される側面も確かにございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

軽減される額について、わかる範囲でお聞かせ願いたいと思います。私立の園のことで結構です。

○議長（小坂直親君）

豊田参事。

○健康福祉部参事（豊田達也君登壇）

軽減される額と申しましょうか、国基準の金額と市で定めておる基準の額とのそれぞれ階層ごとで定めておられて、この金額の差で答弁させていただきたいと思います。

1号、2号、3号の認定児全て合わせますと、平成30年度の実績による比較でございますが、単純比較で申しますと、差額は年間で約1億8,000万程度で、国基準に対する負担比率としては約60%、議員申されたとおり60%程度となっております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

私は亀山市の場合、今、額面をお聞きしましたし、今までと違うお金がやっぱり出てくるということも踏まえて、幼稚園と保育園で給食の仕方が違うんですけども、やはりこの幼児教育・保育の無償化の中でできる場所の給食費については、公で負担すべきだと考えます。これを市でやるべきだと、100%そうだという意味ではないんですけども、国がやるべきだと思っておりますけれども、こうやってほかの市町ではその分、市町でやっているところもあるので、亀山市でもその方向でやるべきではないか、今まで中学校の給食でも、ずうっと亀中、中部中ないときでも同じように関中の給食についての税の負担は、いろんなことの負担はしてきましたし、何もかも100%公平というわけにはどこもいかないんだと思います。

幼稚園で給食をしていないところ、そして保育園で給食しているところ、幼稚園でも給食があるところ、いろいろありますけれども、給食費を徴収することについてはやめて、公で責任を持つという考えはないのかを市長にお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

この新しい制度が入りまして、さまざまな変化が生じております。亀山市といたしましては、この国の制度自体には随分、全国市長会や市の立場からも、今後も多分あるかと思いますが、申し上げるべきことは申し上げてまいりました。最終的にはこのような決着となりましたけれども、こ

れがスタートいたしました。

亀山市としては、今、給食費を全額公でということではありますが、子育て支援全体をどのように今後も持続的に考えていくべきなのか、そういう視点からトータルの中で考えていく必要があるかと思っておりますので、給食費だけ、現時点でそれをどうこうということは、当然国が責任を持つべきだというふうに思っておりますけれども、現時点でそのような考え方を持たせていただいております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

人生のスタートの大事な給食について、ほかのことと一緒に考えて、ぜひ丁寧に考えていただきたいなと思います。

次の質問に移りたいと思います。

加齢性難聴に係る補聴器購入に対する公的助成について取り上げました。

私が今、顧問をしております亀山市の社会保障推進協議会というところで、皆さんから要望の声が上がって、この補聴器が本当にとっても高く、使いたいけど大変なんだと、そういう助成をしているところがあると聞くが、亀山市でもしてもらえないだろうかという要望があって、要望をさせていただいたんですが、そのお答えとして、障害者総合支援法に基づく補助制度があるので、それを利用してくださいというお答えでした。

今現在の亀山市における補聴器の補助制度、どのようになっているかをまずお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

井分健康福祉部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

補聴器に対する補助制度でございますが、身体障害者手帳の聴覚障がい該当する方などが補聴器の購入や修理を行う場合に、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、先ほど議員おっしゃいました障害者総合支援法でございます。こちらの第76条に基づく補装具費の支給制度がございます。この支給申請に当たりましては、聴力検査の結果及び補聴器の必要性、効果について記載された医師による医学的意見書を市が確認の上、補装具費の支給決定を行ってまいります。ただし、聴覚障害2級、3級の方は、使用される重度難聴用補聴器は三重県障害者相談支援センターが判定を行った後に、市が支給することとなっている補助制度でございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

要は、障がいという程度になって初めて係ってくる補助制度であるということなんだろうなとお聞きしておりました。

私がきょう、社保協でも要望しましたし、今回上げておりますのは、そういう障がいという程度の重度の難聴ではなく、そこに至るまでの年をとったら耳が聞こえにくいという状況の難聴についての質問でございます。

今は時代としても、高齢者の社会参加であるとか、定年延長であるとか、再雇用であるとか言われておりますので、高齢者が輝くためにも、ちょっと聞こえにくいという状況を早く手だてをすることが必要なのではないか、高齢者にとって補聴器というのは必需品になってくるのではないかなと、そういう時代になってきたのではないかなと思うんです。

また、厚労省の介護予防マニュアルでも、高齢者の引きこもりの要因の一つに聴力の低下を上げておられますし、鬱や認知症の原因にもなるということも言われています。本当にこの軽度、中度の方に対しては何もないのか、こういう難聴についてどう捉えておられるのかをお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

井分部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

先ほど議員のおっしゃいましたように、加齢性難聴は、加齢によって起こる難聴でございます。年齢以外に特別な原因がなく、誰でも発症する可能性があり、75歳以上の約半数は難聴で悩んでいらっしゃると言われてございます。難聴になることで、ご家族や友人とのコミュニケーションがうまくとれなくなったり、社会的に孤立し、鬱状態になる場合や、先ほどご紹介いただきました認知症の発症リスクということが大きくなるなど、影響があるものと認識しているところでございます。

加齢性難聴等で聴覚の機能が低下いたしまして、日常生活に支障がある場合は、今ご案内させていただいておりますのは専門医等に相談されまして、ひどい場合には身体障害者の手帳の取得のあっせんをしたり、幅広い対応をさせていただいているところでございます。

議員、今回のご質問で着目されているとおっしゃっていましたが、それに至らない中度、軽度の、数値的に申し上げますと30から60デシベルの方々だと思うんですけれども、現在、こちらに関しましてはそういったご意見があるのは踏まえておりますけれども、法的な補助制度はないものでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

両方が70デシベル以上になると重度ということだそうなんですけれども、WHOで何デシベル以上は補聴器をつけなさいよと推奨されている値があると思うんですけれど、それをお聞かせください。

○議長（小坂直親君）

井分部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

数値的なことを申し上げますと、ある資料を見ますと、日本で70デシベル以上が身体障害者手帳、先ほど答弁させていただきましたが、現在のところ約36万人の方がいらっしゃるということでございます。

それから、WHO、世界保健機関でございますけれども、こちらに関しましては、補聴器の装着を推奨されているというレベルでございますけれども、この数値が下がりますと41デシベル以上

となつてございまして、この数値を日本に置きかえますと約600万人の方が該当するのではないかとと言われてございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

WHOは41以上でつけなさいと、日本の場合は70を超えないと補助が出ないという状況を示しているように、やはり補聴器の装着率というんですかね、所有率が欧米の半分以下の割合だということなんです。全体の難聴の方の本当に少ない割合でしか、日本は14.4%と聞いていますけれども、少ししかつけていない。

なぜ日本がそんなに少ないのかというと、やっぱりそれは補聴器が高いというのが大きな原因だとは思いますが。私もちょっと数日前にチラシを見ましたら、何か五十何万とか、すごいなあと思って、数万のものもあるんです。四、五万のものもあるみたいですが、59万とか、充電式とかすごい高いのも出ていましたし、それで1回買ってつけたらオーケーじゃなくて、やっぱり何回も何回も通って合わせないといけないらしくて、交通手段とかそういうこともあるんだと思います。

そして、もう一つの理由が、やっぱり先ほどのきちんとWHOで言っているところに反応していない日本の厚労省ということもあるんでしょうし、私たちもちゃんとこれから認識していかなくちゃいけないと思うんですけれども、なぜWHOがそんなに早いうちからつけなさいと言っているのかということ調べましたら、どうも本当に聞こえにくくなってから補聴器をつけるよりも、早目につけると、音というのは、高さや質や幅やいろんなものを聞いているわけで、それが段々聞こえるものが少なくなってくるそうなんです。聞こえる幅や質がとれるものが少なくなってしまうから補聴器をつけるよりも、最初のちょっと聞こえやんわというときから補聴器をつけていたほうが、後々まで生活の質としていい音が聞ける、言葉がわかればいいというんじゃなくて、音楽も聞ける、そういう質の高い生活ができるということなんです。

こういうことも踏まえまして、やはり早くからこういう補聴器をとということについて、この亀山市も、やっぱり健康福祉については先進市であるという思いを持ってみえると思いますので、ぜひとも早くからやっていただきたいなあ、考えていただきたいなあ、国もまだやっていないし、全国を見てもなかなか進んでない状況なんですけれども、考えていただきたいなあと思うんですけれども、もう一つ例を挙げさせていただくんですけれども、補聴器をつけた人がもっと早くつけたらよかったという人がたくさんいらっしゃるって、もし早くつけていたら何が得られましたかという質問に対して、まず言われたのが、より快適な社会生活だと、2番目に言われたのが、より安定した精神状態と言われていたと聞きます。

本当にそういう意味で、高齢者にとって早いうちから補聴器をつけるということが、本当に必要になってきているんじゃないかなと考えるんですけれども、改めてこれを考えていくというお考えはないでしょうか。

○議長（小坂直親君）

井分部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

議員からなる必要性について説明いただいたわけですが、そういった中で加齢

性難聴につきまして考え方として持たせていただいておりますのは、できるだけ早期に補聴器を使用することで聞こえを改善し、高齢になっても、先ほど申されました社会生活等に意欲を持ったり、生活の質を落とさず心身ともに健やかに過ごすことができ、またコミュニケーションがとれることで認知症の予防や健康寿命の延伸にもつながるものと認識をさせていただいているところでもございます。

なお、補装具の支給対象にならない方に対して補聴器の法的な助成につきましては、現在、調査もしましたが、20ほどあるぐらいで、それぞれの個々の内容もいろいろと勉強させていただいております。今後におきまして、こういった先進地の事例も踏まえまして、国や県の動向を注視してまいりつつ考えてまいりたいと思っておりますのでございます。

#### ○議長（小坂直親君）

福沢議員。

#### ○9番（福沢美由紀君登壇）

兵庫県の県議会からは、全会一致でもうこういう補助をしてほしいということで、国に対して意見書が上がったと聞きます。本当に頑張って研究をしていただきたいと思っております。20の自治体、実施していますし、つい最近、愛知県設楽町でもやることを決めたと伺いました。東京都で結構たくさんやられているんですけども、江東区では現物支給で、四、五万の安いものなんですけれども、2種類の補聴器を現物400個ぐらいの予算化をしていて、毎年380個ぐらいの支給実績があるということで、そういうところから本当に必要になってきて、高いものも購入していかなくちゃいけないんだろうけれども、早くから取り組むということで喜ばれているし、この合わせるということに対しても、お医者さんに行ったりすることについても公費で見てもらっているということでした。また、本当に所得制限があったり、デシベルの制限があったり、いろいろですけども、ぜひとも研究いただいて、亀山の高齢者が元気に生き生きと暮らしていただけるようにやっていただきたいなと思っております。

次の質問に移ります。

学校給食で提供されているパンの安全性についてです。

私、この質問については、2012年、平成24年の3月にも1回させていただきました。そのときは、その質問をした10年前ぐらいに学校給食のパンからマラチオンという農薬が検出されたというニュースがあって、全国でやっぱり国産の小麦をとという運動が起こりかけたときでした。

そのときのご答弁としては、平成20年度まではこのニシノカオリという国産小麦を20%使っていて、アメリカ・カナダ産80%やったと。21年度からはニシノカオリを30%にふやしたんだと。23年度からは県内の米粉が半分入っているパンも別途つくって、適宜それも入れているんだというようなことのご答弁でした。

今回、私これを質問に上げさせてもらいましたのは、マラチオンではなくて、グリホサートという有名なラウンドアップという除草剤の主成分ですけども、これが検出された。農民連という農協団体が検査をしたところ、学校給食のパンからも検出された、スーパーなどで売っている一般の食パンやパスタや乾麺からも検出されたというニュースがあったからです。

この亀山市の子供たちが食べているパン、流通ルートやこの小麦の比率、また回数などについてお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

草川教育部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

本市では、公益財団法人三重県学校給食会を通じて、学校給食用のパンを購入しております。県学校給食会では、文部科学省が示す基準に基づき、子供たちの栄養面に配慮した三重県独自の規格・配合を製造業者に提示し、その基準により製造されたパンが各学校へ届けられております。

なお、学校給食におけるパンの提供回数でございますが、週当たり米飯、ご飯が4日、パンが1日としておりまして、年間の給食日数182日のうち37日をパンの提供としているところでございます。

あと国産小麦と輸入小麦の比率、割合でございますが、平成20年度までは国産小麦が20%、輸入小麦が80%でございましたが、21年度からは国産小麦の割合を30%にふやし、輸入小麦を70%として、現在も同様の比率でございます。

なお、この使用する小麦につきましては、県学校給食会の品質規格に適合したものであり、毎月、一般財団法人日本穀物検査協会において品質・品位の検定を実施いたしております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

学校給食会というのは変わりませんが、その錦の御旗のように言われます基準というやつですけども、やはりこの基準にグリホサートが入っているかどうかという基準はないんだと思いますね。きちんと検査をされていないと思います。また、もしあったとしても、国はこの農薬会社の求めに応じて基準を緩めております。たしか小麦で6倍か5倍、ソバは150倍ぐらいに。要するに今までやったらひっかかっておったんが、基準を緩めたんで、到底ひっかからないという状況になっていると思います。

小麦のままだと、また農水省で検査もされましようが、粉になっていたり、製品になっていたらされないと思いますし、本当に子供たちの口に入るものが一体どういう小麦でどんな基準でどこをクリアして、安全なのかどうかということは真剣に調べるべきだと思いますね。グリホサートというのが、調べたところ、国産小麦からは全然検出されなかった。外国産の小麦からだけ検出されたというのが、今回の調査のはっきりしたことです。

世界で一番売れている除草剤ですね、グリホサート。これは、世界では保護者主体の市民団体などが調査して母乳や尿からも検出が報告されたり、日本でもこの間、国会議員が毛髪を検査して、数十人でしたけれども、7割から検出されたという報告がありましたし、日本がもともと外国に頼っていますので、小麦については、8割を米国・カナダから輸入しています、年間500万から600万トン、それで民間でも貿易がされています。2018年の検査では、カナダ産の100%から、米国産の98%からこの農薬、グリホサートが検出されています。

昔よく言われたポストハーベストという、収穫してからまく農薬ではなくて、プレハーベストといって、収穫前にまだ生きてるときにまくそうです。日本では、小麦に対するこのプレハーベストというのは認められておりません。日本で認められているのは大豆だけだそうです。

これについて、2015年にWHO、先ほども出ましたけれども、世界保健機構内の国際がん研

究機関が5段階評価で2番目に高い、恐らく人に発がん性があると区分して発表しました。善玉菌が減って、腸内環境を荒らすとか、ミツバチの生態に影響を与えとか言われています。最近では、2019年7月31日、国際婦人科連合が胎盤を通して胎児に蓄積して、長期的な後遺症を起こす可能性があるとして、世界規模での使用禁止を勧告いたしました。アメリカでは、大変な数の訴訟が起こっております。こういうものが、もしかしたら子供たちの口に入るかもしれないという状況に今なっているという緊張感を持って、このことに当たっていただきたいんですけども、まずはこの農薬検出検査の必要性についてと、このグリホサートというものに対する認識についてをお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

草川部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

グリホサートとは、アミノ酸系除草剤の一種で、1970年にアメリカの農業科学会社が開発したものでございます。先ほどございましたが、グリホサートは、平成27年にWHOのがん専門機関であるIARC、国際がん研究機関が毒性・発がん性の懸念がある物質と分類をいたしました。

また、農林水産省では、食用小麦の輸入時検査によって輸入小麦からのグリホサート検出結果を公表しておりますが、グリホサートを含む農薬について、平成28年に食品安全委員会による安全性評価が、農薬としての使用方法を遵守して使用する限りにおいて発がん性は認められなかったとしており、直ちにグリホサートの評価や登録の見直しを行う必要はないものの、引き続き農薬の安全性に関する情報収集に努めるとの農林水産省の見解を示しております。

このような中で、安全・安心を基本とする学校給食におきましては、グリホサートに関する動向を注視していくべきものと認識をいたしております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

注視するだけじゃなくて、全部国産小麦だったら問題ないんですけども、まだカナダ産・アメリカ産の小麦を70%使っているんですから、私、数年前に質問したときから変わってないわけですから、それについて残留を、この検査については自治体に任されていると国会で答弁されていたんですね。だから、自治体として責任を持ってされるべきでないか、亀山だけじゃないんで、それは他市にも呼びかけて、三重県の子供を守るためということを真剣にみんなで考えるということも含めてお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

草川部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

農薬の検査の必要性ということで、先日、三重県の学校給食会に対しまして、農薬検査についてお問い合わせをさせていただきました。そのときの回答が、グリホサートは除草剤であり、作物に直接使用するものでないことから、残留農薬検査の項目に現在のところは含めていない。しかしながら、安全・安心な食の提供の観点から検査項目にグリホサートを加えることを今後検討するとの回答でございました。

本市といたしましては、学校給食のパンの調達先である県学校給食会に対しまして、グリホサートを検査項目に追加するよう、今後も強く働きかけてまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

その学校給食会の認識が、私本当に疑問なんですけれども、直接作物にかけるものではないんです。普通は除草剤だから草にかけるものなんですけれども、なぜそれを作物にかけるのかというと、私も自分が農家ではないからわかりませんが、大豆の畑なんかをよく見ますよね、道を走っておったら。からからになって収穫がしやすいそうなんですよ、葉も枯れて、草も枯れて、全体的にからりと乾きやすく、収穫がしやすいそうなんです。そういう意味でプレハーベストとして小麦にも使われていると、外国ではということなんです。それはもう問題になって久しいので、そんなはずはないと言っていること自体がどうかと思うんですけれども、ぜひともそれは他市にも働きかけて、早く言っていただきたい、検査をしていただきたいですし、農民連にみんなでカンパを募って、そういうことが検査できる機械を買って、今、検査依頼がすごくふえていると聞きます。ぜひともやっていただきたいですし、国産小麦100%にすれば問題はないわけです。

私が前に質問したときは、国産小麦が40%を超えると膨らみにくいから難しいんだと言っておられました。でも、本当に今、私まちを歩いていて歯医者さんとパン屋さんをよくふえていると思うんですけれども、小さいパン屋さんでも国産小麦でつくっておられる方、たくさん今ふえていますよ。おいしいパンを焼いておられます。それが給食ほどの量になってどうなのかわかりませんが、全国でも国産小麦100%で焼いているところがあると思います。もしおわかりでしたら、それは言っていただきたいですし、これから三重県が国産小麦で子供たちにパンを提供するというのに向かっているかお考えがないのかお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

草川部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

学校給食におけるパンの調達につきましては、安定した品質と価格で継続的に購入できるという利点から、今後も学校給食会から購入してまいりたいと考えております。

このような中で学校給食会でパンの材料となる国産小麦は、地産地消の取り組みのため県内産を使用しておりますが、近年、学校給食用のパン製造に適する品質の作付面積が減少傾向にありまして、現状の30%を維持することも困難な状況にあるというようなこともお聞きしております。国産小麦100%を使用したパンを提供することは難しいとの見解をいただいておりますけれども、他県におきまして、議員今言われました国産小麦100%を導入している県がございます。例としましては、北海道、青森県、岩手県、山口県、静岡県、千葉県といった状況は把握しておりますが、小麦の需給に関しまして約8割、85%程度を輸入小麦に頼っている日本の状況の中で、学校給食用のパンに優先的に国産小麦を使用していくということは非常に難しいというような、それは一定ございますが、他県でも利用しているところもございますので、まずは学校給食会を初め、関係市町との情報交換を持ちたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

学校給食会というところが、この農薬の危険性も余り感じていないような状況で何をいただけるのか疑問なんですけれども、例えば小麦も、外から皮からだんだん中に行くごとに値段が違うと思うんですよ。真ん中が一番高い、お米でもそうですよね、お酒つくるときに、外を削って、真ん中、大事なところを使いますけれども、入札でもし学校給食会がやっておられるとしたら、外の一番農薬がかかっていそうなところが入る可能性があるんですけれども、入札という方法が学校給食会でやっておられるかどうかは、ちょっとこれは通告していませんでしたけれども、わかっていたら教えてください。

○議長（小坂直親君）

草川部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

これは、現在入札という方法はとっておりません。学校給食会とパンの製造業者の団体というか、連合会との契約の中で、亀山市はどこからパンの製造業者から配達されるというようなことが決まってくるような形でございます。

○9番（福沢美由紀君登壇）

輸入に80%頼っているから、子供たちの給食にパンを100%国産は難しいとおっしゃいましたけど、それならパンの数を減らしてでも、私は100%のものを子供たちに提供するべきだと思いますし、アレルギーという面でいいにしても、昔は三大アレルギーというたら、牛乳と卵と大豆やったんですけど、今は牛乳と卵と小麦粉なんですね、変わってきた。この転換点が、やっぱり輸入の自由化なんです。

子供を育てるときに、おっぱいをやるときに、おっぱいというのは血ですから、食べたものがそんなに影響しないと昔は常識で言われていたんですけれども、ここ最近はその成分がダイレクトに出てくる方が6割ほどおられると言ったかな、ふえてきたと。それもやっぱりこの輸入の問題というのが大きいんじゃないかと言われています。本当に後からでは何ともしようがないということがありますので、子の安全、命、食べることに對して、ましてや給食という教育であることに對しては、一歩も引かずに子供たちの安全を守っていただきたい。その決意だけを教育長に1点お伺いしたいです。

○議長（小坂直親君）

時間です。

○9番（福沢美由紀君登壇）

また後で聞かせてください。

○議長（小坂直親君）

9番 福沢美由紀議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 2時47分 休憩）

---

（午後 2時57分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、15番 前田 稔議員。

○15番（前田 稔君登壇）

スクラムの前田でございます。

通告に従い順次質問をさせていただきます。答弁のほどよろしく願いいたします。

亀山駅周辺整備事業についてということで質問させていただきます。

きのうからいろいろとほかの議員の方もこの事業について質問をされていましたが、重複するところもありますけれども、再度また確認をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いをいたします。

まず初めに、当初に一度質問させていただいたんですけれども、その後、いろんな変更点等ありましたので、その辺からまず聞きたいなと思うんですけれども、市街地再開発事業について現在事業計画の変更が行われているが、変更となった部分と変更理由をお聞きしたいと思います。施設建設敷地内の街区の変更についての答弁をお願いします。

○議長（小坂直親君）

15番 前田 稔議員の質問に対する答弁を求めます。

亀淵産業建設部次長。

○産業建設部次長（亀淵輝男君登壇）

亀山駅周辺2ブロック地区第一種市街地再開発事業の事業計画の変更につきましては、権利者の権利変換及び転出の意向や事業収支の確保のため、組合において実施されるものでございます。

そのうち街区変更につきましては、施設建築物の計画見直しにより、まとまりがあり、利便性の高い施設建築物とするため変更をするものでございます。

具体的には、住宅及び店舗の用途として個別の商業施設を計画しておりました街区2につきまして、街区1と一体的に利用することで住宅等と一体となった配置計画に変更しております。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

それでは、施設の建築物の配置計画の変更はどのような内容かお聞きします。

○議長（小坂直親君）

亀淵次長。

○産業建設部次長（亀淵輝男君登壇）

施設建築物の配置計画の変更につきましては、権利変換を希望される権利者との協議に伴いまして商業床の規模がおおむね整理されてきたことや、公益施設である図書館の整備計画の整理によりまして、公共施設及び商業施設が導入される旨につきまして、施設をコンパクトにするとともに商業施設の一部を公益施設に変更するものであります。

また、この住宅棟東側に位置いたします商業施設につきましては、利便性の向上を図るため、住宅棟に隣接するよう配置計画を変更するとともに、施設建築物の配置変更により、住宅用駐車場の配置を変更いたしまして、一部機械式としておりましたものを全て平面駐車場に変更いたしまして、

居住者の利便性の向上と管理コストの低減を図ったものでございます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

商業施設を一部公益施設に変更したものであるということで、コンパクトになったと、それから商業施設にて利便性の向上等を図るため、住宅棟に隣接する配置計画を変更するとともに、施設建設部分の配置の変更により、住宅用駐車場の位置を変更して、一部機械式としていたものを平面の駐車場にしたということですね。

この中で商業施設なんですけれども、1階と2階と商業施設があるんですけれども、これは1階に1店舗、2階に1店舗ということなのか、あるいはその1店舗の中に複合的に商業施設が入れるのかどうか、そこら辺をちょっと確認したいと思います。

○議長（小坂直親君）

亀渕次長。

○産業建設部次長（亀渕輝男君登壇）

現在、先ほども申し上げましたが、施設建築物、図書館の隣接でございますけれども、1階、2階に店舗がございます。また住宅棟の東側にも平家建ての1階の店舗がございます。この3店舗を今現在計画しております、この3店舗につきましては、その業種によりまして部分的に分割、併合もあり得るかというところもございますので、基本的には今現在、権利床ということで、地権者の方がこの権利を持たれるという状況で進んでおりまして、これにつきましてその店舗の状況によっては分割、要は施設棟の1階の部分を2分割にするとか、そういうことも可能ではないかなというふうには考えております。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

3店舗は最低あるということで、あと複合的にその店舗を分けることもできるということで確認をさせていただきました。

それでは、施設建築物の規模の変更なんですけれども、これはどのような内容なのかお答えをください。

○議長（小坂直親君）

亀渕次長。

○産業建設部次長（亀渕輝男君登壇）

施設建築物の規模の変更につきましては、住宅への権利変換を希望される権利者の把握や、事業収支の確保等に伴いまして、住宅棟を地上14階建てから地上15階建てに変更したものでございまして、住宅戸数が約50戸から約60戸に変更されるものでございます。

また、先ほど申しましたけれども、商業床につきましては権利変換を希望される権利者との協議に伴いまして、商業施設について公益施設に隣接する商業施設を、先ほど言いましたように地上1階から地上2階に変更いたしまして2店舗と。住宅棟に隣接いたします商業施設につきましては、地上3階建てと当初してございましたけれども、これを1階建てに変更したものでございます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

14階から15階建てに変更したということなんですけれども、これは住宅の戸数がふえたわけなんですけれども、その分予算もふえることになるんですが、以前もその質問をしたときに、この住居施設が全部確実に埋まるのかどうかという、この担保がとれるのかという話をちょっとさせていただいたんですけれども、これがまたふえることによって、それだけ入居者をふやさなければならぬんですけれども、それだけの需要があるのか。また、そのときのコンサルが責任をとるといような話があったんですけれども、それは変わりなく現在もその会社が持つのかどうかを確認しておきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

亀淵次長。

○産業建設部次長（亀淵輝男君登壇）

今現在の住宅の戸数でございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、52戸からワンスパン、15階建てに変えることによりまして56戸と今現在は計画しております。この住宅棟の住居スペースにつきましては、基本的には権利者の住みかえのための権利床ということで、一部は権利床に、今の地権者の方、権利者の方が持たれると。あと残りについて、それを今回参加組合員となりました株式会社マリモ、マンション会社でございますけれども、こちらがあとの残った分を購入するということでございます。その中で、マリモにつきましては、やはり商業上の戸数ベースというものがございまして、お聞きしておる中では40戸が基本だと、最低ラインだということでお聞きしておりまして、その40戸を確保するためにも、今回そういう部分でふえていったのかなというふうなことは私どもとしては考えておるところでございます。

その40戸以上の部分をディベロッパーのマリモが販売できるのかというご質問でございますけれども、これにつきましては、以前から私どもは答弁で申し上げましたとおり、マリモについては十分販売が可能であるというご返事をいただいております。また、参加組合員になるというところでございますので、その中で協定書を結んでおりますので、その分について全て買い上げていただけるというところで、もうその処分については決定しておるというところでございますので、そういう中で亀山で、今お尋ねの販売的にどうなんだというところでございますけれども、これにつきましては、ちょっとマリモの言葉をおかりしますと、まずは亀山でも十分売っていけるということで、一つは再開発事業ということで、国のお墨つきのついたこの事業、非常に信頼性が高いという部分、また図書館が併設されるというところで、非常に本とかそういうものについては、お好きな方については本当にそういう部分で余暇を楽しめる部分も十分あるというところでございますので、また当然駅前前の立地といいますか、駅から本当に1分程度でこの場面につきましますので、こういうところから非常に販売的にはいけるというふうなお話を組合のほうにされておるということで、私どもとしてはお聞きしております。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

大体商売とかそういうものは、いい話を持ってくるんですよ。40戸でも採算が合うというような、そんな話なんですけれど、当然利益を生まなければならないから、それ以上のものになってくると思うんですよ。だから、本当にいいようにだまされているような、だまされているというのはちょっと語弊があるかわかりませんが、大体いいように言って、そういうものをちょっとでも高く大きなものに、利益をふやすために言うてくるんじゃないかなあと私は思うんですよ。やっぱり足元をもう見られるかなあと思うんですけれども、ちょっと危険な部分はあるのかなあとと思います。40戸でもいいんやったら、まあ50戸でも大丈夫かなと思うんですけど、それから60戸になったということは、やっぱりそれだけの採算を合わすためには60戸にしなければならないという何らかの事情があるんじゃないかなあとというふうに思うんですけれども、ただそれが本当に、マリモが間違いなく約束どおり住居を埋めてくれるかどうかということは、何かそれは契約書か何かにうたってあるんですか。口約束だけなのかどうか、ちょっと確認をしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

亀淵次長。

○産業建設部次長（亀淵輝男君登壇）

先ほども申しましたけれども、56戸のうちの権利床については当然権利者の方が持たれるということで、残りについては全ての戸数をマリモさんが買い上げる形になりますので、この処分についてはマリモさんが全責任を持つというところでございます。

それについてはどこかに記入があるのかということでございますけれども、当然参加組合になる場合の協定書等も結んでございますので、これに伴って、それに従ってマリモが完成時にはそれを購入して販売していくというふうなことで進んでおるところでございます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

そうしましたら、今度、資金計画についてですけれども、これによってどのような資金になってくるのか、その辺の変更内容とあわせてお答えをいただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

亀淵次長。

○産業建設部次長（亀淵輝男君登壇）

資金計画の変更につきましては、先ほどご答弁申し上げました施設建築物の変更に伴う事業費の増加や、事業実施に伴います事業費の精査等に伴うものでございます。

まず、支出金につきましては、住宅を15階に変更したことによりまして、施設建築物等の工事費が2億2,400万円の増額、測量費等の費用について費用を精査したところによりまして、測量試験費が5,200万円の増額、建物等の補償費について補償費の算出によりまして補償費等が2,100万円の増額、権利変換計画作成費等について費用を精査いたしましたところ5,600万円の増額、事務費及び借入金利息につきまして費用を精査したことによりまして7,400万円の増額としております。

次に、収入金につきましては、住宅を15階に変更したことや、当初補助対象外といたしておりました地下駐車場について、国等との協議に伴いまして補助対象としたことにより、市街地再開発

事業補助金が1億1,900万円の増額、公共施設管理者負担金につきましては、補償費等について当初市街地再開事業補助金として計上いたしたものを公共施設管理者負担金対象に変更したことによりまして、3億5,100万円の増額、保留床処分金については、住宅権利床価格を見直したことによりまして、保留床処分金が4,300万円の減額となっております。

なお、支出金及び収入金ともに、当初事業計画より4億2,700万円の増額となっております。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

当初54億円だったんですね。今回、71億円という予算になったわけなんですけれども、この増額していることについて、先ほど14階建てから15階建てになってふえたということですよ。この事業費の増額によって、市の負担金というのはどのぐらい増加しているのかお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

亀渕次長。

○産業建設部次長（亀渕輝男君登壇）

先ほど申しました変更につきましては、当初の54億円からの変更ではございませんで、66億からの変更でございまして、これは第1回の実業計画における金額でございます。今回、今、議員ご指摘の当初の54億円からの71億円にふえたのはなぜかということでございますけれども、この事業費の変更はということかといいますと、市街地再開事業に伴います事業費につきましては、当初は施設建築物の計画を地上11階建てといたしてございまして、公益施設や商業施設が入る棟を地上4階、住宅が入る棟を地上1階から6階までを立体駐車場、地上7階から11階、20戸の住居として、事業費を54億円といたしたところでございました。その後、基本設計及び実設計を行うとともに、権利変換の意向把握等に努めたことで、施設建築物の計画を地下1階、地上15階に変更したものでございまして、公共施設や商業施設が入る棟を地下1階、地上4階、住宅が入る棟を地上15階として、56戸でございますけれども、住居に変更しており、事業費について71億円に変更したものでございます。

今お尋ねのその比較につきましては、市の負担分というか一般財源等でございますけれども、市街地再開事業におけます市の負担分につきましては、平成29年の3月議会に54億円、要は予算決算委員会におきまして、54億円の事業費に対する一般財源を4億6,000万円というふうを示しておりました。

また、事業計画の変更による今回の事業費71億円におけます一般財源は、合併特例債等の起債の活用によりまして約3億7,000万円と試算しており、市負担である一般財源の支出は抑えられたものというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

資金が増額になったけれども、市負担分は大きな増額はないということですね。幾らかはあるということなんですけれども、1億以下というふうに考えてよろしいでしょうか。負担金がどのくらいあ

るのか。

○議長（小坂直親君）

亀渕次長。

○産業建設部次長（亀渕輝男君登壇）

済みません。ちょっともう一度申し上げますけれども、今回、平成29年の3月当初お示しさせていただきました54億円の事業に対する一般財源は約4億6,000万円でございます。今回、事業変更等を行いまして、事業費を71億円におけます一般財源負担につきましては3億7,000万円ということで、1億弱抑えられていると、要は少なくなっておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

それでは、きのう問題になっていました権利変換の現在の状況についてお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

亀渕次長。

○産業建設部次長（亀渕輝男君登壇）

権利変換計画認可に向けましては、都市再開発法第68条に作成が規定される権利者ごとの土地物件調書に同意をいただくとともに、従前資産の評価額を各権利者にお示しいたしまして、権利変換または転出の意向を確認している状況でございます。

また、建物や営業に対する調査につきましては、1名を除き調査は実施済みとなっている状況でございます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

1名を除き調査は実施済みであるということなんですけれども、きのうも質問がありましたけれども、本来は12月中に全て行いたいということでしたけれども、そこまで進んでいないということで、今年度中にはそれを終えないと令和3年度内の建設は難しいというような話だったかと思うんですね。3月までに権利変換がうまくいくようにできるのかどうか、再度確認をしたいと思えます。

○議長（小坂直親君）

亀渕次長。

○産業建設部次長（亀渕輝男君登壇）

本年度中の権利変換計画の認可がどうなんだというところで、得られない場合はどうなんだということでございますけれども、平成30年度から繰越予算に計上しております建物等の補償費や用地費の大部分が執行できない状況となりまして、予算の返還や事故繰越等の処置が必要となってくるものと考えております。事業の執行に一定の影響が出るものというふうに考えております。

なお、このようなこととならないように、現時点では早期の権利変換計画、認可に向けて権利者の合意に向けた取り組みを組合とともに進めていくとともに、最大限の支援を行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

それでもその合意が得られない場合、都市再開発法に基づく行政代執行というのがあるんですけども、この点についてはどのようにお考えですか。最終的にはやむを得ず行政代執行するのかどうか。

○議長（小坂直親君）

亀渕次長。

○産業建設部次長（亀渕輝男君登壇）

合意が得られない権利者への対応につきましては、まずは組合員及びコンサルタントとともにご同意がいただけるよう、より丁寧な説明や協議を行いまして、進めていくことが必要であるというふうに考えております。

一方で、建物等の調査に対しまして、立ち入りを拒否される権利者に対しましては、都市再開発法第60条におきまして、事業計画認可を受けた事業の推進のために土地等への立ち入りの許可を受けた者は、他人の土地や占有する土地に立ち入って調査を行うことができるとされております。

また、土地物件調書への署名、押印については、都市再開発法68条第2項により準用する土地収用法第36条の規定によりまして、署名、押印を拒んだ者があるときは、市長の立ち合い及び署名、押印させることができるとされております。

また、土地及び物件の引き渡し、または物件を移転いただけない権利者に対しましては、都市再開発法第98条におきまして、施行者の請求により行政代執行の定めるところに従い、代執行ができるというふうにされております。

なお、これらの都市再開発法においてご同意いただけない権利者に対する対応方法は示されておりますが、これらの方法の活用の有無については組合員の判断が必要であるものでありますことから、現時点では合意に向けた取り組みを進めていくことが最善であり、重要であるというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

この点につきまして、市長にもちょっとお伺いしておきたいんですけど、この代執行をしなければならぬような事態にはならないようには考えてみえるとは思いますが、最終的にどうしてもという場合は、市長の考えでこの代執行を行うということかどうかということを確認させていただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今日に至りますまでに、さまざまな権利者の皆さんのコンセンサスや同意に向けた努力を重ねてまいりました。それは非常に重要でありますし、丁寧に慎重にということまで今日に至っております。随分ずれてきておりますのも、そういう背景もあったというふうに思っておりますが、今次長のほ

うからもご答弁させていただきました。今後におきましても、法に基づくさまざまな仕組みは当然ございますし、組合員からの申し出によって市長がその判断をするということも当然仕組みとしてあるわけでありますけれども、私どもとしては、この権利者の皆さんのご同意がいただけますように、組合員の皆さん、あるいは関係者、今努力を重ねておりますので、ともにその同意に向けた最善を尽くしていくということが極めて重要というふうに認識をいたしておるところであります。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

円満な解決になるように努力をしていただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。それでは、次の質問ですけれども、病院のほうから先にいきたいとします。

医療センターについてですけれども、病院事業に地方公営企業法を全部適用してどのように変わったのか、その効果についてお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

古田地域医療部長。

○地域医療部長（古田秀樹君登壇）

平成28年の4月に地方公営企業法を全部適用し、病院事業管理者を設置いたしました。

まず、全部適用して大きく変わった点といたしましては、病院職員の経営に対する意識が非常に大きく変わったというふうに考えております。医療センターの経営基盤の確立を目指す姿勢を全部適用することにより、まず市が示しました。そのことにより、病院事業管理者が経営に対する方向性を具体的に職員に示すことにより、職員の経営に対する意識の向上が図られたと考えております。その結果、さまざまな角度から経営改善につながる事項を検討する場をみずから積極的に関係職員が設け、その中でプラン化し、実行に結びつける体制づくりにつながったと考えております。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

今、職員の意識が変わったということで、いいほうに変わったということなんだろうと思いますけれども、本来、地方公営企業法の一部適用から全部適用に変わる場合は、1つは経営責任というのがありますね。これは全部適用の場合は事業管理者が全責任を負うということになっています。それから組織体制についても、一部適用のときは市長でありましたけれども、その権限は事業管理者が負うということになっております。それから、職員の採用に関する権限、これも事業管理者に求められております。また、職員の給与についても経営状況の判断でいろいろとその状況に応じて給与を変えることもできるということになっておるんですけれども、今、その職員の意識だけの話なんですけれども、こういった部分については何か改善はなかったのかどうかお聞きをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

古田部長。

○地域医療部長（古田秀樹君登壇）

議員おっしゃるとおり、まずは経営責任につきましては一部適用のとき、全適用ですけれども、

病院の経営の責任は市長にございました。全部適用してからは病院事業管理者が経営の責任を負っております。また、組織につきましてもおっしゃっていただいたとおり、市長が定めるものから病院事業管理者が全て組織体制については定めることとなっております。

先ほど言うていただきましたように、職員の任免につきましても病院事業管理者が行います。でするので、例えば医療職の看護師でありましたり、技師でありましたり、退職等による不足が生じた場合につきましては、病院事業管理者の責任により採用ということも可能になりますので、その点につきましては迅速かつ柔軟に対応ができるようになったと考えております。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

最初の答弁では余り変わったという雰囲気はなかったんですけど、先ほど一応聞かせていただいて少しは変わっていったのかなというふうに思いますけれども、この一部適用が全部適用になって、今後もその方法で進んでいくのかどうか確認をしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

古田部長。

○地域医療部長（古田秀樹君登壇）

全部適用になった平成28年4月に、医療センターアクションプランというものをつくらせていただきました。29年からそのアクションプランにより、例えば地域包括ケア病床を初めて設置したり、平成30年4月には訪問看護ステーションをつくったりということで、経営改善に向けて取り組みを進めてまいりました。その結果ですけれども、少しずつではありますが、経営も上向きに変わっておりますので、この経営体制を続けてまいりたいというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

いろんな政策を考えていただいて、また赤字を少しでも減らしていただければというふうに思いますのでよろしくお願いします。

それでは、最後の質問ですけれども、亀山市鈴鹿川等源流域の自然環境と歴史的資源を守り継ぐ条例制定後の状況についてお聞きをしたいと思います。

その条例の具体的な事業は余りないんですけれども、内容についてお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

佐久間生活文化部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

今年度行ってきた事業を申し上げます。

本年施行しました亀山市鈴鹿川等源流域の自然環境と歴史的資源を守り継ぐ条例の目的に沿って取り組みを進めておるところでございますが、まずは市内事業所や学識経験者、まちづくり協議会等の産学民官で組織しております鈴鹿川等源流の森林づくり協議会では、加太、坂下、野登の各地域でそれぞれのまちづくり協議会さんや会員事業所さんにもご協力いただきながら、イベントなどの活動を行っているところでございます。

一方、森林の関係でございますが、民間で味の素AGF株式会社のブレンディの森や、本田技研工業株式会社のホンダの森など、源流域においての企業による森林保全活動をも引き続き活発に進められております。

また、鈴鹿川の最上流域の坂下地域におきましては、今年度から森林経営管理法に基づく森林保全に向けた調査等を進めておりますが、今後より積極的な事業推進を図るため、効果的に森林資源を把握する必要がございますので、先月開催されました知事と市長の一対一対談におきまして、県が行う森林の航空レーザー測量の実施エリアとして、本市を採択いただくよう強く要望したところでございます。

そのほかにも、亀山7座トレイル整備活用推進事業における登山道の整備、補修や登山イベントの実施、そしてかめやま人キャンパスにおけるまちの歴史人養成講座と、森と水の守り人養成講座の開講、天然記念物ネコギギの保護・増殖活動など、源流域の自然環境等の保全活用に関するさまざまな取り組みを進めているところでございます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

ブレンディの森とか、それはもうこの条例のできる前からやられていることなんですよ。だから、この条例ができて、ブレンディの森とかそういうものができたというわけではないんですけども、源流域に行ったりとか、いろんなイベントというのはどういうイベントをされるんですか。

○議長（小坂直親君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

例えば、産学民官が連携・協力して取り組んでおります鈴鹿川等源流の森林づくり協議会の活動といたしまして、ことしはこれまでに加太地区と坂下地区でイベントを開催してまいりました。加太地区では、地元のまちづくり協議会さんのたくさんの皆さんのご協力をいただきながらそうめんを振る舞っていただいたりして、山の日イベントの際にそういう地元の方の協力をいただきながら、地域の皆さんと参加者が温かい雰囲気の中で交流することができたところでございます。

また、坂下地区のイベントでは、正調鈴鹿馬子唄保存会の方からお話を伺ったり、参加者が鈴鹿峠の歴史を感じながら峠道の清掃を体験していただいたことによりまして、参加者皆さんが自然と歴史の大切さを肌で感じるようなイベントができたと思っております。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

今の話を聞いていますと、もう既に事業のようなものが進んでいるような説明でしたけれども、実際は来年の4月から動き出すという、そういう事業ではないんですか。

○議長（小坂直親君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

条例が施行されましたのがことしですので、ことしの事業から動き出しておるということでござ

います。ただ、その予算化につきましては、今年度についてはちょっと間に合わないところはございましたので、来年度からの本格的な動き出しとなるところではございます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

どういう形になるのかちょっとわかりませんが、水というのは大事なもので、貴重な資源ですので、山も大切にしていかなければならないし、私たちは山の中に住んでいますので、すごく気にはなっていますし、最近は大規模な災害になってくるので、そういった中で森林を伐採することによって土砂が崩れてきたりとか、そういったことがありますので、環境整備につながっていくと思いますので、そういったことをしっかりと保全していただきたいなあというふうに思います。

私の質問はこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

15番 前田 稔議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午後 3時38分 休憩）

---

（午後 3時47分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番 豊田恵理議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

それでは、通告に従い質問いたします。

今回は大きく3つの質問を上げておりましたが、まず1つ目の児童虐待についてです。

昨今、児童虐待に関する報道が後を絶たず、亀山市でもことしに入って児童虐待に関する質問も多数行われておりますが、現在の亀山市の状況について改めて聞きたいと思います。

その前にまず、亀山市における児童虐待の相談窓口はどこにあるのかを教えてください。

○議長（小坂直親君）

8番 豊田恵理議員の質問に対する答弁を求めます。

伊藤健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

本市の児童虐待に関する相談窓口は、健康福祉部子ども未来課子ども支援グループが担っております。また、児童相談所全国共通ダイヤル「189（イチハヤク）」がございまして、先日12月3日から通話料が無料化されました。3桁の番号をダイヤルしていただきますと、亀山市を管轄する三重県鈴鹿児童相談所にもつながりますので、ご活用いただければと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

新しい情報も今回いただいたということで、12月3日からですかね、そういった情報もいただきました。

先ほどの答弁にもございましたように、窓口としては子ども未来課の子ども支援グループとなっております。窓口といいましても、その窓口に至るまでのルート、手段や方法は多数ございますが、どのような手段があるのか、またその傾向などがわかりましたら教えてください。

○議長（小坂直親君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

虐待に関する相談や通告をいただく手段といたしましては、来所や電話を基本としております。直接面談したり、声を聞いたりすることを大切にしておりますので、メールにつきましては積極的な周知はいたしていないところでございます。

その傾向でございますが、平成30年度に受けました虐待に関する相談163件のうち、来所相談34件、電話相談112件、学校や園等を訪問した際に聞き取ったものが14件、他市からの情報が3件、メールでの相談はゼロ件となっているところでございます。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

ごめんなさい、最後のゼロ件がちょっと何であったか聞き取れなかったので後で教えていただきたいのと、現状について質問しますが、現時点でわかっている児童虐待に関する相談件数、30年度は163件の相談ということですが、その相談件数と、それにより保護に至った件数についてを教えてください。

○議長（小坂直親君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

相談の件数と一時保護になった件数ということでございますが、市ではゼロ歳から18歳までのお子さんの相談を受けておりますが、そのうち虐待に関する相談件数につきましては、平成28年度42件、平成29年度63件、平成30年度163件となっており、3年間で約4倍となっております。そのうち、児童相談所が一時保護を行った延べ人数は、平成28年度13人、平成29年度10人、平成30年度20人と推移しており、こちらも増加傾向となっております。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

先ほど保護に至った件数、それから相談があった件数と、どちらも上げていただきました。増加傾向ということで、その相談のほうなんですけれども、この相談についての通告者というのはどのような場合が多いのかについてお答えください。

○議長（小坂直親君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

通告者は誰かというところなんですけれども、平成30年度の虐待に関する相談の対応状況を見ますと、他市からの転入や警察からの情報を児童相談所が受けまして、そこを経由してうちが受けるというものが一番多く、次に、学校や家族からの通告を含む相談が多い状況となっております、これらが大半を占めております。このほかには、警察から直接通告を受ける場合や、医療機関、教育委員会、保育所や母子保健担当部署といった健康福祉部内からの情報、あるいは児童本人からの相談などがございます。

先ほど、ゼロ件、聞きづらくてごめんなさい。これ、メール相談がゼロ件だったということです。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

次の項目で傾向についてというふうに書かせていただきました。相談件数についてふえているということで、保護に至った件数もふえつつあるということですが、その理由についてですが、現場としてはどのように捉えているのか、何か原因があるのか、捉え方というかそれを教えていただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

相談の傾向なんですけれども、やはり先ほどお話ししましたように、全国的な虐待件数増加に比例して本市に寄せられる相談件数も増加しているという実態の中で、その理由といたしまして、昨今の痛ましい虐待事案が報道されることにより、市民の方々の虐待に対する関心が高まっていること、またこうした背景のもと、気にかかる子供の情報を園や学校からだけでなく、地域の方からいただくケースがふえたこと、さらには子供の前で親が配偶者に暴力をふるう面前DVを警察が心理的虐待と位置づけ、通告する例がふえていることが背景にあると考えております。

また、本市では、相談体制として専門職スタッフを配置し、子供の総合相談窓口として一元化した専門部門、子ども未来課子ども支援グループを備えております。このように充実した体制としていることが、相談や情報の提供のしやすさにつながっているものと考えております。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

この項目の最後として、次に児童虐待、これは大きく4つの類型がございまして、心理的虐待、身体的虐待、そして性的虐待、ネグレクトといったものがございますけれども、これらの傾向についてはどういったものなのか、これについてお答えください。

○議長（小坂直親君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

先ほど議員ご説明いただきましたように、虐待の内容といたしましては、児童虐待の防止等に関する法律におきまして4つの定義がなされております。具体的には、1つ目、殴る蹴るといった身

体的虐待、2つ目として、子供への性的行為やそういった行為を見せるといった性的虐待、3つ目として、食事を与えない、ひどく不潔にする、重い病気になっても病院に連れていかないといったネグレクト、4つ目として、言葉によるおどし、無視、子供の前で家族に対して暴力をふるうといった心理的虐待に分類されておりまして、本市におきまして平成30年度に受け付けた虐待に関する相談163件のうち、身体的虐待27件、性的虐待ゼロ件、ネグレクト91件、心理的虐待45件となっており、ネグレクトの割合が高い傾向となっております。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

それでは、次の項目に移らせていただきます。

ところで私、現在放課後児童クラブの支援員をしておりますけれども、十数年前にはまだ世間から余りご理解得られてなかった、言いがたかった放課後児童クラブというのも、今では当然に必要な施設として認められているというか、多くの方々に利用されています。本議会でも、新設されるクラブ関係の予算が計上されておりますが、放課後児童クラブの存在意義が大きくなっている証拠でもあると思っております。

そして、クラブを利用する子供たちは、学校で過ごす時間よりもはるかに長い時間を放課後児童クラブで過ごしているという統計が出ているように、そこで働く放課後児童支援員は、子供たちだけでなく、その保護者に対しても身近な存在であるということから、子供の豊かな育ちにかかわり支援することだけでなく、児童虐待の早期発見・早期対応においても重要な役割を持つ存在とされております。クラブ内で虐待を疑うような事案を発見したときは通告する義務がありますが、そこでお尋ねをしたいと思えます。具体的にどのような行為が虐待に当たるのか、その判断について教えてください。

○議長（小坂直親君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

虐待かどうかの判断は難しいところもございますが、厚生労働省によりますと、お子さんの様子や状況として、1つにいつも子供の泣き叫ぶ声や保護者のどなり声がする、1つに不自然な傷や打撲跡がある、1つに衣類や体がいつも汚れている、1つに落ちつきがなく乱暴である、1つに表情が乏しい、活気がない、1つに夜遅くまで1人で家の外にいるといったことをサインとして受け取っていただければと思うところです。

一方、保護者の様子としましては、1つに地域などと交流が少なく孤立している、1つに小さい子供を家に置いたまま外出している、1つに子育てに関して拒否的、無関心である、1つに強い不安や悩みを抱えている、1つに子供のけがについて不自然な説明をするといったことが具体的な例として挙げられております。

また、虐待かどうか判断ができない場合でも、心配な様子や気になることがありましたら、市子ども未来課子ども支援グループや鈴鹿児童相談所などの関係機関にご連絡をいただくことで虐待の未然防止にもつながると考えております。その際には、匿名でも可能ですし、調査の結果、虐待ではなかったとしても責任を問われることはございませんので、ちゅうちょなくご連絡いただけたら

と考えているところです。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

最近では、虐待に当たるとされる範囲も拡大されておりまして、わかりにくいもの、また判断が難しい事案も確かに上げられております。先ほど上げられたような事例を見つけた場合には通告する義務が法的にあるわけですが、一方でより重要な役割は、虐待に関する専門知識を持つ専門家や組織につながるということだそうです。虐待の問題はとてもデリケートなので、大事なことは専門家につないで適切な処理を受けられるようにすることだとされております。

先ほど、亀山市の窓口が子ども支援グループだとお聞きをしましたが、この子ども支援グループの対応範囲というのはどこまでだということでしょうか。

○議長（小坂直親君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

亀山市の職務ということでお答えさせていただきます。

まず、日々さまざまな相談を受ける中で、常に丁寧で適切な対応を行うことで、虐待事案にエスカレートすることを未然に防ぐことが市としての一番の職務と考えているところでございます。また、一たび虐待ということで虐待の通告があった際、一時保護とか措置とかいう最終判断は県の機関であり、保護や措置の権限を持つ児童相談所の役割になります。市としましては、そこに至るまでの情報収集や状況把握、関係機関との調整といった役割を担っておりまして、その中で必要に応じて亀山警察署とも連携した対応を行っているところです。

このほか、児童相談所や警察とのかかわりがなくなった後も、身近な行政機関として各家庭を見守っていくことも重要な市の役割と考えております。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

次の項目に移ります。

各種機関との連携体制についてなんですけれども、先ほど申し上げましたように、虐待を見つけたときには適切な専門機関につなげることが大事という中で、虐待に関する専門的組織としてはどのような機関があるのか。先ほど児童相談所、警察等出てございましたが、ほかにもあるのでしたら教えていただきたいのと、またそれぞれがどのような役割を担っているのか、その職務内容はどのようなものなのかをお答えください。

○議長（小坂直親君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

どういった機関があるかということなんですが、市では児童福祉法を根拠とする亀山市要保護児童等DV対策地域協議会を組織し、児童虐待における関係機関とも連携することで、個々のケースに応じた対応を行っております。その協議会、同協議会では、先ほど来出ております児童相談所や

警察のほか、弁護士会、医療、教育、主任児童委員等地域関係者、子育て支援等の各分野の関係機関で構成されておりまして、日々の虐待対応においてはそのケースに関係する機関が連携をとりながら対応を図っているわけなんですけれども、具体的にその役割もということでしたので、虐待事案は一つの機関だけでは決して解決できないため、さまざまな機関が情報を共有し、役割分担による援助を必要としております。

こうした中、関係機関の具体的な役割ですけど、それぞれ個別の事案によって本当にさまざまな内容がありまして、その中身、内容や対応の段階、初期段階であるとか、そういう段階によっても役割を担う機関そのものも違いますし、その度合いもそれぞれ違ってきます。例えば、保護や措置となりますと児童相談所が大きくかかわりますし、見守りの段階では、児童が所属する園や学校、地域の民生児童委員さん等の役割が大きくなります。法律相談が必要な場合もあれば、医療とのかかわりが重要となるケースもございます。また、その支援の一つに家庭訪問というものがよくあるんですけど、これ一つにしましても、子ども支援グループ職員だけが訪問する場合もあれば、母子保健にかかわる保健師が加わる場合、あるいは児童相談所が単独で訪問する場合、市と児童相談所、二者が動く場合、あるいは市と児童相談所と警察署、ともに三者で対応する場合等、その時々で対応が変わってきます。

いずれにしましても、子ども支援グループが核となりまして、関係機関との連携とか調整を図りながら、支援方針の共通理解や各機関の役割を明確にしながら適切な対応に努めているところでございます。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

なかなか本当に難しいなあというのが実感です。確かにさまざまなケースがありますし、段階であったり度合いであったり、それによって本当に考えて考えて一番いい対策をとっていくというのがお仕事だと思います。

それでは次なんですけれども、この虐待がわかった後の保護に至った子供についてのその後のケアということで、先ほどのお話にもございましたけれども、その後の見守りということをされているということで、亀山市のほうでされているということですが、そういった見守りについて、少しわかりやすくといいますか、大体どういうことなのかということについてお聞きをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

少し先ほどの話と重なってくるようなところもあるかもわかりませんが、虐待を受けた子供のケアということで、児童相談所が一時保護をしたお子さんに関しましては、保護中にしっかりカウンセリングなどの対応を施設のほうでしていただいております。一時保護が解除となった際や、保護には至らなかったケースは、学校、園を中心にその児童の家庭で生活する様子を見守っていくこととなります。その場合、児童相談所とも連携しながら家庭訪問や面談を重ね、お子さんだけでなく保護者も含め家庭全体のケアを心がけているところであります。ケースによりましては、医療につ

ないだり、学校のスクールカウンセラーや養護教諭、スクールソーシャルワーカーなどの学校関係者との連携や、主任児童委員といった地域関係者のご協力もいただきながら対応を行っているところであります。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

最後にお聞きをさせていただきます。

亀山市では、来年度から西町のほうに地域小規模児童養護施設が開所されるということをお聞きしております。これはどのような施設なのかを教えてください。

○議長（小坂直親君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

来年4月、市内西町に開所予定の社会福祉法人が運営する地域小規模児童養護施設につきましては、現在建築工事が進められているところであります。この施設は児童相談所が施設措置を決定した児童が入所するもので、入所理由は災害や事故、親の離婚や病気、また虐待などの不適切な養育を受けているなどさまざまな事情によるものでございます。より家庭的な環境ときめ細かいケアを行える6人以下の小規模な施設として運営されるものです。また、この施設とあわせて、敷地内に子育て短期入所支援事業の受け付け機能を備えていただくことで、市外の施設まで保護者に送迎していただく必要がなくなるなど利便性向上が図られ、虐待の未然防止にもつながるものと考えております。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

ありがとうございました。

続きまして、次に移りたいと思います。

亀山市の災害対策本部と災害体制についてということで、ことしも各地で多くの自然災害が起きまして、今議会でも災害関係の質問が多く、特に今回、避難所についての質問が多くございましたが、私は特に災害時職務体制を中心に、災害対策本部、そして職員体制について質問をさせていただきます。

それでは最初に、災害対策本部の設置基準、そして構成組織、場所と教えてください。

○議長（小坂直親君）

服部危機管理監。

○危機管理監（服部政徳君登壇）

災害対策本部の設置基準につきましては、亀山市地域防災計画に基づき、暴風、大雨、洪水、その他気象警報が発表された場合、または市内に震度5弱の地震が発生した場合に設置することとしております。また、その基準に至らない場合におきましても、地震や異常な自然現象により災害が発生し、必要と判断した場合は災害対策本部を設置することとしております。

なお、災害対策本部の構成組織につきましては、亀山市災害対策本部条例に定めるところでござ

いまして、地域防災計画にも定めております。本部長を市長として、副本部長を副市長、地域医療統括官、消防長の3人でございます。建設対策部、市民環境対策部などの6つの対策部を危険箇所を警戒していただく亀山市消防団本部で構成しております。また、本部はこの庁舎でございます。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

私たち議員にも分厚い地域防災計画が配付されておりますし、またホームページでも見ることが可能になっておりますね。この計画、大きく地震災害対策、そして風水害等対策に分かれておりますが、どちらの場合も先ほどの答弁ございましたように、一定の基準に至った場合に災害対策本部が設置され、その規模により対応すべき市職員が出動することになっていると思います。

では次に、災害対策本部では主にどのような仕事が行われているのかについてお答えください。

○議長（小坂直親君）

服部危機管理監。

○危機管理監（服部政徳君登壇）

亀山市災害対策本部につきましては、災害対策基本法第23条の2第1項に基づき設置するものであり、その事務につきましては、同条第4項に、当該市町村の地域にかかわる災害に関する情報を収集すること、当該市町村の地域にかかわる災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、並びに当該方針に沿って災害予防及び災害応急対策を実施することと定義づけがなされておるところでございます。

具体的な業務としましては、地域防災計画のとおりでございますが、有事の際には早目早目の対応を図るべく、災害対策本部員の会議において、災害応急対策の方針、被害状況の分析及び対応策、警戒区域の設定、避難情報の発表など、災害対策の各対策部からの意見により意思形成を図り、対応いたしております。市民の安全・安心を第一に考え、防災・減災に取り組んでいるところでございます。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

それでは、次の項目に移らせていただきまして、次に市役所が被災した場合について聞きたいんですが、その前にも、今までに災害対策本部のあるこの亀山市庁舎が被災したことというのはあるのか、まずこれについてお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

服部危機管理監。

○危機管理監（服部政徳君登壇）

私の知る限りではございません。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

経験がないということで、市役所が被災した場合についてお聞きをしていきます。

最初に、市役所が被災した場合の災害対策本部設置の代替地がどこなのかについてお聞きします。

○議長（小坂直親君）

服部危機管理監。

○危機管理監（服部政徳君登壇）

災害対策本部設置に係る代替施設につきましては、亀山市地域防災計画に基づき、亀山市消防本部庁舎と定めているところです。本庁舎施設と同様に建物の耐震性を有し、災害対策本部設置にかかわる主な資機材、非常用発電設備、情報通信設備等を有している施設でございます。庁舎以外ということですので、亀山市消防本部庁舎の防災センターでございます。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

それでは、災害対策本部をほかのところで設置したことが、今までにこの市役所が被災をしたことがないということで、実際に消防本部を対策本部とした場合でも変わりなく緊急体制がとれるものなのか、消防本部での訓練というのは今までに全庁規模で行われたことというのはあるのかどうかについてお聞きします。

○議長（小坂直親君）

服部危機管理監。

○危機管理監（服部政徳君登壇）

まず初めに、庁舎以外の場所でも体制はとれるのかというご質問ですが、災害発生時の対応につきましては、まず国・県など関係機関との円滑な情報共有が重要であります。そのような中で、三重県防災情報システムを使用した避難情報の発令状況、避難所の開設状況、避難者数、被害状況などの情報共有を行い、三重県及び県内関係機関が一堂に情報共有を図ることとしております。

先ほどもご答弁させていただきましたとおり、亀山市消防本部庁舎は情報通信設備が備わっており、また停電対策としての非常用発電設備、その他資機材等を有していることから、庁舎以外の場所でも体制は図れるものでございます。

代替地での訓練は行われているのかということですが、災害対策本部に関する訓練といましてはさまざまではございますが、その一つとして、三重県防災情報システムを使用した各対策部の情報連携訓練を行っているところでございます。この訓練は市庁舎に限らず、消防庁舎、あいあい、関支所等主要な公共施設との情報連携につきまして確認しており、消防庁舎の代替施設としての機能も確認できたところでございます。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

では、その次の質問に移りますが、3番目の被災が長期化した場合について。

まず最初に、市職員の災害時の体制についてお聞きをします。

○議長（小坂直親君）

服部危機管理監。

○危機管理監（服部政徳君登壇）

職員の非常配備体制につきましては、亀山市地域防災計画に基づき、配備基準、準備体制、警戒体制、非常体制の配備で人員を定めているところでございます。この人員につきましては、災害状況等により増減を行いながら各対策部で災害対応を行うこととしております。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

この庁舎自体が被災をしていないということで、恐らくないんでしょうけれども、今まで被災というのが長期化したことというのはあるのか、また長期化した場合の職員体制については考えられているのかについてお聞きします。

○議長（小坂直親君）

服部危機管理監。

○危機管理監（服部政徳君登壇）

長期化したことはあるのかということで、非常体制を図ったことはございます。まず準備体制のときには7名以上配置させていただきまして、警戒体制の折には一時配備というんですけど、54名以上の配備になります。非常体制になりますと100名以上ということで、ほとんど非常体制になりますと全職員が配備につくこととなります。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

長期化するぐらいとなると、かなり大きな災害ということで、当然そのときの状況とか災害規模に応じて、現場というのは不測の事態に臨機応変に対応していかなければならないわけですが、こういった場合というのは恐らくもう自力では到底処理が困難になると思いますので、他市、他県からの支援が必要になってきますが、こういった市外からの応援部隊、応援組織との連携体制というのはどのようになっているのかについてお聞きをいたします。

○議長（小坂直親君）

服部危機管理監。

○危機管理監（服部政徳君登壇）

繰り返しのところもございますが、大規模災害発生時に職員等の人員、またさまざまな物資が不足する場合におきましては、被災市区町村応援職員確保システムや、災害時相互応援協定等により、他市、他県への支援要請を行うこととしております。

その連携体制につきましては、地域防災計画の中で応援要請の手法、応援受け入れの手法等を定めているところではございますが、やはり基本的には受援体制の詳細なシステム構築が最重要となります。そのようなことから、災害発生後、迅速かつ的確に応急対策活動を実施するとともに、国・県・他市町などの応援を円滑に受け入れることを目的として、来年度までの2カ年をかけ、広域受援計画を作成中でございます。

策定内容といたしましては、応援職員の受け入れに関する計画、食料や生活用品などの支援物資の受け入れに関する計画も含めており、限られた人的・物的支援を最大限有効活用し、効果的な被災者支援につなげたいと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

連携体制につきましては、今現在計画中ということで了解いたしました。

次の項目に移りたいと思います。

先日、気象庁のほうに行きまして、防災気象情報についてというテーマで台風、大雨、地震、火山等のさまざまな自然災害に関する取り組みというものを視察させていただきました。地震予知は現在でもなかなか難しい状況ですが、台風、そして大雨、この予測は随分精度が上がっていて、雨量データから各地の都市化率、傾斜、地質等も考慮して災害発生の危険度を算出し、過去に発生した災害実績との統計的比較をもとに基準を設定して災害発生を予測しているそうです。これも必ず雨量が多い場所で災害が発生しているわけではないため、それぞれの場所に応じて必要な防災気象情報を活用することが重要になっていると聞きました。

そんな中で、興味深かった取り組みが、地方気象台の地域防災支援、あなたのまちの予報官というのがございました。今までは地方の気象台のほうはさまざまな気象情報を一方的に市町村に送り、県が窓口であることが多かったそうなんですけれども、やはり顔が見える距離で、自分たちも地域の一員として地域に根差した関係をつくっていこうという取り組みだそうです。また、災害に備えるだけでなく、災害後も専門家としての知見を直接に地域に伝え、災害時を振り返ることで来年度の取り組みに備えることが大事だということで、現在、気象台の職員が地域に飛び込んで地域の一員として災害時とともに働くというアプローチを行おうとしているそうです。

そのような取り組みを聞きまして、このたび想定できる災害対応についてという項目を最後に入れさせていただきましたので、市長にお聞きをいたします。

このような取り組み、亀山市でも既に行われているのならどういう状況なのか、また、まだであるなら今後どのように亀山市としても対応していこうと思うのか、お聞きをします。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

気象台を中心とします、いわゆる私どもにとりましたらカウンターパートとの連携と、情報の共有やら応援体制というのは極めて重要だというふうに思っておりますし、今議員にご指摘をいただきました、とりわけ気象台の情報の分析とかその提供につきましては、随分進化をしまして、そういう意味ではレーダーの精度、あるいはそこから読み込む予測、分析、そして対応につきまして、亀山市の危機管理担当部門とは常時連携がとれておるところであります。

また、地方気象台のトップであります気象台長とは、今までなかったんですが、ちょうど昨今の台長ご就任以降、各市町村長とのいわゆるホットラインの構築ということで、これがなされております。非常に緊急度を要する状況の変化とか、こういうことが生じた折には、直接この情報提供がなされることもございましたし、今後もあるかというふうに思っております。

いずれにいたしましても、気象庁、三重県とか事前に気象情報が得られるということは、極めてその対策をある程度準備して備えるということが出来ますので、亀山市におきましては事前対策の抜けとか漏れとか落ちがないかなど、いわゆる時系列的にチェックすることによりまして、被害の

最小化へつなげることを目的とした亀山市版のタイムラインを作成中でございますので、来年度からの本格運用に向けて準備をしまいたいというふうに考えております。

あわせて、今の气象台のみならず、国土交通省、これは中部地方整備局長並びに三重河川国道事務所長並びに三重県知事、あるいは亀山警察署等々、いわゆるカウンターパートの機関との、自衛隊もそうありますが、平時からの連携、信頼、この仕組みを構築していくことがやっぱり大事だというふうに認識しておりますので、今後もしっかり対応をしまいたいというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

気象庁の職員さんにそういうお話を伺ったときに、実際にどんなものかなあというふうに私も思いましたので、直接今市長にお聞きをさせていただきました。气象台の支援メニューですね、地域防災支援というもののメニューの中に、平時とか緊急時、災害後、そういったいろんなときにこういうものがあるよというメニューがございますけれども、防災計画、それから避難勧告マニュアルへの助言もできるし、また現在亀山市が作成中というタイムライン作成、これも助言も含まれております。ぜひ今後このような機会がございましたら活用していただく、またこちらから出向いてでも連携体制を強化していただきたいと思っております。

次に移ります。

最後に、亀山市のコンパクトシティの考え方について。

1番、居住誘導区域についてとありますけれども、人口減少、高齢化に伴い多くの自治体が国の方針に基づきながら、利便性の高いコンパクトシティ化を目指すために立地適正化計画を策定し、居住誘導区域を定めておまして、亀山市も同様な動きを進めているのですが、まずこの亀山市の居住誘導区域の選定理由について教えていただきたいと思っております。

○議長（小坂直親君）

草川産業建設部参事。

○産業建設部参事（草川保重君登壇）

居住誘導区域につきましては、人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、日常生活サービス機能や公共交通が持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域として設定をしております。

居住誘導区域の選定につきましては、都市づくりの課題である都市拠点の衰退がこのまま進むと公共交通や商業施設の衰退など、市民全体に対する日常サービスの利便性が低下するとともに、自動車に依存した都市構造の進行により、高齢者等の交通弱者にとって暮らしにくい土地となることから、都市マスタープランにおける中心的市街地及び副次的市街地であるJR亀山駅、関駅、井田川駅を中心とした区域を設定しております。

具体的な居住誘導区域の範囲につきましては、商業施設や文化施設等からの徒歩圏、鉄道駅周辺市街地、既成市街地の立地状況等を踏まえまして設定をしているところでございます。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

2つ目の質問に移りますが、この9月議会でも、森 美和子議員が質問されておりましたけれども、立地適正化計画を策定しました269市町の9割超の自治体に、その一部に浸水が想定される区域が含まれているということが国交省の調査でわかっております。亀山市はどうかという質問に対し、市の答弁は、現在、亀山市は浸水想定区域内に商業施設、文化施設及び公共公益施設などが集積するなど、既成市街地が形成されており、災害リスクのない場所への市街地の移転は多大な投資が必要となることから、鈴鹿川などの河川が破堤し、氾濫した場合の洪水浸水想定区域を含んでいるが、災害対策重要地区としてその位置を明確にし、必要な防災対策を講じる方針としているというような答弁でした。

では伺いますが、この災害対策重要地区としての防災対策というのは具体的にどのようなものなのかを教えてくださいたいと思います。

○議長（小坂直親君）

草川参事。

○産業建設部参事（草川保重君登壇）

災害対策重要地区としての対策というところでございますけれども、まずは洪水ハザードマップなどを活用した情報提供や、防災意識の向上と知識の普及を図るとともに、河川堤防補強などのハード対策につきまして関係機関に働きかけを行うと、それに伴って早期に整備の促進や、そのほかといたしまして遊水機能を持った施設整備など、地域の実情に合った安全対策を検討することとしております。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

先ほどの答弁、お話を聞いていると、これからという感じかなというふうに思いました。

次の項目に、ちょっと時間もないので移らせていただきますが、都市機能誘導区域についてお聞きするんですけれども、この区域は居住誘導区域内に位置するものであって、ここには主に都市機能、例えば病院であったりスーパーであったり、住民生活に欠かせない施設、また学校や幼稚園、図書館などみんなが利用する公共施設など、そういったものを誘導するための区域と思いますが、ここもまた一部浸水想定区域を含んでいるところがございます。

現在、計画策定が進められています新庁舎、これは防災拠点となるはずですが、新庁舎についても浸水想定区域にできる可能性があるのかどうかについて教えてくださいたいと思います。

○議長（小坂直親君）

落合総合政策部次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

新庁舎建設基本構想におきまして、庁舎の候補地の条件として5つ条件を上げております。そのうちの一つ、災害等への安心・安全の確保の中で、防災の拠点施設として地震、風水害、土砂災害等の影響を受けにくい位置、またはその対策が十分とれる位置であることと定めております。浸水想定区域は、河川の氾濫により住宅などへの浸水が想定される区域として水防法の規定に基づき設定されております。庁舎が浸水してしまうということは、防災の拠点施設としての機能が果たせな

いことになるかもしれないということから、原則としまして浸水想定区域は避けるものであると考えておりますが、今後において、その点については十分に留意して検討してまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

最後の質問になります。

コンパクトシティの考え方についてですが、これは何度かお聞きしている質問ではございますけれども、このように甚大な自然災害が頻発している現在、都市計画についても今後のまちづくりの考え方についても、ある意味大きな分岐点的な位置にあるのではないかと私は思っています。

今現在の亀山市長が考えるコンパクトシティについてお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

亀山市は、各地域の特徴を生かす中で自然環境や歴史文化と一体となった都市の姿が歴史の中で形づけられてまいりました。近年、一部の人口増加の傾向が北東部地域に集中し、都市の中心的な役割を担う中心市街地では人口減少や商店の減少等が進んでおる傾向にございます。

本年の3月に策定いたしました都市マスタープランにおいては、そうした資産を継承しつつ、現在の適正な規模を維持する中、拠点と居住及びネットワークの適正な構造を形成し、同時に活力と安全に配慮することによって暮らしやすく持続的に発展し続けられる「健都」を都市づくりの理念といたしております。

そこで、コンパクトシティの考え方ではありますが、現在、本市が抱える都市の空洞化や少子・高齢化、都市の活力低下等の課題を克服し、都市基盤や生活サービス機能等が整っている既成市街地への都市機能及び居住の誘導等により、効率的・効果的な投資を行うことで都市力を向上させることが重要だと考えております。

中心市街地の空洞化がこのまま進むことによって、市民全体への日常サービスの利便性低下や高齢者等の交通弱者にとって暮らしにくい都市となって、同時に都市の価値や魅力の低下につながってまいります。このようなことから、市内に3つの誘導区域を設定し、この拠点間の連携を含めましていわゆるコンパクト・プラス・ネットワークなまちづくりを目指すことといたしております。

また、この居住誘導区域外の周辺に広がります本市の既存集落地におきましても、現在の居住地のコミュニティの維持や再生を通じまして、豊かな自然環境、文化の継承と暮らしやすさ、安全を確保すること、そしてコミュニティバスの再編でありますとか、オンデマンドタクシー等の地域公共交通ネットワークによりまして、これらの拠点と周辺の既存集落地をしっかりとネットワークさせるという中でコンパクトシティをつくり出していこうという考え方に立っておるところであります。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

大変難しい問題ではあると思うんですけども、今回は防災を特に中心にまちづくりについても考えていただきたいということで質問させていただきました。ありがとうございます。

○議長（小坂直親君）

8番 豊田恵理議員の質問は終わりました。

以上で、本日に予定しておりました通告による議員の質問は終了しました。

これより一般質問に対する関連質問ですが、通告はありませんので関連質問は終わります。

以上で、日程第1に掲げる市政に関する一般質問を終結します。

次に、お諮りします。

あす12日から19日までの8日間は、各常任委員会における付託議案の審査のため休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

あす12日から19日までの8日間は休会することに決定しました。

続いてお諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

休会明けの20日は午前10時から会議を開き、付託議案の審議を行います。

本日はこれにて散会をいたします。ご苦労さまでございました。

（午後 4時43分 散会）

令和元年12月20日

亀山市議会定例会会議録（第5号）

●議事日程（第5号）

令和元年12月20日（金）午前10時 開議

- 第 1 議案第 87号 亀山市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
- 第 2 議案第 88号 亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
- 第 3 議案第 89号 亀山市職員給与条例の一部改正について
- 第 4 議案第 90号 亀山市国民健康保険税条例の一部改正について
- 第 5 議案第 91号 亀山市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 第 6 議案第 92号 令和元年度亀山市一般会計補正予算（第4号）について
- 第 7 議案第 93号 令和元年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第 8 議案第 94号 令和元年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第 9 議案第 95号 令和元年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第 10 議案第 96号 指定管理者の指定について
- 第 11 議案第 97号 指定管理者の指定について
- 第 12 議案第 98号 指定管理者の指定について
- 第 13 議案第 99号 指定管理者の指定について
- 第 14 議案第 100号 指定管理者の指定について
- 第 15 議案第 101号 指定管理者の指定について
- 第 16 議案第 102号 指定管理者の指定について
- 第 17 議案第 103号 指定管理者の指定について
- 第 18 議案第 104号 指定管理者の指定について
- 第 19 議案第 105号 指定管理者の指定について
- 第 20 議案第 106号 指定管理者の指定について
- 第 21 議案第 107号 指定管理者の指定について
- 第 22 議案第 108号 指定管理者の指定について
- 第 23 議案第 109号 指定管理者の指定について
- 第 24 議案第 110号 指定管理者の指定について
- 第 25 議案第 111号 指定管理者の指定について
- 第 26 議案第 112号 指定管理者の指定について
- 第 27 議案第 113号 指定管理者の指定について
- 第 28 議案第 114号 指定管理者の指定について
- 第 29 議案第 115号 指定管理者の指定について
- 第 30 議案第 116号 指定管理者の指定について
- 第 31 議案第 117号 工事請負契約の変更について
- 第 32 議案第 118号 市道路線の認定について
- 第 33 議案第 120号 亀山市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

- 第 34 議案第121号 亀山市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
  - 第 35 議案第122号 亀山市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
  - 第 36 議案第123号 亀山市農業委員会委員の任命について
  - 第 37 議案第124号 亀山市農業委員会委員の任命について
  - 第 38 議案第125号 亀山市農業委員会委員の任命について
  - 第 39 議案第126号 亀山市農業委員会委員の任命について
  - 第 40 議案第127号 亀山市農業委員会委員の任命について
  - 第 41 議案第128号 亀山市農業委員会委員の任命について
  - 第 42 議案第129号 亀山市農業委員会委員の任命について
  - 第 43 議案第130号 亀山市農業委員会委員の任命について
  - 第 44 議案第131号 亀山市農業委員会委員の任命について
  - 第 45 議案第132号 亀山市農業委員会委員の任命について
  - 第 46 閉会中の継続調査について
- 

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

●出席議員（18名）

1 番	草 川 卓 也 君	2 番	中 島 雅 代 君
3 番	森 英 之 君	4 番	今 岡 翔 平 君
5 番	新 秀 隆 君	6 番	尾 崎 邦 洋 君
7 番	中 崎 孝 彦 君	8 番	豊 田 恵 理 君
9 番	福 沢 美由紀 君	10 番	森 美和子 君
11 番	鈴 木 達 夫 君	12 番	岡 本 公 秀 君
13 番	伊 藤 彦太郎 君	14 番	前 田 耕 一 君
15 番	前 田 稔 君	16 番	服 部 孝 規 君
17 番	小 坂 直 親 君	18 番	櫻 井 清 蔵 君

---

●欠席議員（なし）

---

●会議に出席した説明員職氏名

市 長 櫻 井 義 之 君	副 市 長 西 口 昌 利 君
総合政策部長 山 本 伸 治 君	生活文化部長 佐久間 利 夫 君
健康福祉部長 井 分 信 次 君	産業建設部長 大 澤 哲 也 君
上下水道部長 宮 崎 哲 二 君	危機管理監 服 部 政 徳 君
総合政策部次長 落 合 浩 君	生活文化部次長兼 関 支 所 長 青 木 正 彦 君

健康福祉部次長	伊藤早苗君	産業建設部次長	亀淵輝男君
生活文化部参事	深水隆司君	生活文化部参事	谷口広幸君
健康福祉部参事	豊田達也君	産業建設部参事	久野友彦君
産業建設部参事	草川保重君	会計管理者	渡邊知子君
消 防 長	平松敏幸君	消 防 部 長	豊田邦敏君
消 防 署 長	原 博幸君	地域医療統括官	伊藤誠一君
地域医療部長	古田秀樹君	教 育 長	服部 裕君
教 育 部 長	草川吉次君	教育委員会事務局参事	亀山 隆君
監 査 委 員	渡部 満君	監査委員事務局長	木崎保光君
選挙管理委員会 事務局 長	松村 大君		

●事務局職員

事務局 長	草川博昭	議事調査課長	渡邊靖文
書 記	水越いづみ		

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長 (小坂直親君)

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第5号により取り進めます。

それでは、去る9日の本会議におきまして、所管の各常任委員会にその審査を付託しました日程第1、議案第87号から日程第32、議案第118号までの32件を一括議題とします。

各常任委員会委員長から、委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

総務委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第87号	亀山市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について	原案可決
議案第88号	亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第89号	亀山市職員給与条例の一部改正について	原案可決

令和元年12月17日

総務委員会委員長 尾崎 邦洋

亀山市議会議長 小坂 直親 様

---

### 教育民生委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

#### 記

議案第 90号	亀山市国民健康保険税条例の一部改正について	原案可決
議案第 91号	亀山市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第 96号	指定管理者の指定について	原案可決
議案第 97号	指定管理者の指定について	原案可決
議案第 98号	指定管理者の指定について	原案可決
議案第 99号	指定管理者の指定について	原案可決
議案第100号	指定管理者の指定について	原案可決
議案第101号	指定管理者の指定について	原案可決
議案第102号	指定管理者の指定について	原案可決
議案第103号	指定管理者の指定について	原案可決
議案第104号	指定管理者の指定について	原案可決
議案第105号	指定管理者の指定について	原案可決
議案第106号	指定管理者の指定について	原案可決
議案第107号	指定管理者の指定について	原案可決
議案第108号	指定管理者の指定について	原案可決
議案第109号	指定管理者の指定について	原案可決
議案第110号	指定管理者の指定について	原案可決
議案第111号	指定管理者の指定について	原案可決
議案第112号	指定管理者の指定について	原案可決
議案第113号	指定管理者の指定について	原案可決
議案第114号	指定管理者の指定について	原案可決
議案第115号	指定管理者の指定について	原案可決
議案第116号	指定管理者の指定について	原案可決
議案第117号	工事請負契約の変更について	原案可決

令和元年12月16日

教育民生委員会委員長 今岡翔平

亀山市議会議長 小坂直親様

---

### 産業建設委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

#### 記

議案第118号 市道路線の認定について

原案可決

令和元年12月13日

産業建設委員会委員長 岡本公秀

亀山市議会議長 小坂直親様

---

### 予算決算委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

#### 記

議案第92号 令和元年度亀山市一般会計補正予算（第4号）について

原案可決

議案第93号 令和元年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について

原案可決

議案第94号 令和元年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について

原案可決

議案第95号 令和元年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

原案可決

令和元年12月19日

予算決算委員会委員長 中 崎 孝 彦

亀山市議会議員 小 坂 直 親 様

○議長（小坂直親君）

初めに、尾崎邦洋総務委員会委員長。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

ただいまから、総務委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

去る9日の本会議で当委員会に付託のありました議案の審査に当たるため、17日に委員会を開催いたしました。

まず担当部長から説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

初めに、議案第87号亀山市固定資産評価審査委員会条例の一部改正については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、質疑はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第88号亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正については、令和元年8月7日の人事院勧告に鑑みた国の一般職の任期付職員の給与改定の取り扱いに準じ、市の一般職の任期付職員の給与を改定するため、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、この改正による人件費への影響に関する質疑があり、これについては、現在、市に特定任期付職員はいないため、特に予算への影響はないとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第89号亀山市職員給与条例の一部改正については、令和元年8月7日の人事院勧告に鑑みた国の一般職に属する職員の給与改定の取り扱いに準じ、市の一般職に属する職員の給与を改定するため、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、現在、住居手当を支給している職員の中で、支給額が1万6,000円以下の職員は何名いるのかと質疑があり、これについては1名であるとの答弁でありました。

次に、住居手当の支給額の計算式に関する質疑があり、これについては、改正後は家賃が2万7,000円以下の場合には家賃から1万6,000円を引いた額が支給額となり、家賃が2万7,000円を超える場合は家賃から2万7,000円を引いた額の2分の1に1万1,000円を足した額が支給額となるとの答弁でありました。

次に、住居手当の額が月額2,000円を超える減額となる職員に対する経過措置に関する質疑があり、これについては、負担軽減のために一定の期間の経過措置を設けたが、今回の改正において2,000円を超えて減額となる職員はいないとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。  
以上、総務委員会の審査報告といたします。

○議長（小坂直親君）

次に、今岡翔平教育民生委員会委員長。

○４番（今岡翔平君登壇）

ただいまから、教育民生委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

去る９日の本会議で当委員会に付託のありました議案の審査に当たるため、１６日に委員会を開催いたしました。

まず担当部長から説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

初めに、議案第９０号亀山市国民健康保険税条例の一部改正については、地方税法施行令が改正され、平成３１年４月１日から国民健康保険税の基礎課税額の課税限度額が引き上げられたため、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、今回の政令改正の理由に関する質疑があり、これについては、特に詳細な理由は示されていないが、国民健康保険料の賦課限度額が引き上げられたことに伴い、国民健康保険税も改正するものである。

課税限度には、受益と負担の関係で、被保険者の納付意欲に与える影響などを考慮して、一定の上限が設けられており、上限を引き上げると高所得者により多くの負担を求めることとなる反面、保険税率改正の際は、中間所得層に配慮した税率の設定が可能となるとの答弁でありました。

次に、討論では、国民健康保険税の根本的な問題は、国が国庫負担を減らしたことで高過ぎて払えない保険税となっていること、また所得に対する負担割合がほかの医療保険と比べて高過ぎることであり、課税限度額を引き上げることで解決するものではないとの理由から反対討論がありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、賛成者多数で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第９１号亀山市病院事業の設置等に関する条例の一部改正については、地域包括ケア病床は稼働率が高く、今後もますます需要が増加していくことが見込まれることから、地域包括ケア病床を８床増床するなど、合計病床数に変更が生じるため所要の改正を行うものです。

審査の過程では、以前にナースステーション前の病室は、看護師の目が行き届かないといけない方用の部屋であり、地域包括ケア病床にはできないとの答弁があったが可能なのかとの質疑があり、これについては、看護部と相談して対応するもので、また廊下幅も向かい側が病室ではないため、地域包括ケア病床にすることは可能であるとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第９６号から議案第１１５号までの指定管理者の指定については、指定管理者に公の施設である地区コミュニティセンター１９施設、鈴鹿馬子唄会館及び亀山市関町北部ふれあい交流センターの管理を行わせるため、その指定について議会の議決を求めるものです。

審査の過程では、非公募で指定管理にする必要があるのかとの質疑があり、これについては、地区コミュニティセンターは地域まちづくり協議会の活動拠点として、活動と一体的に利用できるため、指定管理者制度を導入しているとの答弁でありました。

次に、指定管理にする理由について質疑があり、これについては、非公募ということで、指定の

時点では競争性は働かないが、指定後は各地区21施設で指定管理による自主性により、それぞれの間で自然と責任感や競争意識のようなものが働き、結果としてよい方向に作用していくと考えているとの答弁でありました。

次に、指定管理ではなく、業務委託でよいのではないかとの質疑があり、これについては、指定管理は自主性、裁量権があるので、その辺を重視して指定管理としているとの答弁でありました。

次に、討論では、これらの施設は指定管理者制度になじまないため、指定管理者制度の見直しを行うべきであるとの理由から反対討論がありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、賛成者多数で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第116号指定管理者の指定については、指定管理者に公の施設である亀山南小学校区放課後児童クラブの管理を行わせるため、その指定について議会の議決を求めるものです。

審査の過程では、放課後児童クラブは運営委員会に任せる方向なのかとの質疑があり、これについては、この校区にはスマイル運営委員会以外に放課後児童クラブを運営できる団体はないとの答弁でありました。

次に、討論では、この施設は指定管理者制度になじまないため、指定管理者制度の見直しを行うべきであるとの理由から反対討論がありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、賛成者多数で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第117号工事請負契約の変更については、西野公園野球場整備改修工事について、令和元年11月13日付で契約の変更について仮契約したため、議会の議決を求めるものです。

審査の過程では、変更部分について、発注前に精査ができなかったのかとの質疑があり、これについては、土砂の処分地は入札で業者が決定してから確定するものである。また、排水施工関係の増額も工事を施工して判明したものであるとの答弁でありました。

次に、土砂の運搬距離が少し変わっただけで170万円余りの増額になるはなぜかとの質疑があり、これについては、運搬距離の変更により設計単価が変わったためである。三重県の県土整備部の単価表で、運搬距離9.5キロ以下は立米当たり1,440円、15.5キロ以下は立米当たり2,025円という設定になっているとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

以上、教育民生委員会の審査報告といたします。

#### ○議長（小坂直親君）

次に、岡本公秀産業建設委員会委員長。

#### ○12番（岡本公秀君登壇）

ただいまから、産業建設委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

去る9日に本会議で当委員会に付託のありました議案の審査に当たるため、13日に委員会を開催いたしました。

まず担当部長から説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

議案第118号市道路線の認定については、開発行為により設置された新規路線である川合43号線の市道路線の認定について、議会の議決を求めるものです。

審査の前に現地確認を行い、審査の過程では、市道路線の認定基準に関する質疑があり、これについては、都市計画法等の道路に関する基準を踏まえた亀山市道路認定及び廃止に関する規定に基

づいて行っているとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上、産業建設委員会の審査報告といたします。

**○議長（小坂直親君）**

次に、中崎孝彦予算決算委員会委員長。

**○7番（中崎孝彦君登壇）**

ただいまから、予算決算委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

去る9日の本会議で当委員会に付託のありました議案第92号令和元年度亀山市一般会計補正予算（第4号）について、議案第93号令和元年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、議案第94号令和元年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について及び議案第95号令和元年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についての令和元年度各会計補正予算の4議案については、同日、当委員会を開き、分科会を設置して、各分科会で審査することを決定し、13日に産業建設分科会、16日に教育民生分科会、17日に総務分科会を開催し、それぞれ審査を行いました。

そして、19日に市長・副市長初め、関係部長の出席を得て、当委員会を開催し、各分科会の会長から審査の経過について報告を受けました。

各分科会会長報告に対する質疑及び討論はなく、採決の結果、議案第92号から議案第95号までの令和元年度各会計補正予算の4議案については、いずれも全会一致で、原案のとおり可決することに決定しました。

以上、予算決算委員会の審査報告といたします。

**○議長（小坂直親君）**

各常任委員会委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長（小坂直親君）**

ないようですので、各委員長の報告に対する質疑を終結します。

次に、議案第87号から議案第118号までの32件について討論を行います。

通告に従い、発言を許します。

9番 福沢美由紀議員。

**○9番（福沢美由紀君登壇）**

日本共産党を代表して、議案第90号亀山市国民健康保険税条例の一部改正について、及び議案第96号から第116号までの指定管理者の指定についての22議案に反対の立場で討論します。

まず、議案第90号亀山市国民健康保険税条例の一部改正です。

この改正は国民健康保険税の基礎課税額の課税限度額を58万円から61万円に引き上げるものです。これにより、国民健康保険税の課税額の限度額は、現行の93万円から96万円になります。言うまでもなく、国民健康保険税は高くて払えないという実態があり、その大もとの原因は国が負

担すべき国庫負担を減らし続けてきたことにあり、この解決には全国知事会などが求める公費の投入が欠かせないことは、市も議会も一致しているところです。

このような中で、所得の高い世帯の負担をふやすやり方、課税限度額の引き上げが続いてきました。これは国保財政が抱える根本的な解決にはならない上、所得の高い世帯といえども、所得に対する保険税の負担割合が大きく、負担が重いことには変わりはありません。

よって、国保財政の根本的な解決とはならないこの議案には反対するものです。

次に、指定管理者の指定です。

今回は、21の地区コミュニティセンターなどの施設をまちづくり協議会に指定管理をさせる議案と、新たに公設でスタートする亀山南小学校区の放課後児童クラブの施設を亀山南小学校区学童保育所スマイル運営委員会に指定管理をさせる議案です。

私たちはまちづくり協議会や亀山南小学校区学童保育所スマイル運営委員会が、施設を管理運営することに対して、全く異論はありません。問題は、指定管理者制度で行うことです。指定管理者制度は、公の施設を使い、民間の力を活用し住民サービスの向上を図ること、競争させることによってコストダウンを図ることなどを目的に導入されたものです。ところが、今回の議案は、競争性のない非公募で収益性のない施設で指定管理をしようとするものです。市の答弁でも、まちづくり協議会や運営委員会以外の団体などに管理運営を任せる考えはなく、将来にわたってこの団体に任せるとしています。

重ねて申し上げますが、指定管理者制度のメリットの一つは、複数の企業、団体が競争することでサービスの向上が図られることにあります。最初から競争を想定していないのであれば、指定管理する必要はありません。市の直営とし、これらの団体に業務委託すれば済むのです。これらの団体は業務委託であっても、地域の人や利用者の声を聞いて、サービスの向上を目指すことができる団体なのです。一定の年限を区切り、次の指定管理がどうなるのかという不安を与える必要はありません。指定管理者制度を定めた地方自治法第244条の2第3項には「公の施設の設置の目的を効果的に達成するために必要があると認められるときは」とただし書きがされ、公の施設の管理はその設置主体たる地方公共団体が直接これに当たるのが原則とされています。つまり、地方自治法は、住民の利用を、より有効、適切に行うことができる場合に限り、団体に委ねることを許容するという限定的な立場に立っているのです。

以上のとおり、今回提案された施設は指定管理者制度になじまないものであり、直営で業務委託すべきものです。

また、2017年に議会の総務委員会が提言した指定管理者制度の見直しもされていない中で提案されています。

以上のとおり、問題の多いこの議案には反対します。

議員各位のご賛同を求め、討論といたします。

#### ○議長（小坂直親君）

9番 福沢美由紀議員の討論は終わりました。

以上で、通告による討論を終結し、議案第87号から議案第118号までの32件について、起立により採決を行います。

採決に先立って、この際お諮りします。

起立採決の際、着席している場合は、その議案に対して反対とみなすこととしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○議長（小坂直親君）**

ご異議なしと認めます。

起立採決により、着席している場合は反対とみなすこととします。

それではまず、討論のありました議案第90号亀山市国民健康保険税条例の一部改正について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長（小坂直親君）**

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第90号亀山市国民健康保険税条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、同じく討論のありました各地区の地域まちづくり協議会をそれぞれ指定管理者とする議案第96号から議案第115号までの指定管理者の指定についての20件について、一括して起立により採決を行います。

本各案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本各案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長（小坂直親君）**

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第96号から議案第115号までの指定管理者の指定についての20件は、いずれも原案のとおり可決することに決定しました。

次に、同じく討論のありました亀山南小学校区学童保育所スマイル運営委員会を指定管理者とする議案第116号指定管理者の指定について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長（小坂直親君）**

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第116号指定管理者の指定については、原案のとおり決定することにしました。

次に、討論のありました議案以外の議案第87号から議案第89号まで、議案第91号から議案

第95号まで、議案第117号及び議案第118号の10件について、一括して起立により採決を行います。

本各案についての各委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本各案を各委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

#### ○議長（小坂直親君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、

議案第87号 亀山市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

議案第88号 亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

議案第89号 亀山市職員給与条例の一部改正について

議案第91号 亀山市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

議案第92号 令和元年度亀山市一般会計補正予算（第4号）について

議案第93号 令和元年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について

議案第94号 令和元年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第95号 令和元年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第117号 工事請負契約の変更について

議案第118号 市道路線の認定について

は、いずれも原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第33、議案第120号から日程第45、議案第132号までの13件を一括議題とします。

市長に提案理由の説明を求めます。

櫻井市長。

#### ○市長（櫻井義之君登壇）

それでは、ただいま上程いただきました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

まず、議案第120号亀山市固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてでございますが、亀山市固定資産評価審査委員会委員の中野久生氏は、令和2年2月21日をもって任期満了となりますので、引き続き同委員として選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。なお、任期は令和2年2月22日から3年間でございます。

次に、議案第121号亀山市固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてでございますが、亀山市固定資産評価審査委員会委員の水野成樹氏は、令和2年2月21日をもって任期満了となりますので、引き続き同委員として選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。なお、任期は令和2年2月22日から3年間でございます。

次に、議案第122号亀山市固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてでございますが、亀山市固定資産評価審査委員会委員の櫻井紀久氏は、令和2年2月21日をもって任期満了となりますので、引き続き同委員として選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の

同意を求めるものでございます。なお、任期は令和2年2月22日から3年間でございます。

次に、議案第123号亀山市農業委員会委員の任命についてでございますが、亀山市農業委員会委員は、令和2年3月10日をもって任期満了となりますので、引き続き同委員として天野輝美子氏を任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。なお、任期は令和2年3月11日から3年間でございます。

次に、議案第124号亀山市農業委員会委員の任命についてでございますが、亀山市農業委員会委員は、令和2年3月10日をもって任期満了となりますので、新たに同委員として亀山市能褒野町43番地3にお住まいの内田美由紀氏を任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。なお、任期は令和2年3月11日から3年間でございます。

次に、議案第125号亀山市農業委員会委員の任命についてでございますが、亀山市農業委員会委員は、令和2年3月10日をもって任期満了となりますので、引き続き同委員として小林和夫氏を任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。なお、任期は令和2年3月11日から3年間でございます。

次に、議案第126号亀山市農業委員会委員の任命についてでございますが、亀山市農業委員会委員は、令和2年3月10日をもって任期満了となりますので、引き続き同委員として駒田六平氏を任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。なお、任期は令和2年3月11日から3年間でございます。

次に、議案第127号亀山市農業委員会委員の任命についてでございますが、亀山市農業委員会委員は、令和2年3月10日をもって任期満了となりますので、引き続き同委員として坂森正博氏を任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。なお、任期は令和2年3月11日から3年間でございます。

次に、議案第128号亀山市農業委員会委員の任命についてでございますが、亀山市農業委員会委員は、令和2年3月10日をもって任期満了となりますので、引き続き同委員として伊達亀嘉氏を任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。なお、任期は令和2年3月11日から3年間でございます。

次に、議案第129号亀山市農業委員会委員の任命についてでございますが、亀山市農業委員会委員は、令和2年3月10日をもって任期満了となりますので、引き続き同委員として中浦豊子氏を任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。なお、任期は令和2年3月11日から3年間でございます。

次に、議案第130号亀山市農業委員会委員の任命についてでございますが、亀山市農業委員会委員は、令和2年3月10日をもって任期満了となりますので、引き続き同委員として野村幸生氏を任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。なお、任期は令和2年3月11日から3年間でございます。

次に、議案第131号亀山市農業委員会委員の任命についてでございますが、亀山市農業委員会委員は、令和2年3月10日をもって任期満了となりますので、引き続き同委員として早川三雄氏を任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。なお、任期は令和2年3月11日から3年間でございます。

次に、議案第132号亀山市農業委員会委員の任命についてでございますが、亀山市農業委員会委員は、令和2年3月10日をもって任期満了となりますので、新たに同委員として亀山市下庄町1195番地にお住いの松尾浩二氏を任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。なお、任期は令和2年3月11日から3年間でございます。

以上、簡単ではございますが、議会にご提案申し上げております議案の説明といたします。

追加の提案となりましたが、何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（小坂直親君）**

市長の提案理由の説明は終わりました。

これより、議案第120号から議案第132号までの13件について質疑を行います。通告はありませんので、質疑を終結します。

続いてお諮りします。

ただいま議題となっております議案第120号から議案第132号までの13件については、会議規則第36条第3項の規定により、常任委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長（小坂直親君）**

ご異議なしと認めます。

議案第120号から議案第132号までの13件については、常任委員会の付託を省略することに決定しました。

次に、議案第120号から議案第132号までの13件について、討論を行います。通告はありませんので討論を終結し、議案第120号から議案第132号までの13件について、起立により採決を行います。

まず、議案第120号亀山市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（小坂直親君）**

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、議案第120号亀山市固定資産評価審査委員会委員の選任同意については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第121号亀山市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（小坂直親君）**

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、議案第121号亀山市固定資産評価審査委員会委員の選任同意については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第122号亀山市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長（小坂直親君）**

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、議案第122号亀山市固定資産評価審査委員会委員の選任同意については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第123号亀山市農業委員会委員の任命について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長（小坂直親君）**

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、議案第123号亀山市農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第124号亀山市農業委員会委員の任命について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長（小坂直親君）**

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、議案第124号亀山市農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第125号亀山市農業委員会委員の任命について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長（小坂直親君）**

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、議案第125号亀山市農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第126号亀山市農業委員会委員の任命について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（小坂直親君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、議案第126号亀山市農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第127号亀山市農業委員会委員の任命について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（小坂直親君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、議案第127号亀山市農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第128号亀山市農業委員会委員の任命について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（小坂直親君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、議案第128号亀山市農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第129号亀山市農業委員会委員の任命について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（小坂直親君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、議案第129号亀山市農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第130号亀山市農業委員会委員の任命について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（小坂直親君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第130号亀山市農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第131号亀山市農業委員会委員の任命について、起立により採決を行います。  
本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（小坂直親君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、議案第131号亀山市農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第132号亀山市農業委員会委員の任命について、起立により採決を行います。  
本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（小坂直親君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、議案第132号亀山市農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、日程第46、閉会中の継続調査についてを議題とします。

総務委員会、教育民生委員会、産業建設委員会の各委員長から、各委員会における所管事務調査について会議規則第105条の規定に基づき、お手元に配付しました申し出書のとおり閉会中の継続審査の申し出がありました。

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、調査中の事件について、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、亀山市議会会議規則第105条の規定により申し出ます。

記

1. 事 件 「火災の被害拡大防止」について
2. 理 由 火災の被害拡大を防止するため、現在の対策を初め、消火活動や消火訓練のあり方、消防団の環境整備について調査・研究を行う。
3. 期 間 令和元年12月21日～令和2年9月30日

令和元年12月19日

亀山市議会議長 小 坂 直 親 様

---

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、調査中の事件について、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、亀山市議会会議規則第105条の規定により申し出ます。

記

1. 事 件 「亀山市医療センターの可能性」について
2. 理 由 地域医療の充実に向け、『亀山市立医療センターアクションプラン』による取り組み状況について検証を行うとともに、医療センターの新たな可能性について調査・研究を行う。
3. 期 間 令和元年12月21日～令和2年9月30日

令和元年12月19日

教育民生委員会委員長 今 岡 翔 平

亀山市議会議長 小 坂 直 親 様

---

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、調査中の事件について、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、亀山市議会会議規則第105条の規定により申し出ます。

記

1. 事 件 「これからの道路管理」について
2. 理 由 市道の道路管理の課題と新たな管理手法等について調査・研究を行う。

3. 期 間 令和元年12月21日～令和2年9月30日

令和元年12月19日

産業建設委員会委員長 岡 本 公 秀

亀山市議会議長 小 坂 直 親 様

○議長（小坂直親君）

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査することに決定しました。

以上で今期定例会の議事を全て議了しました。

議事を閉じ閉会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

令和元年12月亀山市議会定例会はこれをもって閉会します。

（午前10時43分 閉会）

---

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和元年12月20日

議 長 小 坂 直 親

6 番 尾 崎 邦 洋

14 番 前 田 耕 一